

飯塚市地域防災計画

－ 資 料 編 －

平成 2 6 年 6 月

(最終改正 令和 7 年 5 月)

飯塚市防災会議

目 次

項・番	資 料 名	分 類	頁
【市の現況資料】			
1 災害、危険箇所等			
1-1	飯塚市の風水害	■	1
1-2	飯塚市の土砂災害発生状況	■	10
1-3	飯塚市の地震状況	■	13
1-4	飯塚地区の火災発生状況	■	20
1-5	重要水防箇所（河川）	■	22
1-6	災害危険河川区域	■	25
1-7	砂防指定地指定箇所	■	28
1-8	土石流発生危険箇所	■	30
1-9	地すべり危険箇所	■	36
1-10	急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表	■	37
1-11	急傾斜地崩壊危険箇所	■	38
1-12	道路危険箇所	■	44
1-13	山腹崩壊危険地区	■	47
1-14	崩壊土砂流出危険地区	■	51
1-15	地すべり危険地区（民有林）	■	53
1-16	危険物施設	■	54
1-17	ダム	■	55
1-18	ため池	■	56
2 設備、施設等			
2-1	飯塚市防災行政無線	■通信	60
2-2	地方通信ルート（非常通信ルート）	■通信	63
2-3	水防倉庫	■水防	64
2-4	給水車及び給水タンク保有状況	■給水	65
2-5	水道施設一覧表	■給水	66
2-6	広域避難地	■避難	67
2-7-1	指定緊急避難場所	■避難	69
2-7-2	指定避難所	■避難	71
2-8-1	指定福祉避難所	■避難・要配慮者	73
2-8-2	社会福祉施設	■避難・要配慮者	75
2-9	医療機関	■医療	94
2-10	歯科医院	■医療	97
2-11	保育園、幼稚園、学校	■要配慮者	100
2-12	災害時における臨時ヘリポート	■交通	103
2-13	市有車両	■交通	104
2-14	近隣火葬場	■火葬施設	104
2-15	ゴミ焼却施設	■処理施設	104

項・番	資 料 名	分 類	頁
2－16	し尿処理施設	■処理施設	105
2－17	資源化施設	■処理施設	105
2－18	最終処分場	■処理施設	105
3 関係機関連絡先等			
3－1	関係官公署等所在地及び電話番号一覧表	■	106
【例規、基準、応援協定等】			
4 市、一部事務組合等の例規等			
4－1	飯塚市防災会議条例	◆	112
4－2	飯塚市防災会議委員名簿	■	113
4－3	飯塚市災害対策本部条例	◆	114
4－4	飯塚市災害対策本部規程	◆	115
4－5	飯塚市災害対策本部事務分掌	◆	118
4－6	飯塚市消防団の組織等に関する規則	◆	137
4－7	飯塚市火入れに関する条例	◆	143
4－8	飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例	◆	146
4－9	飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	◆	149
4－10	被害想定箇所における避難指示等の発令基準と現況	◆	152
5 国、県の例規、基準等			
5－1	注意報及び警報の種類並びに発表の基準	◆	157
5－2	気象庁震度階級解説関連表	◆	159
5－3	火災・災害等即報要領	◆	164
5－4	福岡県災害調査報告実施要綱	◆	174
5－5	被害の判定基準	◆	178
5－6	福岡県災害救助法施行細則	◆	181
5－7	災害救助法による救助内容	◆	185
6 応援協定等			
6－1	応援協定等一覧	■	193
【各種様式】			
7 職員の参集			
7－1	参集記録票	□	196
7－2	参集途上の被災状況記録票	□	197
8 情報の収集・伝達			
8－1	被害発生状況連絡票	□	198
8－2	災害箇所一覧表	□	199
8－3	り災台帳	□	200
8－4	人的被害報告	□	202
8－5	住家被害報告	□	203
8－6	その他被害報告	□	204

項・番	資 料 名	分 類	頁
8－7	火災・災害等即報要領(様式)	□	205
8－8	福岡県災害調査報告実施要綱(様式)	□	211
9 応援要請			
9－1	自衛隊災害派遣要請依頼書	□	212
9－2	自衛隊災害派遣撤収依頼書	□	213
9－3	九州地方整備局災害時応援要請依頼書	□	214
10 避難所			
10－1	避難者カード	□	215
10－2	避難者名簿	□	217
10－3	避難所運営記録	□	218
10－4	物品の受払簿(避難所用)	□	219
10－5	避難所設置及び収容状況	□	220
11 救助・医療			
11－1	行方不明者名簿	□	221
11－2	医療救護所開設状況報告	□	222
12 緊急輸送			
12－1	緊急通行車両事前届出書	□	223
12－2	緊急車両以外の車両通行止め標示	□	224
12－3	緊急通行車両通行標章	□	225
12－4	緊急通行車両確認証明書	□	226
12－5	物品の受払簿(物資集配拠点用)	□	227
13 遺体の処理・埋葬			
13－1	遺体処理票	□	228
13－2	遺留品処理票	□	229
14 市民生活の安定			
14－1	り災届出兼証明願	□	230
14－2	り災証明書	□	231
14－3	被害届出兼証明書	□	232
14－4	義援金品受領書	□	233
14－5	避難行動要支援者名簿等	□	234
注) 分類欄は以下を表す。 □：様式、 ■：データベース、 ◆：例規・協定・基準等			

【 市の現況資料 】

1 災害、危険箇所等

1-1 飯塚市の風水害

(1) 災害をもたらした気象事例（福岡県、昭和 20 年以降）

災害発生日		災害名称 種別	人的被害			建 物 被 害				耕 地 被 害	
年	月／日		死者・ 行方不明者	負傷者	被害世帯	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	流失埋没	冠水
			人	人	世帯	棟	棟	棟	棟	ha	ha
S20	9/17～18	枕崎台風	87	61		1,820	1,669	4,375	16,179	27,028	8
S20	10/8～11	阿久根台風	5	2		43	17	706	2,437		1,349
S24	8/13～19	ジュディス台風	7	39		118	298	10,927	28,375	546	31,152
S25	9/13～15	キジア台風	6	3		165	285	2,695	6,913	322	5,833
S26	7/7～17	低気圧による豪雨	8	4		12	31	2,681	2,760	187	35,110
S26	10/13～15	ルース台風	10	2		46	108	798	3,366	376	2,687
S28	6/4～8	梅雨前線及び台風第2号	13	3		14	2	424	5,326	97	9,617
S28	6/25～29	西日本水害（梅雨前線豪雨）	286	1,402		2,150	2,819	92,532	119,127	22,908	54,470
S29	9/26～27	洞爺丸台風	8	13	997	51	98	1,264	9,244	180	5,147
S30	4/14～18	前線豪雨	1	12	251	4	3	339	4,355	14	4,120
S30	7/6～8	梅雨前線降雨	2	1	1,168	7	4	1,192	6,186	94	7,018
S30	9/26～10/1	台風第22号	8	25	1,265	174	313	435	2,074	16	970
S31	8/16～18	台風9号	4	41	2,096	315	726	706	2,613	5	762
S32	7/2～5	梅雨前線豪雨	4	1	527	7	13	527	4,542	2	11,085
S34	7/13～16	梅雨前線豪雨(台風第5号)	24	58	4,586	103	81	4,281	14,674	1,611	9,994
S37	7/1～9	梅雨前線による大雨	4	11		30	29	3,656	23,291	23,490	
S38	6/29～7/2	梅雨前線豪雨	18	10	1,138	45	50	10,279	28,745	339	9,078
S41	6/30～7/2	梅雨前線降雨		12	495	5	10	478	6,823	2	191
S42	7/8～10	梅雨前線豪雨（42年7月豪雨）	2	2	365	1	6	343	7,365	36	3,362
S44	6/28～7月上旬	梅雨前線による大雨		20	1,146	3	8	1,135	8,326	1,379	1,225
S46	7/21～23	豪 雨	2	2	964	12	9	943	4,215	215	5,425
S47	7/3～6	豪 雨	7	9	797	10	23	764	12,861	207	15,556
S47	7/9～13	豪 雨	4	31	3,696	48	180	3,468	19,071	747	21,362
S48	6/26～27	大 雨	4	6	264	2	5	257	3,808	657	10,498
S48	7/30～31	大 雨	28	64	9,112	116	173	8,828	27,143	327	2,628
S51	9/10～13	台風第17号による風水害	2	12	661	27	87	547	7,605	104	2,025
S52	6/9～10	梅雨前線による災害		3	253	5	2	246	2,454	21	1,140
S54	6/27	梅雨前線による災害	7	41	4,475	34	49	4,392	16,998	973	34,385
S55	7/30	梅雨前線の停滞による大雨災害	1	5	240	5	9	226	5,224	110	14,249

災害発生日		災害名称 種別	人的被害			建 物 被 害				耕 地 被 害	
年	月／日		死者・ 行方不明者	負傷 者	被害 世帯	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	流失 埋没	冠水
			人	人	世帯	棟	棟	棟	棟	ha	ha
S55	8/28～31	前線の停滞による大雨災害	8	28	2,321	44	65	2,321	10,969	404	12,363
S56	6/25～7/7	S56.6.25～7.7 にかけての梅雨前線（大雨災害）	4	45	1,514	16	44	1,442	5,973	150	7,475
S57	7/10～25	昭和57年7月豪雨				1	1	273	4,447	6	3,844
S58	7/15～17	梅雨前線による大雨						207	2,640	6	
S60	6/21～7/6	梅雨前線による大雨	3	13	431 (1,185)	6	74(65)	351	4,124	108	19,126
H2	6/28～7/3	梅雨前線豪雨被害									
H11	6/23～7/3	豪雨災害	2	重傷3 軽傷3	290	7	6	1,273	4,890	77	2,534
H15	7/18～19	集中豪雨災害	死者1	重傷10 軽傷4	3,415	26	半壊56	3,472	3,489	73	1,053
H21	7/24～8/6	平成21年7月中国・九州北部豪雨	10	重傷9 軽傷9	1,522	13	半壊11 一部70	1,319	4,157	93.1	1,763.5
H24	7/13～8/6	平成24年7月九州北部豪雨	死者4	重傷8 軽傷9	1,583	70	半壊432 一部117	1,085	4,678	445.3	3,347.2
H30	7/5～	大 雨	死者3	重傷8 軽傷7	1,378	19	半壊230 一部159	929	2,461	138.0	971.0

注) 床下浸水 2,000 件以上を抜粋

出典：福岡県主要自然災害被害統計

(2) 飯塚市の被害状況 (H11～H15)

年			H11 (飯塚地区のみ)			H13		H15	
月 日			6/29～30	7/2～3	計	6/19～25	計	7/1	7/11
気 象			集中豪雨	集中豪雨		豪雨		大雨	大雨
人 的 被 害	死者								
	行方不明者								
	負傷者	重症							
		軽傷							
住 家 被 害	全壊	棟	1		1				
		世帯	1		1				
		人	1		1				
	半壊	棟	1		1				
		世帯	1		1				
		人	4		4				
	一部損壊	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟	24		24	15	15		
		世帯	24		24	21	21		
		人	63		63	52	52		
	床下浸水	棟	247	12	259	129	129		6
		世帯	247	12	259	126	126		6
		人	614	29	643	258	258		12
非 住 家	公共施設	棟						1	
	その他	棟	1		1				
田	流出埋没	ha	5.00		5.00	10.11	10.11		
	冠水	ha	100.00		100.00	109.00	109.00		
畑	流出埋没	ha				0.38	0.38		
	冠水	ha	1.00		1.00	39.10	39.10		
文化施設	箇所	3			3	2	2		
医療機関	箇所								
道路	箇所	62			62	45	45	1	12
橋梁	箇所	1			1				1
河川	箇所	69			69	36	36		1
砂防	箇所								
清掃施設	箇所								
崖崩れ	箇所	100	8		108	29	29	1	2
鉄道不通	箇所								
航空機被害	機								
水道	戸	40			40				
電話	回線								
電気	戸								
ガス	戸								
ブロック	箇所	3			3				
り災世帯	世帯	3			3	21	21		
り災者数	人	7			7	52	52		

(2) 飯塚市の被害状況 (H15～H17)

年			H15		H16			H17	
月 日			7/18～19	計	6/25～27	9/6～7	計		計
気 象			集中豪雨		大雨	台風18号		大雨	
人的被害	死者								
	行方不明者								
	負傷者	重症	2	2					
		軽傷							
住家被害	全壊	棟	7	7					
		世帯	7	7					
		人	23	23					
	半壊	棟	10	10		1	1		
		世帯	8	8		1	1		
		人	22	22		1	1		
	一部損壊	棟	39	39					
		世帯	39	39					
		人	111	111					
	床上浸水	棟	1,976	1,976					
		世帯	2,146	2,146					
		人	4,745	4,745					
	床下浸水	棟	1,392	1,398					
		世帯	1,445	1,451					
		人	3,419	3,431					
非住家	公共施設	棟		1					
	その他	棟	129	129					
田	流出埋没	ha	16.60	16.60					
	冠水	ha	761.00	761.00					
畑	流出埋没	ha							
	冠水	ha	29.00	29.00					
文化施設		箇所	15	15					
医療機関		箇所	36	36					
道路		箇所	227	240	2		2		
橋梁		箇所	5	6					
河川		箇所	139	140	10		10		
砂防		箇所							
清掃施設		箇所	1	1					
崖崩れ		箇所	402	405	3		3		
鉄道不通		箇所	2	2					
航空機被害		機							
水道		戸	6,355	6,355					
電話		回線							
電気		戸	259	259				400	400
ガス		戸	973	973					
ブロック		箇所	18	18					
り災世帯		世帯	2,084	2,084					
り災者数		人	4,608	4,608					

(2) 飯塚市の被害状況 (H18～H21)

年			H18		H20			H21	
月 日			9/17～18	計	6/19～22	8/4～17	計	6/29～7/1	7/24～8/6
気 象			台風 13 号		大雨	大雨		大雨	中国・九州北部豪雨
人 的 被 害	死者								1
	行方不明者								
	負傷者	重症							
		軽傷							
住 家 被 害	全壊	棟							2
		世帯							5
		人							9
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部損壊	棟							5
		世帯							5
		人							15
	床上浸水	棟							406
		世帯							483
		人							1,020
	床下浸水	棟							874
		世帯							902
		人							1,919
非 住 家	公共施設	棟							6
	その他	棟							452
田	流出埋没	ha							18
	冠水	ha							213
畑	流出埋没	ha							2
	冠水	ha							
文化施設		箇所	2	2					18
医療機関		箇所							2
道路		箇所							224
橋梁		箇所							
河川		箇所			2	2	4	1	124
砂防		箇所							
清掃施設		箇所							
崖崩れ		箇所						4	85
鉄道不通		箇所							2
航空機被害		機							
水道		戸							
電話		回線							
電気		戸							
ガス		戸							
ブロック		箇所							5
り災世帯		世帯							488
り災者数		人							1,029

(2) 飯塚市の被害状況 (H21～H26)

年			H21	H22			H24		H26
月 日			計	6/28～29	7/11～16	計	7/13～8/6	計	8/21～22
気 象				大雨	大雨		九州北部豪雨		大雨
人的被害	死者		1						
	行方不明者								
	負傷者	重症							
		軽傷							
住家被害	全壊	棟	2						
		世帯	5						
		人	9						
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部損壊	棟	5		1	1	1	1	
		世帯	5		1	1	1	1	
		人	15		6	6	1	1	
	床上浸水	棟	406		55	55	3	3	
		世帯	483		55	55	3	3	
		人	1,020		150	150	12	12	
	床下浸水	棟	874		152	152	28	28	
		世帯	902		152	152	28	28	
		人	1,919		355	355	44	44	
非住家	公共施設	棟	6						
	その他	棟	452		68	68			
田	流出埋没	ha	18		6.00	6.00			
	冠水	ha	213		247.00	247.00			
畑	流出埋没	ha	2		1.00	1.00			
	冠水	ha			9.00	9.00			
文化施設		箇所	18		6	6			
医療機関		箇所	2						
道路		箇所	224	1	689	690			1
橋梁		箇所		1	3	4			1
河川		箇所	125		94	94			1
砂防		箇所							
清掃施設		箇所							
崖崩れ		箇所	89	1	36	37			
鉄道不通		箇所	2		3	3			
航空機被害		機							
水道		戸							
電話		回線							
電気		戸							
ガス		戸							
ブロック		箇所	5		5	5			
り災世帯		世帯	488		55	55			
り災者数		人	1,029		150	150			

(2) 飯塚市の被害状況 (H26～H30)

年			H26	H27		H28			H30
月 日			計	8/24～26	計	1/23～30	4/14～	計	7/5～17
気 象				台風 15 号		大雪	熊本地震		平成 30 年 7 月豪雨
人的被害	死者								
	行方不明者								
	負傷者	重症							2
		軽傷		2	2	2	2	4	3
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							190
		世帯							190
		人							342
	一部損壊	棟							1
		世帯							1
		人							1
	床上浸水	棟							264
		世帯							264
		人							511
	床下浸水	棟		3	3				317
		世帯		3	3				317
		人		6	6				709
非住家	公共施設	棟						2	
	その他	棟						2	
田	流出埋没	ha						12.6	
	冠水	ha						697.0	
畑	流出埋没	ha						18.4	
	冠水	ha							
文化施設		箇所							
医療機関		箇所							
道路		箇所	1					75	
橋梁		箇所	1						
河川		箇所	1					44	
砂防		箇所							
清掃施設		箇所							
崖崩れ		箇所						38	
鉄道不通		箇所							
航空機被害		機							
水道		戸				11,950		11,950	
電話		回線							
電気		戸							
ガス		戸							
ブロック		箇所							
り災世帯		世帯						454	
り災者数		人						853	

(2) 飯塚市の被害状況 (H30～R3)

年			H30	R 元			R2		R3
月 日			計	7/20～23	9/22～23	計	7/6～8	計	8/11～19
気 象				大雨	台風 17 号		令和 2 年 7 月豪雨		大雨
人 的 被 害	死者								
	行方不明者								
	負傷者	重症	2						
		軽傷	3		1	1			
住 家 被 害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟	190						
		世帯	190						
		人	342						
	一部損壊	棟	1	1		1			
		世帯	1	1		1			
		人	1	4		4			
	床上浸水	棟	264						1
		世帯	264						1
		人	511						1
	床下浸水	棟	317				1	1	4
		世帯	317				1	1	4
		人	709				2	2	9
非 住 家	公共施設	棟	2					6	
	その他	棟	2	2		2	1	1	
田	流出埋没	ha	12. 6						
	冠水	ha	697. 0						
畑	流出埋没	ha	18. 4						
	冠水	ha							
文化施設		箇所							
医療機関		箇所							
道路		箇所	75				8	8	4
橋梁		箇所							
河川		箇所	44						
砂防		箇所							
清掃施設		箇所							
崖崩れ		箇所	38						
鉄道不通		箇所							
航空機被害		機							
水道		戸							
電話		回線							
電気		戸							
ガス		戸							
ブロック		箇所							
り災世帯		世帯	454						1
り災者数		人	853						1

(2) 飯塚市の被害状況 (R3～)

年			R3	R5					
月 日			計	6/29～ 7/2	7/7～14	計			
気 象				大雨	梅雨前線 豪雨				
人 的 被 害	死者								
	行方不明者								
	負傷者	重症							
		軽傷							
住 家 被 害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部損壊	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟	1						
		世帯	1						
		人	1						
	床下浸水	棟	4		7	7			
		世帯	4		7	7			
		人	9		7	7			
非 住 家	公共施設	棟	6						
	その他	棟							
田	流出埋没	ha							
	冠水	ha							
畑	流出埋没	ha							
	冠水	ha							
文化施設		箇所							
医療機関		箇所							
道路		箇所	4	19	50	69			
橋梁		箇所							
河川		箇所			8	8			
砂防		箇所							
清掃施設		箇所							
崖崩れ		箇所							
鉄道不通		箇所							
航空機被害		機							
水道		戸							
電話		回線							
電気		戸							
ガス		戸							
ブロック		箇所							
り災世帯		世帯	1						
り災者数		人	1						

出典：福岡県災害年報

1-2 飯塚市の土砂災害発生状況

【飯塚市で発生した土砂災害の詳細（2009 年以前）】

災害 No	現象の 種別	発生年月日					旧市町 村名	住 所		土砂移動の規模 上段：がけ崩れ 下段：土石流			被害状況(人数、戸数)							
		年	月	日	時	分		大字	字	崩壊流出 土砂量 (m3)	崩壊深 堆積深 (m)	崩壊面積 氾濫面積 (m2)	死者 不明者	負傷 者	全壊	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水	非住 家 被害
1	がけ崩れ	1977	(S52)	4	27	22 30	旧筑穂町	大分	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
2	がけ崩れ	1979	(S54)	6	26	- -	旧穂波町	堀池	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
3	がけ崩れ	1979	(S54)	6	26	- -	旧穂波町	楽市	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
4	がけ崩れ	1979	(S54)	6	26	- -	旧穂波町	平恒	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
5	がけ崩れ	1979	(S54)	6	26	- -	旧穂波町	安恒	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
6	がけ崩れ	1979	(S54)	6	26	- -	旧穂波町	高田	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	4	0	0	0
7	がけ崩れ	1979	(S54)	6	26	- -	旧穂波町	舍利蔵	-	不明	不明	不明	0	0	0	1	0	0	0	0
8	地すべり	1979	(S54)	6	28	14 0	旧筑穂町	内住	九郎原	30,000	不明	2,400	0	0	0	0	0	0	0	0
9	がけ崩れ	1979	(S54)	6	29	9 0	旧飯塚市	柏の森	金池	250	不明	1,050	0	0	0	0	4	0	0	0
10	がけ崩れ	1979	(S54)	6	30	7 0	旧飯塚市	明星寺	金池	300	不明	不明	0	0	0	4	4	0	0	0
11	がけ崩れ	1979	(S54)	6	30	7 0	旧飯塚市	明星寺	南谷	2,000	不明	2,400	0	2	0	2	0	0	0	0
12	土石流	1980	(S55)	7	10	20 30	旧飯塚市	中	白鷺池ノ原	28,000	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
13	がけ崩れ	1980	(S55)	8	30	8 0	旧飯塚市	立岩	浦ノ谷	35	不明	不明	0	0	0	0	1	0	0	0
14	がけ崩れ	1980	(S55)	8	30	4 0	旧飯塚市	幸袋	城ノ腰	50	不明	不明	0	0	0	0	1	0	0	0
15	がけ崩れ	1980	(S55)	8	30	15 0	旧飯塚市	幸袋	野添	30	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
16	がけ崩れ	1980	(S55)	8	30	8 0	旧飯塚市	伊川	持田	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
17	がけ崩れ	1980	(S55)	8	30	5 0	旧飯塚市	大日寺	屋敷	50	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
18	土石流	1980	(S55)	8	31	14 30	旧飯塚市	建花寺	-	不明	不明	不明	0	0	1	0	0	0	0	0
19	土石流	1983	(S58)	7	15	- -	旧穂波町	南尾	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
20	がけ崩れ	1983	(S58)	7	16	- -	旧穂波町	楽市	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
21	不明	1984	(S59)	9	4	11 0	旧穂波町	楽市	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	1	0	0	0
22	がけ崩れ	1985	(S60)	6	25	19 20	旧飯塚市	八木山	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
23	がけ崩れ	1985	(S60)	6	25	2 5	旧穂波町	忠隈	忠隈	30	不明	40	0	0	0	0	1	0	0	0
24	不明	1985	(S60)	6	25	- -	旧穂波町	楽市	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
25	不明	1985	(S60)	6	25	- -	旧穂波町	舍利蔵	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
26	土石流	1985	(S60)	6	25	9 30	旧庄内町	仁保	-	21000	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
27	不明	1985	(S60)	7	3	- -	旧穂波町	楽市	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
28	がけ崩れ	1993	(H5)	6	18	- -	旧筑穂町	阿恵	山下	不明	不明	30	0	0	0	0	0	0	0	0
29	がけ崩れ	1993	(H5)	6	18	- -	旧額田町	鹿毛馬	鹿毛馬	不明	不明	20	0	0	0	0	0	0	0	0
30	がけ崩れ	1993	(H5)	8	19	- -	旧額田町	鹿毛馬	-	不明	不明	20	0	0	0	0	0	0	0	0
31	がけ崩れ	1995	(H7)	5	14	15 0	旧庄内町	赤坂	-	30m3	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
32	がけ崩れ	1995	(H7)	7	3	16 5	旧飯塚市	八木山	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
33	がけ崩れ	1997	(H9)	7	10	- -	旧筑穂町	桑曲	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
34	がけ崩れ	1997	(H9)	7	10	17 30	旧庄内町	仁保	仁保	不明	不明	15	0	0	0	0	0	0	0	0
35	がけ崩れ	1997	(H9)	7	14	- -	旧飯塚市	八木山	-	不明	不明	50	0	0	0	0	0	0	0	0
36	がけ崩れ	1997	(H9)	7	9	- -	旧筑穂町	大分	-	不明	不明	600	0	0	0	0	0	0	0	0
37	がけ崩れ	1997	(H9)	8	12	- -	旧飯塚市	相田	相田	不明	不明	10	0	0	0	0	0	0	0	0
38	がけ崩れ	1997	(H9)	8	12	- -	旧飯塚市	八木山	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
39	がけ崩れ	1999	(H11)	5	24	10 0	旧飯塚市	相田	-	不明	不明	不明	0	0	1	0	0	0	0	0
40	がけ崩れ	1999	(H11)	5	24	12 10	旧飯塚市	明星寺	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
41	がけ崩れ	1999	(H11)	5	24	12 10	旧筑穂町	大分	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
42	がけ崩れ	1999	(H11)	6	30	- -	旧穂波町	高田	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
43	がけ崩れ	2001	(H13)	6	20	- -	旧穂波町	忠隈	-	-	-	150	0	0	0	0	0	0	0	0
44	がけ崩れ	2003	(H15)	7	1	13 10	旧庄内町	赤坂	-	350	-	300	0	0	0	0	0	0	0	0
45	がけ崩れ	2003	(H15)	7	11	18 40	旧飯塚市	川島	-	5	不明	18	0	0	0	0	0	0	0	0
46	がけ崩れ	2003	(H15)	7	11	17 30	旧飯塚市	庄司	-	2	不明	9	0	0	0	0	0	0	0	0
47	がけ崩れ	2003	(H15)	7	11	17 30	旧飯塚市	庄司	-	8	不明	22	0	0	0	0	0	0	0	0
48	がけ崩れ	2003	(H15)	7	11	- -	旧飯塚市	庄司	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
49	がけ崩れ	2003	(H15)	7	11	18 30	旧飯塚市	花瀬	-	8	不明	13	0	0	0	0	0	0	0	0
50	がけ崩れ	2003	(H15)	7	11	19 0	旧飯塚市	明星寺	-	2	0.4	10	0	0	0	0	0	0	0	0
51	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18～19	- -	旧飯塚市	横田	-	調査中	-	-	0	0	0	0	0	0	0	1
52	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18～19	- -	旧飯塚市	横田	中央区	調査中	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
53	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18～19	- -	旧飯塚市	伊川	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
54	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18～19	- -	旧飯塚市	伊川	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
55	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18～19	- -	旧飯塚市	伊川	-	-	-	-	0	0	0	0	1	0	0	1
56	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18～19	- -	旧飯塚市	伊川	-	-	-	-	0	0	0	0	1	0	0	0
57	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18～19	- -	旧飯塚市	明星寺	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
58	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18～19	- -	旧飯塚市	明星寺	-	不明	不明	不明	-	-	-	-	-	-	-	-
59	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18～19	- -	旧飯塚市	大日寺	-	-	-	-	0	0	0	0	1	0	0	0

60	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧穂波町	弁分	-	30	1	70	0	0	0	0	0	0	0
61	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧穂波町	天道	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0
62	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧穂波町	椋本	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0
63	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧穂波町	高田	-	50	5	220	0	0	0	0	0	0	0
64	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧穂波町	舍利蔵 本谷	-	500	6	750	0	0	1	0	0	0	0
65	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧筑穂町	馬敷	-	150	3	320	0	0	0	0	0	0	0
66	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧筑穂町	馬敷	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0
67	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧筑穂町	馬敷	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0
68	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧筑穂町	馬敷	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0
69	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧筑穂町	馬敷	-	-	-	-	0	0	0	0	1	0	0
70	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧筑穂町	馬敷	-	-	-	-	0	0	0	0	1	0	0
71	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧筑穂町	大分	-	400	2.5	400	0	0	0	0	2	0	0
72	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧筑穂町	大分	-	調査中	-	-	0	0	0	0	0	0	0
73	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧筑穂町	大分	-	7	0.5	15	0	0	0	0	0	0	0
74	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧筑穂町	大分	-	10	0.7	10	0	0	0	0	0	0	0
75	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧筑穂町	大分	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0
76	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧筑穂町	大分	-	調査中	-	-	0	0	0	0	0	0	0
77	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧筑穂町	大分	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0
78	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧筑穂町	大分	-	50	1	100	0	0	0	0	0	0	0
79	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧筑穂町	大分	-	6	0.5	12	0	0	0	0	0	0	0
80	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧筑穂町	大分	-	50	1	80	0	0	0	0	0	0	0
81	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧筑穂町	大分	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0
82	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧筑穂町	北古賀	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0
83	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧筑穂町	北古賀	-	5	-	18	0	0	0	0	0	0	0
84	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧筑穂町	北古賀	-	5	1	8	0	0	0	0	0	0	0
85	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧筑穂町	北古賀	-	5	1	10	0	0	0	0	0	0	0
86	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧筑穂町	北古賀	-	調査中	-	-	0	0	0	0	0	0	0
87	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧筑穂町	筑穂元吉	-	1.5	1.4	30	0	0	0	0	0	0	0
88	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧筑穂町	筑穂元吉	-	200～300	3	150	0	0	0	0	0	0	0
89	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧筑穂町	平塚	-	10	0.5	18	0	0	0	0	0	0	0
90	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧筑穂町	山口	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0
91	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧庄内町	有安	-	調査中	-	-	0	0	0	0	0	0	0
92	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧額田町	口原	-	40	2	140	0	0	1	0	0	0	0
93	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧額田町	口原	-	30	3	90	0	0	0	0	1	0	0
94	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧額田町	口原	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0
95	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧額田町	勢田 弥ハッ谷	-	-	-	-	0	0	0	1	0	0	0
96	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧額田町	勢田 北勢田	-	30	0.5	56	0	0	0	1	0	0	0
97	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧額田町	勢田 北勢田	-	不明	2	625	0	0	0	0	0	0	0
98	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧額田町	勢田 浪打	-	調査中	-	-	0	0	0	0	0	0	0
99	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧額田町	勢田 東勢田1	-	調査中	-	-	0	0	0	0	0	0	0
100	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧額田町	勢田 明治2	-	30	3	75	0	0	0	0	0	0	0
101	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧額田町	勢田 東勢田2	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0
102	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧額田町	勢田 明治1	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0
103	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧額田町	勢田 明治2	-	-	-	-	0	0	0	0	1	0	0
104	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧額田町	勢田 上勢田	-	30	1.5	75	0	0	0	0	0	0	0
105	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧額田町	勢田	-	40	1.5	270	0	0	0	0	0	0	0
106	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧額田町	勢田	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0
107	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧額田町	勢田	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0
108	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧額田町	鹿毛馬	-	20	1.5	80	0	0	0	0	0	0	1
109	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧額田町	鹿毛馬	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	1
110	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧額田町	鹿毛馬	-	-	-	-	0	0	0	0	1	0	0
111	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧額田町	鹿毛馬 小峠	-	300	5	320	0	0	0	0	0	0	0
112	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧額田町	鹿毛馬 小峠	-	10	1	28	0	0	0	0	0	0	0
113	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧額田町	鹿毛馬 小峠	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	1
114	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧額田町	鹿毛馬 小峠	-	2,000	2	1,300	0	0	0	0	0	0	0
115	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧額田町	鹿毛馬 小峠	-	30	2	95	0	0	0	0	0	0	0
116	ががが	2003	(H15)	7	18～19	-	-	旧額田町	鹿毛馬	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0
117	ががが	2003	(H15)	7	19	2	45	旧飯塚市	西町	-	調査中	-	-	0	0	0	0	0	0	0
118	ががが	2003	(H15)	7	19	4	30	旧飯塚市	下三緒	-	228	-	-	175	0	0	0	0	0	0
119	ががが	2003	(H15)	7	19			旧飯塚市	下三緒	-	調査中	-	-	0	0	0	0	0	0	0

120	がけ崩れ	2003	(H15)	7	19			旧飯塚市	下三緒	-	調査中	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
121	がけ崩れ	2003	(H15)	7	19	2	0	旧飯塚市	柏の森	428	-	-	313	0	0	0	0	1	0	0	0	1	
122	がけ崩れ	2003	(H15)	7	19	4	40	旧飯塚市	立岩	-	150	1	300	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
123	がけ崩れ	2003	(H15)	7	19	-	-	旧飯塚市	川島	-	調査中	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
124	がけ崩れ	2003	(H15)	7	19	4	40	旧飯塚市	鯉田	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
125	がけ崩れ	2003	(H15)	7	19	4	40	旧飯塚市	鯉田	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
126	がけ崩れ	2003	(H15)	7	19	18	0	旧飯塚市	津島	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
127	がけ崩れ	2003	(H15)	7	19			旧飯塚市	伊川	528	-	-	34	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
128	がけ崩れ	2003	(H15)	7	19	2	56	旧飯塚市	花瀬	-	調査中	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
129	がけ崩れ	2003	(H15)	7	19	15	0	旧飯塚市	大日寺	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
130	がけ崩れ	2003	(H15)	7	19	17	50	旧飯塚市	大日寺	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
131	がけ崩れ	2003	(H15)	7	19	2	40	旧飯塚市	大日寺	648	-	-	150	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
132	がけ崩れ	2003	(H15)	7	19	4	30	旧穂波町	安恒	-	150	5	300	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
133	がけ崩れ	2003	(H15)	7	19	3	45	旧穂波町	安恒	-	-	-	63	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
134	がけ崩れ	2003	(H15)	7	19	-	-	旧穂波町	津原	-	100	1	100	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
135	がけ崩れ	2003	(H15)	7	19	4	20	旧穂波町	津原	-	-	2	260	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
136	がけ崩れ	2003	(H15)	7	19	6	0	旧穂波町	津原	-	-	-	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
137	がけ崩れ	2003	(H15)	7	19	2	30	旧穂波町	高田	-	50	5	220	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
138	がけ崩れ	2003	(H15)	7	19	2	30	旧穂波町	高田	-	100	4	300	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
139	がけ崩れ	2003	(H15)	7	19	-	-	旧筑穂町	内住	-	調査中	-	-	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
140	がけ崩れ	2003	(H15)	7	19	-	-	旧筑穂町	内住	-	調査中	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
141	土石流	2003	(H15)	7	19	4	30	旧筑穂町	内住	-	-	-	-	0	0	0	0	1	1	4	0	0	
142	土石流	2003	(H15)	7	19	-	-	旧筑穂町	内住	-	不明	不明	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
143	がけ崩れ	2003	(H15)	7	19	4	30	旧筑穂町	馬敷	-	-	-	175	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
144	がけ崩れ	2003	(H15)	7	19	5	0	旧筑穂町	大分	-	-	-	219	0	0	0	4	0	0	0	0	0	
145	がけ崩れ	2003	(H15)	7	19	5	0	旧庄内町	庄内元吉	74	200	2	1500	0	0	0	0	2	0	0	0	0	
146	土石流	2003	(H15)	7	19	別方		旧庄内町	庄内元吉	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
147	がけ崩れ	2003	(H15)	7	19	4	0	旧庄内町	有井	966	90	1.5	180	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
148	土石流	2003	(H15)	7	19	-	-	旧庄内町	多田	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
149	がけ崩れ	2003	(H15)	7	19	5	0	旧額田町	勢田 上勢田	-	-	2	300	0	0	1	0	1	0	0	0	0	
150	地すべり	2003	(H15)	7	19	5	0	旧額田町	勢田	-	-	-	248	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
151	土石流	2003	(H15)	7	19	5	0	旧額田町	鹿毛馬 牧龍	-	-	-	-	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
152	がけ崩れ	2003	(H15)	7	20	5	30	旧飯塚市	下三緒	-	調査中	-	-	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
153	がけ崩れ	2003	(H15)	7	20	9	25	旧飯塚市	柏の森	-	調査中	-	-	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
154	がけ崩れ	2003	(H15)	7	20	15	15	旧飯塚市	柏の森	-	調査中	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
155	がけ崩れ	2003	(H15)	7	20	12	40	旧飯塚市	相田	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
156	がけ崩れ	2003	(H15)	7	20	-	-	旧飯塚市	大日寺	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
157	がけ崩れ	2003	(H15)	7	20	15	15	旧飯塚市	大日寺	-	不明	不明	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
158	がけ崩れ	2003	(H15)	7	21	16	3	旧飯塚市	下三緒	-	調査中	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
159	がけ崩れ	2003	(H15)	7	21	10	0	旧飯塚市	柏の森	-	調査中	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
160	がけ崩れ	2004	(H16)	6	26	10	35	旧飯塚市	上三緒	-	5	0.3	175	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
161	がけ崩れ	2004	(H16)	6	26	10	35	旧飯塚市	中	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	
162	がけ崩れ	2004	(H16)	9	8	-	-	旧穂波町	平恒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

163	がけ崩れ	2007(H19)	7	6	-	-	旧額田町	鹿毛馬	-	2		10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
164	がけ崩れ	2008(H20)	6	21	-	-	旧筑穂町	弥山	-	7		30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
165	その他	2008(H20)	6	21	-	-	旧筑穂町	内野	-				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
166	その他	2008(H20)	6	21	-	-	旧筑穂町	内野	-			1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
167	その他	2008(H20)	6	21	-	-	旧筑穂町	内野	-			9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
168	その他	2008(H20)	6	21	-	-	旧筑穂町	邪山	-			1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
169	その他	2008(H20)	6	21	-	-	旧穂波町	太郎丸	-			1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
170	その他	2008(H20)	6	21	-	-	旧飯塚市	建花寺	-			1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
171	がけ崩れ	2009(H21)	7	24	-	-	旧筑穂町	弥山	-	30.0		10.0×10.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
172	がけ崩れ	2009(H21)	7	24	-	-	旧額田町	勢田	-	50	2	270	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0
173	がけ崩れ	2009(H21)	7	24	-	-	旧額田町	勢田	-	50	2	270	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0
174	土石流	2009(H21)	7	24	-	-	旧庄内町	多田	-				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
175	がけ崩れ	2009(H21)	7	24	-	-	旧筑穂町	内野	-				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

出典：福岡県 砂防課

1-3 飯塚市の地震状況

(1) 飯塚市の地震状況

【飯塚市内で震度3以上が観測された地震（1996年以降）】

西暦	発生日	M	震央地名	最大震度	飯塚市最大震度
1997	H9. 6. 25	6. 6	山口県中部	5 強	3
2001	H13. 3. 24	6. 7	安芸灘	6 弱	3
2005	H17. 3. 20～22	5. 4、7. 0（計2回）	福岡県北西沖	4、6 弱	3、5 強
2005	H17. 4. 20	5. 1、5. 8（計2回）	福岡県北西沖	4、5 強	3、4
2005	H17. 5. 2	5. 0	福岡県福岡地方	4	3
2009	H21. 6. 25	4. 7	大分県西部	4	3
2014	H26. 3. 14	6. 2	伊予灘	5 強	3
2016	H28. 4. 14～18	5. 3～7. 3（計10回）	熊本県阿蘇地方、熊本地方	4～7	3（9回）、4（1回）
2016	H28. 9. 1	4. 8	熊本県熊本地方	4	3
2022	R4. 1. 22	6. 6	日向灘	5 強	3

注）合併前の旧町範囲も含む。

出典：気象庁 HP（気象統計情報）

(2) 福岡県の被害状況

【福岡県に被害を及ぼした主な地震（1995年以前）】

西暦	発生日	M	地域(名称)	福岡県内の主な被害
679	天武 7	6.5～7.5	筑紫	家屋倒壊多く、幅2丈、長さ3千余丈の地割れが生じた。
1707	宝永 4.10.28	8.6	(宝永地震)	(南海トラフの巨大地震。)筑後でも死者・家屋全壊があった。
1848	弘化 4.1.10	5.9	筑後	柳川で家屋倒壊あり。
1854	安政 1.12.24	8.4	安政南海地震	(安政東海地震の32時間に発生、二つの地震の被害や、津波被害と区別困難。)
1854	安政 1.12.26	7.4	伊予西部	小倉で家屋倒壊あり。
1889	明治 22.7.28	6.3	熊本	柳川付近で家屋倒壊60棟余り。
1898	明治 31.8.10	6	福岡市付近	負傷者3人。糸島郡で家屋全壊7棟。

出典：地震調査研究推進本部『日本の地震活動―被害地震から見た地域別の特徴―』

(3) 全国地震災害状況

【日本付近で発生した主な被害地震（1996年以降、最大震度5弱以上）】

西暦	発生日	M	震央地名・地震名	人的被害	物的被害	最大震度	津波
1996	H8. 3. 6	5. 5	山梨県東部 〔山梨県東部・富士五湖〕	負8	住家一部破損86など	5	
1996	H8. 8. 11	6. 1	秋田県内陸南部	負16	住家半壊28 一部破損185など	5	
1996	H8. 12. 21	5. 6	茨城県南部	負1	住家一部破損82など	5 弱	
1997	H9. 3. 3	5. 5	伊豆半島東方沖	負3	住家一部破損65 崖崩れなど	5 弱	
1997	H9. 3. 16	5. 9	愛知県東部	負4	住家一部破損2など	5 強	
1997	H9. 3. 26	6. 6	鹿児島県薩摩地方	負37	住家全壊4 半壊34	5 強	

西暦	発生年月日	M	震央地名・地震名	人的被害	物的被害	最大震度	津波
1997	H9. 5. 13	6. 4	鹿児島県薩摩地方	負 74	住家全壊 4 半壊 31	6 弱	
1997	H9. 6. 25	6. 6	山口県北部	負 2	住家全壊 1 半壊 2	5 強	
1998	H10. 9. 3	6. 2	岩手県内陸北部	負 9	道路被害など	6 弱	
2000	H12. 6. 3	6. 1	千葉県北東部 〔千葉県東方沖〕	負 1	住家一部破損 30 など	5 弱	
2000	H12. 6. 7	6. 2	石川県西方沖	負 3	住家一部破損 1 など	5 弱	
2000	H12. 6. 8	5. 0	熊本県熊本地方	負 1	住家一部破損 5 など	5 弱	
2000	H12. 7. 1	6. 5	新島・神津島近海	死 1	住家一部破損 15 など	6 弱	7cm
2000	H12. 7. 15	6. 3	新島・神津島近海	負 14	住家半壊 7 など	6 弱	7cm
2000	H12. 7. 30	6. 5	三宅島近海	負 1	住家一部破損 1 など	6 弱	14cm
2000	H12. 10. 6	7. 3	鳥取県西部 平成 12 年(2000 年) 鳥取県西部地震	負 182	住家全壊 435 半壊 3, 101 など	6 強	
2000	H12. 10. 31	5. 7	三重県中部	負 6	住家一部破損 2 など	5 弱	
2001	H13. 1. 4	5. 3	新潟県中越地方	負 2	住家一部破損 607 など	5 弱	
2001	H13. 3. 24	6. 7	安芸灘 平成 13 年(2001 年) 芸予地震	死 2 負 288	住家全壊 70 半壊 774 など	6 弱	
2001	H13. 4. 3	5. 3	静岡県中部	負 8	住家一部破損 80 など	5 強	
2002	H14. 2. 12	5. 7	茨城県沖	負 1	非住家破損など	5 弱	
2002	H14. 10. 14	6. 1	青森県東方沖	負 2	なし	5 弱	
2002	H14. 11. 3	6. 3	宮城県沖	負 1	なし	5 弱	
2003	H15. 5. 26	7. 1	宮城県沖	負 174	住宅全壊 2 棟 住宅半壊 21 棟など	6 弱	
2003	H15. 7. 26	6. 4	宮城県北部〔宮城県中部〕	負 677	住宅全壊 1, 276 棟 住宅半壊 3, 809 棟など	6 強	
2003	H15. 9. 26	8. 0	釧路沖〔十勝沖〕 平成 15 年(2003 年) 十勝沖地震	死 1 不明 1 負 849	住宅全壊 116 棟 住宅半壊 368 棟など	6 弱	255cm
2004	H16. 9. 5	7. 1	紀伊半島沖 〔三重県南東沖〕	負 6	水道管破損など	5 弱	63cm
2004	H16. 9. 5	7. 4	東海道沖〔三重県南東沖〕	負 36	住家一部破損 2 棟など	5 弱	101cm
2004	H16. 10. 6	5. 7	茨城県南部	負 4	水道管破裂など	5 弱	
2004	H16. 10. 23	6. 8	新潟県中越地方 平成 16 年(2004 年) 新潟県中越地震	死 68 負 4, 805	住家全壊 3, 175 棟 住家半壊 13, 810 棟など	7	
2004	H16. 11. 29	7. 1	釧路沖	負 52	住宅一部破損 4 棟など	5 強	13cm
2004	H16. 12. 6	6. 9	釧路沖	負 12	校舎一部破損など	5 強	
2004	H16. 12. 14	6. 1	留萌支庁南部	負 8	住宅一部破損 165 棟	5 強	
2005	H17. 1. 18	6. 4	釧路沖	負 1	校舎一部破損など	5 強	
2005	H17. 2. 16	5. 3	茨城県南部	負 26	ブロック塀倒壊	5 弱	
2005	H17. 3. 20	7. 0	福岡県西方沖 〔福岡県北西沖〕	死 1 負 1, 204	住家全壊 144 棟 住家半壊 353 棟など	6 弱	
2005	H17. 4. 11	6. 1	千葉県北東部	負 1	窓ガラス破損	5 強	
2005	H17. 4. 20	5. 8	福岡県西方沖 〔福岡県北西沖〕	負 58	住家一部破損 279 棟 建物火災 1 件	5 強	

西暦	発生年月 日	M	震央地名・地震名	人的被害	物的被害	最大 震 度	津波
2005	H17. 6. 3	4. 8	熊本県天草・芦北地方	負 2	なし	5 弱	
2005	H17. 6. 20	5. 0	新潟県中越地方	負 1	住家一部破損 5 棟など	5 弱	
2005	H17. 7. 23	6. 0	千葉県北西部	負 38	住家一部破損 12 棟など	5 強	
2005	H17. 8. 16	7. 2	宮城県沖	負 100	住家全壊 1 棟 住家一部破損 984 棟	6 弱	13cm
2005	H17. 8. 21	5. 0	新潟県中越地方	負 2	なし	5 強	
2005	H17. 10. 19	6. 3	茨城県沖	負 2	なし	5 弱	
2006	H18. 6. 12	6. 2	大分県西部	負 8	住家一部破損 5 棟	5 弱	
2007	H19. 3. 25	6. 9	能登半島沖 平成 19 年（2007 年） 能登半島地震	死 1 負 356	住家全壊 686 棟 住家半壊 1,740 棟など	6 強	22cm
2007	H19. 4. 15	5. 4	三重県中部	負 13	住家一部破損 122 棟	5 強	
2007	H19. 7. 16	6. 8	新潟県上中越沖 平成 19 年（2007 年） 新潟県中越沖地震	死 15 負 346	住家全壊 1,331 棟 住家半壊 5,710 棟 住家一部破損 37,633 棟など	6 強	32cm
2007	H19. 8. 18	4. 8	千葉県南部	負 1	なし	5 弱	
2007	H19. 10. 1	4. 9	神奈川県西部	負 2	住家一部破損 5 棟	5 強	
2008	H20. 5. 8	7. 0	茨城県沖	負 6	なし	5 弱	
2008	H20. 6. 14	7. 2	岩手県内陸南部 平成 20 年（2008 年） 岩手・宮城内陸地震	死 17 不明 6 負 426	住家全壊 30 棟 住家半壊 146 棟など	6 強	
2008	H20. 7. 24	6. 8	岩手県沿岸北部	死 1 負 211	住家全壊 1 棟 住家一部破損 379 棟	6 弱	
2009	H21. 8. 11	6. 5	駿河湾	負 319	住家半壊 6 棟 住家一部破損 8,672 棟	6 弱	36cm
2009	H21. 12. 17	5. 0	伊豆半島東方沖	負 7	住家一部破損 278 棟	5 弱	
2009	H21. 12. 18	5. 1				5 弱	
2010	H22. 2. 27	7. 2	沖縄本島近海	負 2	住家一部破損 4 棟	5 弱	0. 1m
2010	H22. 3. 14	6. 7	福島県沖	負 1	住家一部破損 2 棟	5 弱	
2011	H23. 3. 9	7. 3	三陸沖	負 2	住家一部破損 1 棟など 【平成 23 年 3 月 10 日現在】	5 弱	55cm
2011	H23. 3. 11	9. 0	三陸沖 平成 23 年東北地方太平洋沖地震	死 19,729 不明 2,559 負 6,233	住家全壊 121,996 棟 住家半壊 282,941 棟 住家一部破損 748,461 棟など 【令和 2 年 3 月 1 日現在】	7	9. 3m 以上
2011	H23. 3. 12	6. 7	長野県・新潟県県境付 近	死 3 負 57	住家全壊 73 棟 住家半壊 427 棟など 【平 29 年 3 月 31 日現在】	6 強	
2011	H23. 3. 15	6. 4	静岡県東部	負 80	住家半壊 18 棟 住家一部破損 3,475 棟 【平成 24 年 9 月 11 日現在】	6 強	
2011	H23. 4. 1	5. 0	秋田県内陸北部	負 1	住家一部破損 1 棟 【平成 24 年 9 月 11 日現在】	5 強	
2011	H23. 4. 7	7. 2	宮城県沖	死 4 負 296	なし	6 強	
2011	H23. 4. 11	7. 0	福島県浜通り	死 4 負 10	なし	6 弱	

西暦	発生年月日	M	震央地名・地震名	人的被害	物的被害	最大震度	津波
2011	H23. 4. 12	6. 4	福島県中通り	負 1	なし	6 弱	
2011	H23. 4. 16	5. 9	茨城県南部	負 6	なし	5 強	
2011	H23. 6. 30	5. 4	長野県中部	死 1 負 17	住家半壊 24 棟 住家一部損壊 6, 117 棟	5 強	
2011	H23. 7. 31	6. 5	福島県沖	負 11	なし	5 強	
2011	H23. 8. 1	6. 2	駿河湾	負 13	住家一部損壊 15 棟など	5 弱	
2011	H23. 8. 19	6. 5	福島県沖	負 2	なし	5 弱	
2011	H23. 11. 20	5. 3	茨城県北部	負 1	なし	5 強	
2011	H23. 11. 21	5. 4	広島県北部	負 2	なし	5 弱	
2012	H24. 1. 28	5. 4	山梨県東部・富士五湖	負 1	なし	5 弱	
2012	H24. 3. 1	5. 3	茨城県沖	負 1	なし	5 弱	
2012	H24. 3. 14	6. 1	千葉県東方沖	死 1 負 1	住家一部損壊 3 棟など	5 強	
2012	H24. 3. 27	6. 6	岩手県沖	負 2	なし	5 弱	
2012	H24. 7. 10	5. 2	長野県北部	負 3	住家一部破損 9 棟など	5 弱	
2012	H24. 8. 30	5. 6	宮城県沖	負 4	なし	5 強	
2012	H24. 12. 7	7. 3	三陸沖	死 1 負 15	住家一部破損 1 棟	5 弱	98cm
2013	H25. 2. 2	6. 5	十勝地方南部	負 14	住家一部破損 1 棟	5 強	
2013	H25. 4. 13	6. 3	淡路島付近	負 35	住家全壊 8 棟 住家半壊 101 棟 住家一部破損 8, 305 棟など	6 弱	
2013	H25. 4. 17	6. 2	三宅島近海	負 1	なし	5 強	
2013	H25. 4. 17	5. 9	宮城県沖	負 2	なし	5 弱	
2013	H25. 8. 4	6. 0	宮城県沖	負 4	なし	5 強	
2013	H25. 9. 20	5. 9	福島県浜通り	負 2	住家一部破損 2 棟	5 強	
2014	H26. 3. 14	6. 2	伊予灘	負 21	住家一部破損 57 棟	5 強	
2014	H26. 5. 5	6. 0	伊豆大島近海	負 15	なし	5 弱	
2014	H26. 7. 5	5. 9	岩手県沖	負 1	なし	5 弱	
2014	H26. 7. 8	5. 6	胆振地方中東部	負 3	なし	5 弱	
2014	H26. 9. 16	5. 6	茨城県南部	負 10	住家一部破損 1, 060 棟	5 弱	
2014	H26. 11. 22	6. 7	長野県北部	負 46	住家全壊 77 棟 住家半壊 137 棟 住家一部破損 1, 626 棟など 【平成 27 年 1 月 5 日現在】	6 弱	
2015	H27. 5. 25	5. 5	埼玉県北部	負 3	なし	5 弱	
2015	H27. 5. 30	8. 1	小笠原諸島西方沖	負 8	なし	5 強	
2015	H27. 7. 10	5. 7	岩手県内陸北部	負 2	なし	5 弱	
2015	H27. 7. 13	5. 7	大分県南部	負 3	住家一部破損 3 棟など	5 強	
2015	H27. 9. 12	5. 2	東京湾	負 11	非住家公共建物 1 棟	5 弱	
2016	H28. 1. 14	6. 7	浦河沖	負 2	非住家公共建物 1 棟 【平成 29 年 2 月 21 日現在】	5 弱	

西暦	発生年月日	M	震央地名・地震名	人的被害	物的被害	最大震度	津波
2016	H28. 4. 14	7. 3	熊本県熊本地方など 平成 28 年熊本地震	死 273 負 2, 809	住家全壊 8, 667 棟 住家半壊 34, 719 棟 住家一部破損 162, 500 棟など 【平成 31 年 4 月 12 日現在】	7	
2016	H28. 5. 16	5. 5	茨城県南部	負 1	住家一部破損 2 棟 【平成 29 年 11 月 9 日現在】	5 弱	
2016	H28. 6. 16	5. 3	内浦湾	負 1	住家一部破損 3 棟	6 弱	
2016	H28. 10. 21	6. 6	鳥取県中部	負 32	住家全壊 18 棟 住家半壊 312 棟 住家一部破損 15, 095 棟など 【平成 30 年 3 月 22 日現在】	6 弱	
2016	H28. 11. 22	7. 4	福島県沖	負 21	住家一部破損 9 棟 【平成 29 年 11 月 9 日現在】	5 弱	144cm
2016	H28. 12. 28	6. 3	茨城県北部	負 2	住家半壊 1 棟 住家一部破損 25 棟 【平成 29 年 11 月 9 日現在】	6 弱	
2017	H29. 6. 25	5. 6	長野県南部	負 2	住家全壊 1 棟 住家一部破損 30 棟 【平成 30 年 1 月 30 日現在】	5 強	
2017	H29. 7. 1	5. 1	胆振地方中東部	負 1	なし 【平成 29 年 7 月 10 日現在】	5 弱	
2017	H29. 7. 11	5. 3	鹿児島湾	負 1	住家一部破損 3 棟 【平成 30 年 1 月 30 日現在】	5 強	
2017	H29. 10. 6	5. 9	福島県沖	負 1	なし 【平成 29 年 10 月 13 日現在】	5 弱	
2018	H30. 4. 9	6. 1	島根県西部	負 9	住家全壊 16 棟 住家半壊 58 棟 住家一部破損 556 棟など 【令和元年 8 月 20 日現在】	5 強	
2018	H30. 6. 18	6. 1	大阪府北部	死 6 負 462	住家全壊 21 棟 住家半壊 483 棟 住家一部破損 61, 266 棟など 【令和元年 8 月 20 日現在】	6 弱	
2018	H30. 9. 6	6. 7	胆振地方中東部 平成 30 年北海道胆振東 部地震	死 43 負 782	住家全壊 469 棟 住家半壊 1, 660 棟 住家一部破損 13, 849 棟など 【令和元年 12 月 5 日現在】	7	
2019	H31. 1. 3	5. 1	熊本県熊本地方	負 4	住家一部破損 60 棟 【令和元年 8 月 20 日現在】	6 弱	
2019	H31. 2. 21	5. 8	胆振地方中東部	負 6	住家一部破損 19 棟 【令和元年 12 月 5 日現在】	6 弱	
2019	R1. 5. 10	6. 3	日向灘	負 3	なし 【令和 2 年 9 月 30 日現在】	5 弱	
2019	R1. 5. 25	5. 1	千葉県北東部	負 1	なし 【令和元年 6 月 3 日現在】	5 弱	
2019	R1. 6. 18	6. 7	山形県沖	負 43	住家半壊 28 棟 住家一部破損 1580 棟 【令和 2 年 9 月 30 日現在】	6 強	11 cm
2019	R1. 8. 4	6. 4	福島県沖	負 1	住家一部破損 1 棟など 【令和 2 年 9 月 30 日現在】	5 弱	

西暦	発生年月日	M	震央地名・地震名	人的被害	物的被害	最大震度	津波
2020	R2. 3. 13	5. 5	石川県能登地方	負 2	なし 【令和2年3月23日現在】	5 強	
2020	R2. 6. 25	6. 1	千葉県東方沖	負 2	住家一部破損5棟など 【令和3年2月26日現在】	5 弱	
2020	R2. 9. 4	5. 0	福井県嶺北	負 13	なし 【令和2年9月11日現在】	5 弱	
2020	R2. 12. 21	6. 5	青森県東方沖	負 1	なし 【令和2年12月28日現在】	5 弱	
2021	R3. 2. 13	7. 3	福島県沖	死 1 負 187	住家全壊69棟 住家半壊729棟 住家一部破損19,758棟など 【令和3年3月29日現在】	6 強	
2021	R3. 3. 20	6. 9	宮城県沖	負 11	住家一部破損2棟など 【令和3年2月9日現在】	5 強	
2021	R3. 5. 1	6. 8	宮城県沖	負 4	なし 【令和3年5月10日現在】	5 強	
2021	R3. 10. 6	5. 9	岩手県沖	負 3	住家一部破損1棟 【令和3年10月13日現在】	5 強	
2021	R3. 10. 7	5. 9	千葉県北西部	負 49	建物火災 1件など 【令和3年11月26日現在】	5 強	
2021	R3. 12. 3	5. 4	紀伊水道	負 5	住家一部破損2棟 【令和3年12月13日現在】	5 弱	
2022	R4. 1. 22	6. 6	日向灘	負 13	住家一部破損1棟 【令和4年1月24日現在】	5 強	
2022	R4. 3. 16	7. 4	福島県沖	死 4 負 247	住家全壊 217棟 住家半壊 4,556棟 住家一部破損 52,162棟など 【令和4年11月18日現在】	6 強	20 cm
2022	R4. 6. 19	5. 4	石川県能登地方	負 7	住家一部破損 62棟 【令和4年11月18日現在】	6 弱	
	R4. 6. 20	5. 0				5 強	
2022	R4. 11. 9	4. 9	茨城県南部	負 1	なし 【令和4年11月16日現在】	5 強	
2023	R5. 5. 5	6. 5	能登半島沖	死 1 負 49	住家全壊 40棟 住家半壊 313棟 住家一部破損 3,073棟など 【令和6年3月6日現在】	6 強	
		5. 9				5 強	
2023	R5. 5. 11	5. 2	千葉県南部	負 9	住家一部破損 77棟など 【令和6年3月6日現在】	5 強	
2023	R5. 6. 11	6. 2	苫小牧沖	負 1	なし 【令和5年6月19日現在】	5 弱	
2024	R6. 1. 1	7. 6	石川県能登地方 令和6年能登半島地震	死 549 負 1,393	住家全壊 6,483棟 住家半壊 23,458棟 住家一部破損 133,758棟など 【令和7年3月11日現在】	7	80 cm
2024	R6. 3. 15	5. 8	福島県沖	負 4	なし 【令和6年3月22日現在】	5 弱	
2024	R6. 4. 2	6. 0	岩手県沿岸北部	負 2	なし 【令和6年4月9日現在】	5 弱	
2024	R6. 4. 17	6. 6	豊後水道	負 14	住宅半壊 8棟 住宅一部破損 370棟 【令和7年3月24日現在】	6 弱	

西暦	発生年月 日	M	震央地名・地震名	人的被害	物的被害	最大 震度	津波
2024	R6. 8. 8	7. 1	日向灘	負 14	住宅全壊 1棟 住宅半壊 4棟 住宅一部破損 266棟 【令和7年3月24日現在】	6 弱	51cm
2024	R6. 8. 9	5. 3	神奈川県西部	負 3	住宅一部破損 7棟 【令和7年3月24日現在】	5 弱	
2025	R7. 1. 13	6. 6	日向灘	負 4	住宅一部破損 2棟 【令和7年1月21日現在】	5 弱	23cm

注) 人的被害と物的被害は総務省消防庁による。

出典：気象庁 HP（気象統計情報）

1－4 飯塚地区の火災発生状況

区 分		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
火災件数（件）		71	72	78	57	60
内訳	建物火災（件）	35	29	38	26	25
	林野火災（件）	0	0	4	0	2
	車両火災（件）	7	5	3	5	6
	その他火災（件）	29	38	33	26	27
焼損棟数（棟）		57	37	55	36	34
内訳	全焼（棟）	15	11	17	12	13
	半焼（棟）	3	1	1	1	2
	部分焼（棟）	15	11	8	6	13
	ぼや（棟）	24	14	29	17	6
建物焼損床面積（㎡）		1,675	1,494	3,888	1,235	1,714
建物焼損表面積（㎡）		78	29	101	31	180
林野焼損面積（a）		18	0	426	0	9
死者（人）		3	1	2	1	1
負傷者（人）		7	3	8	7	12
り災世帯（世帯）		28	18	29	18	22
内訳	全損（世帯）	10	6	11	7	9
	半損（世帯）	3	1	0	0	3
	小損（世帯）	15	11	18	11	10
り災人員（人）		61	41	69	39	37

区 分		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
飯塚	火災件数（件）	26	19	26	23	16
	建物焼損床面積（㎡）	952	552	1,010	704	387
	建物焼損表面積（㎡）	30	15	2	5	157
潁田	火災件数（件）	4	4	7	1	6
	建物焼損床面積（㎡）	0	6	0	0	137
	建物焼損表面積（㎡）	0	2	0	0	1
庄内	火災件数（件）	3	4	8	4	4
	建物焼損床面積（㎡）	127	0	101	51	0
	建物焼損表面積（㎡）	0	0	0	0	0
穂波	火災件数（件）	8	7	8	7	8
	建物焼損床面積（㎡）	41	4	139	267	592
	建物焼損表面積（㎡）	16	7	5	13	22
筑穂	火災件数（件）	4	11	7	4	3
	建物焼損床面積（㎡）	0	292	540	0	0
	建物焼損表面積（㎡）	0	1	0	2	0

出典：飯塚地区消防本部「火災統計」

区 分		令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年		
火災件数（件）		90	73	42		
内訳	建物火災（件）	37	39	20		
	林野火災（件）	3	1	0		
	車両火災（件）	11	5	5		
	その他火災（件）	39	28	17		
焼損棟数（棟）		81	51	24		
内訳	全焼（棟）	25	11	6		
	半焼（棟）	2	3	0		
	部分焼（棟）	20	14	8		
	ぼや（棟）	34	23	10		
建物焼損床面積（㎡）		2,523	1,213	842		
建物焼損表面積（㎡）		277	397	462		
林野焼損面積（a）		102	25	0		
死者（人）		10	3	1		
負傷者（人）		12	10	3		
り災世帯（世帯）		47	36	10		
内訳	全損（世帯）	17	9	5		
	半損（世帯）	1	1	0		
	小損（世帯）	29	26	5		
り災人員（人）		102	76	16		

区 分		令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年		
飯塚	火災件数（件）	29	22	15		
	建物焼損床面積（㎡）	1,124	650	28		
	建物焼損表面積（㎡）	38	129	135		
潁田	火災件数（件）	8	5	7		
	建物焼損床面積（㎡）	19	17	265		
	建物焼損表面積（㎡）	0	0	5		
庄内	火災件数（件）	6	6	5		
	建物焼損床面積（㎡）	0	55	145		
	建物焼損表面積（㎡）	2	0	55		
穂波	火災件数（件）	10	8	6		
	建物焼損床面積（㎡）	15	1	0		
	建物焼損表面積（㎡）	10	10	232		
筑穂	火災件数（件）	8	2	9		
	建物焼損床面積（㎡）	400	6	404		
	建物焼損表面積（㎡）	0	0	35		

出典：飯塚地区消防本部「火災統計」

1-5 重要水防箇所（河川）

（１）県知事管理区間 重要水防箇所（河川）

飯塚県土整備事務所管内

番 号	水系名	河 川 名	別 左右岸	延 長 (m)	位 置			重要 度	予想さ れる事 態	水防工 法
					市郡	大字	キロ杭位置			
10-2	遠賀川	穂波川	左右	420 420	飯塚	阿恵 長尾	春ヶ井手井堰下流 から汐井川橋まで	C	溢水	積み土 のう工
10-3	遠賀川	穂波川	左	640	飯塚	古門	見定橋から古門堰 上流 100m まで	B	溢水	積み土 のう工
10-4	遠賀川	碓川	左右	390 340	飯塚	平恒	第二平坦橋から第 一宮ノ前橋	B	溢水	積み土 のう工
10-5	遠賀川	碓川	左右	360 130	飯塚	平恒	岩ヶ鼻橋から天神 橋下流	C	溢水	積み土 のう工
10-6	遠賀川	内住川	左右	700 2,100	飯塚	内住	九郎原橋下流から 小林井堰まで	C	溢水	積み土 のう工
10-8	遠賀川	山口川	左右	600 600	飯塚	阿恵	宮の前井堰から阿 恵橋まで	B	溢水	積み土 のう工
10-9	遠賀川	庄内川	右	300	飯塚	勢田	浮州橋下流 300m	A	溢水	積み土 のう工
10-10	遠賀川	庄内川	右	400	飯塚	勢田	頼田大橋上流 400m	A	溢水	積み土 のう工
10-11	遠賀川	鹿毛馬 川	左	300	飯塚	勢田	庄内川合流点上流 300m	C	溢水	積み土 のう工
10-12	遠賀川	鹿毛馬 川	左右	300 300	飯塚	勢田	新勢田橋上流 300m	A	溢水	積み土 のう工
10-13	遠賀川	鹿毛馬 川	左	1,050	飯塚	鹿毛 馬	東光橋下流 1,050m	B	溢水	積み土 のう工
10-19	遠賀川	建花寺 川	左右	2,800 2,800	飯塚	伊岐 須	井手浦橋上流 150m から水江樋管まで	A	越水	積み土 のう工
10-20	遠賀川	添川	左右	1,190 1,190	飯塚	菰田	南通橋下流から菰 田水門まで	A	溢水	積み土 のう工
10-21	遠賀川	椎の木川	左右	1,000 1,000	飯塚	鯉田	福井橋下流から古 川橋まで	A	溢水	積み土 のう工
10-22	遠賀川	新川	左右	1,200 1,200	飯塚	立岩	福本橋下流から鶴 田橋まで	B	溢水	積み土 のう工
10-23	遠賀川	庄司川	左右	2,300 2,300	飯塚	柳橋	庄司橋下流から柳 橋橋まで	A	溢水	積み土 のう工

出典：令和 7 年 3 月改定 福岡県地域防災計画災害危険箇所編

(2) 国土交通大臣管理区間 重要水防箇所(河川)

堤防 Bランク

番号	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	遠賀川	飯塚市口原地先	左	26/100～26/700	600	越水B	積み土俵
2	遠賀川	飯塚市口原地先 飯塚市目尾地先	左	26/900～27/700	800	越水B	積み土俵
3	遠賀川	飯塚市目尾地先	左	27/700～28/000	300	越水B	積み土俵
4	遠賀川	飯塚市目尾地先	左	28/000～28/100	100	越水B	積み土俵
5	遠賀川	飯塚市目尾地先	左	28/100～28/200	100	越水B	積み土俵
6	遠賀川	飯塚市目尾地先	左	28/200～28/700	500	越水B	積み土俵
7	遠賀川	飯塚市目尾地先 飯塚市中地先	左	29/100～29/700	600	越水B	積み土俵
8	遠賀川	飯塚市片島地先	左	31/700～31/900	200	越水B	積み土俵
9	遠賀川	飯塚市吉原町地先	左	32/700～32/900	200	越水B	積み土俵
10	遠賀川	飯塚市菰田地先	左	33/300～33/500	200	越水B	積み土俵
11	遠賀川	飯塚市菰田地先	左	33/500～33/700	200	越水B	積み土俵
12	遠賀川	飯塚市菰田東地先 飯塚市鶴三緒	左	34/100～34/960	860	越水B	積み土俵
13	遠賀川	飯塚市口原地先	右	24/700～24/900	200	越水B	積み土俵
14	遠賀川	飯塚市口原地先	右	24/900～25/100	200	越水B	積み土俵
15	遠賀川	飯塚市口原地先	右	25/700～25/900	200	越水B	積み土俵
16	遠賀川	飯塚市口原地先	右	26/500～26/700	200	越水B	積み土俵
17	遠賀川	飯塚市鯉田地先	右	27/900～28/100	200	越水B	積み土俵
18	遠賀川	飯塚市鯉田地先	右	28/100～28/500	400	越水B	積み土俵
19	遠賀川	飯塚市鯉田地先	右	28/500～29/700	1,200	越水B	積み土俵
20	遠賀川	飯塚市立岩地先	右	31/700～31/770	70	越水B	積み土俵
21	遠賀川	飯塚市立岩地先	右	31/770～31/900	130	越水B	積み土俵
22	遠賀川	飯塚市芳雄地先 飯塚市柏の森地先	右	32/900～33/220	320	越水B	積み土俵
23	遠賀川	飯塚市柏の森地先	右	33/220～33/580	360	越水B 堤体漏水B	シート張り 積み土俵
24	遠賀川	飯塚市柏の森地先	右	33/580～34/500	920	越水B	積み土俵
25	遠賀川	飯塚市鶴三緒地先	右	34/500～34/900	400	越水B	積み土俵
26	穂波川	飯塚市吉原地先 飯塚市飯塚地先	左	0/000～0/100	100	堤体漏水B(法崩れ) 基礎地盤漏水B	シート張り 釜段工
27	穂波川	飯塚市飯塚地先	左	0/100～0/500	400	越水B 堤体漏水B(法崩れ) 基礎地盤漏水B	シート張り 釜段工
28	穂波川	飯塚市飯塚地先 飯塚市若菜地先	左	0/500～1/600	1,100	堤体漏水B(法崩れ) 基礎地盤漏水B	シート張り 釜段工
29	穂波川	飯塚市若菜地先	左	1/600～2/100	500	堤体漏水B(法崩れ)	シート張り
30	穂波川	飯塚市秋松地先	左	2/500～2/700	200	堤体漏水B	シート張り
31	穂波川	飯塚市楽市地先	左	3/100～3/300	200	堤体漏水B	シート張り
32	穂波川	飯塚市太郎丸地先	左	4/900～5/300	400	越水B 堤体漏水B	シート張り 積み土俵
33	穂波川	飯塚市太郎丸地先	左	5/500～5/700	200	堤体漏水B	シート張り
34	穂波川	飯塚市太郎丸地先	左	5/700～5/760	60	越水B 堤体漏水B	積み土俵
35	穂波川	飯塚市菰田西地先	右	0/100～0/500	400	越水B	積み土俵
36	穂波川	飯塚市菰田西地先	右	0/500～0/700	200	越水B	積み土俵
37	穂波川	飯塚市菰田西地先 飯塚市徳前地先	右	0/700～1/100	400	越水B	積み土俵

番号	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
38	穂波川	飯塚市楽市地先 飯塚市天道地先 飯塚市太郎丸地先	右	3/900～5/300	1,400	越水 B	積み土俵
39	穂波川	飯塚市太郎丸地先	右	5/300～5/760	460	越水 B	積み土俵

出典：令和 7 年 3 月改定 福岡県地域防災計画災害危険箇所編

構造物 Bランク

番号	河川名	名 称	地先名	左右岸の区別	位 置	備 考
15	遠賀川	ふれあい橋	飯塚市・小竹町	－	25/290	許可工作物
16	遠賀川	ロノ原橋	飯塚市	－	26/550	許可工作物
17	遠賀川	鯉田鉄道橋(筑豊本線)	飯塚市	－	27/730	許可工作物
18	遠賀川	鯉田鉄道橋(筑豊本線)	飯塚市	－	27/740	許可工作物
19	遠賀川	鯉田大橋	飯塚市	－	28/820	許可工作物
20	遠賀川	川島大橋(仮称)	飯塚市	－	30/308	許可工作物
21	遠賀川	川島橋	飯塚市	－	30/550	許可工作物
22	遠賀川	殿浦水管橋	飯塚市	－	30/900	許可工作物
23	遠賀川	新飯塚橋	飯塚市	－	32/210	許可工作物
24	遠賀川	嘉麻川橋	飯塚市	－	32/930	許可工作物
25	遠賀川	嘉麻川鉄道橋(下流)	飯塚市	－	33/120	許可工作物
26	遠賀川	嘉麻川鉄道橋(上流)	飯塚市	－	33/130	許可工作物
27	遠賀川	光樹橋	飯塚市	－	34/520	許可工作物
28	遠賀川	鶴三緒橋	飯塚市	－	34/750	許可工作物
116	穂波川	東町橋	飯塚市	－	0/100	許可工作物
117	穂波川	飯塚駅通橋	飯塚市	－	0/470	許可工作物
118	穂波川	飯塚橋	飯塚市	－	0/620	許可工作物
119	穂波川	徳前大橋	飯塚市	－	1/080	許可工作物
120	穂波川	楽市橋	飯塚市	－	3/750	許可工作物
121	穂波川	天道橋	飯塚市	－	4/560	許可工作物
122	穂波川	萩原橋	飯塚市	－	5/040	許可工作物

出典：令和 7 年 3 月改定 福岡県地域防災計画災害危険箇所編

1－6 災害危険河川区域

番号	級別	水系名	河川名	左右岸別	区域延長 (m)	位置		
						市郡	大字	キロ杭位置
1	一級	遠賀川	切畑川	左	70	飯塚市	内住	0K060～0K130 ナギノ(2)井堰下流
2	一級	遠賀川	切畑川	右	10	飯塚市	内住	1K050～1K060 山口(1)井堰上流
3	一級	遠賀川	久保白川	左	65	飯塚市	久保白	0K350～0K415
4	一級	遠賀川	熊添川	右	355	飯塚市	菰田西	0K000～0K355JR 筑豊本線側部
5	一級	遠賀川	建花寺川	右	120	飯塚市	片島	二瀬橋より下流
6	一級	遠賀川	建花寺川	右	535	飯塚市	片島	0K275～0K810 二瀬橋上流～森本橋下流
7	一級	遠賀川	建花寺川	右	87	飯塚市	片島	新二瀬橋より上流
8	一級	遠賀川	建花寺川	右	54	飯塚市	横田	2K023～2K077 大森橋上流
9	一級	遠賀川	建花寺川	右	45	飯塚市	伊岐須	2K362～2K407 日新橋上流
10	一級	遠賀川	建花寺川	左	79	飯塚市	伊岐須	2K609～2K688 井手浦橋上下流
11	一級	遠賀川	建花寺川	左	74	飯塚市	伊川	3K841～3K915 飛熊橋上流
12	一級	遠賀川	椎ノ木川	左	190	飯塚市	鯉田	0K160～0K350JR 筑豊本線沿い
13	一級	遠賀川	鹿毛馬川	右	95	飯塚市	勢田	0K130～0K225 大坪橋下流
14	一級	遠賀川	鹿毛馬川	右	60	飯塚市	勢田	0K920～0K980
15	一級	遠賀川	鹿毛馬川	左	196	飯塚市	鹿毛馬	1K860～2K056 三角橋上流
16	一級	遠賀川	鹿毛馬川	右	70	飯塚市	鹿毛馬	1K900～1K970
17	一級	遠賀川	鹿毛馬川	左	250	飯塚市	鹿毛馬	2K640～2K890 宮の下井堰上流
18	一級	遠賀川	鹿毛馬川	左右	370	飯塚市	鹿毛馬	3K630～4K000 山下橋上流
19	一級	遠賀川	鹿毛馬川	左右	30	飯塚市	鹿毛馬	4K330～4K360
20	一級	遠賀川	庄司川	左	140	飯塚市	庄司	2K340～2K480 庄司橋より下流
21	一級	遠賀川	庄内川	右	90	飯塚市	佐與	4K020～4K110 神崎橋上流
22	一級	遠賀川	庄内川	左	90	飯塚市	佐與	4K570～4K660
23	一級	遠賀川	庄内川	左	180	飯塚市	大門有井	6K000～6K180 大門橋上流
24	一級	遠賀川	庄内川	右	90	飯塚市	仁保	6K290～6K380 支川(仁保川)との合流部
25	一級	遠賀川	庄内川	右	170	飯塚市	仁保	6K480～6K650 有井橋下流
26	一級	遠賀川	庄内川	左	10	飯塚市	有井	6K700～6K710
27	一級	遠賀川	庄内川	左	100	飯塚市	有安	7K370～7K470
28	一級	遠賀川	庄内川	左	150	飯塚市	網分	8K890～9K040
29	一級	遠賀川	庄内川	右	10	飯塚市	網分	9K810～9K820
30	一級	遠賀川	庄内川	右	170	飯塚市	赤坂	10K920～11K090
31	一級	遠賀川	庄内川	左右	150	飯塚市	筒野	11K380～11K530
32	一級	遠賀川	庄内川	右	40	飯塚市	筒野	11K760～11K800
33	一級	遠賀川	庄内川	左	60	飯塚市	筒野	12K180～12K240
34	一級	遠賀川	庄内川	左右	270	飯塚市	筒野	12K850～13k120 石松井堰上流
35	一級	遠賀川	庄内川	左右	50	飯塚市	筒野	13K510～13K560
36	一級	遠賀川	新川	右	115	飯塚市	川島	0K000～0K115 殿浦樋門上流
37	一級	遠賀川	新川	左	40	飯塚市	川島	0K120～0K160

番号	級別	水系名	河川名	左右岸別	区域延長 (m)	位置		
						市郡	大字	キロ杭位置
38	一級	遠賀川	大分川	左右	291	飯塚市	大分	1K050～1K341 小松本井堰下流
39	一級	遠賀川	大分川	右	80	飯塚市	大分	2K390～2K470 車屋井堰下流
40	一級	遠賀川	大分川	左右	410	飯塚市	大分	3K033～3K443
41	一級	遠賀川	大分川	左右	87	飯塚市	内住	5K335～5K422 長谷井堰上流
42	一級	遠賀川	八木山川	左	90	飯塚市	八木山	0K270～0K360 河原堰上流
43	一級	遠賀川	八木山川	右	30	飯塚市	八木山	1K650～1K680 五反田(2)井堰上流
44	一級	遠賀川	八木山川	右	110	飯塚市	八木山	1K740～1K850 五反田(2)井堰上流
45	一級	遠賀川	八木山川	左	15	飯塚市	八木山	1K900～1K915
46	一級	遠賀川	八木山川	左	15	飯塚市	八木山	2K390～2K405
47	一級	遠賀川	八木山川	左	60	飯塚市	八木山	2K450～2K510 湾曲部
48	一級	遠賀川	八木山川	右	30	飯塚市	八木山	2K850～2K880 久保尾橋下流
49	一級	遠賀川	八木山川	右	90	飯塚市	八木山	2K880～2K970 久保尾橋上流
50	一級	遠賀川	明星寺川	右	18	飯塚市	枝国	0K552～0K570
51	一級	遠賀川	明星寺川	左	15	飯塚市	枝国	0K750～0K765
52	一級	遠賀川	碓川	左	130	飯塚市	徳前	0K000～0K130
53	一級	遠賀川	碓川	右	185	飯塚市	堀池	0K630～0K815
54	一級	遠賀川	碓川	左	40	飯塚市	徳前	2K750～2K790
55	一級	遠賀川	内住川	左	114	飯塚市	太郎丸	0K238～0K352 内住大橋下流
56	一級	遠賀川	内住川	左	78	飯塚市	安恒	0K934～1K102 日掛井堰上流
57	一級	遠賀川	内住川	左	66	飯塚市	津原	3K239～3K305 高田橋より下流
58	一級	遠賀川	内住川	左	54	飯塚市	高田	大木井堰より上流
59	一級	遠賀川	内住川	左	205	飯塚市	高田	高田二号橋より下流
60	一級	遠賀川	内住川	右	45	飯塚市	高田	4K790～4K835 高田二号橋より上流
61	一級	遠賀川	内住川	左	54	飯塚市	内住	九郎原井堰より下流
62	一級	遠賀川	穂波川	左	150	飯塚市	北古賀	1K145～1K295 豆田橋より下流
63	一級	遠賀川	穂波川	左	175	飯塚市	北古賀	1K350、1K360 1K400、1K450
64	一級	遠賀川	穂波川	左	120	飯塚市	北古賀	1K750
65	一級	遠賀川	穂波川	左	180	飯塚市	長尾	2K510
66	一級	遠賀川	穂波川	左	55	飯塚市	長尾	2K860
67	一級	遠賀川	穂波川	右	80	飯塚市	長尾	2K920
68	一級	遠賀川	穂波川	左	80	飯塚市	阿恵	5K590
69	一級	遠賀川	穂波川	右	60	飯塚市	内野	6K650
70	一級	遠賀川	穂波川	右	45	飯塚市	内野	7K280
71	一級	遠賀川	穂波川	右	75	飯塚市	内野	7K790
72	一級	遠賀川	穂波川	右	80	飯塚市	内野	8K260
73	一級	遠賀川	穂波川	右	30	飯塚市	内野	9K650
74	一級	遠賀川	穂波川	右	30	飯塚市	内野	10K330
75	一級	遠賀川	穂波川	両岸	90	飯塚市	内野	10K480

番号	級別	水系名	河川名	左右岸別	区域延長 (m)	位置		
						市郡	大字	キロ杭位置
76	一級	遠賀川	穂波川	左	140	飯塚市	内野	10K780、10K800
77	一級	遠賀川	穂波川	左	30	飯塚市	桑曲	12K960
78	一級	遠賀川	穂波川	右	60	飯塚市	内野	6K610～6K915 原田井堰より下流
79	一級	遠賀川	穂波川	左右	50	飯塚市	内野	7K780～7K830 大坪井堰上流
80	一級	遠賀川	穂波川	右	80	飯塚市	内野	8K250～8K330 古門橋より下流
81	一級	遠賀川	穂波川	左右	30	飯塚市	内野	ごたんだ橋より上流二ノ瀬橋より上流冷水橋より下流吉原井堰より下流
82	一級	遠賀川	穂波川	左	40	飯塚市	桑曲	桑曲 2 号橋下流 田井子堰上流 250m
83	一級	遠賀川	馬敷川	右	60	飯塚市	大分	3K280
84	一級	遠賀川	馬敷川	右	60	飯塚市	大分	3K720、3K770
85	一級	遠賀川	馬敷川	左	30	飯塚市	馬敷	4K190
86	一級	遠賀川	馬敷川	右	30	飯塚市	馬敷	4K300
87	一級	遠賀川	馬敷川	左	70	飯塚市	馬敷	4K480、4K510
88	一級	遠賀川	馬敷川	左	50	飯塚市	馬敷	4K870、4K910
89	一級	遠賀川	馬敷川	左	30	飯塚市	馬敷	5K130
90	一級	遠賀川	山口川	左	60	飯塚市	阿恵	0K370
91	一級	遠賀川	山口川	左	45	飯塚市	阿恵	1K200
92	一級	遠賀川	山口川	左	45	飯塚市	阿恵	1K380
93	一級	遠賀川	山口川	右	110	飯塚市	山口	3K290
94	一級	遠賀川	山口川	右	30	飯塚市	山口	3K610
95	一級	遠賀川	山口川	左右	440	飯塚市	山口	4K000～4K430
96	一級	遠賀川	山口川	右	24	飯塚市	山口	4K620
97	一級	遠賀川	山口川	右	30	飯塚市	山口	4K900
98	一級	遠賀川	山口川	左	140	飯塚市	山口	5K500

出典：令和 7 年 3 月改定 福岡県地域防災計画災害危険箇所編

1-7 砂防指定地指定箇所

飯塚土木事務所管内

番号	溪流名	市町村名	住所	告示 年月日	告示 番号	面積 (ha)	指定方法	備考
1	建花寺川	飯塚市	建花寺	S55. 10. 29	1697	1. 8200	線・標柱	旧飯塚市
2	内住川	飯塚市	内住	S24. 12. 21	921	3. 4800	線	旧筑穂町
3	内住川	飯塚市	内住	S26. 8. 13	758	1. 0800	線・標柱	旧筑穂町
4	大分川	飯塚市	大分	S26. 8. 13	758	3. 0300	線・標柱	旧筑穂町
5	大分川	飯塚市	大分	S28. 2. 12	139	0. 8900	標柱	旧筑穂町
6	松浦川	飯塚市	内野	S30. 6. 4	913	0. 4300	線・標柱	旧筑穂町
7	北川	飯塚市	内野	S30. 6. 4	913	0. 4900	線・標柱	旧筑穂町
8	鳴子川	飯塚市	内野	S30. 6. 4	913	0. 2100	線・標柱	旧筑穂町
9	平塚川	飯塚市	平塚	S30. 6. 4	913	0. 9000	線・標柱	旧筑穂町
10	穂波川	飯塚市	内野	S32. 8. 22	1010	0. 8000	線・標柱	旧筑穂町
11	馬敷川	飯塚市	馬敷	S40. 9. 14	2686	3. 3000	線	旧筑穂町
12	米の山川	飯塚市	山口	S42. 12. 28	4607	2. 3100	線	旧筑穂町
13	茜屋川	飯塚市	山口	S42. 12. 28	4607	5. 5200	線	旧筑穂町
14	穂波川	飯塚市	桑曲	S42. 12. 28	4607	2. 6700	線	旧筑穂町
15	大野川	飯塚市	内住	S42. 12. 28	4607	7. 6800	線	旧筑穂町
16	福ヶ谷川	飯塚市	内住	S42. 12. 28	4607	5. 9900	線	旧筑穂町
17	小椎川	飯塚市	山口	S46. 7. 7	1130	1. 4000	線	旧筑穂町
18	馬敷川	飯塚市	馬敷	S47. 11. 21	1956	5. 2200	線	旧筑穂町
19	はる川	飯塚市	内住	S48. 10. 31	2196	3. 3000	線	旧筑穂町
20	篠栗川	飯塚市	内住	S49. 4. 22	616	8. 0000	線	旧筑穂町
21	穂波川	飯塚市	桑曲	S52. 6. 20	935	0. 4500	線・標柱	旧筑穂町
22	冷水川	飯塚市	桑曲	S52. 6. 20	935	2. 0500	線	旧筑穂町
23	切畑川	飯塚市	内住	S52. 6. 20	935	2. 3700	線	旧筑穂町
24	内住川	飯塚市	内住	S54. 4. 21	902	0. 6200	線・標柱	旧筑穂町
25	兎山川及び四月谷川	飯塚市	内住	S60. 1. 21	85	1. 0800	標柱	旧筑穂町
26	見定川	飯塚市	内野	H4. 3. 17	678	3. 0200	標柱	旧筑穂町
27	関屋川	飯塚市	内野	H8. 12. 13	2258	25. 0900	面	旧筑穂町
28	見定川	飯塚市	内野	H9. 6. 12	1321	2. 2100	線	旧筑穂町
29	四郎丸川	飯塚市	阿恵	H11. 3. 19	744	1. 3000	面	旧筑穂町
30	横山川	飯塚市	阿恵	H13. 3. 16	252	1. 4300	標柱	旧筑穂町
31	大分川	飯塚市	大分	H16. 3. 17	303	2. 0103	標柱	旧筑穂町
32	内住川	飯塚市	内住	H16. 3. 17	303	1. 2641	標柱	旧筑穂町
33	大分川	飯塚市	大分	H16. 12. 2	1490	3. 4109	標柱	旧筑穂町
34	横山川左支川	飯塚市	阿恵	H16. 12. 2	1490	1. 1845	標柱	旧筑穂町
35	本村川	飯塚市	内住	H17. 3. 14	271	0. 5057	標柱	旧筑穂町
36	馬敷川2	飯塚市	山口	H17. 3. 14	271	1. 0439	標柱	旧筑穂町
37	内住川	飯塚市	内住	H17. 3. 14	271	0. 7701	標柱	旧筑穂町

番号	溪流名	市町村名	住所	告示 年月日	告示 番号	面積 (ha)	指定方法	備考
38	横山川	飯塚市	阿恵	H17. 8. 3	748	0. 9070	標柱	旧筑穂町
39	高倉川	飯塚市	高倉	S30. 6. 4	913	0. 5900	線	旧庄内町
40	高倉川	飯塚市	高倉	S32. 10. 7	1253	1. 6300	線	旧庄内町
41	赤松川	飯塚市	綱分	S35. 2. 4	181	1. 1700	線・標柱	旧庄内町
42	高倉川	飯塚市	高倉	H5. 11. 24	2208	3. 5900	標柱	旧庄内町
43	赤松川左支川	飯塚市	綱分	H11. 3. 19	744	4. 0200	面	旧庄内町
44	多田川	飯塚市	多田	H14. 3. 7	157	0. 6800	標柱	旧庄内町
45	赤松川左支川	飯塚市	綱分	H14. 5. 9	388	0. 1500	標柱	旧庄内町
46	赤松川左支川	飯塚市	綱分	H14. 12. 13	1099	0. 0300	標柱	旧庄内町
47	多田川	飯塚市	多田	H15. 2. 13	122	0. 1433	標柱	旧庄内町
48	赤松川	飯塚市	綱分	H18. 2. 10	247	0. 1946	標柱	旧庄内町
49	中峠川	飯塚市	入水	H19. 4. 25	518	1. 0307	標柱	旧庄内町
50	中峠川	飯塚市	入水	H19. 12. 20	1661	1. 3342	標柱	旧庄内町
51	久保ノ尾川	飯塚市	八木山	H26. 6. 5	664	1. 3430	標柱	旧飯塚市

出典：令和 7 年 3 月改定 福岡県地域防災計画災害危険箇所編

1-8 土石流発生危険箇所

福岡県土整備事務所管内

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地			流域概要		保全対象	
				郡・市	字	溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	平均河床勾配 (度)	保対象戸数	公共施設等
205-I-001	遠賀川	小谷川	小谷川2	飯塚市	八木山	0.39	0.05	18	5	—
205-I-002	遠賀川	小谷川	小谷川1	飯塚市	八木山	0.51	0.08	15	4	公民館
205-I-003	遠賀川	小谷川	池河内川2	飯塚市	八木山	0.73	0.26	0	0	キャンプ場
205-I-004	遠賀川	八木山川	鶯谷川2	飯塚市	鶯谷	0.14	0.02	17	5	—
205-I-005	遠賀川	八木山川	鶯谷川1	飯塚市	鶯谷	0.67	0.26	9	6	—
205-I-006	遠賀川	八木山川	本村川	飯塚市	本村	0.53	0.47	14	31	青年の家、公民館
205-I-007	遠賀川	八木山川	中村川1	飯塚市	中村	0.64	0.21	8	5	—
205-I-008	遠賀川	八木山川	鴻ノ巣川1	飯塚市	鴻ノ巣	0.57	0.09	13	3	小学校
205-I-009	遠賀川	八木山川	久保ノ尾川1	飯塚市	久保尾	0.79	0.37	8	6	公民館分館
205-I-010	遠賀川	遠賀川	津島川	飯塚市	津島	0.14	0.02	6	10	—
205-I-011	遠賀川	遠賀川	真砂川	飯塚市	庄司	0.19	0.03	7	5	—
205-I-012	遠賀川	遠賀川	笠置川2	飯塚市	笠置	0.29	0.06	11	5	—
205-I-013	遠賀川	尾多羅川	城道川	飯塚市	城道	0.37	0.05	0	7	—
205-I-014	遠賀川	庄司川	野間谷川	飯塚市	野間	0.27	0.06	0	27	—
205-I-015	遠賀川	庄司川	野間谷川1	飯塚市	野間	0.28	0.05	0	5	—
205-I-016	遠賀川	遠賀川	中川	飯塚市	中	0.23	0.06	11	25	—
205-I-017	遠賀川	遠賀川	幸袋川	飯塚市	幸袋	0.41	0.10	8	8	—
205-I-018	遠賀川	建花寺川	鬼ヶ畑川	飯塚市	鬼ヶ畑	0.15	0.02	11	58	—
205-I-019	遠賀川	建花寺川	相田川	飯塚市	相田	0.24	0.04	6	23	—
205-I-020	遠賀川	建花寺川	小切畑川	飯塚市	吉野	0.83	0.39	12	8	学園地域訓練校
205-I-021	遠賀川	建花寺川	蓮台寺谷川	飯塚市	蓮台寺	0.15	0.02	0	9	寺
205-I-022	遠賀川	建花寺川	巡出川3	飯塚市	蓮台寺	0.36	0.05	0	9	—
205-I-023	遠賀川	建花寺川	坂ノ下川	飯塚市	坂ノ下	0.31	0.40	16	9	—
205-I-024	遠賀川	建花寺川	大日寺川	飯塚市	大日寺	1.40	0.84	12	9	—
205-I-025	遠賀川	建花寺川	大日寺川2	飯塚市	大日寺	0.75	0.16	0	8	—
205-I-026	遠賀川	内住川	明星寺川	飯塚市	南谷	1.33	0.57	13	19	—
425-I-001	遠賀川	穂波川	鍛冶木屋川1	飯塚市	鍛冶木屋	1.01	0.20	8	3	集会所
425-I-002	遠賀川	穂波川	鍛冶木屋川2	飯塚市	鍛冶木屋	0.09	0.01	15	0	集会所
425-I-003	遠賀川	内住川	久保山川	飯塚市	久保山	0.58	0.13	19	6	公民館

溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地			流域概要		保全対象	
				郡・市	字	溪流長 (km)	流域面 積 (km ²)	平均河 床勾配 (度)	保対 象戸 数	公共施設等
425- I -004	遠賀川	内住川	兎山川	飯塚市	兎山	0.12	0.01	18	5	—
425- I -005	遠賀川	内住川	内住川	飯塚市	本村	3.45	3.52	19	11	J R 篠栗線
425- I -006	遠賀川	内住川	本村川 3	飯塚市	本村	0.95	0.26	19	15	J R 篠栗線
425- I -007	遠賀川	内住川	本村川 2	飯塚市	本村	0.20	0.05	9	9	J R 篠栗線 公民館
425- I -008	遠賀川	内住川	本村川 1	飯塚市	本村	0.40	0.05	14	6	J R 篠栗線 公民館
425- I -009	遠賀川	穂波川	黒石川	飯塚市	黒石	0.19	0.03	15	6	—
425- I -010	遠賀川	穂波川	大分川	飯塚市	大分	0.13	0.02	9	15	—
425- I -011	遠賀川	大分川	ハズカン川	飯塚市	大分	0.23	0.06	14	9	J R 篠栗線
425- I -012	遠賀川	大分川	大分川	飯塚市	中畑	2.93	3.04	33	10	—
425- I -013	遠賀川	馬敷川	馬敷川	飯塚市	上馬敷	1.70	1.76	14	27	公民館
425- I -014	遠賀川	馬敷川	上馬敷川 4	飯塚市	上馬敷	0.25	0.05	19	24	公民館
425- I -015	遠賀川	馬敷川	上馬敷川 5	飯塚市	上馬敷	0.48	0.07	14	23	公民館
425- I -016	遠賀川	馬敷川	上馬敷川 3	飯塚市	上馬敷	0.13	0.04	22	12	公民館
425- I -017	遠賀川	馬敷川	上馬敷川 2	飯塚市	上馬敷	0.05	0.02	19	12	公民館
425- I -018	遠賀川	馬敷川	上馬敷川 1	飯塚市	上馬敷	0.05	0.01	9	12	公民館
425- I -019	遠賀川	山口川	茜家川 6	飯塚市	茜屋	0.35	0.46	19	3	サンビレッジ茜
425- I -020	遠賀川	山口川	茜家川 5	飯塚市	茜屋	0.50	0.24	19	3	サンビレッジ茜
425- I -021	遠賀川	山口川	茜家川 4	飯塚市	茜屋	0.25	0.05	17	3	サンビレッジ茜
425- I -022	遠賀川	山口川	茜家川 3	飯塚市	茜屋	0.35	0.10	19	3	サンビレッジ茜
425- I -023	遠賀川	山口川	茜家川 8	飯塚市	茜屋	1.08	0.53	19	4	サンビレッジ茜
425- I -024	遠賀川	山口川	茜家川 2	飯塚市	茜屋	0.63	0.15	19	8	—
425- I -025	遠賀川	山口川	荒谷川 2	飯塚市	荒谷	0.35	0.11	19	7	—
425- I -026	遠賀川	山口川	山口川 3	飯塚市	山口	0.90	0.22	14	18	集会所
425- I -027	遠賀川	山口川	山口川 4	飯塚市	山口	0.13	0.04	14	13	—
425- I -028	遠賀川	山口川	山口川 5	飯塚市	山口	0.10	0.05	8	14	—
425- I -029	遠賀川	山口川	四郎丸川 2	飯塚市	四郎丸	0.15	0.02	9	5	—
425- I -030	遠賀川	山口川	四郎丸川 1	飯塚市	四郎丸	0.65	0.16	14	8	公民館
425- I -031	遠賀川	穂波川	桑曲川 2	飯塚市	桑曲	1.05	0.85	14	5	—
425- I -032	遠賀川	穂波川	桑曲川 1	飯塚市	桑曲	0.85	0.36	9	6	—
425- I -033	遠賀川	穂波川	大石川 4	飯塚市	大石	0.50	0.16	19	7	—
425- I -034	遠賀川	穂波川	大石川 3	飯塚市	大石	0.33	0.04	14	7	—

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地			流域概要		保全対象	
				郡・市	字	溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	平均河床勾配 (度)	保対象戸数	公共施設等
425- I -035	遠賀川	穂波川	大石川 2	飯塚市	大石	0.20	0.03	13	5	—
425- I -036	遠賀川	穂波川	古門川 2	飯塚市	古門	0.17	0.02	16	5	公民館
425- I -037	遠賀川	穂波川	関屋川	飯塚市	関屋	1.05	0.22	14	33	J R 筑豊本線、 公民館、郵便局
425- I -038	遠賀川	穂波川	小路川 2	飯塚市	小路	0.14	0.02	27	0	老人ホーム
425- I -039	遠賀川	穂波川	見定川	飯塚市	見定	1.29	0.70	6	9	公民館
425- I -040	遠賀川	穂波川	太郎丸川	飯塚市	太郎丸	0.88	0.26	19	7	—
425- I -041	遠賀川	穂波川	原田川 2	飯塚市	原田	1.31	0.97	11	0	災害弱者関連施設
425- I -042	遠賀川	穂波川	湯ノ浦川 1	飯塚市	湯ノ浦	0.83	0.31	19	17	JR 筑豊本線、研 修センター
425- I -043	遠賀川	穂波川	湯ノ浦川 3	飯塚市	湯ノ浦	0.33	0.08	19	8	—
425- I -044	遠賀川	穂波川	阿恵川	飯塚市	阿恵	0.64	0.49	8	10	—
425- I -045	遠賀川	泉河内川	君ヶ畑川 1	飯塚市	君ヶ畑	0.18	0.04	15	6	公民館
425- I -046	遠賀川	泉河内川	君ヶ畑川 2	飯塚市	君ヶ畑	0.30	0.08	14	8	公民館
425- I -047	遠賀川	泉河内川	君ヶ畑川 3	飯塚市	君ヶ畑	0.60	0.29	19	7	公民館
425- I -048	遠賀川	泉河内川	弥山川	飯塚市	弥山	0.50	0.16	9	10	—
425- I -049	多々良 川	多良川	篠栗川	飯塚市	大野	1.98	1.71	39	5	公民館
425- I -050	多々良 川	多良川	はる川	飯塚市	原	1.20	0.33	39	12	—
425- I -051	多々良 川	多良川	十郎川	飯塚市	十郎	1.88	1.32	39	10	—
426- I -001	遠賀川	内住川	舍利蔵川 2	飯塚市	舍利蔵	1.28	0.66	14	24	公民館
426- I -002	遠賀川	内住川	本谷川 2	飯塚市	本谷	0.69	0.22	6	13	公民館
426- I -003	遠賀川	内住川	本谷川 1	飯塚市	本谷	0.38	0.16	13	14	公民館
426- I -004	遠賀川	内住川	高田川	飯塚市	高田	0.37	0.12	13	6	福祉センター
426- I -005	遠賀川	内住川	高野川	飯塚市	高野	0.17	0.03	6	17	—
426- I -006	遠賀川	穂波川	天道川	飯塚市	天道	0.32	0.07	0	17	保育園
426- I -007	遠賀川	穂波川	大陣川	飯塚市	平恒	0.16	0.07	6	122	集会所
426- I -008	遠賀川	碓川	平恒川 2	飯塚市	平垣	0.16	0.03	9	16	—
426- I -009	遠賀川	碓川	平恒川 1	飯塚市	平垣	0.16	0.03	6	12	—
427- I -001	遠賀川	庄内川	高尾川 2	飯塚市	高倉	0.72	0.24	0	1	集会所
427- I -002	遠賀川	庄内川	高倉川 2	飯塚市	高倉	0.28	0.10	11	24	公民館
427- I -003	遠賀川	庄内川	中峠川	飯塚市	入水	0.56	0.18	7	19	公民館
427- I -004	遠賀川	庄内川	新堤川	飯塚市	伏尾	0.49	0.10	0	5	—
427- I	遠賀川	庄内川	赤松川 2	飯塚市	赤松	0.53	0.15	8	20	—

溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地			流域概要		保全対象	
				郡・市	字	溪流長 (km)	流域面 積 (km ²)	平均河 床勾配 (度)	保対 象戸 数	公共施設等
-005										
427-Ⅰ -006	遠賀川	庄内川	赤松川 1	飯塚市	赤松	0.93	0.47	10	12	—
427-Ⅰ -007	遠賀川	庄内川	多田川	飯塚市	多田	0.49	0.08	0	9	—
427-Ⅰ -008	遠賀川	庄内川	高尾川 2	飯塚市	高尾	0.22	0.03	14	1	福祉センター
428-Ⅰ -001	遠賀川	鹿手馬川	小峠川	飯塚市	小峠	0.22	0.03	10	7	—
428-Ⅰ -002	遠賀川	鹿手馬川	東勢田川	飯塚市	大城	0.13	0.02	7	5	公民館
428-Ⅰ -003	遠賀川	鹿手馬川	大城川	飯塚市	大城	0.09	0.01	11	8	旅館
205-Ⅱ -001	遠賀川	小谷川	小谷川	飯塚市	八木山	1.05	0.56	0	3	—
205-Ⅱ -002	遠賀川	八木山川	通葉山川	飯塚市	鴻ノ巣	0.25	0.04	0	1	—
205-Ⅱ -003	遠賀川	八木山川	鴻ノ巣川 2	飯塚市	鴻ノ巣	0.21	0.04	0	1	—
205-Ⅱ -004	遠賀川	八木山川	中村川 3	飯塚市	中村	0.45	0.10	0	1	—
205-Ⅱ -005	遠賀川	八木山川	中村川 2	飯塚市	中村	0.37	0.10	0	3	—
205-Ⅱ -006	遠賀川	八木山川	鶯谷川	飯塚市	鶯谷	0.27	0.03	0	3	—
205-Ⅱ -007	遠賀川	八木山川	山伏谷川 4	飯塚市	山伏谷	0.15	0.02	0	1	—
205-Ⅱ -008	遠賀川	八木山川	山伏谷川 3	飯塚市	山伏谷	0.37	0.06	0	1	—
205-Ⅱ -009	遠賀川	八木山川	山伏谷川 2	飯塚市	山伏谷	0.79	0.21	0	1	—
205-Ⅱ -010	遠賀川	八木山川	山伏谷川 1	飯塚市	山伏谷	0.53	0.23	0	3	—
205-Ⅱ -011	遠賀川	八木山川	鴻ノ巣川 3	飯塚市	鴻ノ巣	0.71	0.20	0	2	—
205-Ⅱ -012	遠賀川	八木山川	久保ノ尾川 3	飯塚市	久保ノ 尾	0.21	0.04	0	1	—
205-Ⅱ -013	遠賀川	八木山川	久保ノ尾川 2	飯塚市	久保ノ 尾	0.44	0.16	0	4	—
205-Ⅱ -014	遠賀川	八木山川	五反田川	飯塚市	五反田	0.15	0.03	0	1	—
205-Ⅱ -015	遠賀川	尾多羅川	庄司川	飯塚市	庄司	0.34	0.00	0	1	—
205-Ⅱ -016	遠賀川	遠賀川	笠置川 3	飯塚市	笠置	0.35	0.13	0	2	—
205-Ⅱ -017	遠賀川	尾多羅川	山神川 1	飯塚市	山神	0.19	0.03	0	1	—
205-Ⅱ -018	遠賀川	尾多羅川	山神川 2	飯塚市	山神	0.50	0.09	0	1	—
205-Ⅱ -019	遠賀川	尾多羅川	山神川 3	飯塚市	山神	0.23	0.05	0	1	—
205-Ⅱ -020	遠賀川	遠賀川	笠置川 1	飯塚市	笠置	0.31	0.12	0	1	—
205-Ⅱ -021	遠賀川	尾多羅川	相田川	飯塚市	相田	0.38	0.06	0	4	—
205-Ⅱ -022	遠賀川	尾多羅川	大山川 2	飯塚市	大山	0.36	0.05	0	4	—
205-Ⅱ -023	遠賀川	遠賀川	大山川	飯塚市	大山	0.68	0.30	0	4	—
205-Ⅱ -024	遠賀川	遠賀川	広司川	飯塚市	大山	0.81	0.39	0	4	—

溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地			流域概要		保全対象	
				郡・市	字	溪流長 (km)	流域面 積 (km ²)	平均河 床勾配 (度)	保対 象戸 数	公共施設等
205-Ⅱ-025	遠賀川	建花寺川	伊岐須川	飯塚市	高雄	0.24	0.02	0	2	—
205-Ⅱ-026	遠賀川	建花寺川	建花寺川	飯塚市	内浦	1.05	0.94	0	4	—
205-Ⅱ-027	遠賀川	建花寺川	内浦川	飯塚市	内浦	0.33	0.14	0	1	—
205-Ⅱ-028	遠賀川	建花寺川	巡出川本川	飯塚市	巡出	1.02	0.45	0	1	—
205-Ⅱ-029	遠賀川	建花寺川	巡出川	飯塚市	巡出	0.58	0.19	0	1	—
205-Ⅱ-030	遠賀川	建花寺川	鎮西川	飯塚市	鎮西	0.42	0.07	0	1	—
205-Ⅱ-031	遠賀川	建花寺川	猪口川	飯塚市	大日寺	0.32	0.06	0	3	—
425-Ⅱ-001	遠賀川	穂波川	古屋敷川	飯塚市	古屋敷	0.20	0.02	13	3	—
425-Ⅱ-002	多々良川	多々良川	大野川	飯塚市	大野	0.74	0.13	12	3	—
425-Ⅱ-003	遠賀川	馬敷川	岡谷川	飯塚市	岡谷	0.95	0.35	9	1	—
425-Ⅱ-004	遠賀川	馬敷川	上馬敷川7	飯塚市	上馬敷	0.25	0.08	11	2	—
425-Ⅱ-005	遠賀川	馬敷川	馬敷川6	飯塚市	上馬敷	0.80	0.19	7	2	—
425-Ⅱ-006	遠賀川	山口川	茜家川2	飯塚市	茜屋	0.43	0.21	17	1	—
425-Ⅱ-007	遠賀川	山口川	茜家川1	飯塚市	茜屋	0.10	0.03	19	2	—
425-Ⅱ-008	遠賀川	山口川	山口川8	飯塚市	山口	0.65	0.16	15	3	—
425-Ⅱ-009	遠賀川	山口川	荒谷川1	飯塚市	荒谷	0.63	0.10	10	4	—
425-Ⅱ-010	遠賀川	山口川	米ノ山川2	飯塚市	米ノ山	0.68	0.23	24	4	—
425-Ⅱ-011	遠賀川	山口川	米ノ山川3	飯塚市	米ノ山	0.98	0.36	12	4	—
425-Ⅱ-012	遠賀川	山口川	米ノ山川4	飯塚市	米ノ山	0.35	0.09	13	4	—
425-Ⅱ-013	遠賀川	山口川	米ノ山川1	飯塚市	米ノ山	0.60	0.23	12	3	—
425-Ⅱ-014	遠賀川	山口川	小稚川	飯塚市	米ノ山	1.28	0.55	18	2	—
425-Ⅱ-015	遠賀川	山口川	米ノ山川5	飯塚市	米ノ山	0.58	0.19	23	2	—
425-Ⅱ-016	遠賀川	山口川	山口川1	飯塚市	山口	0.43	0.12	13	2	—
425-Ⅱ-017	遠賀川	穂波川	牧の内川2	飯塚市	牧の内	0.58	0.23	11	1	—
425-Ⅱ-018	遠賀川	穂波川	牧の内川	飯塚市	牧の内	0.38	0.07	8	1	—
425-Ⅱ-019	遠賀川	穂波川	鳴子川	飯塚市	発峠	0.90	0.54	12	1	—
425-Ⅱ-020	遠賀川	穂波川	大石川5	飯塚市	大石	0.53	0.31	10	2	—
425-Ⅱ-021	遠賀川	穂波川	大石川6	飯塚市	大石	1.18	0.36	16	2	—
425-Ⅱ-022	遠賀川	穂波川	大石川1	飯塚市	大石	0.15	0.02	20	2	—
425-Ⅱ-023	遠賀川	穂波川	大石川7	飯塚市	大石	0.15	0.03	15	2	—
425-Ⅱ-024	遠賀川	穂波川	古門川	飯塚市	古門	0.63	0.14	8	3	—

溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地			流域概要		保全対象	
				郡・市	字	溪流長 (km)	流域面 積 (km ²)	平均河 床勾配 (度)	保対 象戸 数	公共施設等
425-Ⅱ-025	遠賀川	穂波川	太郎丸川 2	飯塚市	太郎丸	0.25	0.06	12	4	—
425-Ⅱ-026	遠賀川	穂波川	小路川	飯塚市	小路	0.63	0.10	17	1	—
425-Ⅱ-027	遠賀川	穂波川	浦田川	飯塚市	浦田	0.20	0.04	15	3	—
425-Ⅱ-028	遠賀川	穂波川	原田川 3	飯塚市	原田	0.83	0.14	8	3	—
425-Ⅱ-029	遠賀川	穂波川	横山川	飯塚市	横山	0.19	0.02	16	3	—
425-Ⅱ-030	遠賀川	穂波川	原田川	飯塚市	原田	0.85	0.20	6	2	—
425-Ⅱ-031	遠賀川	穂波川	湯ノ浦川 4	飯塚市	湯ノ浦	0.40	0.11	5	1	—
425-Ⅱ-032	遠賀川	穂波川	湯ノ浦川 2	飯塚市	湯ノ浦	0.53	0.15	8	1	—
425-Ⅱ-033	遠賀川	泉河内川	小山川	飯塚市	小山	0.45	0.21	9	1	—
425-Ⅱ-034	多々良川	多々良川	原川 2	飯塚市	原	0.78	0.11	9	1	—
426-Ⅱ-001	遠賀川	内住川	舍利蔵川 1	飯塚市	舍利蔵	0.97	0.31	0	3	—
426-Ⅱ-002	遠賀川	内住川	有谷川	飯塚市	有谷	0.34	0.10	0	1	—
427-Ⅱ-001	遠賀川	庄内川	権現谷川 1	飯塚市	筒野	0.44	0.05	0	1	—
427-Ⅱ-002	遠賀川	庄内川	千手ヶ滝川	飯塚市	筒野	1.25	0.67	0	1	—
427-Ⅱ-003	遠賀川	庄内川	権現谷川 2	飯塚市	筒野	1.10	0.25	0	1	—
427-Ⅱ-004	遠賀川	庄内川	谷屋敷川	飯塚市	本村	0.15	0.02	0	2	—
427-Ⅱ-005	遠賀川	庄内川	坂ノ口川	飯塚市	入水	0.27	0.04	0	3	—
427-Ⅱ-006	遠賀川	庄内川	山倉川	飯塚市	山倉	0.19	0.03	0	3	—
427-Ⅱ-007	遠賀川	省内川	伏尾川	飯塚市	伏尾	0.19	0.02	0	2	—
427-Ⅱ-008	遠賀川	庄内川	長坂川 2	飯塚市	長坂	0.40	0.05	0	1	—
427-Ⅱ-009	遠賀川	庄内川	長坂川 1	飯塚市	長坂	0.63	0.12	0	2	—
427-Ⅱ-010	遠賀川	庄内川	汐井川	飯塚市	多田	0.45	0.08	0	1	—
427-Ⅱ-011	遠賀川	庄内川	汐井川 1	飯塚市	多田	0.91	0.28	0	1	—
427-Ⅱ-012	遠賀川	庄内川	高尾川 1	飯塚市	高尾	0.26	0.04	0	1	—
428-Ⅱ-001	遠賀川	鹿手馬川	牧龍川	飯塚市	牧龍	0.43	0.09	0	2	—
428-Ⅱ-002	遠賀川	鹿手馬川	小峠川 1	飯塚市	小峠	0.15	0.01	0	1	—
428-Ⅱ-003	遠賀川	鹿手馬川	小峠川 2	飯塚市	小峠	0.25	0.03	0	1	—
428-Ⅱ-004	遠賀川	鹿手馬川	小峠川 3	飯塚市	小峠	0.18	0.02	0	3	—
428-Ⅱ-005	遠賀川	鹿手馬川	大城川	飯塚市	大城	0.11	0.02	0	1	—
428-Ⅱ-006	遠賀川	鹿手馬川	青池川	飯塚市	青池	0.12	0.01	0	3	—
428-Ⅱ-007	遠賀川	鹿手馬川	弥八ヶ谷川	飯塚市	大城	0.38	0.16	6	1	—

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地			流域概要		保全対象	
				郡・市	字	溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	平均河床勾配 (度)	保対象戸数	公共施設等
428-Ⅱ-008	遠賀川	鹿手馬川	木浦岐川	飯塚市	木浦岐	0.13	0.01	0	2	—

出典：令和7年3月改定 福岡県地域防災計画災害危険箇所編

1-9 地すべり危険箇所

遠賀川水系

区域名	幹川名	溪流名	所在地	区域面積 (ha)	勾配	基盤岩の名称	河川への影響 (×千m ³)	保全 人家 (戸)	公共施設等への影響 (国—国道、県—県道、市町村—市町村道) (単位：m) その他は略号表示								耕地 (ha)
九郎原	内住川	大野川	内住	100.0	17	蛇紋岩	3232	32	国	830	県	1050	町	1700	駅 JR	1 1180	19.5

出典：令和7年3月改定 福岡県地域防災計画災害危険箇所編

1-10 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表

飯塚県土整備事務所管内

番号	区域名	所在地	指定面積	告示年月日	告示番号
1	野添	飯塚市幸袋字野添	0.5136	S49.2.9	188
			0.1799	S55.4.22	632
2	荒巻	飯塚市川島字荒巻	0.2480	S50.1.11	46
3	南谷	飯塚市明星寺字屋敷	1.0229	S54.10.25	1604
4	忠隈	飯塚市忠隈字段々、宮ノ前	0.6912	S55.4.22	631
			0.6750	H21.3.23	508
5	三緒浦	飯塚市柏の森字三緒浦	0.4672	S55.4.22	631
6	大谷（一）	飯塚市勢田字大谷	0.5896	S56.2.24	247
7	大谷（二）	飯塚市勢田字大谷	1.0670	S56.2.24	247
8	石丸	飯塚市口原字古堤	0.1019	S56.11.24	1750
9	大谷（三）	飯塚市勢田字大谷	0.1567	S57.7.29	1117
10	南尾	飯塚市南尾字辻	0.3069	S57.9.16	1376
11	桜本	飯塚市下三緒字桜本	0.2736	S59.1.26	109
12	大谷 4	飯塚市勢田字大谷	0.1658	S59.12.11	1859
			0.0970	S62.10.15	1538
13	野添（三）	飯塚市幸袋字野添	0.1762	S61.7.22	1100
14	有井	飯塚市有井字大道畑	0.0790	S62.10.13	1502
15	大谷 5	飯塚市勢田字大谷	0.1277	S63.10.18	1654
16	片島一丁目（三）	飯塚市片島 1 丁目	0.1150	H1.10.20	1687
17	片島一丁目（二）	飯塚市片島 1 丁目	0.0680	H1.10.20	1687
18	長楽寺	飯塚市大分字長楽寺	0.1180	H1.11.1	1765
19	太郎丸	飯塚市太郎丸	0.1957	H3.12.11	2046
20	奥ノ谷	飯塚市佐与字奥ノ谷	0.6213	H7.9.20	1612
21	新町二区	飯塚市赤坂字山伏松	0.1275	H8.7.10	1275
22	安恒	飯塚市安恒	0.3384	H16.3.5	383
23	津原	飯塚市津原	1.9045	H16.3.8	430
24	立岩	飯塚市立岩	0.6467	H16.3.10	449
				H16.3.19	正誤（地点）
25	中村	飯塚市勢田	0.6454	H16.3.24	587
26	小谷	飯塚市勢田	0.3258	H16.3.26	609
27	古門	飯塚市内野字古門、迫山王	0.8584	H20.1.28	131
28	高田	飯塚市高田字梅ヶ本	0.2893	H25.11.15	1724
29	天道	飯塚市天道字下石、字天神森	1.9966	H26.11.14	946
30	勢田土手外	飯塚市勢田字苗代谷、字波打	0.5840	H28.12.27	900
31	大城－2	飯塚市勢田字大城、字倉谷	0.5481	H29.10.27	686
32	平恒原口	飯塚市平恒、平恒字葉広、字岩ヶ谷、字鳥ヶ迫	0.5398	R4.3.11	209

出典：令和 7 年 3 月改定 福岡県地域防災計画災害危険箇所編

自然斜面Ⅱ

箇所番号	箇所名	位 置				地 形			人家 (戸)	公共建築物		公共施設	
		郡市	区町村	大字	番地等	長さ(m)	傾斜面	高さ(m)		種類	数	種類	数
205-II-001N	片岡(a)	飯塚市	-	片岡	片岡	80	45	30	3				
205-II-002N	片岡(b)	飯塚市	-	片岡	片岡	50	40	20	1				
205-II-003N	上相田(c)	飯塚市	-	相田	上相田	100	60	15	1				
205-II-004N	上相田(b)	飯塚市	-	相田	上相田	100	45	30	2				
205-II-005N	上相田(a)	飯塚市	-	相田	上相田	80	45	15	1				
205-II-006N	大山	飯塚市	-	相田	大山	140	35	25	4				
205-II-007N	蟹口(a)	飯塚市	-	片岡	蟹口	80	45	30	1				
205-II-008N	蟹口(b)	飯塚市	-	片岡	蟹口	80	40	25	1				
205-II-009N	蟹口(c)	飯塚市	-	片岡	蟹口	80	40	15	4				
205-II-010N	片岡-1	飯塚市	-	片岡	片岡	80	30	20	1				
205-II-011N	常木(a)	飯塚市	-	津島	常木	80	40	15	4				
205-II-012N	津生	飯塚市	-	昌原	津生	100	30	10	3				
205-II-013N	森野	飯塚市	-	昌原	森野	80	30	15	3				
205-II-014N	古野(a)	飯塚市	-	津花寺	古野	50	50	15	2				
205-II-015N	上相田(a)	飯塚市	-	相田	上相田	100	45	10	1				
205-II-017N	西相田	飯塚市	-	相田	西相田	140	45	5	2				
205-II-018N	裏相田(a)	飯塚市	-	相田	裏相田	30	30	10	2				
205-II-019N	相田-1	飯塚市	-	相田	相田	25	45	5	1				
205-II-020N	裏相田(b)	飯塚市	-	相田	裏相田	50	40	20	1				
205-II-021N	和田	飯塚市	-	片岡	和田	80	30	30	4				
205-II-022N	久根	飯塚市	-	津島	久根	80	30	15	3				
205-II-023N	第一陣巻谷	飯塚市	-	昌原	第一陣巻谷	90	40	15	4				
205-II-024N	内牟田	飯塚市	-	砂田	内牟田	120	40	5	4			市前村道	125
205-II-025N	鴨子軒(a)	飯塚市	-	砂田	鴨子軒	80	40	15	3				
205-II-026N	鴨子軒(b)	飯塚市	-	砂田	鴨子軒	80	30	10	1				
205-II-027N	内満(b)	飯塚市	-	津花寺	内満	90	40	30	2				
205-II-028N	内満(a)	飯塚市	-	津花寺	内満	30	60	30	1				
205-II-029N	木村(b)	飯塚市	-	津花寺	木村	50	50	15	1				
205-II-030N	木村(a)	飯塚市	-	津花寺	木村	30	60	15	1				
205-II-031N	津花寺	飯塚市	-	津花寺	真枝	100	40	12	4				
425-II-001N	中畑(a)	飯塚市	-	内井	中畑	70	50	40	3				
425-II-002N	平塚-2	飯塚市	-	平塚		50	40	10	2			市前村道	25
425-II-003N	平塚-1	飯塚市	-	平塚		120	50	7	3				
425-II-004N	上真原(a)	飯塚市	-	真原村	上真原村	340	50	25	2				
425-II-005N	平塚	飯塚市	-	平塚	平塚	120	60	4	4				
425-II-006N	山口-1	飯塚市	-	山口		125	50	20	3			河川	125
425-II-007N	湯ノ清	飯塚市	-	阿真	湯ノ清	100	45	60	1				
425-II-008N	砂山-1	飯塚市	-	砂山		90	45	4	3				
425-II-009N	津田	飯塚市	-	内野	津田	70	50	20	3				
425-II-010N	大石(a)	飯塚市	-	内野	大石	50	40	30	1				
425-II-011N	大石(b)	飯塚市	-	内野	大石	180	60	30	4				
426-II-002N	舍利倉-1	飯塚市	-	舍利倉	舍利倉	50	45	12	1				
426-II-003N	埴-1	飯塚市	-	埴	埴	80	50	10	1			市前村道	20
426-II-004N	南果二区	飯塚市	-	南果	南果二区	50	30	10	4				
426-II-005N	南果-1	飯塚市	-	南果	南果	60	50	12	2				
426-II-007N	早橋(a)	飯塚市	-	早橋	早橋	80	50	15	3				
426-II-008N	木村(b)	飯塚市	-	舍利倉	木村	60	50	30	1				
426-II-009N	木村(a)	飯塚市	-	舍利倉	木村	80	45	20	2				
426-II-010N	津原	飯塚市	-	津原	津原	70	45	20	1				
426-II-011N	津原	飯塚市	-	津原	津原	51	50	10	4				
426-II-012N	楳木	飯塚市	-	楳木	楳木	60	30	25	3				
426-II-013N	安宿(a)	飯塚市	-	安宿	安宿	30	45	20	3				
426-II-014N	太郎丸一区(b)	飯塚市	-	太郎丸	太郎丸一区	60	30	30	1				
426-II-015N	太郎丸一区(a)	飯塚市	-	太郎丸	太郎丸一区	70	40	25	2				
426-II-016N	瀬市	飯塚市	-	瀬市	瀬市	50	40	20	2				
426-II-017N	大膳-1	飯塚市	-	大膳	大膳	45	50	12	2				
426-II-018N	早橋(a)	飯塚市	-	早橋	早橋	70	30	20	4				
426-II-019N	早橋(c)	飯塚市	-	早橋	早橋	60	50	20	2				
426-II-021N	早橋(飯塚工業団地)-3	飯塚市	-	早橋	早橋	55	50	10	4			市前村道	10
426-II-022N	早橋(飯塚工業団地)-3	飯塚市	-	早橋	早橋	90	55	20	1				
426-II-023N	早橋(飯塚工業団地)-4	飯塚市	-	早橋	早橋	130	45	14	1			市前村道	15
426-II-024N	富田(a)	飯塚市	-	富田	富田	90	50	25	4				

自然斜面Ⅱ

箇所番号	箇所名	位置				地形			人家 (戸)	公共建築物		公共施設	
		都市	区町村	大字	番地等	長さ (m)	傾斜面 (m)	高さ (m)		種類	数	種類	数
203-Ⅱ-041A	上津(e)	久留米市	—	上津	—	55	30	8	2			市町村道	45
204-Ⅱ-002A	右山谷-3	直方市	—	穂木	右山谷	50	65	6	3				
204-Ⅱ-009A	矢吹-4	直方市	—	上頓野	矢吹	50	40	10	1				
204-Ⅱ-030A	本谷-1	直方市	—	上頓野	本谷	30	40	7	2				
204-Ⅱ-033A	大久保-3	直方市	—	下新入	大久保	40	32	16	1			県道	60
204-Ⅱ-034A	大久保-1	直方市	—	下新入	大久保	120	47	16	1			県道	20
204-Ⅱ-041A	下新入-4	直方市	—	下新入	—	80	45	14	4			市町村道	50
204-Ⅱ-055A	杵ノ木-4	直方市	—	上頓野	杵ノ木	85	42	32	3				
204-Ⅱ-057A	夏峰-1	直方市	—	上新入	夏峰	40	50	24	2				
204-Ⅱ-060A	山部-2	直方市	—	山部	—	70	45	8	3			市町村道	40
204-Ⅱ-080A	御館町	直方市	—	山部	御館町	100	50	30	1				
204-Ⅱ-084A	打向-3	直方市	—	山部	打向	47	45	15	2			県道	58
204-Ⅱ-091A	羽高-2	直方市	—	頓野	羽高	150	35	12	1				
204-Ⅱ-092A	樋町-1	直方市	—	永通寺	樋町	70	45	12	1				
204-Ⅱ-094A	赤池	直方市	—	赤池	10編	80	50	13	2			市町村道	80
204-Ⅱ-111A	中泉一区-2	直方市	—	中泉	中泉一区	95	60	7	1				
204-Ⅱ-114A	牟田-5	直方市	—	中泉	牟田	50	55	12	4				
204-Ⅱ-115A	牟田-6	直方市	—	中泉	牟田	85	50	8	4				
205-Ⅱ-016A	上穂田(a)	飯塚市	—	穂田	上穂田	70	50	15	2				
426-Ⅱ-001A	秋松	飯塚市	—	秋松	秋松	40	40	8	3				
426-Ⅱ-005A	忠隠(B)	飯塚市	—	忠 隠	瀬ノ谷	30	35	7	2				
426-Ⅱ-020A	平福(飯塚工業団地1-5)	飯塚市	—	平福	平福	70	50	12	3			市町村道	75
427-Ⅱ-007A	赤辻廿	飯塚市	—	仁 保	赤辻廿	90	65	8	4				

出典：令和7年3月改定 福岡県地域防災計画災害危険箇所編

1-12 道路危険箇所

飯塚県土整備事務所管内

道路 種別	路線名	郡市	字	施設管理 番号	総合評価	危険内容	対策工法
主地	飯塚福岡	飯塚市	庄司	K030A010	防災カルテ	落石崩壊	法面保護工
主地	飯塚福岡	飯塚市	庄司	K030A030	要対策	落石崩壊	法面保護工
主地	飯塚福岡	飯塚市	庄司	K030A040	防災カルテ	落石崩壊	法面保護工
主地	飯塚大野城	飯塚市	高田	K060A001	防災カルテ	落石崩壊	吹付法砕工
主地	飯塚大野城	飯塚市	高田	K060A002	防災カルテ	落石崩壊	吹付法砕工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A019	防災カルテ	落石崩壊	吹付法砕工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A020	防災カルテ	落石崩壊	吹付法砕工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A022	防災カルテ	落石崩壊	落石防止鋼
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A024	防災カルテ	落石崩壊	吹付法砕工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A025	防災カルテ	落石崩壊	落石防護工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A030	防災カルテ	落石崩壊	吹付法砕工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A032	防災カルテ	落石崩壊	吹付法砕工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A034	防災カルテ	落石崩壊	擁壁工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A052	防災カルテ	落石崩壊	吹付法砕工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A053	防災カルテ	落石崩壊	吹付法砕工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A060	防災カルテ	落石崩壊	落石防護棚工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A061	防災カルテ	落石崩壊	吹付法砕工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A071	防災カルテ	落石崩壊	吹付法砕工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A072	防災カルテ	落石崩壊	吹付法砕工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A081	防災カルテ	落石崩壊	吹付法砕工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A090	防災カルテ	落石崩壊	吹付法砕工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A095	防災カルテ	落石崩壊	擁壁
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A100	防災カルテ	落石崩壊	落石防護棚
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A110	防災カルテ	落石崩壊	落石防護棚
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A120	防災カルテ	落石崩壊	吹付法砕工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A130	防災カルテ	落石崩壊	吹付法砕工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A140	防災カルテ	落石崩壊	吹付法砕工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A141	防災カルテ	落石崩壊	吹付法砕工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A150	防災カルテ	落石崩壊	吹付法砕工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A151	防災カルテ	落石崩壊	吹付法砕工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A160	防災カルテ	落石崩壊	吹付法砕工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A170	防災カルテ	落石崩壊	吹付法砕工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A171	防災カルテ	落石崩壊	吹付法砕工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A172	防災カルテ	落石崩壊	吹付法砕工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A173	防災カルテ	落石崩壊	吹付法砕工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A174	防災カルテ	落石崩壊	吹付法砕工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A181	防災カルテ	落石崩壊	吹付法砕工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A190	防災カルテ	落石崩壊	吹付法砕工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A200	防災カルテ	落石崩壊	吹付法砕工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A201	防災カルテ	落石崩壊	吹付法砕工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A211	防災カルテ	落石崩壊	吹付法砕工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A220	防災カルテ	落石崩壊	吹付法砕工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A230	防災カルテ	落石崩壊	落石防止棚
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060A231	防災カルテ	落石崩壊	吹付法砕工

道路 種別	路線名	郡市	字	施設管理 番号	総合評価	危険内容	対策工法
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060B010	要対策	岩盤崩壊	落石防止網
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060B020	防災カルテ	岩盤崩壊	落石防止網
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060F010	防災カルテ	盛土	法面補護工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060F015	要対策	盛土	法面補護工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060F018	要対策	盛土	法面補護工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060F020	防災カルテ	盛土	法面補護工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060F023	要対策	盛土	法面補護工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060F030	防災カルテ	盛土	法面補護工
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	K060G060	防災カルテ	擁壁	もたれ式擁壁工
主地	北九州小竹	飯塚市	鹿毛馬	K062A001	防災カルテ	落石崩壊	法枠工
主地	北九州小竹	飯塚市	鹿毛馬	K062A002	防災カルテ	落石崩壊	法枠工
主地	北九州小竹	飯塚市	鹿毛馬	K062A003	防災カルテ	落石崩壊	吹付法枠工
主地	北九州小竹	飯塚市	鹿毛馬	K062A010	防災カルテ	落石崩壊	法面補護工
主地	北九州小竹	飯塚市	勢田	K062F010	防災カルテ	盛土	プレキャスト法枠工
主地	北九州小竹	飯塚市	勢田	K062G010	防災カルテ	擁壁	ブロック補修
主地	筑紫野筑穂	飯塚市	山口	K065A030	防災カルテ	落石崩壊	重力式擁壁
主地	筑紫野筑穂	飯塚市	山口	K065A040	防災カルテ	落石崩壊	法枠工
主地	筑紫野筑穂	飯塚市	米山	K065A050	防災カルテ	落石崩壊	重力擁壁、落石防護 棚
主地	筑紫野筑穂	飯塚市	山口	K065A070	防災カルテ	落石崩壊	擁壁(ブロック積 み)、ストーンガード
主地	筑紫野筑穂	飯塚市	山口	K065A080	防災カルテ	落石崩壊	コンクリート吹付け
主地	筑紫野筑穂	飯塚市	山口	K065A110	防災カルテ	落石崩壊	擁壁、ストーンガ ード
主地	筑紫野筑穂	飯塚市	山口	K065A145	防災カルテ	落石崩壊	落石防護工
主地	筑紫野筑穂	飯塚市	山口	K065A150	防災カルテ	落石崩壊	コンクリート吹付け
主地	筑紫野筑穂	飯塚市	山口	K065A160	防災カルテ	落石崩壊	
主地	筑紫野筑穂	飯塚市	山口	K065A170	防災カルテ	落石崩壊	
主地	筑紫野筑穂	飯塚市	筑穂元 吉	K065A180	防災カルテ	落石崩壊	
主地	筑紫野筑穂	飯塚市	山口	K065F010	要対策	盛土	法面保護工
主地	筑紫野筑穂	飯塚市	山口	K065F020	防災カルテ	盛土	ジオグリッド
主地	筑紫野筑穂	飯塚市	山口	K065F030	防災カルテ	盛土	ブロック積
主地	筑紫野筑穂	飯塚市	尾尻	K065G010	防災カルテ	擁壁	裏込め注入
主地	穂波嘉穂	飯塚市	大分	K090A010	防災カルテ	落石崩壊	法面保護工
主地	穂波嘉穂	飯塚市	大分	K090A011	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付け
一県	飯塚山田	飯塚市	上三緒	K402A021	防災カルテ	落石崩壊	吹付け取壊し、モ ルタル吹付け
一県	飯塚山田	飯塚市	上三緒	K402A030	防災カルテ	落石崩壊	
一県	飯塚山田	飯塚市	上三緒	K402F010	防災カルテ	盛土	
一県	飯塚山田	飯塚市	上三緒	K402G010	防災カルテ	擁壁	
一県	鶴三緒田川	飯塚市	栄町	K414A010	防災カルテ	落石崩壊	厚層基材吹付け
一県	鶴三緒田川	飯塚市	山倉	K414A020	防災カルテ	落石崩壊	吹付け取壊し、モ ルタル吹付け
一県	鶴三緒田川	飯塚市	山倉	K414A030	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付け
一県	鶴三緒田川	飯塚市	高倉	K414A040	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付け
一県	鶴三緒田川	飯塚市	高倉	K414A050	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付け

道路 種別	路線名	郡市	字	施設管理 番号	総合評価	危険内容	対策工法
一県	鶴三緒田川	飯塚市	高倉	K414A060	要対策	落石崩壊	擁壁工
一県	白川桑曲	飯塚市	桑曲	K438A010	防災カルテ	落石崩壊	吹付け取壊し、現場 打ち吹付け法枠
一県	才田筑前内 野（S）	飯塚市	内野	K439A020	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付け
一県	才田筑前内 野（S）	飯塚市	内野	K439A023	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付け
一県	才田筑前内 野（S）	飯塚市	内野	K439A024	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付け
一県	才田筑前内 野（S）	飯塚市	内野	K439A026	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付け
一県	才田筑前内 野（S）	飯塚市	内野	K439A029	防災カルテ	落石崩壊	法枠工
一県	才田筑前内 野（S）	飯塚市	内野	K439A030	防災カルテ	落石崩壊	法枠工
一県	才田筑前内 野（S）	飯塚市	内野	K439A040	防災カルテ	落石崩壊	擁壁工
一県	八木山若宮	飯塚市	八木山	K450A010	防災カルテ	落石崩壊	落石防止鋼
一県	八木山若宮	飯塚市	八木山	K450A020	防災カルテ	落石崩壊	法面保護工
一県	八木山若宮	飯塚市	八木山	K450A030	要対策	落石崩壊	法面保護工
一県	八木山若宮	飯塚市	八木山	K450A050	防災カルテ	落石崩壊	植生土のう、排水工
一国	200 号	飯塚市	鯉田	K200A038	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付け
一国	200 号	飯塚市	佐與	K200A041	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付け
一国	200 号	飯塚市	内野	K200A044	防災カルテ	落石崩壊	ワイヤーロープ
一国	200 号	飯塚市	内野	K200A045	防災カルテ	落石崩壊	ワイヤーロープ
一国	200 号	飯塚市	桑曲	K200A060	要対策	落石崩壊	切土工
一国	200 号	飯塚市	桑曲牧 ノ内	K200A120	防災カルテ	落石崩壊	ストーンガード
一国	200 号	飯塚市	勢田	K200F010	防災カルテ	盛土	アンカー工
一国	200 号	飯塚市	勢田	K200F020	防災カルテ	盛土	ブロック補修(石積)
一国	200 号	飯塚市	勢田	K200F021	防災カルテ	盛土	ブロック補修(石 積)
一国	200 号	飯塚市	勢田	K200F022	防災カルテ	盛土	ブロック補修(石 積)
一国	200 号	飯塚市	佐與	K200F025	防災カルテ	盛土	ブロック補修(石 積)
一国	200 号	飯塚市	西徳前	K200F035	防災カルテ	盛土	裏込材料・舗装工
一国	200 号	飯塚市	楽市	K200F040	防災カルテ	盛土	盛土
一国	200 号	飯塚市	桑曲	K200F052	防災カルテ	盛土	ブロック補修(石 積)
一国	200 号	飯塚市	鯉田	K200G010	防災カルテ	擁壁	アンカー工
一国	200 号	飯塚市	勢田	K200H010	防災カルテ	橋梁基礎 の洗掘	根固め工、張ブロッ ク工
一国	200 号	飯塚市	桑曲牧 ノ内	K200H030	防災カルテ	橋梁基礎 の洗掘	根固め工、張ブロッ ク工

出典：令和 7 年 3 月改定 福岡県地域防災計画災害危険箇所編

1-13 山腹崩壊危険地区

(国有林)

番号	位置		保全対象														
	市町村	大字	人家数	公共施設等											道路		
				種類	数量	種類	数量	種類	数量	種類	数量	種類	数量	種類	種類	種類	
1	飯塚市	内野	4												国道		
2	飯塚市	内野	3												林道		
3	飯塚市	内野	1												林道		
4	飯塚市	女郎ヶ原	5												国道		
5	飯塚市	庄司	5														

出典：令和7年3月改定 福岡県地域防災計画災害危険箇所編

(民有林)

番号	位置		保全対象						危険度 ランク
	市町村	大字	人家 50 戸以上	人家 49 ～10 戸	人家 9 ～5 戸	人家 4 戸 以下	(道路除く) 公共施設	道路	
1	飯塚市	勢田		13			1	他	B
2	飯塚市	勢田		35				他	B
3	飯塚市	勢田			8			他	C
4	飯塚市	勢田				4		他	C
5	飯塚市	勢田		43				他	B
6	飯塚市	勢田		13				他	B
7	飯塚市	勢田		48			1	国	B
8	飯塚市	勢田		26			1	県	B
9	飯塚市	勢田		12				他	B
10	飯塚市	勢田		11			1	他	B
11	飯塚市	勢田		15				県	B
12	飯塚市	勢田		17			1	県	B
13	飯塚市	勢田				1		他	C
14	飯塚市	勢田		10				県	B
15	飯塚市	勢田				4		他	C
16	飯塚市	勢田			6			他	C
17	飯塚市	勢田		27			1	他	B
18	飯塚市	勢田		10				他	B
19	飯塚市	鹿毛馬		12				他	B
20	飯塚市	鹿毛馬				2		他	C
21	飯塚市	鹿毛馬		10				他	B
22	飯塚市	鹿毛馬			6			他	C
23	飯塚市	鹿毛馬		25			1	他	B
24	飯塚市	鹿毛馬		19				他	B
25	飯塚市	鹿毛馬				3		他	C
26	飯塚市	綱分					1	他	B
27	飯塚市	綱分	52					他	B
28	飯塚市	綱分		32				他	B
29	飯塚市	入水			7			他	C
30	飯塚市	山倉		18				他	B
31	飯塚市	高倉		40				他	A
32	飯塚市	高倉				3		県	B
33	飯塚市	高倉				2		県	C
34	飯塚市	筒野				1		他	C

番号	位置		保全対象						危険度 ランク
	市町村	大字	人家 50 戸以上	人家 49 ～10 戸	人家 9 ～5 戸	人家 4 戸 以下	(道路除く) 公共施設	道路	
35	飯塚市	筒野		25				他	B
36	飯塚市	綱分			8			他	C
37	飯塚市	立岩		19				他	B
38	飯塚市	立岩		22				他	B
39	飯塚市	柏の森			8		1	国	B
40	飯塚市	柏の森			8			他	C
41	飯塚市	平恒			6			他	C
42	飯塚市	平恒		18				他	B
43	飯塚市	楽市	395				6	県	A
44	飯塚市	平塚				4		他	C
45	飯塚市	平塚			6			他	C
46	飯塚市	阿恵			9			他	C
47	飯塚市	阿恵				3		他	C
48	飯塚市	阿恵		14				国	A
49	飯塚市	内野			9			他	C
50	飯塚市	内野				4		県	C
51	飯塚市	内野				3		県	C
52	飯塚市	内野				3		他	C
53	飯塚市	弥山			8			県	C
54	飯塚市	弥山		11				他	B
55	飯塚市	弥山						他	C
56	飯塚市	弥山				1		他	C
57	飯塚市	弥山				3		他	C
58	飯塚市	弥山						他	C
59	飯塚市	内野			7			県	C
60	飯塚市	内野				2		国	C
61	飯塚市	内野		15				国	B
62	飯塚市	内野			8			他	C
63	飯塚市	内野				3		他	C
64	飯塚市	内野				3		他	B
65	飯塚市	内野				4		他	C
66	飯塚市	内野				2		他	C
67	飯塚市	内野		12				他	B
68	飯塚市	桑曲				2		国	C
69	飯塚市	桑曲						県	C
70	飯塚市	桑曲						他	B
71	飯塚市	桑曲				2		県	C
72	飯塚市	桑曲			6			他	C
73	飯塚市	桑曲				1		国	C
74	飯塚市	内野				1		他	C
75	飯塚市	内野				1		他	C
76	飯塚市	内野				1		他	C
77	飯塚市	内野		12				国	A
78	飯塚市	阿恵				4		他	C
79	飯塚市	阿恵				3		他	C
80	飯塚市	阿恵		12				国	B
81	飯塚市	阿恵		23				他	A
82	飯塚市	山口				3		県	B
83	飯塚市	山口		11				県	A

番号	位置		保全対象						危険度 ランク
	市町村	大字	人家 50 戸以上	人家 49 ～10 戸	人家 9 ～5 戸	人家 4 戸 以下	(道路除く) 公共施設	道路	
84	飯塚市	山口		21				県	A
85	飯塚市	山口			9			県	A
86	飯塚市	山口						県	B
87	飯塚市	山口			7			県	C
88	飯塚市	山口				3		県	C
89	飯塚市	山口						県	C
90	飯塚市	山口						他	C
91	飯塚市	山口				1		他	C
92	飯塚市	山口		32				県	B
93	飯塚市	山口		14				県	B
94	飯塚市	馬敷		12				他	A
95	飯塚市	馬敷						他	C
96	飯塚市	馬敷			9			他	C
97	飯塚市	馬敷				2		他	C
98	飯塚市	馬敷				1		他	C
99	飯塚市	馬敷				1		他	B
100	飯塚市	内住		12				他	A
101	飯塚市	大分	155					県	A
102	飯塚市	太郎丸						他	C
103	飯塚市	津原				3		他	C
104	飯塚市	高田				4	1	他	B
105	飯塚市	大分		19				他	B
106	飯塚市	大分		38				他	A
107	飯塚市	大分		19				他	B
108	飯塚市	大分		10				県	B
109	飯塚市	内住						県	B
110	飯塚市	内住			6			県	C
111	飯塚市	内住				1		県	C
112	飯塚市	内住						他	C
113	飯塚市	内住						県	C
114	飯塚市	内住						国	B
115	飯塚市	内住				4		国	C
116	飯塚市	内住			5			県	C
117	飯塚市	内住				2		県	C
118	飯塚市	内住						他	C
119	飯塚市	内住				3		他	B
120	飯塚市	舍利蔵						他	B
121	飯塚市	高田				3		国	C
122	飯塚市	高田			7			県	B
123	飯塚市	高田		31				県	B
124	飯塚市	高田		13				他	B
125	飯塚市	高田		18				他	B
126	飯塚市	舍利蔵		31				他	A
127	飯塚市	舍利蔵		10				他	A
128	飯塚市	安恒		10				県	B
129	飯塚市	明星寺						他	C
130	飯塚市	明星寺		17				他	B
131	飯塚市	大日寺		11				他	B
132	飯塚市	伊川			7			他	C

番号	位置		保全対象						危険度 ランク
	市町村	大字	人家 50 戸以上	人家 49 ～10 戸	人家 9 ～5 戸	人家 4 戸 以下	(道路除く) 公共施設	道路	
133	飯塚市	蓮台寺			7			国	C
134	飯塚市	蓮台寺			7			国	C
135	飯塚市	八木山						国	C
136	飯塚市	蓮台寺				2		他	C
137	飯塚市	蓮台寺		25				他	B
138	飯塚市	建花寺			5			他	A
139	飯塚市	建花寺		10				他	A
140	飯塚市	伊川				4		他	C
141	飯塚市	相田			6			他	A
142	飯塚市	相田			5			県	C
143	飯塚市	相田				2			C
144	飯塚市	川津		23				他	B
145	飯塚市	幸袋				2		他	C
146	飯塚市	庄司		26				他	B
147	飯塚市	相田		15				他	A
148	飯塚市	相田		10				他	B
149	飯塚市	庄司				3		他	C
150	飯塚市	庄司				3		他	C
151	飯塚市	庄司		27				県	B
152	飯塚市	庄司			6			県	C
153	飯塚市	庄司				1		県	B
154	飯塚市	庄司				1			C
155	飯塚市	津島		13				他	B
156	飯塚市	津島			9			他	C
157	飯塚市	津島		26				他	B
158	飯塚市	柳橋		23				他	B
159	飯塚市	目尾				1	1		B
160	飯塚市	八木山						県	B
161	飯塚市	八木山		10				県	B
162	飯塚市	八木山			8			国	C
163	飯塚市	八木山			5			他	C
164	飯塚市	八木山						国	C
165	飯塚市	八木山						国	C
166	飯塚市	八木山				2		国	C
167	飯塚市	八木山				3		国	C
168	飯塚市	八木山			6			国	C
169	飯塚市	八木山						他	C
170	飯塚市	八木山			5			他	B
171	飯塚市	八木山				1		他	C
172	飯塚市	八木山				2		国	C
173	飯塚市	八木山				2		国	B
174	飯塚市	八木山				2		他	C
175	飯塚市	八木山				2		県	C
176	飯塚市	八木山				3		県	C
177	飯塚市	八木山						他	C
178	飯塚市	八木山				1		他	C
179	飯塚市	八木山				1		他	B

出典：令和 7 年 3 月改定 福岡県地域防災計画災害危険箇所編

1-14 崩壊土砂流出危険地区

(国有林)

番号	位置		保全対象													
	市町村	大字	人家数	公共施設等										道路		
				種類	数量	種類	数量	種類	数量	種類	数量	種類	数量	種類	種類	種類
1	飯塚市	内野	13											国道		
2	飯塚市	内野	72											国道		
3	飯塚市	内野	30											国道		
4	飯塚市	山口	15													
5	飯塚市	山口	10											県道		
6	飯塚市	山口	17													
7	飯塚市	馬敷	25													
8	飯塚市	大分	17													
9	飯塚市	大分	39													
10	飯塚市	内住	43													
11	飯塚市	内住	30													
12	飯塚市	内住	21													
13	飯塚市	内住	32													
14	飯塚市	八木山	60													
15	飯塚市	大日寺	100													
16	飯塚市	八木山	20													
17	飯塚市	庄司	32													

出典：令和7年3月改定 福岡県地域防災計画災害危険箇所編

(民有林)

番号	位置		保全対象						危険度 ランク
	市町村	大字	人家 50 戸以上	人家 49 ～10 戸	人家 9 ～5 戸	人家 4 戸 以下	(道路除く) 公共施設	道路	
1	飯塚市	鹿毛馬			5			県	C
2	飯塚市	鹿毛馬		12				県	B
3	飯塚市	元吉			5			他	C
4	飯塚市	仁保				4		他	C
5	飯塚市	仁保				2		国	C
6	飯塚市	多田				2		他	B
7	飯塚市	綱分		46			2	他	A
8	飯塚市	綱分		45			2	他	B
9	飯塚市	山倉		14				他	A
10	飯塚市	入水		26				県	B
11	飯塚市	高倉	51					県	A
12	飯塚市	高倉				3		県	C
13	飯塚市	高倉				1		県	C
14	飯塚市	高倉				2		県	B
15	飯塚市	筒野						他	C
16	飯塚市	筒野				2		他	C
17	飯塚市	筒野				3		他	C
18	飯塚市	筒野						他	C
19	飯塚市	弥山						他	C
20	飯塚市	弥山						他	C

番号	位置		保全対象						危険度 ランク
	市町村	大字	人家 50 戸以上	人家 49 ～10 戸	人家 9 ～5 戸	人家 4 戸 以下	(道路除く) 公共施設	道路	
21	飯塚市	弥山			5			他	C
22	飯塚市	弥山		16				県	A
23	飯塚市	弥山						市	C
24	飯塚市	平塚						他	C
25	飯塚市	阿恵				4		他	B
26	飯塚市	内野			5			国	C
27	飯塚市	内野			7			国	A
28	飯塚市	内野				4		他	C
29	飯塚市	内野						国	C
30	飯塚市	桑曲				3		県	C
31	飯塚市	内野				1		国	C
32	飯塚市	内野						国	B
33	飯塚市	内野						国	C
34	飯塚市	内野						国	C
35	飯塚市	内野			7			国	B
36	飯塚市	阿恵				1		他	C
37	飯塚市	阿恵		17				国	A
38	飯塚市	阿恵		12				他	A
39	飯塚市	山口			7			他	B
40	飯塚市	山口		14				他	A
41	飯塚市	山口			8			県	A
42	飯塚市	山口			6			県	A
43	飯塚市	山口				2		県	B
44	飯塚市	馬敷		16				他	B
45	飯塚市	馬敷				2		他	B
46	飯塚市	馬敷				2		他	C
47	飯塚市	馬敷				1		他	C
48	飯塚市	内住						他	B
49	飯塚市	大分		19				他	A
50	飯塚市	内住		26				他	A
51	飯塚市	内住			7			県	C
52	飯塚市	内住		10				県	B
53	飯塚市	内住		12				国	A
54	飯塚市	内住				4		県	C
55	飯塚市	内住				2		国	B
56	飯塚市	内住						国	B
57	飯塚市	舍利蔵						国	B
58	飯塚市	高田			6			国	B
59	飯塚市	舍利蔵		29				国	A
60	飯塚市	舍利蔵	55					他	A
61	飯塚市	明星寺		37				他	A
62	飯塚市	蓮台寺			6			国	B
63	飯塚市	蓮台寺			6			国	A
64	飯塚市	建花寺		22				他	A
65	飯塚市	八木山			6			県	C
66	飯塚市	八木山		15				国	A
67	飯塚市	八木山						他	B

出典：令和 7 年 3 月改定 福岡県地域防災計画災害危険箇所編

1-15 地すべり危険地区(民有林)

番号	位置		保全対象						危険度 ランク
	市町村	大字	人家 50 戸以上	人家 49 ～10 戸	人家 9 ～5 戸	人家 4 戸 以下	(道路除く) 公共施設	道路	
001	飯塚市	明星寺		12				市	A
002	飯塚市	八木山			5				A
003	飯塚市	内野				4		林	C
004	飯塚市	舍利蔵		12			1	市	A

出典：令和 7 年 3 月改定 福岡県地域防災計画災害危険箇所編

1-16 危険物施設

令和7年4月現在

(単位：箇所)

区分		地 区					
		飯塚	穂波	筑穂	庄内	穎田	計
製造所		0	0	0	0	0	0
貯蔵所	屋内	27	6	2	7	2	44
	屋外	0	3	2	4	0	9
	屋外タンク	20	9	3	2	0	34
	屋内タンク	3	0	0	0	0	3
	地下タンク	34	11	2	2	2	51
	簡易タンク	0	0	0	0	1	1
	移動タンク	10	5	2	3	2	22
	小計	94	34	11	18	7	164
取扱所	給油	34	18	9	9	6	76
	(自家用給油)	22	6	5	5	3	41
	一般	22	12	1	1	1	37
	第1種販売	1	0	0	0	0	1
	第2種販売	0	0	0	0	0	0
	小計	57	30	10	10	7	114
合計		151	64	21	28	14	278
指定可燃物施設 計		32	18	1	1	3	55
内訳	可燃性固体類	0	7	0	0	0	7
	可燃性液体類	2	0	0	0	0	2
	合成樹脂類	23	8	0	1	0	32
	その他	7	3	1	0	3	14
少量危険物施設 計		182	98	52	60	22	414
内訳	移動タンク	3	9	8	3	2	25
	移動タンク以外	179	89	44	57	20	389

注) 小計、合計に自家用給油取扱所は含んでいない。

出典：飯塚地区消防本部 予防課

1-17 ダム

令和7年4月現在

名称	河川	管理者	所在	目的 ／型式	堤高 堤頂長 堤体積	流域面積 湛水面積	総貯水容量 有効貯水容 量	完成 年度
烏尾 溜池	遠賀川水系 庄内川	飯塚市	鹿毛 馬	かんがい 用水／ア ース	9.8m 111m m3	1.3K m ² ha	163 千 m3 163 千 m3	1940
笠城 ダム	遠賀川水系 庄司川	飯塚市	庄司	かんがい 用水／ア ース	17.9m 170m m3	0.3K m ² ha	399 千 m3 399 千 m3	1957
切畑 ダム	遠賀川水系 大分川	福岡県	大分	かんがい 用水／ア ース	38m 140.4m 147 千 m3	0.32K m ² 0.35ha	361 千 m3 336 千 m3	1975
久保白 ダム	遠賀川水系 内住川	福岡県 飯塚市 共同管理	久保白	かんがい 用水、上 水道用 水、工業 用水／ア ース	25m 304m 255 千 m3	1.4K m ² 50ha	4164 千 m3 4150 千 m3	1970

1-18 ため池

令和7年4月現在

番号	溜池名	所在地	番号	溜池名	所在地
1	片峰	飯塚市西徳前	48	山の神	飯塚市庄司
2	笠松	飯塚市立岩	49	青色瀬	飯塚市庄司
3	三緒浦	飯塚市下三緒	50	吉野	飯塚市庄司
4	神田	飯塚市上三緒	51	天瀬	飯塚市庄司
5	馬場浦	飯塚市上三緒	52	代用	飯塚市庄司
6	ガンジャク	飯塚市上三緒	53	尺ノ浦	飯塚市津島
7	勝負坂	飯塚市川島 10	54	足洗	飯塚市津島
8	久世ヶ浦	飯塚市川島	55	桜田	飯塚市津島
9	横川	飯塚市横田	56	差屋の浦	飯塚市津島
10	平原	飯塚市横田	57	子ジカ浦	飯塚市津島 396
11	城の下	飯塚市伊川	58	井ノ浦	飯塚市柳橋
12	伊川浦	飯塚市伊川 864	59	第一井ノ浦	飯塚市柳橋 868
13	水洗	飯塚市伊川	60	第一山の谷	飯塚市目尾 1232
14	安町	飯塚市伊川	61	ロヶ坪	飯塚市目尾
15	境	飯塚市伊川	62	第二山の谷	飯塚市目尾
16	清水谷	飯塚市伊川	63	ナマエ	飯塚市目尾
17	野間尻	飯塚市伊川 192	64	繁牟田	飯塚市吉北
18	柳ヶ浦	飯塚市相田	65	狐谷	飯塚市大日寺 199
19	ナタヲ	飯塚市相田	66	寺の谷 2(下)	飯塚市大日寺 959
20	放念坊	飯塚市相田 1258	67	鳳仙	飯塚市大日寺
21	大山	飯塚市相田	68	井ノ尻	飯塚市大日寺
22	長浦	飯塚市相田	69	三月田	飯塚市大日寺 942
23	石原堤	飯塚市相田	70	猪ノ口下堤	飯塚市大日寺
24	西河内下	飯塚市相田 1434	71	大人	飯塚市大日寺 268
25	池尻	飯塚市相田	72	寺の谷 1(上)	飯塚市大日寺 951
26	西河内上	飯塚市相田 1431	73	膳棚	飯塚市大日寺
27	焼ヶ堤 2	飯塚市相田 1321	74	伊尻	飯塚市大日寺 509
28	焼ヶ堤 1	飯塚市相田	75	猪の口上堤	飯塚市大日寺 1280
29	猿喰	飯塚市相田	76	長谷	飯塚市大日寺
30	野添	飯塚市幸袋	77	筒口	飯塚市花瀬
31	堂の尾	飯塚市中	78	花瀬新堤	飯塚市花瀬
32	野間	飯塚市中	79	豊前坊下堤	飯塚市潤野
33	背戸山	飯塚市中	80	豊前坊上堤	飯塚市潤野 397
34	浮瀬	飯塚市中	81	姿	飯塚市潤野
35	城ノ腰	飯塚市中	82	室提	飯塚市潤野 744
36	寺の谷	飯塚市中	83	大牟田	飯塚市潤野 932
37	第 136	飯塚市庄司	84	オシド堤	飯塚市潤野 737
38	梅川	飯塚市庄司	85	宮の山	飯塚市潤野
39	城道	飯塚市庄司 1602	86	宮脇ため池	飯塚市潤野
40	中角	飯塚市庄司	87	向野	飯塚市潤野 125
41	吉ヶ谷	飯塚市庄司	88	ノ毛尾	飯塚市潤野 381
42	日陽浦	飯塚市庄司 567	89	作造	飯塚市明星寺 751
43	笠城	飯塚市庄司	90	原合第一	飯塚市明星寺 312
44	鴨居去	飯塚市庄司	91	囲中堤	飯塚市明星寺
45	石道	飯塚市庄司	92	宮の前	飯塚市明星寺 465
46	真砂	飯塚市庄司	93	原合第 2	飯塚市明星寺
47	第 236	飯塚市庄司	94	カコイ	飯塚市明星寺
95	囲上堤	飯塚市明星寺	167	浦ノ谷(下)溜池	飯塚市津原
96	政右エ門	飯塚市明星寺 1697	168	弧枕(下)溜池	飯塚市津原

番号	溜池名	所在地	番号	溜池名	所在地
97	浦(上)	飯塚市明星寺	169	浦ノ谷(上)溜池	飯塚市津原
98	囲	飯塚市明星寺 1614	170	浦ノ谷(中)溜池	飯塚市津原
99	浦	飯塚市明星寺	171	十郎谷(上)溜池	飯塚市津原
100	篠振下	飯塚市明星寺 1315	172	十郎谷(下)溜池	飯塚市津原
101	篠振上	飯塚市明星寺	173	向山溜池	飯塚市津原
102	囲下堤	飯塚市明星寺	174	油田溜池	飯塚市安恒
103	原田	飯塚市明星寺	175	大門ヶ原(下)	飯塚市椿
104	通葉山上堤	飯塚市八木山 520	176	ミクロ(上)溜池	飯塚市椿
105	甚九郎	飯塚市八木山 666	177	ミロク(下)溜池	飯塚市椿
106	萩の元	飯塚市八木山 354	178	ミクロ(中)溜池	飯塚市椿
107	元山	飯塚市八木山	179	日上溜池	飯塚市椿
108	峠の谷	飯塚市八木山 1745	180	大門(下)溜池	飯塚市椿
109	一の谷	飯塚市八木山	181	スダレ第一	飯塚市椿
110	通葉山下堤	飯塚市八木山 534	182	スダレ第二溜池	飯塚市椿
111	日物田	飯塚市八木山	183	大門ヶ原(上)溜池	飯塚市椿
112	剣貫	飯塚市建花寺	184	大門(上)溜池	飯塚市椿
113	鈴川	飯塚市建花寺 1383	185	池田溜池	飯塚市椿
114	古野上堤	飯塚市建花寺	186	今丸溜池	飯塚市弁分
115	園	飯塚市建花寺 405	187	献上溜池	飯塚市弁分
116	小切畑	飯塚市建花寺 674	188	カニガ坂(上)溜池	飯塚市小正
117	導葉山下堤	飯塚市建花寺	189	立野溜池	飯塚市小正
118	古野下堤	飯塚市建花寺	190	カニガ坂(下)溜池	飯塚市小正
119	導葉山中堤	飯塚市建花寺	191	鋤坂溜池	飯塚市小正
120	巡出	飯塚市蓮台寺	192	白坂(1)	飯塚市内住 2798
121	駒浦	飯塚市蓮台寺	193	白坂(5)	飯塚市内住 2702-48
122	下堤	飯塚市蓮台寺 386	194	尾高原	飯塚市内住 777
123	倉谷	飯塚市蓮台寺 734	195	浦谷	飯塚市内住 1921
124	宮ノ前中堤	飯塚市蓮台寺	196	白坂(2)	飯塚市内住 2792
125	山中堤	飯塚市蓮台寺 399	197	古屋敷池	飯塚市内住
126	池尻	飯塚市蓮台寺	198	白坂(4)	飯塚市内住 2706
127	上堤	飯塚市蓮台寺 386	199	スゲン谷(上)	飯塚市内住 3024
128	五反田	飯塚市鯉田	200	トノヨケ	飯塚市内住 2546
129	上坂第 2	飯塚市鯉田	201	中畑	飯塚市内住 606-2
130	上坂	飯塚市鯉田	202	スゲン谷(下)	飯塚市内住 3019
131	篠田	飯塚市鯉田	203	官馬	飯塚市内住 2669
132	梅の木	飯塚市鯉田	204	原	飯塚市内住 3062
133	柳ヶ谷	飯塚市鯉田 1516	205	登尾	飯塚市内住 789
134	黒切	飯塚市鯉田	206	白坂(3)	飯塚市内住 2789
135	本坂	飯塚市鯉田	207	綿打	飯塚市大分 2584
136	ブドウ溜池	飯塚市平恒	208	土居丸	飯塚市大分 2591
137	岩ヶ谷溜池	飯塚市平恒	209	鶯塚	飯塚市大分 2001-2
138	サコ第一溜池	飯塚市太郎丸	210	長楽寺	飯塚市大分 1299
139	スス坂溜池	飯塚市太郎丸	211	ヲベタ	飯塚市山口 123-1
140	ソコボケ(下)溜池	飯塚市椋本	212	井の口	飯塚市馬敷 296
141	浦ノ谷(下)溜池	飯塚市椋本	213	昭和池	飯塚市馬敷 1416
142	茶ノ木浦(上)	飯塚市椋本	214	岡谷	飯塚市馬敷 1345-1, 2
143	サコ第二溜池	飯塚市椋本	215	奥畑	飯塚市馬敷 909 他 1
216	コボシキ	飯塚市馬敷 1419-1	265	大山上池	飯塚市高倉 4
217	中野	飯塚市馬敷 3-1, -2	266	百田池	飯塚市高倉 584, 588
218	鳥喰池	飯塚市筑穂元吉 940	267	新堤池	飯塚市高倉 151
219	鳥バミ	飯塚市元吉 966	268	丸牟田中池	飯塚市筒野 118

番号	溜池名	所在地	番号	溜池名	所在地
220	清久	飯塚市長尾 875-1	269	浦山下池	飯塚市筒野 131
221	風呂ノ谷	飯塚市長尾 1423	270	浦山上池	飯塚市筒野 129
222	宮の前	飯塚市北古賀 692	271	小屋谷池	飯塚市筒野 26
223	胴仏	飯塚市平塚 451	272	丸牟田上池	飯塚市筒野 122-2
224	大谷	飯塚市平塚 460 他 3	273	丸牟田下池	飯塚市筒野 114
225	一ノ谷(上)	飯塚市平塚 793	274	伊山池	飯塚市筒野 800 他 2
226	七反ケ迫	飯塚市平塚 630	275	権現谷池	飯塚市筒野 6
227	一ノ谷(下)	飯塚市平塚 791	276	荘太郎池	飯塚市筒野 2
228	平塚	飯塚市平塚 646	277	新堤池	飯塚市筒野 3
229	宮原谷	飯塚市阿恵 828, 825-2	278	長谷池	飯塚市筒野 298
230	大谷	飯塚市阿恵 650	279	小僧池	飯塚市赤坂 571, 570
231	門田	飯塚市阿恵 2476	280	長堤池	飯塚市赤坂 397
232	大ヶ坂	飯塚市阿恵 2170	281	簾石池	飯塚市赤坂 875-1
233	中の迫	飯塚市弥山 398	282	三軒屋池	飯塚市赤坂 884-1
234	市ヶ迫	飯塚市弥山 110	283	内堤池	飯塚市赤坂 423
235	小山口	飯塚市弥山 1811	284	中村池	飯塚市赤坂 564
236	笹尾	飯塚市弥山 212	285	坂口池	飯塚市入水 258
237	大塚	飯塚市弥山 1788	286	若山下池	飯塚市入水 164
238	七曲	飯塚市弥山 1334	287	若山上池	飯塚市入水 162
239	平石	飯塚市弥山 602	288	宮ノ谷池	飯塚市入水 227
240	鳥越	飯塚市弥山 1238	289	山ノ口池	飯塚市入水 81
241	割石	飯塚市弥山 199	290	中峠池	飯塚市入水 428
242	大石道	飯塚市弥山 1731	291	蝦坂池	飯塚市入水 43-1
243	勝負谷	飯塚市内野 1693	292	見正池	飯塚市山倉 452
244	二分釜	飯塚市内野 1908-3	293	山中池	飯塚市山倉 166 他
245	丸尾	飯塚市内野 3445	294	草場下池	飯塚市山倉 266
246	北田	飯塚市内野 1174	295	草場上池	飯塚市山倉 265
247	扇野々(下)	飯塚市内野 2296	296	斧落池	飯塚市山倉 62-4
248	別当	飯塚市内野 428	297	関ノ山上池	飯塚市綱分 464-4 他 4
249	栗山	飯塚市内野 13170	298	新堤池	飯塚市綱分 41-2
250	猿渡	飯塚市内野 171	299	仮又池	飯塚市綱分 906
251	扇野々(上)	飯塚市内野 2305	300	赤松上池	飯塚市綱分 365
252	上の山	飯塚市桑曲 471	301	ショウケ池	飯塚市綱分 1558
253	牧の内(上)	飯塚市桑曲 160	302	溝野池	飯塚市綱分 913
254	ヤビツ	飯塚市桑曲 646	303	寺室池	飯塚市綱分 1164
255	林の口	飯塚市桑曲 696-2	304	立貯水池	飯塚市綱分 1477
256	上浦	飯塚市桑曲 723-2	305	郡太郎池	飯塚市綱分 1833
257	牛ヶ谷	飯塚市桑曲 315	306	赤松下池	飯塚市綱分 315
258	上屋敷池	飯塚市高倉 300	307	倉谷貯水池	飯塚市綱分 935
259	大山下池	飯塚市高倉 4	308	伏尾池	飯塚市綱分 26
260	坂ノ谷池	飯塚市高倉 234-1	309	ナギ池	飯塚市綱分 112
261	池ノ谷池	飯塚市高倉 779	310	新堤池	飯塚市綱分 890
262	カッタイ池	飯塚市高倉 767	311	合ヶ坂下池	飯塚市綱分 1151-2 他 2
263	土手ノ内池	飯塚市高倉 457	312	関ノ山下池	飯塚市綱分 513
264	浦ノ谷池	飯塚市高倉 329	313	松山池	飯塚市綱分 282, 283
314	寺堤池	飯塚市有安 2	358	古賀ノ下溜池	飯塚市鹿毛馬
315	鳥羽池	飯塚市有安 892-2 他	359	鳥尾Bため池	飯塚市鹿毛馬
316	栗崎池	飯塚市有安 587	360	荒牧溜池	飯塚市鹿毛馬
317	金石下池	飯塚市有安 35	361	古谷溜池	飯塚市鹿毛馬
318	金石上池	飯塚市有安 35	362	狩場ため池	飯塚市鹿毛馬
319	藤田池	飯塚市有安 113	363	葉山谷溜池	飯塚市鹿毛馬

番号	溜池名	所在地	番号	溜池名	所在地
320	野黒見池	飯塚市多田 311	364	円内溜池	飯塚市鹿毛馬
321	馬ノ背池	飯塚市多田 17	365	小堤溜池	飯塚市鹿毛馬
322	不思議池	飯塚市多田 96	366	烏尾溜池	飯塚市鹿毛馬
323	長坂池	飯塚市多田 350	367	清水溜池	飯塚市鹿毛馬
324	山ノ口池	飯塚市多田 25	368	汐井場溜池	飯塚市鹿毛馬
325	火山池	飯塚市多田 1-7	369	椿山溜池	飯塚市鹿毛馬
326	高尾池	飯塚市仁保 8-34	370	烏尾Cため池	飯塚市鹿毛馬
327	天神池	飯塚市仁保 27	371	小峠溜池	飯塚市鹿毛馬
328	泥池	飯塚市仁保 7	372	椎木浦溜池	飯塚市鹿毛馬
329	新堤池	飯塚市仁保 26	373	唐松溜池	飯塚市鹿毛馬
330	鳴池	飯塚市仁保 25	374	ナギノ溜池	飯塚市鹿毛馬
331	人形池	飯塚市仁保 580	375	一ツ家溜池	飯塚市鹿毛馬
332	菰池	飯塚市仁保 40	376	神籠石溜池	飯塚市鹿毛馬
333	仁保貯水池	飯塚市仁保 136			
334	大谷池	飯塚市大門 44, 46			
335	鋤坂池	飯塚市大門 11			
336	菰池上池	飯塚市大門 61			
337	鬼作池	飯塚市大門 66-1 他			
338	寺ヶ坂池	飯塚市庄内元吉 42			
339	綿打上池	飯塚市元吉 770			
340	綿打下池	飯塚市元吉 772			
341	浦谷池	飯塚市元吉 577			
342	天神免池	飯塚市庄内元吉 87			
343	有賀浦池	飯塚市有井 520			
344	青池	飯塚市勢田			
345	福ヶ坂溜池	飯塚市勢田			
346	倉谷溜池	飯塚市勢田			
347	楠坂ため池	飯塚市勢田			
348	島奥溜池	飯塚市勢田			
349	京蓮坊ため池	飯塚市勢田			
350	石丸ため池	飯塚市口原			
351	大師溜池	飯塚市佐与			
352	北の浦溜池	飯塚市佐与			
353	市木溜池	飯塚市佐与			
354	小竹ヶ浦溜池	飯塚市佐与			
355	観音寺溜池	飯塚市佐与			
356	尾笹溜池	飯塚市佐与			
357	鍋ヶ浦ため池	飯塚市佐与			

2 設備、施設等

2-1 飯塚市防災行政無線

令和7年4月現在

(移動系)

	局種	呼び出し名称		出力	備 考	
					型式	常置場所
1	-	統制台		-	統制台	飯塚市役所
2	ML	防災センター		5W	半固定	飯塚市防災センター
3	ML	穂波支所		5W	半固定	穂波支所
4	ML	筑穂支所		5W	半固定	筑穂支所
5	ML	庄内支所		5W	半固定	庄内支所
6	ML	颯田支所		5W	半固定	颯田支所
7	-	遠隔制御装置		-	遠隔制御装置	飯塚市役所
8	ML	団本指 171(団本 指令車)	171	5W	車載	飯塚市役所管内消防団
9	MK	団本部 172(本部隊)	172	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
10	MK	飯方機 111(団本 機動隊)	111	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
11	MK	飯方一 112(団 1 飯塚)	112	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
12	MK	飯方一 113(団 1 徳前)	113	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
13	MK	飯方二 114(団 2 鯉田)	114	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
14	MK	飯方二 115(団 2 目尾)	115	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
15	MK	飯方三 116(団 3 芳雄)	116	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
16	MK	飯方四 117(団 4 菰田)	117	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
17	MK	飯方四 118(団 4 上三緒)	118	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
18	MK	飯方五 119(団 5 片島)	119	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
19	MK	飯方五 120(団 5 横田)	120	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
20	MK	飯方六 121(団 6 新町)	121	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
21	MK	飯方六 122(団 6 相田)	122	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
22	MK	飯方七 123(団 7 幸袋)	123	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
23	MK	飯方七 124(団 7 庄司)	124	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
24	MK	飯方八 125(団 8 潤野)	125	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
25	MK	飯方八 126(団 8 坂の下)	126	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
26	MK	飯方八 127(団 8 八木山)	127	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
27	MK	飯塚携 201	201	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
28	MK	飯塚携 202	202	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
29	MK	飯塚携 203	203	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
30	MK	飯塚携 204	204	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
31	MK	飯塚携 205	205	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
32	MK	飯塚携 206	206	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
33	MK	飯塚携 207	207	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
34	MK	飯塚携 208	208	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
35	MK	飯塚携 209	209	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
36	MK	飯塚携 210	210	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
37	MK	飯塚携 211	211	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
38	MK	飯塚携 212	212	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
39	MK	飯塚携 213	213	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団

	局種	呼び出し名称		出力	備 考	
					型式	常置場所
40	MK	飯塚携 214	214	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
41	MK	飯塚携 215	215	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
42	MK	飯塚携 216	216	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
43	MK	飯塚携 217	217	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
44	MK	飯塚携 218	218	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
45	MK	飯塚携 219	219	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
46	MK	飯塚携 220	220	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
47	MK	飯塚携 221	221	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
48	MK	飯塚携 222	222	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
49	MK	飯塚携 223	223	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
50	MK	飯塚携 224	224	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
51	MK	飯塚携 225	225	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
52	MK	飯塚携 226	226	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
53	MK	飯塚携 227	227	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
54	MK	飯塚携 228	228	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
55	MK	飯塚携 229	229	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
56	MK	飯塚携 230	230	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
57	MK	飯塚携 231	231	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
58	MK	飯塚携 232	232	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
59	MK	飯塚携 233	233	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
60	ML	穂方指 131(団本 指令車)	131	5W	車載	穂波支所管内 消防団
61	MK	穂方一 132(団 1 楽市)	132	2W	車携帯	穂波支所管内 消防団
62	MK	穂方二 133(団 2 椿)	133	2W	車携帯	穂波支所管内 消防団
63	MK	穂方三 134(団 3 平恒)	134	2W	車携帯	穂波支所管内 消防団
64	MK	穂方四 135(団 4 枝国)	135	2W	車携帯	穂波支所管内 消防団
65	MK	穂方五 136(団 5 忠隈)	136	2W	車携帯	穂波支所管内 消防団
66	MK	穂方六 137(団 6 高田)	137	2W	車携帯	穂波支所管内 消防団
67	MK	穂携帯 241	241	2W	携帯	穂波支所管内 消防団
68	MK	穂携帯 242	242	2W	携帯	穂波支所管内 消防団
69	MK	穂携帯 243	243	2W	携帯	穂波支所管内 消防団
70	MK	穂携帯 244	244	2W	携帯	穂波支所管内 消防団
71	MK	穂携帯 245	245	2W	携帯	穂波支所管内 消防団
72	MK	穂携帯 246	246	2W	携帯	穂波支所管内 消防団
73	MK	穂携帯 247	247	2W	携帯	穂波支所管内 消防団
74	MK	穂携帯 248	248	2W	携帯	穂波支所管内 消防団
75	MK	穂携帯 249	249	2W	携帯	穂波支所管内 消防団
76	MK	穂携帯 250	250	2W	携帯	穂波支所管内 消防団
77	MK	筑方指 141(団本 指令車)	141	2W	車携帯	筑穂支所管内 消防団
78	MK	筑方一 142(団 1 大分)	142	2W	車携帯	筑穂支所管内 消防団
79	MK	筑方二 143(団 2 阿恵)	143	2W	車携帯	筑穂支所管内 消防団
80	MK	筑方二 144(団 2 長野)	144	2W	車携帯	筑穂支所管内 消防団
81	MK	筑方三 145(団 3 内野)	145	2W	車携帯	筑穂支所管内 消防団
82	MK	筑携帯 261	261	2W	携帯	筑穂支所管内 消防団

	局種	呼び出し名称		出力	備 考	
					型式	常置場所
83	MK	筑携帯 262	262	2W	携帯	筑穂支所管内 消防団
84	MK	筑携帯 263	263	2W	携帯	筑穂支所管内 消防団
85	MK	筑携帯 264	264	2W	携帯	筑穂支所管内 消防団
86	MK	筑携帯 265	265	2W	携帯	筑穂支所管内 消防団
87	MK	筑携帯 266	266	2W	携帯	筑穂支所管内 消防団
88	MK	筑携帯 267	267	2W	携帯	筑穂支所管内 消防団
89	ML	筑携帯 268	268	2W	携帯	筑穂支所管内 消防団
90	ML	筑携帯 269	269	2W	携帯	筑穂支所管内 消防団
91	ML	筑携帯 270	270	2W	携帯	筑穂支所管内 消防団
92	ML	庄方指 151(団本 指令車)	151	2W	車携帯	庄内支所管内 消防団
93	ML	庄方一 152(団 1 綱分)	152	2W	車携帯	庄内支所管内 消防団
94	ML	庄方二 153(団 2 仁保)	153	2W	車携帯	庄内支所管内 消防団
95	ML	庄方三 154(団 3 赤坂)	154	2W	車携帯	庄内支所管内 消防団
96	ML	庄携帯 281	281	2W	携帯	庄内支所管内 消防団
97	ML	庄携帯 282	282	2W	携帯	庄内支所管内 消防団
98	ML	庄携帯 283	283	2W	携帯	庄内支所管内 消防団
99	ML	庄携帯 284	284	2W	携帯	庄内支所管内 消防団
100	ML	庄携帯 285	285	2W	携帯	庄内支所管内 消防団
101	ML	穎方一 161(団 1 勢田)	161	2W	車携帯	穎田支所管内 消防団
102	ML	穎方一 162(団 2 口原)	162	2W	車携帯	穎田支所管内 消防団
103	ML	穎方一 163(団 3 佐與)	163	2W	車携帯	穎田支所管内 消防団
104	ML	穎方一 164(団 4 鹿毛馬)	164	2W	車携帯	穎田支所管内 消防団
105	ML	穎携帯 291	291	2W	携帯	穎田支所管内 消防団
106	ML	穎携帯 292	292	2W	携帯	穎田支所管内 消防団
107	ML	穎携帯 293	293	2W	携帯	穎田支所管内 消防団
108	ML	穎携帯 294	294	2W	携帯	穎田支所管内 消防団
109	ML	穎携帯 295	295	2W	携帯	穎田支所管内 消防団
110	FB	飯塚市三郡基地		10W	基地局無線機	
111	FB	飯塚市八木山基地		10W	基地局無線機	
112	FB	飯塚市内住基地		5W	基地局無線機	
113	FX	飯塚市三郡基地		10W	FWA 無線機	
114	FX	筑穂支所		5W	FWA 無線機	

2-2 地方通信ルート（非常通信ルート）

令和4年4月現在

	担当部署	ルート名	伝送方法	非常通信受付機関	伝送方法	非常通信受付機関	伝送方法	県担当部署
1	防災安全課	警察ルート	使送	a. 飯塚警察署	無線	f. 県警察本部	有線	消防防災指導課
2	防災安全課	建設ルート	使送	b. 遠賀川河川事務所飯塚出張所	無線	g. 遠賀川河川事務所	有線	消防防災指導課
3	防災安全課	電力ルート	使送	c. 九州電力送配電(株)飯塚営業所	無線	h. 九州電力送配電(株)	無線	消防防災指導課
4	防災安全課	消防ルート	使送	d. 飯塚消防署	-	i. 飯塚地区消防本部	無線	消防防災指導課
5	防災安全課	県庁ルート	使送	e. 県飯塚土木事務所	無線	j. -	無線	消防防災指導課

〈伝送方法〉

- ・「使送」（徒歩、自転車、バイク等で人が直接、情報の伝達をすること）、「無線」、「有線」

〈「非常通信受付機関」の担当部署及びNTT 電話番号〉

	担当部署	NTT 電話番号
a.	飯塚警察署警備課	0948-21-0110
b.	国土交通省遠賀川河川事務所飯塚出張所	0948-22-1410
c.	九州電力送配電(株)飯塚配電事業所	0800-777-9403
d.	飯塚消防署警防係	0948-22-7602
e.	飯塚県土整備事務所用地課	0948-23-4111
f.	県警察本部地域部通信指令課	092-641-4141（内 3618）
g.	国土交通省遠賀川河川事務所	0949-22-1830
h.	九州電力送配電(株)	092-761-3340
i.	飯塚地区消防本部警防課	0948-22-7600
j.	-	-

飯塚市 総務部 防災安全課 防災係 ○NTT 電話番号（0948-96-8243）

2-3 水防倉庫、資機材

令和7年4月現在

施設名	所在地	施設名	所在地
幸袋水防倉庫	幸袋 826-10	庄内水防倉庫	綱分 802 (支所内)
鎮西水防倉庫	大日寺 593-2	潁田水防倉庫	勢田 1271-1
穂波水防倉庫	椿 197-2	防災センター水防倉庫	芳雄 16-7
筑穂水防倉庫	長尾 1238-2		

令和7年4月現在

番号	資機材	施設名							合計
		幸袋	鎮西	穂波	筑穂	庄内	潁田	防災センター	
1	一輪車		2	2	3	2	11	10	30
2	リヤカー			1				1	2
3	ボート(消防団含)	1	1	3		1	2	3	11
4	無線機								0
5	カケヤ	12	1	7	4	1	2	11	38
6	タコ槌							3	3
7	ハンマー	2		6		4		10	22
8	スコップ	40	42	12	10	11	4	23	142
9	ツルハシ	2	3	5	2	9			21
10	カキ板	1	6	1	2	3	1	9	23
11	ガンズメ	1	11						12
12	クワ		2	2		1			5
13	カマ	2	1	9	1			17	30
14	ノコギリ					2		2	4
15	ナタ				1	1			2
16	手オノ	4							4
17	トビロ		3		4	4		17	28
18	ペンチ					2		3	5
19	ザル、エブ	6	10	8	3	4		27	58
20	土のう袋(麻)		8					40	48
21	土のう袋	40	40	100	200	150	600	100	1,230
22	カマス								0
23	杭丸太	60	6	60	5	50	15		196
24	鉄杭	20	7	30		21		110	188
25	竹							15	15
26	板(枚)		19						19
27	鉄線(Kg)	2		1		3			6
28	ロープ(巻)	12	4	1	8	13	9	9	56
29	縄(巻)			4	2				6
30	PPロープ(巻)	3				3		4	10
31	バリケード	18	18	20	20	8	3	2	89
32	コーン	20	20	20	40	5	10	30	145
33	マーカライト								0
34	ピカチューブ								0
35	釘(Kg)								0
36	土のう			100	50	150	150	500	950
37	発電機							3	3
38	投光機							1	1
39	ブルーシート	42	25	4	20	10	12	18	131

2－4 給水車及び給水タンク保有状況

令和7年4月現在

種 類		地 区				
		飯塚	穂波	筑穂	庄内	顚田
給水車	2.0m ³		1			
給水タンク（基）	1.2m ³	4		1	1	
	1.0m ³	1				
	1.0 m ³ (組立式)	3				
	0.7m ³	3				
	0.3m ³	2				
給水袋(個)	60	1320				
ポリタンク（個）	100	122	64			

2-5 水道施設一覧表

令和7年4月現在

地区	浄水場	所在地	電話番号 (0948)	水系	水源池	水源 種別	取水能力 (m3/日)	給水能力 (m3/日)	浄水 方式
飯塚	鯉田	鯉田 2109-4	22-3399	鯉田水系	鯉田水源	表流水	13,900	13,200	高度 処理
	明星寺	明星寺 98-3	22-2309	明星寺水系	久保白水源	ダム水	13,000	12,350	急速 ろ過
	堀池	堀池 332-1	-	楽市水系	楽市水源 (1、3号)	伏流水	12,900	12,250	急速 ろ過
					楽市水源 (2、4号)	浅井戸			
	伊岐須	伊岐須 751	-	相田・伊岐 須水系	伊岐須水源	浅井戸	休止中	休止中	休 止 中
	相田	相田 532-1	-		相田水源	深井戸	休止中	休止中	休 止 中
	吉北	吉北 181	-	目尾水系	目尾水源	伏流水	1470	1,400	急速 ろ過
	鯉田 共同	鯉田 508	21-6372	鯉田共同水 系	鯉田共同水 源	表流水	5,300 (2,300)	5,030	高度 処理
筑穂	長尾	長尾 427-1	72-1481	長尾水系	長尾1号井	浅井戸	2,800	2,660	急速 ろ過
					長尾2号井	浅井戸			
					長尾3号井	伏流水			
					長尾4号井	浅井戸			
	平塚	長尾 297	-	平塚水系	平塚1号井	浅井戸	1,300	1,230	急速 ろ過
					平塚2号井	浅井戸			
穂波	太郎丸	太郎丸 184	22-3019	太郎丸水系	穂波川水源	表流水	7,600	7,220	急速 ろ過
					桜木水源	浅井戸	1,900	1,800	緩速 ろ過
					楽市第2水 源	伏流水			
	秋松	秋松 354-2	-	秋松水系	今吉水源	浅井戸	4,110	3,900	急速 ろ過
					古川水源	浅井戸			
	高田	高田 627	-	高田水系	高田大塚水 源	深井戸	休止中	休止中	急速 ろ過
					高田猪ノ口 (予備水源)	深井戸			
	鯉田 共同	鯉田 508	21-6372	鯉田共同水 系	鯉田共同水 源	表流水	(2,000)		高度 処理
庄内	岩崎	嘉麻市岩崎 959-1	42-1369	岩崎水系	岩崎3号井	浅井戸	2,900	2,760	膜ろ 過
					岩崎4号井	浅井戸			
					岩崎5号井	浅井戸			
穎田	鯉田 共同	鯉田 508	21-6372	鯉田共同水 系	鯉田共同水 源	表流水	(1,000)		高度 処理

2-6 広域避難地

令和6年4月現在

名称	管理者	所在地	敷地面積	収容可能人員	電話番号	想定浸水状況			
						管理区間			
			国	県					
			穂波川 遠賀川	穂波川	泉河内川	建花寺川			
(大規模公園・広場等)									
笠城ダム公園	都市計画課	庄司	14, 350	4, 340		-	-	-	-
健康の森公園(多目的グラウンド)	都市計画課 スポーツ振興課	吉北 120-9	8, 970	2, 710	21-7811	-	-	-	-
大将陣公園	都市計画課	楽市	11, 260	3, 412		-	-	-	-
市民公園(多目的広場)	都市計画課 スポーツ振興課	鯉田 1560-5	17, 200	5, 210	23-0581	-	-	-	-
中央公園 (運動場・野球場)	都市計画課 スポーツ振興課	鹿毛馬 2288	20, 334	6, 160	92-1034	-	-	-	-
勝盛公園	都市計画課	片島 1-	4, 200	1, 270	22-2988	-	-	-	-
旌忠公園	都市計画課	鯉田	5, 500	1, 660		-	-	-	-
五穀神公園	都市計画課	菰田	2, 900	870		-	-	-	-
高宮公園	都市計画課	伊岐須	1, 300	390		-	-	-	-
筑穂グラウンド	スポーツ振興課	長尾 1340	8, 878	2, 690	72-2204	-	-	-	-
筑穂多目的グラウンド	スポーツ振興課	大分 1985-53	17, 500	5, 300	29-3266	-	-	-	-
穂波グラウンド	スポーツ振興課	平恒 1-6	2, 540	760	29-3266	-	-	-	-
庄内グラウンド	スポーツ振興課	有安 1-2	18, 021	5, 460	82-3344	-	-	-	-
(学校関係)									
飯塚小学校	教育委員会	西徳前 2-6	6, 970	2, 110	22-3026	E	-	-	-
片島小学校	教育委員会	片島 3- 8-5	7, 660	2, 320	22-0289	C	-	-	C
菰田小学校	教育委員会	菰田東 2-19-5	10, 110	3, 060	22-0560	B	-	-	-
立岩小学校	教育委員会	立岩 1176-1	9, 670	2, 930	22-0005	-	-	-	-
飯塚東小学校	教育委員会	下三緒 54	10, 320	3, 120	22-3267	-	-	-	-
伊岐須小学校	教育委員会	伊岐須 843	19, 480	5, 900	22-2349	-	-	-	-
八木山小学校	教育委員会	八木山 693-1	4, 400	1, 330	22-2951	-	-	-	-
鯉田小学校	教育委員会	鯉田 1263	5, 340	1, 610	22-3299	C	-	-	-

名称	管理者	所在地	敷地面積	収容 可能 人員	電話 番号	想定浸水状況			
						管理区間			
			(㎡)	(人)	(0948)	国	県		
						穂波川 遠賀川	穂 波 川	泉河 内川	建花 寺川
小中一貫校穂波東校	教育委員会	平恒 1021-1	9,999	3,030	(小) 22-0579 (中) 22-1052	E	-	-	-
棕本小学校	教育委員会	棕本 16-2	8,740	2,640	22-1068	-	-	-	-
高田小学校	教育委員会	高田 701	7,560	2,290	22-3328	-	-	-	-
若菜小学校	教育委員会	小正 249-2	8,680	2,630	22-0581	-	-	-	-
大分小学校	教育委員会	大分 1985-1	10,830	3,280	72-0106	-	-	-	-
上穂波小学校	教育委員会	筑穂元吉 403	6,370	1,930	72-0014	-	-	-	-
内野小学校	教育委員会	内野 3537-1	4,150	1,250	72-0155	-	-	-	-
庄内小学校	教育委員会	有安 1-22	10,000	3,030	82-1202	-	-	-	-
飯塚第一中学校	教育委員会	新立岩 16-18	8,560	2,590	22-0553	B	-	-	-
飯塚第二中学校	教育委員会	柏の森 483	7,200	2,180	22-3713	B	-	-	-
二瀬中学校	教育委員会	伊岐須 740	14,260	4,320	22-0388	-	-	-	D
小中一貫校幸袋校	教育委員会	中 730-1	9,385	2,843	22-2924	-	-	-	-
小中一貫校飯塚鎮西校	教育委員会	大日寺 141	9,600	2,900	(小) 22-0298 (中) 24-4432	-	-	-	-
旧飯塚第三中学校	教育委員会	鯉田 2075	1,432	4,330	-	-	-	-	-
穂波西中学校	教育委員会	椿 250-1	15,460	4,680	22-1049	-	-	-	-
筑穂中学校	教育委員会	長尾 903-1	31,708	9,600	72-0103	-	-	-	-
庄内中学校	教育委員会	綱分 1000-1	11,470	3,470	82-1201	-	-	-	-
小中一貫校額田校	教育委員会	鹿毛馬 1667-2	8,620	2,610	92-0126	-	-	-	-

注 1) 延焼火災等からの一時的避難場所

注 2) 応援部隊や救援物資の拠点、仮設住宅建設候補地

注 3) 平常時の防災訓練の場所、備蓄基地等

注 4) 収容可能人員(人)=敷地面積(グラウンド)÷3.3㎡、第1位切捨

注 5) 浸水想定状況は、遠賀川水系浸水想定区域図による。

※想定浸水状況 A:5.0m以上の区域、B:2.0～5.0m未満の区域、C:1.0～2.0m未満の区域、D:0.5～1.0m未満の区域、E:0.5m未満、-:該当なし

2-7-1 指定緊急避難場所 一覧表（風水害）

令和7年4月現在

地区		避難予定地	収容 人員	電話番号	所在地	浸水想 定	警戒区 域 土砂災 害	震災時
飯塚地区	飯塚 片島	中央公民館(コミュニティセンター)	1,710	22-3274	飯塚 14-67	B	－	○
		飯塚片島交流センター	170	22-2379	本町 20-17	－	－	○
		片島小学校	160	22-0289	片島 3-8-5	B	－	○
	菰田	菰田交流センター	180	23-6819	菰田東 1-7-45	－	－	○
	立岩	立岩交流センター	320	23-6000	新立岩 8-13	B	－	○
	飯塚東	飯塚東交流センター	180	23-6028	下三緒 57-86	－	○	○
	鯉田	鯉田交流センター	146	22-9293	鯉田 1358-1	C	－	○
		飯塚市総合体育館	1,888	23-4500	鯉田 1560-5	－	－	○
	二瀬	二瀬交流センター	200	22-2196	横田 809	C	－	○
		九州工業大学	500	29-7500	川津 680-4	－	－	○
	幸袋	小中一貫校幸袋校	180	小 22-0613 中 22-2924	中 730-1	－	－	○
		幸袋交流センター	160	22-1189	目尾 1020-1	D	－	○
		健康の森公園多目的施設	100	24-2355	吉北 120-6	－	－	○
		株式会社福岡ソフトウェアセンター		21-1281	幸袋 526-1	－	－	○
	鎮西	鎮西交流センター	150	23-3396	大日寺 141	－	－	○
		旧潤野児童センター	60	－	潤野 224-1	－	－	○
		旧蓮台寺児童センター	70	－	蓮台寺 75	－	－	○
穂波地区		穂波交流センター	390	24-7458	秋松 408	C	－	○
		忠隈住民センター	120	24-6704	忠隈 188-3	－	－	○
		穂波福祉総合センター	680	21-6330	枝国 402-100	－	－	○
筑穂地区		筑穂交流センター	530	72-2204	長尾 1340	－	－	
庄内地区		庄内交流センター (別館及び旧庄内保健福祉 総合センター含む)	939	82-3344	綱分 771-1 (綱分 791-4)	－	－	○
穎田地区		穎田交流センター	420	92-1034	鹿毛馬 1667-2	－	－	○

注1) 想定浸水は、遠賀川水系浸水想定区域図による。(A: 5.0m以上の区域、B: 3.0～5.0m未満の区域、C: 0.5～3.0m未満の区域、D: 0.5m未満の区域、—: 該当なし)

注2) 収容可能人員(人)=敷地面積(グラウンド)÷3.3㎡、第1位切捨

一覧表（震災）

令和7年4月現在

地区		避難予定地	収容人員	電話番号	所在地	浸水想定	風水害時
飯塚地区	飯塚 片島	中央公民館（コミュニティセンター）	1,710	22-3274	飯塚 14-67	B	○
		飯塚片島交流センター	170	22-2379	本町 20-17	－	○
		片島小学校	160	22-0289	片島 3-8-5	B	○
		クラブハウス川津支店		23-7529	川津 356-2	C	－
	菰田	菰田小学校	290	22-0560	菰田東 2-19-5	D	－
		菰田交流センター	180	23-6819	菰田東 1-7-45	－	○
	立岩	飯塚市役所	2,690	22-5500	新立岩 5-5	B	－
		立岩交流センター	320	23-6000	新立岩 8-13	B	○
	飯塚東	飯塚東小学校	290	22-3267	下三緒 54	－	－
		飯塚東交流センター	180	23-6028	下三緒 57-86	－	○
	鯉田	鯉田交流センター	146	22-9293	鯉田 1358-1	C	○
		鯉田小学校	240	22-3299	鯉田 1263	C	－
		飯塚市総合体育館	1,888	23-4500	鯉田 1560-5	－	○
	二瀬	二瀬交流センター	200	22-2196	横田 809	C	－
		二瀬中学校	420	22-0388	伊岐須 740	C	－
		九州工業大学	500	29-7500	川津 680-4	－	○
	幸袋	小中一貫校幸袋校	180	小 22-0613 中 22-2924	中 730-1	－	○
		幸袋交流センター	160	22-1189	目尾 1020-1	D	○
		健康の森公園多目的施設	100	24-2355	吉北 120-6	－	○
		株式会社福岡ソフトウェアセンター		21-1281	幸袋 526-1	－	○
		クラブハウス目尾支店		26-5727	目尾 362	C	－
	鎮西	鎮西交流センター	150	23-3396	大日寺 141	－	○
		旧潤野児童センター	60	－	潤野 224-1	－	○
		旧蓮台寺児童センター	70	－	蓮台寺 75	－	○
ダイナム福岡飯塚花瀬店			26-0380	花瀬 64-1	－	－	
穂波地区	穂波交流センター	390	24-7458	秋松 408	C	○	
	穂波人権啓発センター	130	28-5622	太郎丸 974-1	－	－	
	忠隈住民センター	120	24-6704	忠隈 188-3	－	○	
	穂波福祉総合センター	680	21-6330	枝国 402-100	－	○	
	クラブハウス本店		25-6662	弁分 40-3	C	－	
筑穂地区	筑穂支所	1,260	72-1100	長尾 1242-1	－	－	
庄内地区	庄内交流センター （別館及び旧庄内保健福祉総合センター含む）	939	82-3344	綱分 771-1 （綱分 791-4）	－	－	
	クラブハウス庄内支店		82-2889	有安 524	C	－	
穎田地区	穎田交流センター	420	92-1034	鹿毛馬 1667-2	－	○	
	ダイナム福岡穎田店		92-4535	佐與 1558	－	－	

注2) 収容可能人員(人)=敷地面積(グラウンド)÷3.3㎡、第1位切捨

2-7-2 指定避難所

一覧表(1)

令和7年4月現在

地区		避難予定地	収容 人員	電話番号	所在地	想定 浸水	警戒区域 土砂災害	風水害	震災
飯塚地区	飯塚片島	飯塚小学校	290	22-3026	西徳前 2-6	—	—	○	○
		飯塚市文化会館(コスモスモン)	3,840	21-0505	飯塚 14-66	B	—	○	○
		中央公民館(コミュニティセンター)	1,710	22-3274	飯塚 14-67	B	—	○	○
		飯塚片島交流センター	170	22-2379	本町 20-17	—	—	○	○
		片島小学校	160	22-0289	片島 3-8-5	C	—	○	○
	菰田	菰田小学校	290	22-0560	菰田東 2-19-5	B	—	○	○
		菰田交流センター	180	23-6819	菰田東 1-7-45	—	—	○	○
	立岩	立岩小学校	290	22-0005	立岩 1176-1	—	—	○	○
		飯塚第一中学校	410	22-0553	新立岩 16-18	B	—	○	○
		嘉穂東高等学校	2,320	22-0071	立岩 1730-5	D	—	○	○
		飯塚市役所	2,690	22-5500	新立岩 5-5	C	—	○	○
		立岩交流センター	320	23-6000	新立岩 8-13	C	—	○	○
	飯塚東	飯塚東小学校	290	22-3267	下三緒 54	—	○	○	○
		飯塚第二中学校	470	22-3713	柏の森 483	B	—	○	○
		飯塚東交流センター	180	23-6028	下三緒 57-86	—	○	○	○
	鯉田	鯉田小学校	240	22-3299	鯉田 1263	C	—	○	○
		旧飯塚第三中学校(体育館)	410		鯉田 2075	—	—	○	○
		鯉田交流センター	146	22-9293	鯉田 1358-1	B	—	○	○
		飯塚オートレース場	960	22-6326	鯉田 147	—	—	○	
		飯塚市総合体育館	1,888	23-4500	鯉田 1560-5	—	—	○	○
	二瀬	伊岐須小学校	350	22-2349	伊岐須 843	—	—	○	○
		二瀬中学校	420	22-0388	伊岐須 740	C	—	○	○
		二瀬交流センター	200	22-2196	横田 809	C	—	○	○
	幸袋	小中一貫校幸袋校	180	小 22-0613 中 22-2924	中 730-1	—	—	○	○
		幸袋交流センター	160	22-1189	目尾 1020-1	D	—	○	○
		健康の森公園多目的施設	100	24-2355	吉北 120-6	—	—	○	○
	鎮西	旧潤野児童センター	60		潤野 320	—	—	○	○
		旧蓮台寺児童センター	70		蓮台寺 75	—	—	○	○
		小中一貫校飯塚鎮西校	180	小 22-0298 中 24-4432	大日寺 141	—	—	○	○
		鎮西交流センター	150	23-3396			—	○	○
		嘉穂高等学校	3,150	22-0231	潤野 8-12	—	—	○	○

注1) 想定浸水は、遠賀川水系浸水想定区域図による。(A: 5.0m以上の区域、B: 3.0～5.0m未満の区域、C: 0.5～3.0m未満の区域、D: 0.5m未満の区域、—: 該当なし)

注2) 収容可能人員(人)=敷地面積(グラウンド)÷3.3㎡、第1位切捨

一覧表（２）

地区名	避難予定地	収容人員	電話番号	所在地	浸水想定	土砂災害警戒区域	風水害	震災
穂波地区	若菜小学校	240	22-0581	小正 249-2	—	—	○	○
	棕本小学校	200	22-1068	棕本 16-2	—	—	○	○
	小中一貫校穂波東校	660	小学校 22-0579 中学校 22-1052	平恒 1021-1	E	—	○	○
	高田小学校（校舎）	140	22-3328	高田 701-1	—	○	○	○
	穂波西中学校（校舎）	300	22-1049	椿 250-1	—	○	○	○
	穂波支所	2,050	22-0380	忠隈 523	B	—	○	○
	穂波交流センター	390	24-7458	秋松 408	C	—	○	○
	穂波人権啓発センター	130	28-5622	太郎丸 974-1	—	—	○	○
	忠隈住民センター	120	24-6704	忠隈 188-3	—	—	○	○
	穂波 B & G 海洋センター	320	29-3266	平恒 54-24	—	—	○	○
	穂波体育館	640	24-2204	秋松 408	C	—	○	○
	筑豊緊急物資輸送センター	60	26-2227	平恒 169-1	C	—	○	○
筑穂地区	穂波福祉総合センター	680	21-6330	枝国 402-100	—	—	○	○
	大分小学校	640	72-0106	大分 1985-1	—	—	○	○
	上穂波小学校	200	72-0014	筑穂元吉 430	—	—	○	○
	内野小学校	230	72-0155	内野 3537-1	—	—	○	○
	筑穂中学校	410	72-0103	長尾 903-1	—	—	○	○
	筑穂支所	1,260	72-1100	長尾 1242-1	—	—	○	○
	筑穂交流センター	530	72-2204	長尾 1340	—	—	○	
	筑穂体育館	630	72-2204	長尾 1340	—	—	○	○
	筑穂人権啓発センター	130	72-1110	大分 1543	—	○	○	○
庄内地区	筑穂保健福祉総合センター	800	72-3085	長尾 911-1	—	—	○	○
	庄内小学校	200	82-1202	有安 1-22	—	—	○	○
	庄内中学校	260	82-1201	綱分 1000-1	—	—	○	○
	庄内体育館	560	82-1881	有安 830-6	—	—	○	○
	庄内支所	70	82-1200	綱分 802-7	—	—	○	○
穎田地区	庄内交流センター （別館及び旧庄内保健福祉 総合センター含む）	939	82-3344	綱分 771-1 （綱分 791-4）	—	—	○	○
	小中一貫校穎田校	620	92-0126	鹿毛馬 1667-2	—	—	○	○
	穎田交流センター	420	92-1034			—	○	○
	穎田交流センター別館 （旧サンシャイン穎田）	120	92-1034	鹿毛馬 1563-56	—	—	○	○
	穎田高齢者福祉センター	210	92-5855	勢田 1101	—	—	○	○

注1) 注 1) 想定浸水は、遠賀川水系浸水想定区域図による。（A：5.0m以上の区域、B：3.0～5.0m未満の区域、C：0.5～3.0m未満の区域、D：0.5m未満の区域、—：該当なし）

注2) 収容可能人員(人)=敷地面積(グラウンド)÷3.3㎡、第1位切捨

2-8-1 指定福祉避難所

令和7年4月現在

施設名	住所	電話番号	サービス種類	想定浸水状況						土砂災害警戒区域
				管理区間						
				国	県					
				遠賀川 穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	庄内川		
養護老人ホーム 愛生苑	飯塚市口原1 050番地1	09496－ 6－3000	養護老人ホーム	B	－	－	－	－		
介護老人保健施設 コスモス苑	飯塚市伊川1 262番地1	25－560 0	介護老人保健施設	－	－	－	－	－		
社会保険二瀬病院老人 保健施設	飯塚市伊川1 243の1	22－222 5	介護老人保健施設	－	－	－	－	－		
介護老人保健施設 ベスト・シルバー飯塚	飯塚市新飯塚 1903	22－888 8	介護老人保健施設	C	－	－	－	－		
介護老人保健施設 すみれ園	飯塚市秋松7 02番地	23－336 3	介護老人保健施設	－	C	－	－	－		
介護老人保健施設 和泉の澤	飯塚市勢田1 806番地1	09496－ 2－0700	介護老人保健施設	－	－	－	－	C		
特別養護老人ホーム 第二いづみ苑	飯塚市庄司2 003番地4	23－577 8	介護老人福祉施設	－	－	－	－	－		
特別養護老人ホーム 太陽の郷	飯塚市下三緒 690番地	25－778 9	介護老人福祉施設	B	－	－	－	－		
特別養護老人ホーム いづづか	飯塚市花瀬1 57番地1	29－585 0	介護老人福祉施設	－	－	－	－	－		
特別養護老人ホーム つばき苑	飯塚市椿623 番地8	23－212 1	介護老人福祉施設	－	－	－	－	－		
特別養護老人ホーム 天寿園	飯塚市高田1 67	25－345 6	介護老人福祉施設	－	－	－	－	－	○	
特別養護老人ホーム はくりゅう園	飯塚市綱分1 92番地1	82－242 0	介護老人福祉施設	－	－	－	－	－		
特別養護老人ホーム 多田の里	飯塚市多田3 09番地11	20－403 1	介護老人福祉施設	－	－	－	－	－	○	
特別養護老人ホーム 本陣園	飯塚市長尾8 84番地1	72－377 7	介護老人福祉施設	－	－	－	－	－		
飯塚市特別養護老人 ホーム筑穂桜の園	飯塚市長尾1 428番地1	72－312 0	介護老人福祉施設	－	－	－	－	－		
特別養護老人ホーム くぬぎ苑	飯塚市相田1 14番地1	24－800 0	介護老人福祉施設	－	－	－	D	－		
介護老人福祉施設 天空の杜	飯塚市平恒1 81番地1	26－116 5	介護老人福祉施設	－	D	－	－	－		
特別養護老人ホーム サン・ふれあい菰田	飯塚市菰田1 15番地2	29－0770	介護老人福祉施設	C	－	－	－	－		
特別養護老人ホーム ことぶきの森	飯塚市鯉田6 96番地21	24－503 0	介護老人福祉施設	－	－	－	－	－		

施設名	住所	電話番号	サービス種類	想定浸水状況					土砂災害警戒区域
				管理区間					
				国	県				
				遠賀川 穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	庄内川	
光ヶ丘学園	飯塚市勢田1 19-14	09496－ 6－2001	施設入所支援・ 短期入所	－	－	－	－	－	○
障害者支援施設 梅 香苑	飯塚市大日寺 1213-1	25－750 0	施設入所支援・ 短期入所	－	－	－	－	－	○
セルプちくほ	飯塚市長尾5 16-1	72－311 3	施設入所支援・ 短期入所	－	－	－	－	－	
笠松あんじゃ園	飯塚市有安9 59-4	82－015 3	施設入所支援・ 短期入所	－	－	－	－	－	
あかね園	飯塚市阿恵1 633	72－050 2	施設入所支援・ 短期入所	－	－	－	－	－	
桂木とくのみ園	飯塚市建花寺 975－1	29－880 0	施設入所支援・ 短期入所	－	－	－	－	－	○
笠置寮（穂波学園）	飯塚市庄司 1150	22－302 2	施設入所支援・ 短期入所	－	－	－	－	－	○
大地の森	飯塚市佐與1 497番地 2	09496－ 2－5055	施設入所支援・ 短期入所	－	－	－	－	－	－

注)浸水想定状況は、遠賀川水系浸水想定区域図による。

※想定浸水状況 A;5.0m 以上の区域、B;2.0～5.0m 未満の区域、C;1.0～2.0m 未満の区域、
D;0.5～1.0m 未満の区域、E;0.5m 未満、-;該当なし

2-8-2 社会福祉施設

【要配慮者利用施設(うち、危険区域にあるものは、避難確保計画提出が必要)】

令和7年4月現在

施設名	住所	電話番号	サービス種類	想定浸水状況					土砂災害警戒区域
				管理区間					
				国	県				
				遠賀川 穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	庄内川	
ウェル飯塚 壱番館 (デイサービスウェル飯塚)	飯塚市吉原町 11-21	21-7100	サービス付高齢者向け住宅、通所介護	B	—	—	—	—	—
ウェル飯塚 弐番館	飯塚市吉原町 7-7	21-8001	サービス付高齢者向け住宅	B	—	—	—	—	—
サービス付き高齢者住宅 風の丘(デイサービスセンター 風の丘)	飯塚市伊岐須 779-15	43-9392	サービス付高齢者向け住宅、地域密着型通所介護	—	—	—	—	—	—
サービス付き高齢者向け住宅・春	飯塚市長尾 1425-12	72-0086	サービス付高齢者向け住宅	—	—	—	—	—	—
地域優良賃貸住宅 おとひめの森(デイサービスセンターおとひめ)	飯塚市下三緒 47-1	26-0303	サービス付高齢者向け住宅、通所介護	—	—	—	—	—	—
アップルハートリビング飯塚 1 号館	飯塚市芳雄町 6-9	22-3510	サービス付高齢者向け住宅	B	—	—	—	—	—
アップルハートリビング飯塚 2 号館	飯塚市芳雄町 6-2	43-8260	サービス付高齢者向け住宅	B	—	—	—	—	—
愛家サービス付き高齢者向け住宅	飯塚市潤野 946-1	29-5567	サービス付高齢者向け住宅	—	—	—	—	—	—
サービス付き高齢者向け住宅 いこいの和泉	飯塚市勢田 1793	92-0600	サービス付高齢者向け住宅	A	—	—	—	—	—
サービス付き高齢者向け住宅ころ	飯塚市阿恵 1155-1	72-5021	サービス付高齢者向け住宅	C	—	—	—	—	—
サービス付き高齢者向け住宅 緑結館(デイサービスセンター結)	飯塚市口原 1744	96-2731 96-2734	サービス付高齢者向け住宅、通所介護	A	—	—	—	—	—
あっとほーむきこり	飯塚市口原 33-5	96-8607	サービス付高齢者向け住宅	—	—	—	—	C	—
サービス付き高齢者向け住宅らふと勢田 2 号館	飯塚市勢田 2593-145	96-1616	サービス付高齢者向け住宅	—	—	—	—	—	—
サービス付き高齢者住宅あかりの里	飯塚市横田 643-31	21-8700	サービス付高齢者向け住宅	—	—	—	—	—	—
若竹荘	飯塚市秋松 709-4	25-2800	高齢者向け優良賃貸住宅	—	C	—	—	—	—

施設名	住所	電話番号	サービス種類	想定浸水状況					土砂災害警戒区域
				管理区間					
				国	県				
				遠賀川 穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	庄内川	
すみれ荘	飯塚市秋松 709	22-2150	高齢者向け専用賃貸住宅	—	C	—	—	—	—
住宅型有料老人ホーム 向陽館(デイサービスセンター向陽)	飯塚市上三緒 887-1	21-6777	住宅型有料老人ホーム、通所介護	C	—	—	—	—	—
すこやか の里 ビラ山内	飯塚市下三緒 35-726	28-5828	住宅型有料老人ホーム	—	—	—	—	—	○
ローシャルリビング 飯塚	飯塚市上三緒 49-1	26-3755	住宅型有料老人ホーム	C	—	—	—	—	—
はる の里 有料老人ホーム	飯塚市綱分 1566- 1	82-0389	住宅型有料老人ホーム	—	—	—	—	—	—
住宅型有料老人ホーム いこい(デイサービス里)	飯塚市太郎丸 1036-1	30-3738 43-3629	住宅型有料老人ホーム、通所介護	C	—	—	—	—	—
有料老人ホーム やまびこ	飯塚市有安 112-12	80-1251	住宅型有料老人ホーム	—	—	—	—	—	—
ひまわり園寂光	飯塚市柏の森 13-141	29-8807	住宅型有料老人ホーム	—	—	—	—	—	—
シルバーハイムさくら(デイサービスセンター さくら)	飯塚市枝国 520	21-7788 21-8855	住宅型有料老人ホーム、地域密着型通所介護	C	—	—	—	—	—
有料老人ホーム 隣人館	飯塚市伊川 185	26-3050	住宅型有料老人ホーム	—	—	—	—	—	—
住宅型有料老人ホームみのりの丘(デイサービス みなのりの丘)	飯塚市鹿毛馬 1653-7	92-3311	住宅型有料老人ホーム、通所介護	—	—	—	—	—	—
住宅型有料老人ホームはなみずき	飯塚市相田 574-1	21-8732	住宅型有料老人ホーム	—	—	—	—	—	—
住宅型有料老人ホームわくわく倶楽部良花居(わくわく倶楽部デイサービスセンター)	飯塚市内野 214-26	72-3917	住宅型有料老人ホーム、通所介護	—	—	—	—	—	—
住宅型有料老人ホームクレヨン	飯塚市相田 615-1	29-3588	住宅型有料老人ホーム	—	—	—	—	—	—
有料老人ホームであい庵	飯塚市目尾 750-1	43-8525	住宅型有料老人ホーム	—	—	—	—	—	—
悠優館	飯塚市横田 856-1	52-8389	住宅型有料老人ホーム	—	—	—	C	—	—
有料老人ホーム ウェルシア	飯塚市鯉田 516-19	22-6000	介護型有料老人ホーム	—	—	—	—	—	—

施設名	住所	電話番号	サービス種類	想定浸水状況					土砂災害警戒区域
				管理区間					
				国	県				
				遠賀川 穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	庄内川	
住宅型有料老人ホームケアタウンあいあい飯塚(デイサービスセンターあいあい飯塚)	飯塚市幸袋 575-12	26-2266	住宅型有料老人ホーム、通所介護	—	—	—	—	—	—
有料老人ホームはなことば(末永病院デイサービスはなればなれ、笑顔満開はなことば飯塚)	飯塚市幸袋 120-2	23-8822 23-8080 80-1660	住宅型有料老人ホーム、通所介護、地域密着型通所介護	B	—	—	—	—	—
住宅型有料老人ホーム 舞鶴	飯塚市横田 700-1	43-9661	住宅型有料老人ホーム	—	—	—	—	—	—
住宅型有料老人ホームアフィニティーすいせん	飯塚市伊岐須 166-6	43-3340	住宅型有料老人ホーム	—	—	—	B	—	—
住宅型有料老人ホームひより	飯塚市上三緒 1-92	21-7500	住宅型有料老人ホーム	—	—	—	—	—	—
欧州館高田	飯塚市高田 1000-1	25-6606	住宅型有料老人ホーム	—	—	—	—	—	—
高齢者優良住宅 すずらん	飯塚市綱分 933-7	31-1112	住宅型有料老人ホーム	—	—	—	—	—	—
住宅型有料老人ホーム わかつき菰田大新	飯塚市菰田 46-37	29-4040	住宅型有料老人ホーム	—	—	—	—	—	—
高齢者向け住宅 わかつき飯塚駅前	飯塚市菰田東 2-2-17	29-4040	住宅型有料老人ホーム	B	—	—	—	—	—
ひまわりホーム柏の森(デイサービスセンター和や家)	飯塚市柏の森 946-9	23-9011	住宅型有料老人ホーム、通所介護	B	—	—	—	—	—
レイクヒルズ飯塚	飯塚市有安 966-48	82-3333	住宅型有料老人ホーム	—	—	—	—	—	—
シェアハウス ゆとり	飯塚市大分 1442-9	72-3566	住宅型有料老人ホーム	—	—	—	—	—	—
きんもくせい頼田(医療法人社団 親和会 デイサービス きんもくせい頼田)	飯塚市口原 347-1	92-5076 92-5112	住宅型有料老人ホーム、通所介護	—	—	—	—	B	—
有料老人ホーム帆風	飯塚市相田 3-89	21-8880	住宅型有料老人ホーム	—	—	—	—	—	—
住宅型有料老人ホーム アフィニティーつつじの丘(アフィニティーつつじの丘 デイサービス)	飯塚市横田 823-1	21-0501	住宅型有料老人ホーム、通所介護	—	—	—	C	—	—

施設名	住所	電話番号	サービス種類	想定浸水状況					土砂災害警戒区域
				管理区間					
				国	県				
				遠賀川 穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	庄内川	
八木山の里すずらん	飯塚市八木山 1270-10	26-1000	住宅型有料老人ホーム	—	—	—	—	—	—
いずみ苑	飯塚市庄司 2003-1	23-6006	軽費老人ホーム	—	—	—	—	—	○
太陽の郷(太陽の郷 デイサービスセンター)	飯塚市下三緒 690	25-7789	ケアハウス、特別養護老人ホーム、通所介護	B	—	—	—	—	—
あじさい園	飯塚市大日寺 512-273	21-3380	ケアハウス	—	—	—	—	—	—
多田の里(デイサービスセンター多田の里)	飯塚市多田 309-11	20-4031	ケアハウス、介護老人福祉施設、通所介護	—	—	—	—	—	○
愛生苑	飯塚市口原 1050-1	96-3000	養護老人ホーム	B	—	—	—	—	—
共立病院(共立病院 デイケアセンター)	飯塚市横田 770-3	22-0725 22-7300	介護医療院、通所リハビリステーション	—	—	—	C	—	—
コスモス苑(介護老人保健施設 コスモス苑)	飯塚市伊川 1262-1	25-5600	介護老人保健施設、通所リハビリステーション	—	—	—	—	—	○
社会保険二瀬病院老人保健施設(社会保険 二瀬病院 介護老人保健施設)	飯塚市伊川 1243-1	22-2225	介護老人保健施設、通所リハビリステーション	—	—	—	—	—	—
ベスト・シルバー飯塚(介護老人保健施設ベスト・シルバー飯塚)	飯塚市新飯塚 1903	22-8888	介護老人保健施設	B	—	—	—	—	—
すみれ園、(介護老人保健施設すみれ園)	飯塚市秋松 702	23-3363	介護老人保健施設、通所リハビリステーション	—	B	—	—	—	—
和泉の澤(医療法人康和会介護老人保健施設 和泉の澤)	飯塚市勢田 1806-1	92-0700	介護老人保健施設、通所リハビリステーション	—	—	—	—	B	—
第二いずみ苑	飯塚市庄司 2003-4	23-5778	介護老人福祉施設	—	—	—	—	—	—
いっづか(デイサービスセンターいっづか)	飯塚市花瀬 157-1	29-5850 29-5851 29-5852	介護老人福祉施設、ケアハウス、通所介護	—	—	—	—	—	—
つばき苑	飯塚市椿 623-8	23-2121	介護老人福祉施設	—	—	—	—	—	—
天寿園	飯塚市高田 167	25-3456	介護老人福祉施設	—	—	—	—	—	○

施設名	住所	電話番号	サービス種類	想定浸水状況					土砂災害警戒区域
				管理区間					
				国	県				
				遠賀川 穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	庄内川	
はくりゅう園	飯塚市綱分 192-1	82-2420	介護老人福祉施設	—	—	—	—	—	—
本陣園	飯塚市長尾 884-1	72-3777	介護老人福祉施設	—	—	—	—	—	—
筑穂桜の園	飯塚市長尾 1428-1	72-3120	介護老人福祉施設	—	—	—	—	—	—
かいた苑(デイサービスセンターごんげん堂)	飯塚市勢田 2593-65	92-5211 92-7878	介護老人福祉施設、通所介護	—	—	—	—	—	○
くぬぎ苑(デイサービスくぬぎ苑) ※	飯塚市相田 114-1	24-8000	介護老人福祉施設、短期入所、通所介護	—	—	—	D	—	—
天空の杜(天空の杜 デイサービスセンター)	飯塚市平恒 181-1	26-1165 26-1120	介護老人福祉施設、通所介護	—	D	—	—	—	—
サミック飯塚	飯塚市太郎丸 712-1	43-9462	介護老人福祉施設	—	—	—	—	—	—
特別養護老人ホーム わかつき菰田	飯塚市菰田 115-2	29-0770	地域密着型介護 老人福祉施設	C	—	—	—	—	—
特別養護老人ホーム ことぶきの森	飯塚市鯉田 696-21	24-5030	地域密着型介護 老人福祉施設	—	—	—	—	—	—
グループホームわか つき菰田	飯塚市菰田 142-1	29-8448	認知症対応型共 同生活介護	—	—	—	—	—	—
グループホーム紫陽 花	飯塚市菰田西 3-9-10	22-5330	認知症対応型共 同生活介護	A	—	—	—	—	—
グループホーム 陽 楽	飯塚市庄司 1020-1	25-7200	認知症対応型共 同生活介護	—	—	—	—	—	—
グループホーム 椿 の里	飯塚市椿 623-20	28-3839	認知症対応型共 同生活介護	—	—	—	—	—	—
グループホーム さ くら	飯塚市秋松 709-11	21-2201	認知症対応型共 同生活介護	—	C	—	—	—	—
グループホーム え だくに	飯塚市枝国 439	22-5900	認知症対応型共 同生活介護	C	—	—	—	—	—
グループホーム ふ るさと	飯塚市綱分 870-26	31-1330	認知症対応型共 同生活介護	—	—	—	—	—	—
グループホーム ほ ほえみ	飯塚市長尾 928-6	72-3734	認知症対応型共 同生活介護	—	—	—	—	—	—
グループホーム ふ みの里	飯塚市阿恵 365-7	72-3500	認知症対応型共 同生活介護	—	—	—	—	—	—
グループホーム ほ ほえみ頼田	飯塚市勢田 173-3	92-4623	認知症対応型共 同生活介護	—	—	—	—	—	—
グループホーム ほ なみ	飯塚市枝国 430-2	23-4227	認知症対応型共 同生活介護	C	—	—	—	—	—

施設名	住所	電話番号	サービス種類	想定浸水状況					土砂災害警戒区域
				管理区間					
				国	県				
				遠賀川 穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	庄内川	
グループホーム ほりいけ	飯塚市堀池 268-1	26-5008	認知症対応型共同生活介護	B	B	—	—	—	—
グループホーム「ひより」	飯塚市上三緒 1-11	21-7500	認知症対応型共同生活介護	—	—	—	—	—	—
グループホーム向日葵	飯塚市伊川 1-1	23-0032	認知症対応型共同生活介護	—	—	—	—	—	—
グループホーム陽楽みずゑ	飯塚市川津 87-3	24-0010	認知症対応型共同生活介護	C	—	—	C	—	—
グリーンコープ グループホーム飯塚・和(飯塚デイサービスなごみ)	飯塚市潤野 967-13	21-1801 26-7934	認知症対応型共同生活介護、地域密着型通所介護	C	—	—	—	—	—
グループホーム 太陽の郷なまづた(介護付有料老人ホーム太陽の郷なまづた)	飯塚市鯉田 516-17	26-7789	認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	—	—	—	—
ベターライフ・ノア 21	飯塚市柏の森 11- 1	21-0021	介護型有料老人ホーム	—	—	—	—	—	—
すまいるホーム飯塚	飯塚市横田 10	21-8660	介護型有料老人ホーム	—	—	—	—	—	—
すまいるホーム三緒	飯塚市上三緒 445	28-5858	地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	—	—	—	—
わかつき五穀神	飯塚市菰田 1 3 7 番地 8	43-3776	住宅型有料老人ホーム	—	—	—	—	—	—
介護ハウス風の丘	飯塚市有井 355-107	82-2122	介護型有料老人ホーム	—	—	—	—	—	—
千代(デイサービスセンター笑和)	飯塚市小正 147-3	23-8052	介護型有料老人ホーム、通所介護	—	—	—	—	—	—
介護付有料老人ホーム第2 八木山の里すずらん	飯塚市八木山 1249-1	23-2718	地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	—	—	—	—
介護付有料老人ホーム ほほえみ	飯塚市勢田 173-3	96-8222	介護型有料老人ホーム	—	—	—	—	—	—
良創夢デイサービスセンター飯塚店	飯塚市鯉田 2425-206	22-1753	通所介護	—	—	—	—	—	—
すっきりデイサービス	飯塚市鯉田 2359-2	22-3901	通所介護	C	—	—	—	—	—
デイサービス きこり	飯塚市有安 628-3	80-1057	通所介護	—	—	—	—	—	—

施設名	住所	電話番号	サービス種類	想定浸水状況					土砂災害警戒区域
				管理区間					
				国	県				
				遠賀川 穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	庄内川	
機能訓練センター・ デイサービス 大地	飯塚市目尾 786-1	25-4333	通所介護	C	－	－	－	－	－
デイサービスセンタ ー エルム	飯塚市明星寺 45-1	22-3476	通所介護	－	－	－	－	－	－
デイサービス 百舞	飯塚市八木山 696-5	43-8613	通所介護	－	－	－	－	－	○
アップルハート柏の 森デイサービスセン ター”	飯塚市柏の森 11-4	22-2562	通所介護	－	－	－	－	－	－
デイサービスセンタ ー希望	飯塚市南尾 1-96	43-9112	通所介護	－	－	－	－	－	－
つばき苑デイサービ スセンター	飯塚市椿 682	23-2121	通所介護	－	－	－	－	－	－
社会福祉法人飯塚市 社会福祉協議会筑穂 支所保健福祉総合セ ンター通所介護事業 所”	飯塚市長尾 911-1	72-3153	通所介護	－	－	－	－	－	－
良創夢リハビリの森 デイサービスセンタ ー”	飯塚市忠隈 394-5	21-2668	通所介護	B	－	－	－	－	－
デイサービス レモ ンの木	飯塚市中 1079	22-2688	通所介護	－	－	－	－	－	－
瑞穂の郷デイサービ スセンター	飯塚市大分 154-1	72-5666	通所介護	－	－	－	－	－	－
デイサービス ゆう	飯塚市太郎丸 934	26-5670	通所介護	－	C	－	－	－	－
デイサービス enshia	飯塚市相田 581-3	43-8077	通所介護	－	－	－	－	－	－
デイサービス はな みずき	飯塚市相田 571-1	21-8731	通所介護	－	－	－	－	－	－
デイサービスセンタ ー 榎の里	飯塚市赤坂 580-4	82-1000	通所介護	－	－	－	－	－	－
ローシャルデイサー ビス飯塚	飯塚市上三緒 46-1	26-4165	通所介護	C	－	－	－	－	－
デイサービスセンタ ーいずみの森	飯塚市庄司 1941-1	21-1785	通所介護	－	－	－	－	－	－
デイサービスセンタ ーいずみ	飯塚市庄司 1878-2	21-1773	通所介護	－	－	－	－	－	－
デイサービスセンタ ーわかな	飯塚市小正 21-6	26-0155	通所介護	C	－	－	－	－	－
生活介護 にじいろ s m i l e	飯塚市小正 167-3	43-8211	通所介護	－	－	－	－	－	－

施設名	住所	電話番号	サービス種類	想定浸水状況					土砂災害警戒区域
				管理区間					
				国	県				
				遠賀川 穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	庄内川	
シニアコミュニティーつばき	飯塚市若菜 256-77	29-5366	通所介護	—	—	—	—	—	—
りはふるデイサービスセンター	飯塚市佐與 1396-7	92-3055	通所介護	—	—	—	—	C	—
通所介護すずらん	飯塚市綱分 933-6	31-1055	通所介護	—	—	—	—	—	—
デイサービス花	飯塚市綱分 1589-1	82-3011	通所介護	—	—	—	—	D	—
歩きの相談所	飯塚市綱分 1523-1	43-3228	通所介護	—	—	—	—	—	—
デイサービス すこやかの里	飯塚市下三緒 35 - 664	23-9028	通所介護	—	—	—	—	—	○
東ヶ丘デイサービスセンター	飯塚市下三緒 35-442	23-4065	通所介護	—	—	—	—	—	—
リハビリデイサービス サンライズ	飯塚市阿恵 384-4	72-3111	通所介護	—	—	—	—	—	—
デイサービスさんきゅー	飯塚市阿恵 384-1	72-3607	通所介護	—	—	—	—	—	—
ミニデイサービスこころ	飯塚市阿恵 1155-2	72-5021	地域密着型通所介護	C	—	—	—	—	—
デイサービス わが家	飯塚市伊岐須 513-1	43-8518	地域密着型通所介護	—	—	—	—	—	—
デイサービスセンター 第2風の丘	飯塚市伊岐須 779-7	43-9392	地域密着型通所介護	—	—	—	—	—	—
リハビリデイサービス LATATA	飯塚市伊岐須 842-61	52-3911	地域密着型通所介護	—	—	—	C	—	—
デイサービスセンターりおん	飯塚市伊川 165	26-3050	地域密着型通所介護	—	—	—	—	—	—
クレリハ ※	飯塚市伊川 602-8	52-3340	地域密着型通所介護	—	—	—	C	—	—
リハビリ特化型デイサービス フラット	飯塚市横田 753-4 スリム九工大	43-3585	地域密着型通所介護	—	—	—	—	—	—
デイサービスセンター大夢	飯塚市花瀬 5-1	26 - 2630	地域密着型通所介護	—	—	—	—	—	—
シニアフィットネス花村	飯塚市幸袋 141-17	28-0675	地域密着型通所介護	B	—	—	—	—	—
デイサービス花村	飯塚市幸袋 141-9	28-0675	地域密着型通所介護	B	—	—	—	—	—
デイサービスゆめの樹	飯塚市綱分 1170-4	31-1135	地域密着型通所介護	—	—	—	—	—	—
MiLaIE	飯塚市綱分 1749-1 高栄綱分テナント4号	43-2688	地域密着型通所介護	—	—	—	—	C	—

施設名	住所	電話番号	サービス種類	想定浸水状況					土砂災害警戒区域
				管理区間					
				国	県				
				遠賀川 穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	庄内川	
デイサービス茜の里	飯塚市山口 1238	72-5031	地域密着型通所介護	—	—	—	—	—	○
デイサービスプライム枝国	飯塚市枝国 436-1	43-8827	地域密着型通所介護	—	—	—	C	—	—
デイサービスおはな飯塚	飯塚市潤野 1191-1	22-2320	地域密着型通所介護	—	—	—	—	—	—
デイサービスセンターあいあい潤野	飯塚市潤野 264-7	43-3274	地域密着型通所介護	—	—	—	—	—	—
デイサービス 帆風	飯塚市潤野 932-19	29-5778	地域密着型通所介護	—	—	—	—	—	—
シルバーフィットネス フェニックス	飯塚市小正 707-2	52-3420	地域密着型通所介護	—	—	—	—	—	—
ひなたの森デイサービス	飯塚市小正 903-17	96-8122	地域密着型通所介護	—	—	—	—	—	—
通所介護であい庵	飯塚市勢田 2503-6	92-7017	地域密着型通所介護	—	—	—	—	—	—
“医療法人康和会 和泉の澤デイサービス赤坂”	飯塚市赤坂 859-1	83-5151	地域密着型通所介護	—	—	—	—	—	—
デイサービスセンターあいあい川津	飯塚市川津 193-1	26-8255	地域密着型通所介護	—	—	—	B	—	—
デイサービスセンター大空園	飯塚市相田 1626-1	43-8878	地域密着型通所介護	—	—	—	—	—	○
デイサービスセンター おに福	飯塚市津原 637-1	26-2304	地域密着型通所介護	—	—	—	—	—	—
デイサービスセンター 楽めい舎	飯塚市津島 565-1	80-5906	地域密着型通所介護	C	—	—	—	—	○
リハビリデイサービス フクラス飯塚	飯塚市鶴三緒 1340-5	29-8235	地域密着型通所介護	B	—	—	—	—	—
株式会社きずな デイサービス、柴田みえこ内科・神経内科クリニック	飯塚市鶴三緒 1547-10	21-0003 21-0011	地域密着型通所介護、通所リハビリテーション	C	—	—	—	—	—
デイサービス かれん	飯塚市天道 63	22-0076	地域密着型通所介護	B	—	—	—	—	—
デイサービスセンター八木山の里 すずらん”	飯塚市八木山 1270-90	26-1233	地域密着型通所介護	—	—	—	—	—	—
まちなかデイ こころ	飯塚市飯塚 12-12	29-1122	地域密着型通所介護	B	—	—	—	—	—
デイサービス ひの	飯塚市平恒 390-7	26-2330	地域密着型通所介護	E	—	—	—	—	—

施設名	住所	電話番号	サービス種類	想定浸水状況					土砂災害警戒区域
				管理区間					
				国	県				
				遠賀川 穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	庄内川	
民家型小規模デイサービス四季彩	飯塚市椋本 390-3	52-6778	地域密着型通所介護	—	—	—	—	—	—
デイサービス山桜	飯塚市有安 112-4	80-8802	地域密着型通所介護	—	—	—	—	—	—
デイサービス えん	飯塚市鯉田 2525-357	43-3713	地域密着型通所介護	—	—	—	—	—	—
グッド デイサービス	飯塚市鯉田 64-1	29-4112	地域密着型通所介護	—	—	—	—	—	—
医療法人 洗心会 児嶋病院	飯塚市花瀬 87-1	22-1498	通所リハビリテーション	—	—	—	—	—	—
顚田病院	飯塚市口原 1061-1	92-2250	通所リハビリテーション	—	—	—	—	C	—
医療法人 中野医院	飯塚市新飯塚 5-7	25-4392	通所リハビリテーション	B	—	—	—	—	—
医療法人穂波整形外科医院	飯塚市太郎丸 742	25-0066	通所リハビリテーション	C	—	—	—	—	—
飯塚記念病院	飯塚市鶴三緒 1452-2	43-3366	通所リハビリテーション	—	—	—	—	—	—
デイサービス ゆみ	飯塚市上三緒 599-1	43-8989	認知症対応型通所介護	—	—	—	—	—	—

注) 浸水想定状況は、遠賀川水系浸水想定区域図による。

※利用者種別が異なる同一施設あり

設名	住所	電話番号	サービス種類	想定浸水状況						土砂災害警戒区域
				管理区間						
				国		県				
				遠賀川	穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	庄内川	
クレリハ ※	飯塚市伊川 602-8	52-3340	自立訓練(機能訓練)	－	－	－	C	－	－	
歩きの相談所	飯塚市綱分 1523－1	43-3228	自立訓練(機能訓練)	－	－	－	－	－	－	
障がい者自立訓練/ 就労移行支援 ウィング川津	飯塚市川津232－2	26-5680	自立訓練(生活訓練)、 就労移行支援	B	－	－	C	－	－	
株式会社will	飯塚市柏の森542-11	52-3155	自立訓練(生活訓練)、 就労移行支援(一般)	C	－	－	－	－	－	
A to Z	飯塚市川津 410-2	43-3537	自立訓練(生活訓練)、 就労移行支援(一般)、 就労継続支援(B型)	C	－	－	－	－	－	
グッドデイサービス	飯塚市鯉田64-1	29-4112	自立訓練(生活訓練) 生活介護(共生型)	－	－	－	－	－	－	
社会福祉法人飯塚市 社会福祉協議会 筑穂支所障がい者支 援センター	飯塚市長尾 911-1	72-3220	生活介護	－	－	－	－	－	－	
あかね園	飯塚市阿恵 1633	72-0502	生活介護、就労継続支 援(B型)、施設入所支 援、短期入所	－	－	－	－	－	－	
桂木とくのみ園	飯塚市建花寺 975-1	29-8800	生活介護、施設入所支 援、短期入所	－	－	－	－	－	○	
障がい福祉サービス 事業所多機能型通所 施設 和の里	飯塚市綱分 1369	80-1066	生活介護、就労継続支 援(B型)	－	－	－	－	－	－	
生活介護 にじいろ smile	飯塚市小正 167-3	43-8211	生活介護	－	－	－	－	－	－	
竜王の里	飯塚市高田 1181	25-4533	生活介護、就労継続支 援(B型)	－	－	－	－	－	－	
まごころ園	飯塚市佐與 2603-3	28-7700	生活介護	－	－	－	－	－	－	
福祉サービス事業所 草原	飯塚市鯉田 696-26	43-3937	生活介護、短期入所	－	－	－	－	－	－	
しょうがい者支援施設 大地の森	飯塚市佐與 1497-2	92-5055	生活介護、施設入所支 援、短期入所	－	－	－	－	－	－	
ほっと	飯塚市小正 477-1	29-6005	生活介護、就労継続支 援(B型)	－	－	－	－	－	－	
笠置寮(穂波学園)、 れいんぼう、まどか園	飯塚市庄司 1150(1143- 5)	22-3022	生活介護、施設入所支 援、短期入所、児童発 達支援センター、児童 発達支援	－	－	－	－	－	○	
障害者支援施設 光ヶ丘学園	飯塚市勢田 119-14	96-2001	生活介護、施設入所支 援、短期入所	－	－	－	－	－	○	

設名	住所	電話番号	サービス種類	想定浸水状況						土砂災害警戒区域
				管理区間						
				国	県					
				遠賀川	穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	庄内川	
桂木学園	飯塚市建花寺 888-1	21-8881	生活介護、就労継続支援(B型)	—	—	—	—	—	—	
障害者支援施設 梅香苑	飯塚市大日寺 1213-1	25-7500	生活介護、施設入所支援、短期入所	—	—	—	—	—	○	
コミュニティー庄の里	飯塚市有安 959-1	82-2115	生活介護、就労継続支援(B型)	—	—	—	—	—	—	
笠松あんじゃ園	飯塚市有安 959-4	82-0153	生活介護、施設入所支援、短期入所	—	—	—	—	—	—	
重症心身障がいサポートセンターひばり	飯塚市有安 1025-7	43-4137	生活介護	—	—	—	—	—	—	
ぴあんだ	飯塚市忠隈 71-1	22-7538	生活介護	—	—	—	—	—	—	
生活介護事業所 暖	飯塚市赤坂 619-20	52-2411	生活介護	—	—	—	—	—	—	
福祉サービス事業所 森のせいかつ	飯塚市佐興 1497-2	92-5190	生活介護	—	—	—	—	—	—	
セカンドつばさ	飯塚市菰田 11-1	62-5500	生活介護	—	—	—	—	—	—	
障害者就労移行支援サービス ウイング 飯塚	飯塚市柏の森 953-13	24-3020	就労移行支援(一般)	B	—	—	—	—	—	
サボテン	飯塚市平塚 258-12	72-3011	就労移行支援(一般)	—	—	—	—	—	—	
ドリカムサポート	飯塚市本町 7-26 第1バニーズビル 2F	43-3313	就労継続支援(A型)	C	—	—	—	—	—	
サポートセンターありがとう	飯塚市宮町 945-3	43-3960	就労継続支援(A型)	—	—	—	—	—	○	
障がい福祉サービス事業所 喜富	飯塚市大門 369-2	43-8545	就労継続支援(A型)							
ワークプレイス立岩	飯塚市新立岩 1451-1	21-7577	就労継続支援(A型)	B	—	—	—	—	—	
ワークプレイス庄内	飯塚市庄内元吉 324	31-0707	就労継続支援(A型)	—	—	—	—	C	○	
楽	飯塚市伊川 460-1	21-6008	就労継続支援(A型)	—	—	—	—	—	—	
ウェルビーイング サービス	飯塚市伊 543-1	52-6770	就労継続支援(A型)	—	—	—	—	—	—	
ワークプレイス椿	飯塚市椿 598-90	43-9415	就労継続支援(A型)	—	—	—	—	—	—	
指定就労継続支援 A型事業所アンプレスト	飯塚市潤野 8-75	28-5710	就労継続支援(A型)	D	—	—	—	—	—	

設名	住所	電話番号	サービス種類	想定浸水状況						土砂災害警戒区域
				管理区間						
				国		県				
				遠賀川	穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	庄内川	
就労継続支援施設 ひまわりの家	飯塚市秋松 3-4	22-3148	就労継続支援(A型)	C	—	—	—	—	—	
ワークプレイス明星寺	飯塚市明星寺 207-1	52-3780	就労継続支援(A型)	—	—	—	—	—	—	
ワークプレイス長尾	飯塚市長尾 463-1	21-7577	就労継続支援(A型)	—	—	—	—	—	—	
ワークプレイス潤野	飯塚市潤野 1014-5	43-3902	就労継続支援(A型)	—	—	—	—	—	—	
Fun Place 飯塚市立病院前	飯塚市椿 123-7	090-4343-5775	就労継続支援(A型)	C	—	—	—	—	—	
就労継続支援A型事業所 LEAP	飯塚市平塚 114-6 アパ・オオバ A101	43-2779	就労継続支援(A型)	—	—	—	—	—	—	
就労継続支援A型事業所 にこりわーく	飯塚市川島 623-1 プライマリー新飯塚 206 号室	43-2779	就労継続支援(A型)	B	—	—	—	—	—	
ワークスポットカルム	飯塚市片島 3-13-18	96-8813	就労継続支援(A型)	B	—	—	—	—	—	
ゆーかりプロジェクト	飯塚市南尾 291-1	43-2615	就労継続支援(A型)	B	—	—	—	—	—	
なのみ荘	飯塚市椿 719-1	25-5174	就労継続支援(B型)	—	—	—	—	—	—	
いいつか学園	飯塚市上三緒 891-20	21-0666	就労継続支援(B型)	—	—	—	—	—	—	
b..	飯塚市川津 194-2	26-7180	就労継続支援(B型)	B	—	—	—	—	—	
hibari café 点	飯塚市本町 13-8	43-8498	就労継続支援(B型)	B	—	—	—	—	—	
自立サポートセンター かれん	飯塚市川津 116-37	43-8416	就労継続支援(B型)	B	—	—	—	—	—	
Jazz が聴こえる	飯塚市川島 623-1 プライマリー新飯塚 101	43-3705	就労継続支援(B型)	B	—	—	—	—	—	
All Right	飯塚市菰田東 1-4-35-206	090-7465-8012	就労継続支援(B型)	B	—	—	—	—	—	
BRIDGE	飯塚市宮町 13-35	080-7187-7922	就労継続支援(B型)	B	—	—	—	—	—	
あすてっふ	飯塚市忠隈 71-10	42-5137	就労継続支援(B型)	—	—	—	—	—	—	
グッドアビリティ	飯塚市堀池 153-7 堀池コーポテナント 102	22-8801	就労継続支援(B型)	B	B	—	—	—	—	
はたらくつく	飯塚市花瀬 84	080-4026-9394	就労継続支援(B型)	—	—	—	—	—	—	
輝き	飯塚市立岩 1077-168	25-4795	就労継続支援(B型)	—	—	—	—	—	—	

設名	住所	電話番号	サービス種類	想定浸水状況						土砂災害警戒区域
				管理区間						
				国	県					
				遠賀川	穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	庄内川	
就労継続支援 B 型事業所 Go and	飯塚市津島 253-1	52-3712	就労継続支援 (B型)	—	—	—	—	—	—	
就労支援センターみのり	飯塚市菰田 626-1	25-1290	就労継続支援 (B型)	B	—	—	—	—	—	
NEXT INNOVATION	飯塚市目尾 1010-1	52-3325	就労継続支援 (B型)	C	—	—	—	—	—	
NEXT INNOVATIO	飯塚市川津 541-1	52-3325	就労継続支援 (B型)	—	—	—	C	—	—	
RRR	飯塚市本町 14-2	52-3942	就労継続支援 (B型)	C	—	—	—	—	—	
なごみ	飯塚市鶴三緒 1418-1	26-7755	就労継続支援 (B型)	—	—	—	—	—	—	
フルサポ	飯塚市中 1093-1	21-0015	就労継続支援 (B型)	—	—	—	—	—	—	
魅音	飯塚市伊川 543-1	090-7878-2513	就労継続支援 (B型)	—	—	—	—	—	○	
アトリエBranch	飯塚市本町 16-6	52-3259	就労継続支援 (B型)	B	—	—	—	—	—	
ワークプレイス秋松	飯塚市秋松 748-1	43-3902	就労継続支援 (B型)	B	—	—	—	—	—	
スタンドバイミー	飯塚市幸袋 781-107	80-1309	就労継続支援 (B型)	—	—	—	—	—	—	
All right nico	飯塚市堀池 152-1-202	090-3416-0123	就労継続支援 (B型)	B	—	—	—	—	—	
STEP UP かれん	飯塚市鹿毛馬 1760	43-9919	就労継続支援 (B型)	—	—	—	—	—	—	
ともいき商店	飯塚市鯉田 42	090-5380-0410	就労継続支援 (B型)	—	—	—	—	—	○	
就労継続支援B型事業所リリワーク	飯塚市枝国 406-49	33-9646	就労継続支援 (B型)	—	—	—	—	—	—	
ツナグワークス	飯塚市相田 613-2	050-8884-9867	就労継続支援 (B型)	—	—	—	—	—	—	
APOLLO Creative Works	飯塚市飯塚 18-3	43-2935	就労継続支援 (B型)	B	—	—	—	—	—	
ワークプレイス大門	飯塚市大門 223-1 ESPERANZA103	21-7577	就労継続支援 (B型)	—	—	—	—	C	—	
就労継続支援B型事業所 carat	飯塚市下三緒 35-313	43-3489	就労継続支援 (B型)	—	—	—	—	—	—	
就労継続支援B型すけっちぶっく 川津	飯塚市川津 41-11	43-3160	就労継続支援 (B型)	C	—	—	—	—	—	
ワークション	飯塚市吉原町 1-19 サントノーレビル2F	22-7110	就労継続支援 (B型)	B	—	—	—	—	—	

設名	住所	電話番号	サービス種類	想定浸水状況						土砂災害警戒区域
				管理区間						
				国	県					
				遠賀川	穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	庄内川	
ユニバ飯塚	飯塚市伊岐須 509-11	96-8022	就労継続支援(B型)	－	－	－	－	－	－	
グループホーム あさひの里	飯塚市椋本 457-2	52-6820	短期入所	－	－	－	－	－	－	
グループホーム第二あさひの里	飯塚市椋本 457-3	52-6820	短期入所	－	－	－	－	－	－	
グループホーム キラレ	飯塚市有安 860-1	52-6325	短期入所	－	－	－	－	－	－	
ショートステイ くぬぎ苑(多機能型事業所くぬぎ苑) ※	飯塚市相田 114-1	24-8000	短期入所、児童発達支援、放課後等デイサービス事業所	－	－	－	D	－	－	
ショートステイSHUKUSAI	飯塚市大日寺 605-10	52-6675	短期入所	－	－	－	－	－	－	
短期入所 飯塚平恒	飯塚市平恒 453-1	21-5601	短期入所	－	－	－	－	－	－	
グループホームあかね	飯塚市阿恵 364-2	72-0502	共同生活援助	－	－	－	－	－	－	
桂木の家	飯塚市建花寺 975-1	29-8800	共同生活援助	－	－	－	－	－	○	
共同生活援助幸の家	飯塚市綱分 1369	80-1066	共同生活援助	－	－	－	－	－	－	
そよかぜ	飯塚市綱分 1407-45	82-1350	共同生活援助	－	－	－	－	－	－	
ホット館	飯塚市小正 536-1	23-6266	共同生活援助	－	－	－	－	－	－	
ゆずり葉	飯塚市太郎丸 1149-1	24-8880	共同生活援助	C	－	－	－	－	－	
ケアハイツわかば	飯塚市太郎丸 484-1	21-1920	共同生活援助	C	C	－	－	－	－	
グループホーム「ぼくらの家」	飯塚市鶴三緒 1438-2	26-3057	共同生活援助	－	－	－	－	－	－	
なのみ荘	飯塚市弁分 454-1	25-5174	共同生活援助	－	－	－	－	－	－	
シェアハウス喜富	飯塚市立岩 1084-1 第一立岩ビル 107	25-1149	共同生活援助	－	－	－	－	－	－	
グループホーム群星	飯塚市鶴三緒 1392-1	21-5656	共同生活援助	B	－	－	－	－	－	
グループホームあさひの里	飯塚市椋本 457-2	52-6820	共同生活援助	－	－	－	－	－	－	
グループホーム第二あさひの里	飯塚市椋本 457-3	52-6820	共同生活援助	－	－	－	－	－	－	

設名	住所	電話番号	サービス種類	想定浸水状況						土砂災害警戒区域
				管理区間						
				国		県				
				遠賀川	穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	庄内川	
共同住宅健会	飯塚市幸袋 781-64	20-9019	共同生活援助	—	—	—	—	—	—	
共同生活スクラムハーフ	飯塚市潤野 933-275 A102	21-4355	共同生活援助	—	—	—	—	—	—	
グループホーム キラレ	飯塚市有安 860-1	52-6325	共同生活援助	—	—	—	—	—	—	
グループホームレイクサイド	飯塚市上三緒 1-72-602	43-8061	共同生活援助	—	—	—	—	—	—	
グループホームよいこ	飯塚市勢田 2410-7	82-1489	共同生活援助	—	—	—	—	—	—	
グループホームワンライフ小正	飯塚市小正 903-132	52-3860	共同生活援助	—	—	—	—	—	—	
さんあいホーム飯塚	飯塚市庄司 142-3	28-6788	共同生活援助	—	—	—	—	—	—	
シェアハウス喜富 2号館	飯塚市立岩 1077-55	43-8545	共同生活援助	—	—	—	—	—	—	
U A	飯塚市川島 829-2	29-4900	共同生活援助	B	—	—	—	—	—	
共同生活援助 いぶき	飯塚市綱分 1461-5	43-2762	共同生活援助	—	—	—	—	—	—	
シェアハウス喜富 3号館	飯塚市柏の森 601-9	96-8807	共同生活援助	—	—	—	—	—	—	
グッドハート	飯塚市横田 721-7	43-2610	共同生活援助	—	—	—	—	—	—	
ルビア	飯塚市阿恵 331-1	72-0502	共同生活援助	—	—	—	—	—	—	
I I Z U K A ハウス 南尾	飯塚市南尾 221-3	43-2980	共同生活援助	—	—	—	—	—	—	
ソーシャルインクルーホーム飯塚平恒	飯塚市平恒 453-1	21-5601	共同生活援助	—	—	—	—	—	—	
児童発達支援センター こどもの森	飯塚市佐與 1489-2	92-3355	児童発達支援センター	—	—	—	—	—	—	
こども発達支援センターにじっこ飯塚	飯塚市西徳前 15-20	26-8701	児童発達支援センター、放課後等デイサービス	C	—	—	—	—	—	
こども発達療育センター テコテコ(ソバニ、ココ・カラ)	飯塚市口原 1061-6	96-8276	児童発達支援事業、放課後等デイサービス、生活介護	B	—	—	—	C	—	
社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会筑穂支所児童デイサービス	飯塚市長尾 911-1	72-3153	児童発達支援	—	—	—	—	—	—	
児童発達支援事業所ほしのこ	飯塚市川島 879-1 エスト A	23-1001	児童発達支援放課後等デイサービス	B	—	—	—	—	—	

設名	住所	電話番号	サービス種類	想定浸水状況						土砂災害警戒区域
				管理区間						
				国	県					
				遠賀川	穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	庄内川	
こどもデイサービス YOOU	飯塚市秋松 347-7	52-6402	児童発達支援 放課後等デイサービス	C	－	－	－	－	－	
APOLLO 本町	飯塚市本町 14-6	52-6407	児童発達支援	C	－	－	－	－	－	
ポケット	飯塚市平恒 384-1	80-5516	放課後等デイサービス	－	－	－	－	－	－	
ひばりジュニア飯塚 ひがしがおか	飯塚市下三緒 35-622	43-4348	放課後等デイサービス	－	－	－	－	－	－	
放課後等デイサービス カフー	飯塚市多田 400-24	52-2411	放課後等デイサービス	－	－	－	－	－	－	
放課後等デイサービス りんくす川津校	飯塚市川津 410-3	80-7000	放課後等デイサービス	－	－	－	C	－	－	
福祉サービス事業所 森のせいかつ	飯塚市佐与字尾笹 1497-2	92-5190	放課後等デイサービス	－	－	－	－	－	－	
放課後等デイサービス はびねす	飯塚市潤野 127 番地 34	80-6495	放課後等デイサービス	－	－	－	－	－	－	
放課後等デイサービス りんくす勢田校	飯塚市勢田 2593-36	80-7000	放課後等デイサービス	－	－	－	－	－	－	
放課後等デイサービス Pucca	飯塚市鯉田 1526-182	080-6409-8521	放課後等デイサービス	－	－	－	－	－	－	
多機能型児童発達支援事業所 森の子	飯塚市佐与 1497-2	92-8388	児童発達支援、放課後等デイサービス	－	－	－	－	－	－	
らそうむ発達支援ルーム らいく 飯塚店	飯塚市鯉田 2425-206	43-9907	児童発達支援、放課後等デイサービス	－	－	－	－	－	－	
ほわいとういんぐ飯塚館	飯塚市吉原町 1-19 サントノーレビル	22-7110	児童発達支援、放課後等デイサービス	B	－	－	－	－	－	
APOLLO	飯塚市小正 404-1	43-9331	児童発達支援、放課後等デイサービス	－	－	－	－	－	－	
おひさま	飯塚市鯉田 1140-2 ソラーナ 21	21-0777	児童発達支援、放課後等デイサービス	B	－	－	－	－	－	
放課後等デイサービス ポラリス	飯塚市幸袋 141-17	43-8567	児童発達支援、放課後等デイサービス	B	－	－	－	－	－	
チャイルドハート 飯塚	飯塚市有安 1025-45 ラ・フォーレカ 1F	43-4027	児童発達支援、放課後等デイサービス	－	－	－	－	－	－	
りあん Kids スポーツクラブ	飯塚市下三緒 36-36	21-7800	児童発達支援、放課後等デイサービス	－	－	－	－	－	－	
みらい	飯塚市菰田 11-1	62-5500	児童発達支援、放課後等デイサービス	－	－	－	－	－	－	
重症心身障がいサポートセンターひばり	飯塚市有安 1025-7	43-4137	児童発達支援、放課後等デイサービス	－	－	－	－	－	－	
APOLLO 忠隈	飯塚市忠隈 36-32	43-3443	児童発達支援、放課後等デイサービス	C	－	－	－	－	－	

設名	住所	電話番号	サービス種類	想定浸水状況						土砂災害警戒区域
				管理区間						
				国	県					
				遠賀川	穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	庄内川	
スマイリー	飯塚市相田 117-15	80-1107	児童発達支援、放課後等デイサービス	—	—	—	—	—	—	
児童デイサービス ぽっけ	飯塚市柏の森 646-1	25-6011	児童発達支援、放課後等デイサービス	B	—	—	—	—	—	
麦穂園	飯塚市綱分 596-3	80-3700	児童発達支援、放課後等デイサービス	—	—	—	—	—	—	
訪問看護併設型児童通所支援事業所メディカルキッズ	飯塚市片島 1-10-14 飯塚第一ボウル1階テナント棟 テナントB号室	52-6513	児童発達支援、放課後等デイサービス	C	—	—	—	—	—	
良創夢発達支援ルームらいく穂波店	飯塚市弁分 15-11	43-8310 43-8507	児童発達支援、放課後等デイサービス	C	C	—	—	—	—	
グッド デイサービス	飯塚市鯉田64-1	29-4112	児童発達支援、放課後等デイサービス	—	—	—	—	—	—	
41プラス	飯塚市鯉田 64-1	29-4112	児童発達支援、放課後等デイサービス	—	—	—	—	—	—	
りあん 目尾教室	飯塚市目尾 991-1	43-8687	児童発達支援、放課後等デイサービス	C	—	—	—	—	—	
こどもステップYOOU	飯塚市潤野 904-103	26-4311	児童発達支援、放課後等デイサービス	-	—	—	—	—	—	
COMPASS発達支援センター飯塚	飯塚市枝国 501-10	52-6838	児童発達支援 放課後等デイサービス	C	—	—	—	—	—	
ことばと発達のサポートルーム マーブル	飯塚市天道 137-2	43-9178	児童発達支援 放課後等デイサービス	—	C	—	—	—	○	
児童発達支援・放課後等デイサービス MORE～モア～	飯塚市立岩 1300 メゾン立岩	092-726-0291	児童発達支援 放課後等デイサービス	—	—	—	—	—	—	
あいステップ	飯塚市横田 753-4 スリム九工大1階2号室	80-1435	放課後等デイサービス	—	—	—	—	—	—	
良創夢発達支援ルームらいく 幸袋店	飯塚市幸袋 61-1	43-8310	児童発達支援 放課後等デイサービス	C	—	—	—	—	—	
放課後等デイサービスりんくす幸袋	飯塚市中 475-3	82-1501	放課後等デイサービス	B	—	—	—	—	—	
Tubomi 一つぼみー	飯塚市西町 2-59 第2大塚ビル サテライトマンション 301号	80-1063	児童発達支援 放課後等デイサービス	—	—	—	—	—	—	
こども広場 LENTO	飯塚市伊川 433-i2	43-9527	放課後等デイサービス	—	—	—	—	—	—	
ほしのこ弁分校	飯塚市弁分 409-6	29-1001	児童発達支援 放課後等デイサービス	—	—	—	—	—	—	
多機能型事業所 きゃりー	飯塚市有安 697	52-3333	児童発達支援 放課後等デイサービス	—	—	—	—	C	—	
重心児・医療的ケア児のデイサービスに	飯塚市平塚 98-5	080-8430-5890	児童発達支援 放課後等デイサービス	—	—	—	—	—	—	

設名	住所	電話番号	サービス種類	想定浸水状況					土砂災害警戒区域
				管理区間					
				国	県				
				遠賀川 穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	庄内川	
じいろ									
りあん Atelier 教室	福岡県飯塚市綱分 1749-1	43-8605	放課後等デイサービス	—	—	—	—	C	—
メディカルキッズ 穂波	福岡県飯塚市太郎丸 287-1	96-8013	放課後等デイサービス	B	—	—	—	—	—
ことばの発達支援教室 つくし	福岡県飯塚市鯉田 1356-5	070-4365-3462	児童発達支援 放課後等デイサービス	C	—	—	—	—	—
スマイリーⅡ	福岡県飯塚市伊川 499-13	80-1107	児童発達支援 放課後等デイサービス	—	—	—	—	—	—
クリオネ	福岡県飯塚市若菜 52-1	080-5288-8608	児童発達支援 放課後等デイサービス	C	—	—	—	—	—

注)浸水想定状況は、遠賀川水系浸水想定区域図による。

※利用施設が異なる同一施設あり

2-9 医療機関

令和7年4月現在

飯塚地区

No.	医療機関名	管理者氏名	所在地	電話番号
1	あい内科・消化器科クリニック	斉東哲浩	菰田西 1-6-24	22-0703
2	あおぞら整形外科医院	辰元要仁	上三緒 445-2	26-5066
3	青山外科医院	青山雄三	吉原町 10-6	22-0212
4	鰺坂皮膚科	鰺坂義之	菰田西 2-7-33	22-0236
5	いいづかこども診療所	牟田広実	吉原町 537	80-5630
6	医) 社団豊永会 飯塚記念病院	豊永武一郎	飯塚市鶴三緒 1452-2	22-2316
7	飯塚腎クリニック	西村 学	片島 2-16-30	21-8877
8	飯塚東耳鼻いんこう科	大庭 哲	柏の森 1-46	43-8191
9	榊麻生 飯塚病院	増本陽秀	芳雄町 3-83	22-3800
10	石川クリニック	石川和史	柏の森 92-103	22-0019
11	いしこ整形外科	石河利之	片島 2-6-8	52-3595
12	医) 健蘭会 石橋外科内科医院	石橋憲吾	伊岐須 847-5	23-0400
13	医) 大庭医院	大庭博邦	飯塚 18-27	22-1009
14	医) 大庭クリニック	大庭憲邦	伊岐須 298-10	25-5678
15	先進会眼科 飯塚日帰り手術クリニック	岡 義隆	川津 364-2	22-5155
16	小川内科・循環器内科	小川敏弘	吉原町 6-1 あいタウン 3 F	22-2010
17	医) 越智外科胃腸科医院	越智拓生	柏の森 618	22-9081
18	梶原クリニック	梶原秀彦	宮町 1-8	24-2312
19	医) 梶原内科医院	梶原健伯	下三緒 35-664	23-5563
20	医) 金澤整形外科クリニック	金澤武利	幸袋 498-1	25-1777
21	医) かやの森皮膚科クリニック	佐野幸仁	柏の森 432-5	21-0370
22	木原眼科医院	木原邦博	伊岐須 298-6	25-1319
23	医) 社団 親和会 共立病院	嘉悦智隆	横田 770-3	22-0725
24	心のクリニック・飯塚	鶴田竜之介	菰田西 2-5-34	24-1515
25	医) 洗心会 児嶋病院	児嶋良太	花瀬 87-1	22-1498
26	医) アガペ こどもクリニックもりた	森田 潤	横田 649-10	26-6650
27	近藤医院	近藤 淳	菰田西 1-4-3	22-2899
28	坂本医院	桑原健介	目尾 1256-14	21-0076
29	坂元クリニック	坂元伸通	目尾 720-3	25-1881
30	医) 佐藤眼科医院	佐藤 徳明	新飯塚 6-21	22-1292
31	柴田みえこ内科・神経内科クリニック	柴田美恵子	鶴三緒 1547-10	21-0011
32	医) 下津眼科医院	下津一秀	菰田東 2-3-30	22-2221
33	社会保険 二瀬病院	松波道也	伊川 1243-1	22-1526
34	新飯塚駅内科	加来隆一郎	立岩 1049-11	26-2018
35	社) 福岡医療団 新飯塚診療所	原口周一	柏の森 946-6	22-2680
36	医) 産婦人科・麻酔科 すどうクリニック	須藤賢次	菰田西 1-4-22	22-2347
37	医) 千手医院	千手昭司	西町 4-38	22-3363
38	独立行政法人労働者健康安全機構 総合せき損センター	前田 健	伊岐須 550-4	24-7500
39				
40	そばしま内科循環器科	側島淳史	新飯塚 21-21	26-9900
41	医) たかた皮膚科	高田一郎	菰田西 1-5-4	21-3345
42	武富内科医院	武富弘行	飯塚 10-22	22-6924
43	医) 田代医院	田代研児	吉原町 2-18	22-2748

No.	医療機関名	管理者氏名	所在地	電話番号
44	たていわ病院	山本克康	立岩 1725-	22-2611
45	医) 田中クリニック	河野雅洋	本町 17-12	22-3280
46	医) 田中耳鼻咽喉科医院	田中 晃	飯塚 6-1	29-8474
47	津川診療所	津川 信	新飯塚 18-12	22-1466
48	角田整形外科医院	角田和信	吉原町 1-8	29-3388
49	医) 福豊会 豊永医院	豊永敬之	吉原町 1-9	22-5423
50	医) 中武眼科クリニック	中武純二	西町 2-11	22-8082
51	医) 中野医院	中野逸郎	新飯塚 5-7	22-3283
52	医) なかしま内科・糖尿病・腎クリニック	中嶋崇文	西町 1-4	22-8811
53	ナワタ消化器外科医院	縄田 修	横田 334	24-2303
54	医) 向陽会 西田内科クリニック	西田雅弘	上三緒 889-1	24-8555
55	医) 西原内科消化器科クリニック	西原秀一郎	新立岩 4-10	25-0070
56	二宮医院	二宮 健	潤野 855	22-3272
57	野見山医院	野見山祐次	伊川 406-1	22-8668
58	長谷川整形外科医院	長谷川善廣	本町 1162-8	23-0035
59	医) 林医院	林 俊治	相田 262-3	22-5333
60	医) 林田胃腸科医院	林田昌之	片島 2-5-4	22-8656
61	医) 樋口医院	樋口誠司	横田 838	22-1274
62	医) ひじい小児科クリニック	肘井孝之	川津 84-1	21-6661
63	ひだ内科クリニック	檜田剛	伊川 548-1	52-6801
64	医) 想医会 泌尿器科 C. U. クリニック	江本 純	川津 405-1	23-1249
65	医) ふくはだ皮膚科クリニック	福田俊平	伊岐須 640-1	26-2277
66	藤井泌尿器科医院	藤井善隆	飯塚 8-20	21-5550
67	細川小児科内科医院	細川 清	鯉田 1772	22-1088
68	松浦医院	松浦尚志	飯塚 19-20	22-3657
69	医) 松岡産婦人科医院	松岡良衛	飯塚 10-10	24-7963
70	松隈眼科医院	松隈 博	吉原町 2-2	22-0542
71	まつなり医院	松成重之	庄司 36-5	22-0643
72	医) 陽山会 丸野クリニック	丸野陽一	立岩 1308-12	25-0188
73	みやじま内科・呼吸器内科クリニック	宮嶋宏之	菰田西 2-3-52	23-0578
74	三笠外科医院	三笠 茂	中 497	22-2113
75	医) 弥永内科小児科医院	弥永保秀	鯉田 2517-201	24-8680
76	らそうむ内科笑顔で百歳クリニック	谷口英太郎	鯉田 2219-20	43-3151
77	よしかわ整形外科	吉川英一郎	柏の森 1-1	30-2009
78	あまいろクリニック飯塚	後藤雄輔	芳雄町 19-34	80-1806
79	はた眼科	秦俊尚	菰田西 3-6-1	43-8871
80	飯塚医師会診療所	中武幸一	吉原町 1-1	22-5622
81	飯塚急患センター	西園久徳	吉原町 1-1	24-3399
82	(医) 裕和会 おおやぶクリニック	大藪祐司	川津 208-2	25-331
83	先進会眼科 飯塚本院	洲上あき	川津 371-1	22-5155
84	多田泌尿器科クリニック	多田勝	吉原町 537	43-9216

穂波地区

No.	医療機関名	管理者氏名	所在地	電話番号
1	青山医院	青山祐彦	高田 972-1	22-6328
2	医) 麻生耳鼻咽喉科クリニック	麻生丈一朗	堀池 254-2	28-1122
3	いづか内科クリニック	林田実生	楽市 309-8	29-1666
4	飯塚市立病院	武富 章	弁分 633-1	22-2980
5	福岡県済生会飯塚嘉穂病院	関口直孝	太郎丸 265	22-3740
6	庄田整形外科	庄田孝則	楽市 310-14	30-1520
7	医) 田中医院	田中祥視	天道 415-1	22-1850
8	徳永眼科医院	徳永直記	楽市 141-2	25-0011
9	医) 清祥会 なかおクリニック	中尾哲二	堀池 254-1	21-5755
10	医) 西園内科クリニック	西園久慧	小正 40-1	24-9308
11	医) 穂波整形外科	新井貴之	太郎丸 742	25-0066
12	前田眼科クリニック	前田訓志	枝国長浦 666-48	43-3558
13	松口循環器科・内科医院	松口武行	楽市 131-1	26-0800
14	三宅脳神経外科病院	三宅 仁	楽市 243-11	25-5050
15	医) 宮嶋医院	宮嶋靖士	忠隈 380	22-1477
16	宮嶋耳鼻咽喉科	宮嶋義巳	南尾 400-1	28-3347
17	前田眼科クリニック	前田訓志	枝国長浦 666-48	43-3558
18	いくたクリニック	生田恵子	楽市 659-3	22-0666
19	(医) 牛島診療所	牛島正和	小正 463-6	25-3490
20	セナクリニック	永山勇一	秋松 559-5	21-6007

筑穂地区

No.	医療機関名	管理者氏名	所在地	電話番号
1	医) 秀和会あおやぎ内科クリニック	青柳和彦	大分 1324-4	72-3230
2	内野内科クリニック	内野利昭	長尾 884-22	52-6600
3	おおつか眼科内科医院	大塚正博	長尾 405-1	72-2828
4	医) 塚本クリニック	塚本伝彦	平塚 88-2	72-4388
5	青山診療所	青山祐彦	大分 1448-14	72-0072

庄内地区

No.	医療機関名	管理者氏名	所在地	電話番号
1	医) 恵愛会 江藤外科胃腸科	江藤恵祐	有井 355-83	82-2381
2	医) 兼田循環器内科医院	兼田政治	有井 355-12	82-3456
3	医) 佐野医院	佐野幸寛	綱分 845-1	82-0036
4	医) 広瀬医院	廣瀬繭子	綱分 756	82-0027

穎田地区

No.	医療機関名	管理者氏名	所在地	電話番号
1	医) 博愛会 穎田病院	本田宜久	口原 1061-1	92-2131
2	佐藤医院	山田 真	勢田 1286-4	92-0006

2-10 歯科医院

令和7年4月現在

飯塚地区

	施設名	所在地	電話番号	備考
1	原歯科医院	伊岐須 296	22-3517	歯科
2	医療法人正純会 花野歯科医院	伊岐須 303-1	22-8870	歯科、小児歯科、歯科口腔外科
3	にしもと歯科医院	伊岐須 636-5	29-5005	歯科、小児歯科
4	さくら歯科	横田 33-3	22-3317	歯科、小児歯科、歯科口腔外科、矯正歯科
5	しもみお歯科医院	下三緒岡ノ浦 10-10	26-7600	歯科、小児歯科
6	丸林歯科医院	花瀬 172-8	23-9642	歯科
7	嶺歯科診療所	吉原町 11-12	23-0120	歯科、矯正歯科、小児歯科
8	ぶん歯科クリニック	徳前 18-4	43-9636	歯科、小児歯科
9	はまさき矯正歯科医院	吉原町 6-1-4F	22-8200	矯正歯科
10	松本歯科医院	菰田西二-7-38	22-5226	歯科、小児歯科
11	こもだ歯科医院	菰田西三-3-9	26-5001	歯科、小児歯科
12	飯塚みらい歯科	菰田西三-6-1	43-8088	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科
13	ひぐちファミリー歯科医院	幸袋 140-1	22-1281	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科
14	迫田歯科医院	潤野 57-7	25-0952	歯科、小児歯科
15	佐藤歯科医院	潤野 8-18	22-2306	歯科、小児歯科
16	医療法人済盟会新飯塚歯科医院	新飯塚 13-27	22-7273	歯科
17	倉員歯科医院	新飯塚 8-12	22-3921	歯科、矯正歯科
18	飯塚ヒロ歯科口腔外科	飯塚 18-27	080-7708-0535	歯科、歯科口腔外科
19	たなか歯科医院	西町 1-7	26-5111	歯科
20	岸田歯科医院	西町 2-18	24-4833	歯科
21	津川歯科医院	相田 91-1	25-1193	歯科
22	やまちか歯科医院	相田 259-137	28-0300	歯科、歯科口腔外科
23	佐野歯科クリニック	中 321-1	25-8041	歯科、小児歯科、歯科口腔外科
24	はやま歯科医院	川津 370-4	26-8148	歯科
25	秋元歯科クリニック	川津 707-1	22-6592	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科
26	安藤歯科医院	柏の森 473-9	21-3339	歯科、小児歯科
27	青山歯科医院	柏の森 92-99	26-2068	歯科、矯正歯科、小児歯科
28	潤上歯科医院	片島一-2-19	22-0647	歯科
29	山口歯科医院	本町 13-8-2F	24-6070	歯科、矯正歯科
30	あいほ歯科クリニック 新飯塚駅前院	立岩 931-1	26-2786	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科
31	あいほ歯科クリニック 新飯塚院	立岩 1049-11	52-6605	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科
32	飯塚病院	芳雄町 3-83	22-3800	、歯科、歯科口腔外科※医科除く
33	桑原歯科医院	目尾 377	24-4618	歯科、矯正歯科、小児歯科
34	時枝歯科医院	立岩 1340-2	25-1215	歯科、小児歯科

	施 設 名	所 在 地	電話 番号	備 考
35	中村歯科医院	立岩 918-1	22-0304	歯科
36	まるの歯科	立岩 1308-12	25-2222	歯科、小児歯科
37	ハート歯科クリニックいまい	鯉田 2517-101	23-8102	歯科、矯正歯科、小児歯科
38	田中歯科医院	鯉田 567-1	25-3355	歯科
39	医療法人横手歯科診療所	鯉田 2396-1	28-9869	歯科、小児歯科
40	山本歯科医院	鯉田 1381-1	22-6758	歯科、小児歯科
41	吉川歯科医院	柏の森 146-8	25-1616	歯科、小児歯科、歯科口腔外科、矯正歯科
42	柴田ゆうじ歯科医院	横田 334-4	21-4121	歯科、小児歯科、歯科口腔外科、矯正歯科
43	はなむら歯科医院	吉原町 7-22	22-0446	歯科、小児歯科、矯正歯科
44	ひだまりの歯科クリニック	新飯塚 4-25	25-4618	歯科、小児歯科、歯科口腔外科、矯正歯科
45	ヒロ歯科クリニック	柏の森 634-31	23-1203	歯科

穂波地区

	施 設 名	所 在 地	電話 番号	備 考
1	浅原歯科	楽市 488-5	25-6480	歯科、小児歯科
2	おおた歯科・小児歯科	楽市 620-5	26-5170	歯科、矯正歯科、小児歯科
3	とりお歯科クリニック	楽市 241-2	23-1184	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科
4	タカノ歯科医院	枝国 464-27	21-1030	歯科
5	アイ歯科医院	枝国 495-15	21-2770	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科
6	しろうず歯科クリニック	小正 124-6	25-6117	歯科、小児歯科
7	浅田歯科医院	南尾 603-5	22-1460	歯科
8	渡辺歯科医院	平恒 186-1	25-2385	歯科
9	中村しげお歯科医院	弁分 611-50	25-7648	歯科
10	田中陽一歯科医院	弁分 137-8	28-5480	歯科
11	スマイル歯科医院	堀池 447-1	28-2881	歯科、矯正歯科、小児歯科
12	はやしだ歯科医院	堀池 153-2 三好ビル 101 号	22-7422	小児歯科
13	西歯科クリニック	秋松 922-1	28-4618	歯科、小児歯科
14	JIN DENTAL CLINIC	弁分 162-1	52-8811	歯科、小児歯科
15	(医) 英歯会 穂波ひまわり歯科 小児歯科医院	枝国長浦 666-48	26-1240	歯科、小児歯科、歯科口腔外科、矯正歯科

筑穂地区

	施 設 名	所 在 地	電話 番号	備 考
1	山本歯科医院	大分 1152-1	72-3630	歯科、小児歯科
2	三原歯科医院	大分 1493-120	72-2151	歯科
3	でぐち歯科医院	大分 1584-1	72-0118	歯科、小児歯科、歯科口腔外科
4	おおつか歯科医院	長尾 405-1	72-0895	歯科
5	ぶんの歯科医院	平塚 87-1	72-2235	歯科

庄内地区

	施 設 名	所 在 地	電話 番号	備 考
1	村山歯科医院	赤坂 498-1	82-3717	歯科、小児歯科
2	みかも歯科医院	有井 334-12	82-4682	歯科、矯正歯科、小児歯科
3	ひかり 歯科クリニック	有安 582- 1	43-2820	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科

瀬田地区

	施 設 名	所 在 地	電話 番号	備 考
1	なかはら歯科医院	口原 334-7	92-0063	歯科、小児歯科
2	ほわいと 歯科	口原 349-11	92-8000	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科

2-1-1 保育園、届出保育施設、幼稚園、学校、放課後児童クラブ

【要配慮者利用施設（うち、危険区域にあるものは、避難確保計画提出が必要）】

令和7年4月現在

区分	施設名	所在地	電話番号 (0948)	想定浸水状況 管理区間					土砂災害警戒区域	
				国	県					
				遠賀川 穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	庄内川		
公立	菰田保育所	堀池 15-9	22-0865	A	-	-	-	-	-	
公立	穂波東保育所	平恒 115-52	23-6990	-	-	-	-	-	-	
公立	筑穂保育所	筑穂元吉 645-1	72-0071	-	-	-	-	-	-	
公立	庄内こども園	赤坂 364	82-0009	-	-	-	-	-	-	
公立	頼田こども園	勢田 1010-1	92-6857	-	-	-	-	-	-	
私立	明星保育園	柏の森 535-3	25-1545	B	-	-	-	-	-	
私立	あじさい保育園	横田 644-4	25-0151	-	-	-	-	-	-	
私立	あさひ保育園	川島 840-1	24-1573	C	-	-	-	-	-	
私立	ひかるこども園	伊岐須 62-8	25-0065	-	-	-	-	-	-	
私立	わかみず保育園	目尾 967-3	25-3222	C	-	-	-	-	-	
私立	潤野こども園	潤野 35-6	25-5558	-	-	-	-	-	-	
私立	飯塚保育園	堀池 131-1	22-8193	B	-	-	-	-	-	
私立	横田こども園	横田 351-1	22-1329	-	-	-	-	-	-	
私立	常楽寺保育園	太郎丸 772-1	23-1562	C	D	-	-	-	-	
私立	つばみ保育園	棕本 548-4	22-1515	-	-	-	-	-		
私立	常葉保育園	忠隈 50-67	24-1341	-	-	-	-	-	○	
私立	ひばり保育園	小正 45-1	24-4647	-	-	-	-	-	-	
私立	なのはな保育園	若菜 51-1	23-1188	B	-	-	-	-	-	
私立	たけのこ保育園	阿恵 1145	72-3366	C	-	-	-	-	-	
私立	庄内保育園	綱分 950	82-1481	-	-	-	-	-	-	
私立	愛の光保育園	有安 702-9	82-3545	-	-	-	-	C	-	
私立	鯉田こども園	鯉田 1363	22-1155	B	-	-	-	-	-	
私立	飯塚東保育園	上三緒 628-1	22-3362	-	-	-	-	-	-	
私立	つはらたんぼ保育園	津原 663-11	25-3393	-	-	-	-	-	-	
私立	鎮西ひかる保育園	大日寺 593-16	22-3570	-	-	-	-	-	-	
私立	枝国保育園	枝国 515-40	22-1709	-	-	-	-	-	-	
私立	つくしんぼ保育園	相田 99-1	22-1772	-	-	-	C	-	-	
私立	幸袋こども園	中 513-5	22-0095	B	-	-	-	-	-	
私立	飯塚記念病院託児所	鶴三緒 1452-2	22-2316	-	-	-	-	-	-	
私立	むつみ保育園	綱分 966-2	31-1515	-	-	-	-	-	-	
私立	飯塚病院院内保育施設 びーとる	芳雄町 3-83	25-8204	C	-	-	-	-	-	
私立	飯塚市立病院保育室 プチ・キッズ	弁分 633-1	22-2980	-	-	-	-	-	-	
私立	きんせい幼稚園 (EQWEL ミッド実践園)	勢田 2225-3	92-6380	-	-	-	-	D	-	
私立	FSC 託児所	幸袋 526-1-201	21-1281	-	-	-	-	-	-	
私立	タカハ機工 (株) 企業内託 児所 「カハキッズルーム」	有安 958-9	82-3222	-	-	-	-	-	-	
私立	花梨保育園	庄司 1924-1	23-0007	-	-	-	-	-	-	
私立	ゆうき保育園	柏の森 2080-3	24-1911	B	-	-	-	-	-	
私立	くぬぎ保育園	相田 101-62	22-0838	-	-	-	D	-	-	

区分	施設名	所在地	電話番号	想定浸水状況					土砂災害警戒区域
				管理区間					
				国	県				
					遠賀川 穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	
私立	さくら保育園	忠隈 380	43-3390	－	C	－	－	－	－
私立	飯塚マザー保育園	堀池 134-8	55-1818	－	B	－	－	－	－
私立	ひよこ保育園	本町 11-26	29-6622	B	－	－	－	－	－
私立	幸袋らぶはーと保育園	中 956-4	55-1901	B	－	－	－	－	－
私立	かぐらだ保育園	花瀬 87-1	090-6020-0268	－	－	－	－	－	－
私立	子育てサポートセンターくれよん	潤野 967-13	090-8297-6744	C	－	－	－	－	－
私立	ローシャルキッズ飯塚	上三緒 47-1	26-2850	C	－	－	－	－	－
私立	飯塚川津マザー保育園	川津 452-1	55-2258	C	－	－	C	－	－
私立	飯塚北らぶはーと保育園	鯉田 1646-6	55-2123	－	－	－	－	－	－
私立	ブティック飯塚保育園	仁保 243-3	82-0896	－	－	－	－	－	－
私立	愛宕幼稚園	鯉田 2578-40	24-5777	－	－	－	－	－	－
私立	いぎすれんげ幼稚園	伊岐須 677-3	28-8177	－	－	－	－	－	－
私立	さんない幼稚園	柏の森 626-1	22-2033	B	－	－	－	－	－
私立	了専寺白菊幼稚園	小正 93	24-7486	－	－	－	－	－	－
私立	飯塚聖母幼稚園	新立岩 1-11	22-0811	B	－	－	－	－	－
私立	近畿大学九州短期大学附属幼稚園	菰田東 1-5-30	22-8640	－	－	－	－	－	－
私立	桜ヶ丘幼稚園	菰田東 2-4-50	22-6532	A	－	－	－	－	－
私立	ひまわり幼稚園	柏の森 56-9	22-3060	－	－	－	－	－	－
私立	和光幼稚園	本町 20-9	25-0793	C	－	－	－	－	－
私立	穂波幼稚園	忠隈 50-68	22-4138	－	－	－	－	－	－
私立	飯塚らいむ保育園	鯉田 2425-207	25-6266	－	－	－	－	－	－
公立	鯉田小学校	鯉田 1263	22-3299	B	－	－	－	－	－
公立	立岩小学校	立岩 1176-1	22-0005	－	－	－	－	－	－
公立	飯塚東小学校	下三緒 54	22-3267	－	－	－	－	－	－
公立	菰田小学校	菰田東 2-19-5	22-0560	－	－	－	－	－	－
公立	飯塚小学校	西徳前 2-6	22-3026	－	－	－	－	－	－
公立	片島小学校	片島 3-8-5	22-0289	B	－	－	－	－	－
公立	伊岐須小学校	伊岐須 843	22-2349	－	－	－	C	－	－
公立	幸袋小学校	中 730-1	22-0613	－	－	－	－	－	－
公立	飯塚鎮西小学校	大日寺 141	22-0298	－	－	－	－	－	－
公立	八木山小学校	八木山 693-1	22-2951	－	－	－	－	－	○
公立	颯田小学校	鹿毛馬 1667-2	22-0613	－	－	－	－	－	－
公立	庄内小学校	有安 1-22	82-1202	－	－	－	－	－	－
公立	内野小学校	内野 3537-1	72-0155	－	－	－	－	－	－
公立	上穂波小学校	筑穂元吉 430	72-0014	－	－	－	－	－	－
公立	大分小学校	大分 1985-1	72-0106	－	－	－	－	－	－
公立	穂波東小学校	平恒 1021-1	22-0579	C	－	－	－	－	－
公立	若菜小学校	小正 249-2	22-0581	－	－	－	－	－	－
公立	椋本小学校	椋本 16-2	22-1068	－	－	－	－	－	－
公立	高田小学校	高田 701-1	22-3328	－	－	－	－	－	○
公立	飯塚第一中学校	新立岩 16-18	22-0553	B	－	－	－	－	－

区分	施設名	所在地	電話番号	想定浸水状況					土砂災害警戒区域
				管理区間					
				国	県				
				遠賀川 穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	庄内川	
公立	飯塚第二中学校	柏の森 483	22-3713	B	-	-	-	-	-
公立	二瀬中学校	伊岐須 740	22-0388	-	-	-	C	-	-
公立	幸袋中学校	中 730-1	22-2924	-	-	-	-	-	-
公立	飯塚鎮西中学校	大日寺 141	24-4432	-	-	-	-	-	-
公立	穎田中学校	鹿毛馬 1667-2	22-2924	-	-	-	-	-	-
公立	庄内中学校	綱分 1000-1	82-1201	-	-	-	-	C	-
公立	筑穂中学校	長尾 903-1	72-0103	-	-	-	-	-	-
公立	穂波東中学校	平恒 1021-1	22-1052	C	-	-	-	-	-
公立	穂波西中学校	椿 250-1	22-1049	-	-	-	-	-	○
公立	嘉穂高附属中学校	潤野 8-12	22-3273	-	-	-	-	-	-
私立	飯塚日新館小学校	柏の森 56-9	22-0370	-	-	-	-	-	-
公立	二瀬児童クラブ	伊岐須 834	22-2122	-	-	-	C	-	-
公立	伊岐須児童クラブ	伊岐須 834	22-6282	-	-	-	C	-	-
公立	幸袋児童クラブ	中 730-1	22-1933	-	-	-	-	-	-
公立	立岩児童クラブ	川島 19-1	22-1525	-	-	-	-	-	-
公立	飯塚東児童クラブ	下三緒 54	22-0079	-	-	-	-	-	-
公立	飯塚児童クラブ	西徳前 2-6	22-4569	-	-	-	-	-	-
公立	菰田児童クラブ	菰田東 2-19-5	25-6482	-	-	-	-	-	-
公立	鯉田児童クラブ	鯉田 1141-1	29-1892	B					
公立	片島児童クラブ	片島 3-8-5	29-0928	B					
公立	飯塚鎮西児童クラ	大日寺 141	28-5216	-	-	-	-	-	-
公立	高田児童クラブ	高田 701-1	25-2679						○
公立	穂波東児童クラブ	平恒 1021-1	21-3195	C					
公立	棕本児童クラブ	太郎丸 851-1	25-6133	-	-	-	-	-	-
公立	若菜児童クラブ	小正 268-2	29-7399	-	-	-	-	-	-
公立	上穂波児童クラブ	筑穂元吉 430-8	72-3024	-	-	-	-	-	-
公立	大分児童クラブ	大分 1950-5	72-4199	-	-	-	-	-	-
公立	内野児童クラブ	内野 3537-1	72-0177	-	-	-	-	-	-
公立	庄内児童クラブ	綱分 577-1	82-3077	-	-	-	-	-	-
公立	穎田児童クラブ	鹿毛馬 1667-2	92-6472	-	-	-	-	-	-

注 1) 浸水想定状況は、遠賀川水系浸水想定区域図による。※想定浸水状況 A : 5.0m 以上の区域、B : 3.0～5.0m 未満の区域、C : 0.5～3.0m 未満の区域、D : 0.5m 未満の区域、- : 該当なし

注 2) 放課後児童クラブについては、全て NPO 法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会（伊岐須 869-1、Tel : 52-5501）が運営。

2-12 災害時における臨時ヘリポート

令和7年4月現在

番号	臨時離着陸場名	施設管理者	所在地	備考（広さ） 巾 mX 長さ
1	陸上自衛隊飯塚駐屯地	防衛庁	津島 282	300×200
2	遠賀川河川敷	国土交通省 遠賀川河川事務所	立岩	200×70
3	労働福祉事業団総合せき損センター	労働福祉事業団	伊岐須 550-4	120×68
4	遠賀川飯塚地区河川防災ステーション	国土交通省 遠賀川河川事務所	芳雄町 16-7	25×20
5	筑穂グラウンド	スポーツ振興課	長尾 1340	100×80
6	筑穂中学校 グラウンド	教育委員会教育総務課	長尾 903-1	100×80
7	大分小学校 グラウンド	〃	大分 1985-1	120×90
8	筑穂総合運動場	スポーツ振興課	大分 1985-1	185×100
9	穂波総合運動場	〃	平恒 54	90×120
10	穂波東 グラウンド	スポーツ振興課	南尾 252-14	60×110
11	若菜小学校 グラウンド	教育委員会教育総務課	若菜 249-2	60×70
12	高田小学校 グラウンド	〃	高田 701	30×50
13	旧楽市小学校 グラウンド	〃	楽市 163-1	70×60
14	棕本小学校 グラウンド	〃	棕本 16-2	〃
15	小中一貫校穂波東校 グラウンド	〃	平恒 1021	〃
16	穂波西中学校 グラウンド	〃	椿 250	〃
17	庄内中学校 グラウンド	〃	綱分 1000-1	130×60
18	庄内小学校 グラウンド	〃	有安 1-22	90×80
19	庄内グラウンド	スポーツ振興課	有安 1-2	160×60
20	穎田運動場	〃	鹿毛馬 2255	95×150
21	筑豊緊急物資輸送センター	福岡県トラック協会	平恒 169-1	
22	健康の森公園多目的広場	スポーツ振興課	吉北 120-9	
23	庄内野球場	スポーツ振興課	有安 830-6	

2-13 市有車両

令和7年4月現在

	本庁	穂波支所	筑穂支所	庄内支所	穎田支所	その他	総計
軽四輪	43	11	7	5	5	36	107
小型四輪	6			1		4	11
普通四輪						2	2
貨物	49	11	7	6	5	42	120
軽四輪	44	4		1	1	7	57
小型四輪	3					1	4
普通四輪	9					2	11
乗用	56	4		1	1	10	72
軽四輪	1					3	4
小型四輪		1					1
普通四輪	5		1			41	47
特種	6	1	1			44	52
総計	111	16	8	7	6	96	244

※所有課、保管場所、登録番号等の詳細情報については飯塚市にて、別途紙媒体で保存する。

2-14 近隣火葬場

令和7年4月現在

施設名	設置者	構成市町村	所在	設置年月	処理能力(体/日)	火葬炉数
飯塚市斎場	ふくおか県中央環境広域施設組合	飯塚市	大日寺 736	H4. 4	13	6 基
筑穂園		嘉麻市 桂川町 小竹町	長尾 654	S52. 5 (H10. 1)	9	3 基

2-15 ゴミ焼却施設

令和7年4月現在

施設名	設置者	構成市町村	所在	設置年月	型式	能力(t/日)
飯塚市清掃工場	ふくおか県中央環境広域施設組合	飯塚市 嘉麻市 桂川町 小竹町	吉北 118-2	H10. 4	全連	90×2 炉
ごみ燃料化センター			嘉麻市 岩崎 124	H14. 8	RDF	54×1 炉
桂苑(可燃ごみ処理施設)			桂川町九郎丸 275-21	H6. 4	流・准連	37×2 炉

2-16 し尿処理施設

令和7年4月現在

施設名	設置者	構成市町村	所在	設置年月	型式	能力(kℓ/日)
飯塚市環境センター	ふくおか県央環境広域施設組合	飯塚市 嘉麻市 桂川町 小竹町	目尾 451-1	H8. 4	高負荷	108
汚泥再生処理センター			嘉麻市山野 135-10	H18. 6	高負荷膜分離	146
穂波苑			楽市 728-1	H15. 4	高負荷膜分離	152

2-17 資源化施設

令和7年4月現在

施設名	設置者	構成市町村	所在	設置年月	能力(t/日)
飯塚市リサイクルプラザ	ふくおか県央環境広域施設組合	飯塚市 嘉麻市 桂川町 小竹町	吉北 118-2	H10. 4	不燃・粗大・資源ごみ 35t/日
リサイクルセンター			入水 757-1	H11. 4	不燃・粗大ごみ 10t/日 資源ごみ 2t/日
桂苑(粗大ごみ処理施設)			桂川町九郎丸 275-21	H6. 4	不燃・粗大ごみ 20t/日 (5h)

2-18 最終処分場

令和7年4月現在

施設名	設置者	構成市町村	所在	設置年月	埋立容量(m³)
飯塚市クリーンセンター埋立処分場	ふくおか県央環境広域施設組合	飯塚市 嘉麻市 桂川町 小竹町	吉北 118-2	H10. 4	26,800
リサイクルセンター一般廃棄物最終処分場			入水 757-1	H11. 4	40,690

3 関係機関連絡先等

3-1 関係官公署等所在地及び電話番号一覧表

令和7年4月現在

機関名	連絡窓口	NTT 電話	NTTFAX	防災電話 (78)	防災 FAX (1-78)	所在地
		(0948)	(0948)			
飯塚市						
飯塚市役所	本庁舎	22-5500	21-2066	205-70	205-75	飯塚市新立岩 5-5
	穂波支所	22-0380	29-5440	726-70	426-75	飯塚市忠隈 523
	筑穂支所	72-1100	31-3101	425-70	425-75	飯塚市長尾 1242-1
	庄内支所	82-1200	82-5223	427-70	427-75	飯塚市網分 802-7
	願田支所	92-2211	92-0332	428-70	428-75	飯塚市鹿毛馬 2333-4
消防団						
飯塚市消防団	防災安全課内	22-5558	25-7996	205-70	205-75	飯塚市新立岩 5-5
消防本部						
飯塚地区消防本部		22-7600	24-5670	668-70	668-75	飯塚市菰田 52-1
飯塚消防署		22-7602	24-5670	668-70	668-75	飯塚市菰田 52-1
	片島分署	23-2211	22-3385			飯塚市片島 3-16-8
	桂川分署	65-0321	65-4307			嘉穂郡桂川町九郎丸 611-1
	嘉麻分署	57-0399	57-0700			嘉麻市大隈町 250-13
	桂川分署	65-0321	65-4307			嘉穂郡桂川町九郎丸 611-1
	岩崎出張所	42-0655	43-3570			嘉麻市岩崎 651
	庄内元吉出張所	82-4114	82-4116			飯塚市庄内元吉 179-1
	山田出張所	52-1285	52-0513			嘉麻市上山田 1200-1
その他の主な消防本部						
北九州市消防局	警防部警防課	093-582-3817	093-592-6898	100-111 ～ 114	100-115	北九州市小倉北区大手町 3-9
福岡市消防局	警防部警防課	092-725-6551	092-725-6606	130-71	130-75	福岡市中央区舞鶴 3-9-7
直方市消防本部	警防課	0949-25-2303	0949-25-2308	667-70	667-75	直方市新町 2-5-10
田川地区消防本部	警防課	0947-44-6225	0947-46-1404	669-70	669-75	田川市川宮 1570
直方・鞍手・広域市町村圏事務組合消防本部	警防課	0949-32-1132	0949-32-9425	670-70	670-75	宮若市宮田 16-1
福岡県						
総務部 消防防災指導課		092-651-1111	092-643-3117	700-7027 (宿直室)	700-7390 ～7393	福岡市博多区東公園 7-7
	課長、企画監席	092-643-3110		700-7020		〃
	防災指導係	092-643-3113		700-7023		〃
	消防係	092-643-3111		700-7025		〃
	統制室	092-643-3116		700-7026		〃
	災害対策本部室	092-643-3111	092-643-3990	700-7500 ～7504		〃
防災企画課	防災企画係	092-643-3112		700-7021		〃
	防災情報係	092-643-3114		700-7024		
	国民保護係	092-643-3123		700-7022		
総務部県民情報広報課		092-643-3101				〃
総務部行政経営企画課		092-643-3027		700-7012		〃
企画・地域振興部総合政策課		092-643-3156		700-7032		〃

機関名	連絡窓口	NTT 電話	NTTFAX	防災電話 (78)	防災 FAX (1-78)	所在地
		(0948)	(0948)			
保健医療介護部保健医療介護総務課		092-622-6394		700-7042		〃
環境部環境政策課		092-643-3354		700-7052		〃
新社会推進部社会活動推進課		092-643-3379		700-7092		〃
商工部商工政策課		092-643-3413		700-7062		〃
農林水産部農林水産政策課		092-641-4665		700-7072		〃
福祉労働部福祉総務課		092-643-3244		700-7082		〃
県土整備部県土整備総務課		092-641-4457		700-7102		〃
県土整備部河川課		092-643-3667		700-7103	700-7396	〃
県土整備部道路維持課		092-622-5107				〃
県土整備部砂防課		092-643-3679				〃
建築都市部建築都市総務課		092-643-3704		700-7112		〃
教育庁総務課		092-643-3857		700-7132		〃
会計局会計課		092-641-3934				〃
飯塚・直方県税事務所		21-4902	23-3806	820-501 (副所長)		飯塚市新立岩 8-1(飯塚総合庁舎内)
筑豊労働者支援事務所		22-1149	22-4118			飯塚市新立岩 8-1(飯塚総合庁舎別館)
田川児童相談所		0947-42-0499	0947-42-0439			田川市弓削田 188
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所		21-4911	24-0186	820-211		飯塚市新立岩 8-1(飯塚総合庁舎内)
飯塚農林事務所		21-4951	24-1134	820-701	820-760	〃
飯塚県土整備事務所		21-4933	25-6280	820-711	820-761	〃
飯塚中小企業振興事務所		22-3561	21-0365			飯塚市吉原町 6-12
北部家畜保健衛生所		42-0214	42-1376			嘉麻市漆生 587-8
警 察						
福岡県警察本部	警備課	092-641-4141		700-7202		福岡市博多区東公園 7-7
飯塚警察署		21-0110				飯塚市柏の森 159-26
幸袋交番						飯塚市幸袋 827-43
二瀬交番						飯塚市横田 812-1
新飯塚駅前交番						飯塚市立岩 1-1
宮町交番						飯塚市宮町 1-36
飯塚駅前交番						飯塚市菰田西 1-1-6
筑穂交番						飯塚市長尾 366-2
穂波交番						飯塚市忠隈 393-7
庄内交番						飯塚市綱分 1668-15
穎田交番						飯塚市口原 334-1
自衛隊						
陸上自衛隊第 4 師団	司令部	092-591-1020		983-70		春日市大和町 5-12
陸上自衛隊飯塚駐屯地	第 3 高射特科群 第 3 科	22-7651 (内線 286)				飯塚市津島 282
航空自衛隊芦屋基地		093-223-0981				遠賀郡芦屋町大字芦屋 1445-1
指定行政機関						

機関名	連絡窓口	NTT 電話	NTTFAX	防災電話 (78)	防災 FAX (1-78)	所在地
		(0948)	(0948)			
消防庁	応急対策室(平日 昼)	03-5253-7527	03-5253- 7537	840-7527	840-7537	東京都千代田区霞が関 2-1-2
	宿直室	03-5253-7777	03-5253- 7553	840-7782	840-7789	
指定地方行政機関						
九州管区警察局	広域調整第2課	092-622-5000				福岡市博多区東公園 7- 7(県警察本部内)
福岡財務支局	総務課	092-411-7281				福岡市博多区博多駅東 2-11-1(福岡合同庁舎 4F)
九州厚生局	総務課	092-707-1115				福岡県福岡市博多区博多 駅前 3-2-8
九州農政局	農産課	096-211-9111				熊本市西区春日 2-10 番 1 号
九州森林管理局福岡 森林管理署		092-843-2100	092-851- 5904			福岡市早良区百道 1-16- 29
	筑穂森林事務所	72-0142	(FAX 兼用)			飯塚市長尾 1221-2
福岡農政事務所	農政推進課	090-281-8261				福岡市中央区赤坂 1-8 番 8 号
九州経済産業局	総務課	092-482-5405(～ 9)				福岡市博多区博多駅東 2-11-1(福岡合同庁舎本 館 6・7F)
九州産業保安監督 部	管理課	092-482-5923(～ 7)				福岡市博多区博多駅東 2-11-1(福岡合同庁舎本 館 8F)
九州運輸局福岡運 輸支局		092-673-1195	092-472- 2316			福岡市東区千早 3-10- 40
大阪航空局福岡空 港事務所	空港保安防災課	092-621-2221	092-621- 3063			福岡市博多区上臼井字屋 敷 295
大阪航空局北九州 空港事務所		093-474-0204	093-473- 4335			北九州市小倉南区空港北 町 6 番
福岡管区气象台	予報課	092-725-3604	092-771- 2886	981-70		福岡市中央区大濠 1-2- 36
九州総合通信局	陸上課	096-326-7857				熊本県熊本市西区春日 2-10-1
九州地方整備局	企画部防災課	092-471-6331				福岡市博多区博多駅東 2-10-7
福岡労働局	総務課	092-411-4861	092-473- 0736			福岡市博多区博多駅東 2-11-1
	飯塚労働基準監 督署	22-3200	22-3202			飯塚市芳雄町 13-6 飯塚 合同庁舎
	ハローワーク飯塚	24-8609	28-7599			飯塚市芳雄町 12-1
飯塚税務署		22-6710				飯塚市芳雄町 13-6
九州地方整備局 遠賀川河川事務所	調査課	0949-22-1830	0949-22- 2859			直方市溝堀 1-1-1
	飯塚出張所	22-1410				飯塚市川島 729-1
九州地方整備局 北九州国道事務所		093-951-4331	093-951- 4494			北九州市小倉南区春ヶ丘 10-10
	筑豊維持出張所	22-7942				飯塚市川津 678
指定公共機関						
九州旅客鉄道(株)	広報課	092-474-2501				福岡市博多区博多駅前 3-25-21
	飯塚駅	22-0690				飯塚市菰田西 1-1
	新飯塚駅	22-0421				飯塚市立岩 931-1

機関名	連絡窓口	NTT 電話	NTTFAX	防災電話 (78)	防災 FAX (1-78)	所在地
		(0948)	(0948)			
西日本電信電話(株)	九州支店 設備部 災害対策室	092-476-6161				福岡市博多区博多駅東 2-3-1 NTT 博多ビル東館 5F
NTTコミュニケーションズ(株)	ネットワーク事業部災害対策室	03-5202-9909				東京都千代田区大手町 2-3-1 大手町プレイス ウエストタワー
(株)エヌ・ティ・ティ・コム	九州支社	092-717-5511				福岡市中央区渡辺通 2- 6-1
日本銀行	福岡支店	092-725-5511				福岡市中央区天神 4-2-1
日本赤十字社	福岡県支部	092-523-1171		980-70		福岡市南区大楠 3-1-1
日本放送協会	福岡放送局	092-724-2800		982-70		福岡市中央区六本松 1- 1-10
西日本高速道路(株)	九州支社	092-260-6111				福岡県福岡市博多区博多 駅東 3-13-15
日本通運(株)	福岡支店	092-291-7126				福岡市博多区下呉服町 1-1
	筑豊営業所	22-0321				飯塚市平垣 435-78
九州電力送配電(株)	飯塚配電事業所	0800-777-9403				飯塚市新飯塚 23-32
日本郵便(株)	飯塚郵便局	22-7851				飯塚市本町 4- 1
	潁田郵便局	09496-2-1501				飯塚市口原 333-1
指定地方公共機関						
西部ガス(株)	福岡支店	092-631-0919				福岡市南区横手 1-7-1
(株)西日本新聞社	総務部	092-711-5555				福岡市中央区天神 1-4-1
	筑豊総局	22-3500	22-3503			飯塚市新立岩 12-9
(株)朝日新聞	西部本社	093-563-1131				北九州市小倉北区室町 1-1-1
	筑豊支局	22-1730	24-3104			飯塚市新立岩 4-4
(株)毎日新聞	西部本社	093-541-3131				北九州市小倉北区紺屋町 13-1
	筑豊支局	22-1630	25-1416			福岡県飯塚市新立岩 4- 4
(株)読売新聞	西部本社	092-715-4311				福岡市中央区赤坂 1-16- 5
	筑豊支局	22-2327	26-1074			飯塚市新立岩 4-4
(株)時事通信社	福岡支社	092-741-2536				福岡県福岡市中央区天神 2- 1 3- 7
(社)共同通信社	福岡支社	092-781-4241				福岡市中央区天神 1-4- 1(西日本新聞会館内)
日刊工業新聞社	西部支社	092-271-5713				福岡市博多区古門戸町 1-1
R K B 毎日放送(株)	福岡支社	092-852-6666	092-852- 6663			福岡市早良区百道浜 2- 3-8
(株)テレビ西日本		092-852-5555	092-852- 5616			福岡市早良区百道浜 2- 3-2
九州朝日放送(株)		092-721-1234	092-751- 4574			福岡市中央区長浜 1-1-1
(株)福岡放送		092-532-1111	092-532- 3072			福岡市中央区清川 2-22- 8
(株)エフエム福岡		092-533-0807	092-713- 0240			福岡県福岡市中央区清川 1-9-19 渡辺通南ビル
(株)TVQ 九州放送	福岡本社	092-262-0077	092-272- 5906			福岡市博多区住吉 2-3-1

機関名	連絡窓口	NTT 電話	NTTFAX	防災電話 (78)	防災 FAX (1-78)	所在地
		(0948)	(0948)			
(株)CROSS FM		093-551-9119	093-533-3532			北九州市小倉北区古船場町 9-1-1
ラフ・エフェム国際放送(株)		092-734-5462	092-715-7610			福岡県福岡市中央区今泉 1-1 2-2 3
福岡県医師会		092-431-4564	092-411-6858			福岡市博多区博多駅南 2-9-30 福岡メディカルセンタービル 4F
福岡県歯科医師会		092-771-3531	092-771-2988			福岡市中央区大名 1-12-43
福岡県トラック協会		092-451-7878	092-472-6439			福岡市博多区博多駅東 1-18-8
福岡県 L P ガス協会		092-476-3838				福岡市博多区山王 1-10-15
近隣市町村						
嘉麻市	防災対策課	42-7417	42-7098	423-70	423-75	嘉麻市岩崎 1180 番地 1
桂川町	総務課	65-1100	65-3424	421-70	421-75	嘉穂郡桂川町大字土居 424-1
宮若市	総務課	0949-32-0510(代)	0949-32-9430	403-70	403-75	宮若市宮田 29-1
小竹町	総務課	09496-2-1212	09496-2-1140	401-70	401-75	鞍手郡小竹町大字勝野 3349
直方市	市民協働課	0949-25-2223	0949-24-3812	204-70	204-75	直方市殿町 7-1
福智町	総務課	0947-22-0555(代)	0947-22-0782	603-70	603-75	田川郡福智町金田 937-2
糸田町	総務課	0947-26-1231(代)	0947-26-1651	604-70	604-75	田川郡糸田町 1975-1
田川市	総務防災課	0947-44-2000(代)	0947-46-0124	206-70	206-75	田川市中央町 1-1
篠栗町	総務課	092-947-1113	092-947-7977	342-70	342-75	福岡県糟屋郡篠栗町中央 一-1 番 1 号
須恵町	総務課	092-932-1151	092-933-6579	344-70	344-75	粕屋郡須恵町大字須恵 771
宇美町	総務課	092-932-1111	092-933-7512	341-70	341-75	糟屋郡宇美町宇美 5-1-1
筑紫野市	総務課	092-923-1111	092-923-5391	217-70	217-75	筑紫野市二日市西 1-1-1
筑前町	まちづくり課	0946-42-6609	0946-42-2011	444-70	444-75	朝倉郡筑前町篠隈 373
広域連合・一部事務組合						
ふくおか県央環境 広域施設組合		22-5911	22-5451			飯塚市楽市 728 番地 1
公共の団体・防災上重要な施設管理者						
飯塚市社会福祉協 議会		23-2210	23-2262			飯塚市柏の森 956-4
	穂波支所	29-5520	29-5522			飯塚市忠隈 522-3
	筑穂支所	72-3085	72-3078			飯塚市長尾 911-1
	庄内支所	82-4736	82-5301			飯塚市綱分 771-1
	瀬田支所	09496-2-5855	09496-2-5859			飯塚市勢田 1101
飯塚医師会		22-0165	28-9107			飯塚市吉原町 1 番 1 号 サンメディラック飯塚 2 階
飯塚歯科医師会		22-2124	22-7554			飯塚市片島 3-11-29
飯塚薬剤師会		24-4426	24-4997			飯塚市西徳前 398-1
福岡県薬剤師会		092-271-3791	092-281-4101			福岡市博多区住吉 2-20-15

機関名	連絡窓口	NTT 電話	NTTFAX	防災電話 (78)	防災 FAX (1-78)	所在地
		(0948)	(0948)			
飯塚商工会議所		22-1007	22-0007			飯塚市吉原町 6-12
	穂波支所	22-5382	29-5416			飯塚市忠隈 494
	筑穂支所	72-0216	72-4264			飯塚市阿恵 6001-1
	庄内支所	82-3155	82-3294			飯塚市綱分 789-6
	穎田支所	09496-2-0199	09496-2-3276			飯塚市勢田 1271-1
福岡嘉穂農協		24-7060	29-5387			飯塚市小正 319-1
	飯塚支所	22-0885	24-4123			飯塚市川津 422
	穂波支所	22-0344	28-6404			飯塚市忠隈 502-2
	筑穂支所	72-0020	72-1326			飯塚市長尾 1247-1
	庄内支所	82-0195	82-1327			飯塚市綱分 802-7
	穎田支所	92-2211	92-0332			飯塚市鹿毛馬 2333-4
福岡県広域森林組合	飯塚支所	72-0204	72-3060			飯塚市長尾 1250-3
福岡県道路公社		092-641-0101	092-641-0202			福岡市博多区吉塚本町 13-50
西鉄バス筑豊㈱		29-4060				飯塚市片島 2-19-1
西部瓦斯株式会社		092-633-2261				福岡市博多区千代 1-17-1
福山通運株式会社		24-5353				飯塚市川島 370-2
佐川急便株式会社		21-3911				飯塚市横田 643-82
ヤマト運輸株式会社		0570-200-991				飯塚市横田字大森 785-1
西濃運輸株式会社		092-591-1671				福岡市博多区井相田 1-1-56
ソフトバンクモバイル株式会社		03-6889-2000				東京都港区海岸 1-7-1

【 例規、基準、応援協定等 】

4 市、一部事務組合等の例規等

4-1 飯塚市防災会議条例

平成 18 年 3 月 26 日
飯塚市条例第 166 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、飯塚市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 飯塚市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 33 条の水防計画を調査審議すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 福岡県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 福岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長及び飯塚地区消防組合消防吏員のうちから市長が委嘱する者
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する者
- 6 委員の定数は、37 人以内とする。
- 7 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(会議の招集)

第 4 条 防災会議は、会長が招集する。

(会議)

第 5 条 防災会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 6 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、飯塚市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(幹事)

第 7 条 防災会議に幹事 72 人以内を置く。

- 2 幹事は、防災会議の委員の属する機関の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員を補佐する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 26 日から施行する。

4－2 飯塚市防災会議委員名簿

区分	関係機関	役職名
会長	飯塚市	市長
第1号委員	国土交通省 遠賀川河川事務所 飯塚出張所	所長
	国土交通省 北九州国道事務所 筑豊維持出張所	所長
	気象庁 福岡管区気象台	次長
第2号委員	福岡県飯塚県土整備事務所	所長
	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	所長
第3号委員	飯塚警察署	署長
第4号委員	飯塚市	企業管理者
	飯塚市	総務部長
	飯塚市	都市建設部長
	飯塚市	教育部長
	飯塚市	こども未来部長
	飯塚市	介護保険課長
	飯塚市	男女共同参画推進課長
	飯塚市	潁田交流センター長
	飯塚市	菰田交流センター長
第5号委員	飯塚市教育委員会	教育長
第6号委員	飯塚市消防団	団長
第7号委員	飯塚消防署	署長
	西日本電信電話㈱九州支店設備部災害対策室	室長
	九州電力送配電㈱飯塚配電事業所	所長
第8号委員	九州旅客鉄道㈱ 新飯塚駅	駅長
	陸上自衛隊	第3 高射特科群長
	西鉄バス 筑豊㈱	取締役運行部長
	(一社) 飯塚医師会	理事
	(一社) 飯塚歯科医師会	事務局長
	福岡嘉穂農業協同組合	リスク管理課 防犯・事故防止担当主任
	飯塚市自治会連合会	会長
	いいつか男女共同参画推進ネットワーク	会計
	飯塚市民生委員児童委員協議会	理事
	飯塚市社会福祉協議会	会長
	飯塚商工会議所	専務理事
	飯塚市議会	議長
	飯塚市議会	副議長
	飯塚市議会	総務委員長
	飯塚市議会	経済建設委員長
	飯塚市立病院	看護副部長

4－3 飯塚市災害対策本部条例

平成 18 年 3 月 26 日
飯塚市条例第 167 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、飯塚市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長(以下「現地本部長」という。)及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名するものをもって充てる。

2 現地本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 26 日から施行する。

4－4 飯塚市災害対策本部規程

平成 18 年 3 月 26 日

飯塚市訓令第 32 号

改正 H19—11、H29—11、R 元-2

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、飯塚市災害対策本部条例(平成 18 年飯塚市条例第 167 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定に基づき、飯塚市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第 2 条 本部は、飯塚市役所内に置く。

(副本部長及び本部員)

第 3 条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長をもって充てる。

2 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、企業管理者及び教育長並びに飯塚市事務分掌条例(平成 18 年飯塚市条例第 7 号)に定める部長、消防団長、飯塚地区消防組合飯塚消防署長及び副本部長が必要と認める者をもって充てる。

(H19—11、H29—11 一改)

(本部会議)

第 4 条 本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策に関する重要な事項について協議する。

3 本部会議は、副本部長が招集し、議長となる。

(本部の組織)

第 5 条 条例第 3 条の部に班及び係を置く。

2 班に班長を置く。

3 班長は、上司の命を受けて班の事務を掌理する。

4 係に係長を置く。

5 係長は、上司の命を受けて係の事務を掌理する。

6 係に係員を置く。

7 係員は、係の事務を処理する。

(事務局)

第 6 条 本部に事務局を置く。

2 事務局に事務局長、その他事務局員を置く。

3 事務局長には、防災安全課長をもって充てる。

4 事務局員は、防災安全課の職員をもって充てる。

5 事務局長は、事務局の業務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

6 事務局員は、上司の命令を受け、分掌事務に従事する。

(連絡員)

第 7 条 各部に連絡員を置く。

2 連絡員は、部長が指名する職員をもって充てる。

3 連絡員は、部長の命により各部所管の応急対策の実施状況その他災害対策活動に必要な情報を取りまとめて、副本部長に連絡するとともに、副本部長の指令その他の連絡事項を所属の部長に伝達することを任務とする。

4 連絡員は、必要に応じて副本部長の命により、本部に常駐するものとする。

(本部の活動態勢)

第8条 本部長は、災害の状況に応じ、次の区分により、活動態勢を決定し、各部長に指示するものとする。ただし、本部長が必要があると認めたときは、次の区分態勢によらず他の態勢を指示することができる。

(1) 注意態勢 気象業務法(昭和27年法律第165号)及び水防法(昭和24年法律第193号)に基づく予報及び警報が発令される等災害が発生するおそれがある場合に、各部の情報連絡担当職員及び危険箇所の警戒に当たる職員(少数の人員)が配置につき、状況によりいつでも警戒態勢に移行し得る態勢

(2) 警戒態勢 現に災害が発生しつつあり、かつ、相当な災害の発生が予想される場合に、各部の所要人員が配置につき、かつ、他の者を待機させ、状況によりいつでも非常態勢に移行し得る態勢

(3) 非常態勢 市全域にわたって大災害が発生し、若しくは発生が予想される場合又は市全域ではなくても被害が特に甚大な場合に、各部の全員が配置につき、直ちに活動し得る態勢

2 各部長は、前項の活動態勢に応じて必要と認める人員を配備し、災害対策活動に当たらなければならない。

3 前項の規定に基づき人員を配備したときは、その状況を態勢配備報告書(別記様式)により速やかに本部長に報告しなければならない。

(応援のための動員)

第9条 各部長は、災害対策活動を実施するに当たり、他に応援を求める必要があるときは、直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合は、本部長は必要に応じ所要人員を派遣するものとする。

(事務の調整)

第10条 事務の執行に当たり、主管の明らかでないものについて各部相互間で定め難いときは、本部長の定めるところによる。

(現地災害対策本部)

第11条 現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)は、災害地における情報の収集及び伝達並びに関係機関との連絡調整その他災害応急対策の迅速確実な実施を図る。

2 現地本部は、穂波支所、筑穂支所、庄内支所、潁田支所、飯塚市防災センターその他本部長が適当と認める場所に置く。

3 現地災害対策本部長(以下「現地本部長」という。)には、副本部長及び本部員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。

4 現地災害対策本部員(以下「現地本部員」という。)には、本部員及びその他の職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。

5 現地本部の事務を処理するため、必要に応じ、現地本部に班を設け、班に班長及び班員を置くことができる。

6 班長には、現地本部員を充て、班員には班長の所属する部課に勤務する職員その他の職員をもって充てる。

7 本部長は、必要と認めるときは、現地本部長及び現地本部員に第3項及び第4項に規定する職員以外の職員を臨時に充て、又は現地本部に第5項に規定する職以外の職を設けることができる。

(事務の決裁及び文書)

第12条 本部における事務の決裁は、飯塚市事務決裁規程(平成18年飯塚市訓令第3号)の例により、部又は班の所管する事務についてそれぞれ部長又は班長が別表のとおり専決するものとする。

2 本部における文書の処理は、市長の事務局における文書の処理の例による。ただし、電話又は口頭による要請、指示、報告その他の連絡事項は、受信者がその要旨を記録し、文書に準ずる取扱いをするものとし、その処理に当たっては、口頭の伺いによって決裁を受けることができるほかその施

行に当たっても電話又は口頭ですることができるものとし、この場合において、担当者がその経過を記録しておかなければならない。

(補則)

第 13 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 3 月 26 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 31 日 訓令第 11 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日 訓令第 11 号)

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 8 月 7 日 訓令第 2 号)

この訓令は、令和元年 8 月 7 日から施行する。

別表 略

4－5 飯塚市災害対策本部事務分掌

注)(長)責任者 (副)副責任者

共通事務		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興・支援時の役割
○所管に属する防災対策に関すること。 ○被災者支援システムに関すること。		○通常業務の所掌に基づく復旧・復興事業に関すること。

総括部		
(総括部長)総務部長、(副)防災危機管理監		
事務局【(長) 防災安全課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○地域防災計画、業務継続計画、初動マニュアル、水防計画の修正に関すること。 ○自主防災組織の設立・運営支援に関すること。 ○防災教育に関すること。 ○防災会議に関すること。 ○総合防災訓練及び個別訓練等に関すること。 ○防災行政無線、Jアラート、ワンストップ防災メール等に関すること。 ○河川カメラの維持運営に関すること。 ○ハザードマップの作成に関すること。 ○ヘリポート適地の見直しに関する事項 ○避難所の見直しに関する事項 ○防災に必要な器材、物資の見積・計画 ○市 HP を活用した防災啓発に関すること。 ○各種防災関連情報の収集に関すること。 ○消防団に関すること。 ○消防水利に関すること。 ○飯塚地区消防組合に関するこ	○災害対策本部等の設置並びに廃止に関すること。 ○災害対策本部等の規模の指定に関すること。 ○本部会議等の企画・進行に関すること。 ○被害状況の把握・分析による被害の拡大見積に関すること。 ○災害対応に関する防災関係機関との連絡・調整に関すること。 ○消防団の運用に関すること。 ○市民への避難に関する情報の判断に関すること。 ○防災行政無線等を活用した市民に対する水防警報、避難に関する情報の伝達に関すること。 ○被害の拡大予測に対応するための防災関係機関への役割付与に関すること。 ○県との調整・報告に関すること（応援の要請等）。	○復旧・復興の全般統制 ○ヘリコプター支援受け時の支援内容の調整及び離発着場の確保に関すること。 ○り災届出兼証明書、被害届出兼証明書の受理及び交付についての全体の作業の統括及び交付に関すること。

と。 ○防災関連会議及び研修会への参加及び職員への普及教育に 関すること。 ○各防災関係機関（消防、自衛 隊、河川事務所、県等）の主催 する会議・行事に関すること。 ○被災者支援システム（被災予 測等・復旧復興関連システム） に関すること。		
総務班【(長)総務課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○職員の備蓄品の見積・計画に 関すること。 ○防災功労者の表彰に関するこ と。 ○本庁舎自家発電装置及び電話 等の通信施設の維持管理に関 すること。	○本部長命令・指示の伝達に関す ること。 ○各部の災害応急対策の把握及び 部間の調整に関すること。 ○応急復旧資材の調達に関する調 整に関すること。 ○職員用の災害備蓄品の備蓄に関 する調整に関すること。 ○防災・減災のために必要な気象、 河川水位情報、土砂災害警戒情 報等あるいは地震時の余震情報 等の収集に関すること。	○国、県からの視察対応に関する こと。 ○防災功労者の表彰に関するこ と。 ○職員の備蓄品の調達・保管に関 すること。
秘書班【(長)企画政策室主幹】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
	○本部長・副本部長の秘書、庶務事 項等に関すること。 ○市長会見資料の確認に関するこ と。	○本部長・副本部長の秘書、庶務事 項等に関すること。 ○市長会見資料の起案作成等に関 すること。 ○被害視察等に係る本部長・副本 部長の面談・応接に関するこ と。
広報班【(長)情報管理課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○マスコミ(TV局、新聞社等)、 SNSを活用した防災関連情報 の市民への情報提供 ○防災関係の取材協力	○マスコミ(TV局、新聞社等)、 SNSを活用した市民への情報 提供の調整に関すること。 ○記者会見に関すること。	○マスコミ(TV局、新聞社等)、 SNSを活用した市民への情報 提供の調整に関すること。 ○記者会見に関すること。 ○情報システム及び通信インフラ の復旧に関すること。
人事班【(長)人事課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割

○職員想定参集数及び参集率の見積 ○BCP 発動時の受援必要職員数の見積 ○各職員の特技の把握 ○災害対策本部職員のシフト勤務態勢に関する立案、計画、管理に関する事。 ○派遣職員に関する市長会との調整に関する事。 ○受援計画の作成に関する事。	○職員の動員及び動員記録の整理に関する事。 ○各支所に派遣する連絡職員の人選に関する事。 ○各部からの職員動員の追加要請における部間調整に関する事。 ○災害対策本部職員のシフト勤務態勢に関する立案、計画、管理に関する事。 ○災害従事職員の公務災害等に関する事。 ○災害従事職員の健康管理に関する事。	○関係機関及び他自治体への職員の派遣要請に関する事。 ○関係機関からの派遣職員の受入及び派遣職員の身分取扱いに関する事。 ○他自治体からの支援受け職員の受け入れ・配置調整に関する事。
--	---	---

情報部		
(情報部長)行政経営部長、(副) 行政管理課長		
情報班(車両班) 【(長)行政管理課長、(副) 監査事務局長、(副) 契約課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○現地連絡員及び各支所連絡職員の掌握 ○非常時における各連絡職員との連絡手段の確認 ○災害時に使用する地図の掌握 ○福岡県災害情報提供システムの使用法の把握 ○被害状況図作成に関する事。 ○車両の維持・管理 ○災害時車両配当計画の作成	○市民からの災害通報の受付に関する事。 ○現地連絡員との調整連絡に関する事。 ○各支所への連絡職員の派遣による支所の状況把握に関する事。 ○「クロノロジーの作成」及び「被害状況図の作成」による災害対策本部内の情報共有に関する事。 ○被害状況等の記録(写真含む)・整理に関する事。 ○配車計画に関する事。 ○車両等の整備調整に関する事。 ○車両・燃料等の調達に関する事。	○市民からの災害通報の受付に関する事。 ○現地連絡員との調整連絡に関する事。 ○各支所への連絡職員の派遣による支所の状況把握に関する事。 ○「クロノロジーの作成」及び「被害状況図の作成」による災害対策本部内の情報共有に関する事。 ○被害状況等の記録(写真含む)・整理に関する事。 ○配車計画に関する事。 ○車両等の整備調整に関する事。 ○車両・燃料等の調達に関する事。
パトロール班 【(長)税務課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○国河川・県河川の重要水防箇所巡視(年1回)への参加 ○福岡県災害情報提供システム	○本部長の指示に基づく河川、水害危険箇所等のパトロールに関する事。	○本部長の指示に基づく河川、水害危険箇所等のパトロールに関する事。

の用法の把握		
財政班【(長)財政課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○災害発生時の予算計画に関すること。 ○国、県の各種支援制度の把握	○災害に関する応急費、災害対策本部費の予算措置に関すること。 ○災害救助法の適用申請に関すること。 ○災害救助法適用に関連する各種帳簿作成に係る各部への指示及びこれらの整理に関すること。	○災害に関する応急費、災害対策本部費の予算措置に関すること。 ○災害救助法の適用申請に関すること。 ○災害救助法適用に関連する各種帳簿作成に係る各部への指示及びこれらの整理に関すること。
管財班【(長)財産活用課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○総括部総務班計画係と調整し、物資調達・出納・保管・配分計画の作成 ○職員の備蓄品の調達及び出納保管及び配分に関すること。	○防災に必要な器材、物資の調達及び出納保管、配分等に関すること。 ○職員の備蓄品の調達及び出納保管及び配分に関すること。 ○公有財産の応急修理及び復旧に関すること。	○防災に必要な器材、物資の調達及び出納保管、配分等に関すること。 ○職員の備蓄品の調達及び出納保管及び配分に関すること。 ○公有財産の応急修理及び復旧に関すること。
会計班【(長)会計管理者】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○金銭の出納、経理に関すること。	○金銭の出納、経理に関すること。 ○義援金の受け入れ及び取扱に関すること。	○金銭の出納、経理に関すること。 ○義援金の受け入れ及び取扱に関すること。

避難所部・避難支援部		
(避難所部長)市民協働部長、(副)福祉部長、(副)こども未来部長、(副)市民協働部次長		
避難所班【(長)市民活動支援課長、(副)まちづくり推進課長、地域公共交通対策課長、人権・同和政策課長、スポーツ振興課長、男女共同参画推進課長】		
避難所係(まちづくり推進課、人権・同和政策課、健康保健課、スポーツ振興課) ※総務課、社会・障がい者福祉課、各支所		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○避難所運営マニュアルに関すること。 ○避難所開設及び運営に関すること。 ○物資集配拠点の開設に関すること。 ○避難所開設及び運営に関する自主防災組織との調整。	○市公共施設及びその他の施設管理者等からの避難状況報告の把握・報告に関すること。 ○避難所及び物資集配拠点の開設に関すること。 ○避難者の収容記録の作成及び避難所の運営支援に関すること。 ○避難所運営組織が構成される迄	○市公共施設及びその他の施設管理者等からの避難状況報告の把握・報告に関すること。 ○避難所及び物資集配拠点の開設に関すること。 ○避難者の収容記録の作成及び避難所の運営支援に関すること。 ○避難所運営組織が構成される迄

○避難所の見直しへの協力に すること。 ○自主防災組織の運営協力に すること。 ○パンデミック事態対処計画に 関すること。 ○避難所での心理療法や心理カ ウンセラー施策の計画・実施 にすること。 ○心的外傷後ストレス障害 (PTSD)の対応等保健衛生に関 すること。 ○保健衛生にすること。 ○食品衛生及び食中毒に関す ること。 ○保健センター施設の警備に関 すること。	の避難所運営にすること。 ○避難者による避難所運営組織の 構成支援にすること。 ○避難所運営本部からの要望の受 付、要望に係る関係部署との調 整、及び要望への回答にすること。 ○避難所における災害時要配慮者 相談窓口及び被災者相談窓口の 開設・運営にすること。 ○避難所における食料の需要調 査、調達、供給、保管にすること。 ○生活必需物資等供給協定企業へ の物資供給依頼等に関する避難 者の支援及び情報交換等にこと。 ○避難者に対する情報の提供に すること。 ○避難所への救援物資、協力者等 の受入れにすること。 ○避難所での広報にすること。 ○避難所におけるコミュニティの 構築にすること。 ○感染症の予防にすること。 ○避難所での心理療法や心理カウ ンセラー施策の計画・実施に関 すること。 ○心的外傷後ストレス障害 (PTSD)の対応等保健衛生に関 すること。 ○保健衛生にすること。 ○食品衛生及び食中毒に関す ること。 ○保健センター施設の警備に関 すること。	の避難所運営にすること。 ○避難者による避難所運営組織の 構成支援にすること。 ○避難所運営本部からの要望の受 付、要望に係る関係部署との調 整、及び要望への回答にすること。 ○避難所における災害時要配慮者 相談窓口及び被災者相談窓口の 開設・運営にすること。 ○避難所における食料の需要調 査、調達、供給、保管にすること。 ○生活必需物資等供給協定企業へ の物資供給依頼等に関する避難 者の支援及び情報交換等にこと。 ○避難者に対する情報の提供に すること。 ○避難所への救援物資、協力者等 の受入れにすること。 ○避難所での広報にすること。 ○避難所におけるコミュニティの 構築にすること。 ○感染症の予防にすること。 ○避難所での心理療法や心理カウ ンセラー施策の計画・実施に関 すること。 ○心的外傷後ストレス障害 (PTSD)の対応等保健衛生に関 すること。 ○保健衛生にすること。 ○食品衛生及び食中毒に関す ること。 ○保健センター施設の警備に関 すること。
物資配給係(地域公共交通対策課)		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
○避難所における食料の備蓄に 関すること。	○避難所の運営に必要な食料の確 保及び配分に関すること。 ○被災民に対する臨時食料配給所 の開設にすること。 ○応急対策従事者に対する食糧の 配給にすること。	○避難所の運営に必要な食料の確 保及び配分に関すること。 ○被災民に対する臨時食料配給所 の開設にすること。 ○応急対策従事者に対する食糧の 配給にすること。

避難所ケア係(男女共同参画推進課)		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○男女共同参画に関わる防災研修に関すること。 ○男女共同参画関連諸団体との災害時の協力要領の調整に関すること。	○避難所での性別の違いに関わる問題、子育て家庭・障がい者・高齢者等が直面する課題等に関する配慮施策の推進に関すること。 ○避難所運営本部との連携・情報交換による DV 等や暴力行為の兆候の早期発見及び対処に関すること。 ○避難所で必要とする事案が出た場合に各班へ通報	○避難所での性別の違いに関わる問題、子育て家庭・障がい者・高齢者等が直面する課題等に関する配慮施策の推進に関すること。 ○避難所運営本部との連携・情報交換による DV 等や暴力行為の兆候の早期発見及び対処に関すること。 ○避難所で必要とする事案が出た場合に各班へ通報
避難支援班【(長) 高齢者支援課長、(副)社会・障がい者福祉課長、介護保険課長、福祉政策課長、こども政策課長、こども家庭課長、健幸保健課長、保育課長】		
高齢介護障がい者係（高齢者支援課、介護保険課、社会・障がい者福祉課、福祉政策課、健幸保健課）		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○避難行動要支援者台帳の作成・更新に関すること。 ○避難行動要支援者の個別計画の作成に関すること。 ○避難所における避難行動要支援者収容スペースに関すること。 ○福祉避難所に関すること。 ○被災者支援システム(避難行動要支援者関連システム)に関すること。	○障がい者、高齢者等災害時避難行動要支援者への情報提供に関すること。 ○障がい者、高齢者等災害時避難行動要支援者の安否確認に関すること。 ○障がい者、高齢者等災害時避難行動要支援者の避難支援に関すること。 ○寝具の確保及び配分に関すること。 ○避難所開設に伴う福祉施設の開閉及び管理に関すること。 ○福祉避難所の設置・運営に関すること。 ○避難行動要支援者に係る安否情報の収集・伝達に関すること。 ○福祉避難所へ移送する市民の選定(スクリーニング)。 ○要支援者の相談窓口の設置に関すること。	○障がい者、高齢者等災害時避難行動要支援者への情報提供に関すること。 ○障がい者、高齢者等災害時避難行動要支援者の安否確認に関すること。 ○障がい者、高齢者等災害時避難行動要支援者の避難支援に関すること。 ○寝具の確保及び配分に関すること。 ○避難所開設に伴う福祉施設の開閉及び管理に関すること。 ○福祉避難所の設置・運営に関すること。 ○避難行動要支援者に係る安否情報の収集・伝達に関すること。 ○福祉避難所へ移送する市民の選定(スクリーニング)。 ○要支援者の相談窓口の設置に関すること。
こども・保育所係(こども政策課、こども家庭課、保育課)		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○保育士又は幼児に対する防災教育に関すること。	○こども園、幼稚園、保育所に在園する児童の避難等に関すること。	○こども園、幼稚園、保育所に在園する児童の避難等に関すること。

	○施設の被害調査及び管理に関すること。 ○こども園、幼稚園、保育所等に在園する児童・保護者等の安否情報の収集・伝達に関すること。	○施設の被害調査及び管理に関すること。 ○こども園、幼稚園、保育所等に在園する児童・保護者等の安否情報の収集・伝達に関すること。
民地調査班 【(長)生活支援課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○福岡県災害情報提供システムの使用法の把握 ○被災者支援システム(倒壊家屋管理システム)に関すること。	○被害状況調査(写真撮影、指定項目の情報収集)に関すること。 ○被災者台帳等の整備に関すること。 ○必要に応じ公共施設部の応急危険度判定及びり災証明書発行の為の被害状況調査、協力	○被害状況調査(写真撮影、指定項目の情報収集)に関すること。 ○被災者台帳等の整備に関すること。 ○必要に応じ公共施設部の応急危険度判定及びり災証明書発行の為の被害状況調査、協力

環境対策部		
(環境対策部長) 市民環境部長、(副)医療保険課長		
医療班 【(長)医療保険課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○救護所設置計画に関すること。 ○医療及び助産に関すること。 ○医療班の編成及び派遣の計画に関すること。 ○医療関係機関、団体等の調整に関すること。 ○医療器具、医薬品、衛生材料等の斡旋確保に関すること。 ○傷病者等の受入れ態勢の整備及び医療情報の収集・伝達に関すること。	○救護所設置に関すること。 ○医療及び助産に関すること。 ○医療班の編成及び派遣に関すること。 ○医療関係機関、団体等の派遣要請及び連絡に関すること。 ○傷病者の輸送に関すること。 ○医療機関等からの傷病者発生状況等の把握に関すること。 ○医療器具、医薬品、衛生材料等の斡旋確保に関すること。 ○被災地、避難所等の衛生状態の把握、衛生状態改善策に関すること。 ○傷病者等の受入れ態勢の整備及び医療情報の収集・伝達に関すること。 ○引取人のない又は身元不明の遺体の処理に関すること。 ○福祉避難者へ移送する市民の選定の協力(スクリーニング協力)	○救護所設置に関すること。 ○医療及び助産に関すること。 ○医療班の編成及び派遣に関すること。 ○医療関係機関、団体等の派遣要請及び連絡に関すること。 ○傷病者の輸送に関すること。 ○医療機関等からの傷病者発生状況等の把握に関すること。 ○医療器具、医薬品、衛生材料等の斡旋確保に関すること。 ○被災地、避難所等の衛生状態の把握、衛生状態改善策に関すること。 ○傷病者等の受入れ態勢の整備及び医療情報の収集・伝達に関すること。 ○引取人のない又は身元不明の遺体の処理に関すること。 ○福祉避難者へ移送する市民の選定の協力(スクリーニング協力)
清掃班 【(長)環境整備課長、(副)環境対策課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割

○指定避難所における仮設トイレ設置計画に関すること。 ○遺体の安置・埋葬火葬計画に関すること。 ○犬・猫等の死体処理計画に関すること。 ○災害廃棄物の処理計画に関すること。 ○災害廃棄物の処理等に関する協定に基づく公益社団法人福岡県産業廃棄物協会との調整に関する事項 ○被災者支援システム(犠牲者・遺族管理システム)に関すること。 ○災害ゴミ集積施設、災害ゴミ処分施設の管理に関すること。 ○災害ゴミを広域で処理する場合の対象となる市町村との業務要領の調整に関すること。	○防疫に関すること。 ○し尿、塵芥等の処理及び仮設便所の設置に関すること。 ○遺体の安置・埋葬火葬に関すること。 ○犬、猫等の死体処理に関すること。 ○災害廃棄物の処理に関すること。 ○災害ゴミ集積施設、災害ゴミ処分施設の管理に関すること。 ○災害ゴミを広域で処理する場合の対象となる市町村との業務要領の調整に関すること。	○防疫に関すること。 ○し尿、塵芥等の処理及び仮設便所の設置に関すること。 ○遺体の安置・埋葬火葬に関すること。 ○犬、猫等の死体処理に関すること。 ○災害廃棄物の処理に関すること。 ○災害ゴミ集積施設、災害ゴミ処分施設の管理に関すること。 ○災害ゴミを広域で処理する場合の対象となる市町村との業務要領の調整に関すること。
現地対策班 【(長)市民課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○自治会長を通じての情報収集・伝達の調整に関すること。 ○災害ボランティア本部との連絡・調整に関すること。	○自治会長（自主防災組織）を通じての情報収集・伝達に関すること。 ○現地災害対策班設置場所周辺の被害情報の収集伝達に関すること。 ○災害ボランティア本部の設置・運営の要請に関すること。 ○災害ボランティア本部との連絡・調整に関すること。 ○災害現場においての各部、班との協力及び本部との連絡に関すること。 ○被災地に必要な救援物資及び生活物資の需要調査に関すること。	○自治会長（自主防災組織）を通じての情報収集・伝達に関すること。 ○現地災害対策班設置場所周辺の被害情報の収集伝達に関すること。 ○災害ボランティア本部との連絡・調整に関すること。 ○災害現場においての各部、班との協力及び本部との連絡に関すること。 ○被災地に必要な救援物資及び生活物資の需要調査に関すること。

被災者支援部
(被災者支援部長) 経済部長、(副) 公営競技事業所長

被災者支援班【(長) 農林振興課長】		
被災者支援係（産学振興課、企業誘致推進課）		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○避難所班と調整し被災者相談窓口設置避難所の選定	○工業団地等災害（有害物質の漏洩等防止を含む）に関する事。	○被災者総合相談窓口の開設・運営及び他の相談窓口との調整に関する事。 ○復旧・復興支援の全般調整に関する事。 ○工業団地等災害（有害物質の漏洩等防止を含む）に関する事。
農林係（農林振興課、農業委員会事務局）		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○農林関係に関する復旧計画の作成 ○農作物の病虫害防除に関する事。 ○家畜伝染病の防疫に関する事。 ○家畜飼料の補給対策に関する事。	○農林に関する被害状況の把握 ○国・県への要望事項の整理 ○り災農作物の技術対策及び指導に関する事。 ○農作物の病虫害防除に関する事。 ○家畜伝染病の防疫に関する事。 ○家畜飼料の補給対策に関する事。	○り災農作物の技術対策及び指導に関する事。 ○農作物の病虫害防除に関する事。 ○家畜伝染病の防疫に関する事。 ○家畜飼料の補給対策に関する事。
市場管理事務所係（農林振興課（市場管理事務所））		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○災害時の流通統制計画の作成に関する事。	○市場の管理に関する事。 ○総括部事務局との調整に基づく流通の統制に関する事。	○市場の管理に関する事。 ○総括部事務局との調整に基づく流通の統制に関する事。
外国人支援班【(長) 国際政策課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○外国人に対する防災研修の支援に関する事。 ○外国人に対する防災訓練に関する事。 ○外国人に対する防災啓発活動 ○各種防災情報の翻訳・通訳支援	○外国人等に対し発行する証明書等に関する事。 ○外国人の避難誘導に関する事。 ○避難所における外国人への支援に関する事。	○外国人被災者の相談窓口の開設 ○外国人被災者の支援に関する事。
避難誘導班【(長) 商工観光課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○商工観光に関する復旧計画の作成	○災害危険地域の現地における避難誘導 ○商工観光に関する被害状況の把握 ○国・県への要望事項の整理	○事業所の被害状況の把握と復旧・復興支援に関する事。

物資受援班 【(長) 特産品振興・ふるさと応援課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○支援物資の受け入れ候補地の選定に関する事項 ○受援計画に関する事。	○支援物資の受け入れ、配分及び保管の準備に関する事。	○支援物資の受け入れ、配分及び保管に関する事。
公営競技班 【(長) 公営競技事業所副所長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○オートレース場施設に関する復旧計画の作成	○オートレース場施設の被害調査及び総括部事務局への報告に関する事。 ○来客者等の避難誘導に関する事。 ○オートレース場を避難所等として利用する場合の運営協力に関する事。	○オートレース場施設の復旧に関する事。

公共施設部		
(公共施設部長)都市建設部長、(副)都市建設部次長		
公共土木班 【(長)土木管理課長、(副)土木建設課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○各排水機場の維持・管理	○各排水機場の操作管理に関する事。	○各排水機場の操作管理に関する事。
道路係(土木管理課(兼))		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○道路・橋梁の整備・維持・管理に関する事。 ○道路・橋梁の応急復旧計画に関する事。 ○緊急車両優先道路の見積に関する事。 ○災害時の緊急対策等に関する協定の締結に関する事。	○総務班との調整に基づく道路、橋梁の交通規制に関する事。 ○国道道の交通規制情報に関する事。 ○道路、橋梁の応急修理及び復旧に関する事。 ○道路、橋梁の共通事務に関する事。 ○障害物及び瓦礫の除去に関する事。	○道路、橋梁の応急修理及び復旧に関する事。 ○道路、橋梁の共通事務に関する事。 ○障害物及び瓦礫の除去に関する事。
河川係(土木管理課(兼))		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○国又は県に指定されていない中小河川の危険箇所の把握及び避難判断基準の策定に関する事。 ○各水門管理者の把握及び指導	○河川・水路の共通事務に関する事。 ○土木管理課所管の各水門の操作管理に関する事。	○河川・水路の共通事務に関する事。 ○土木管理課所管の各水門の操作管理に関する事。
復旧指導担当（支所連絡調整係）		

平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○各支所管理の公共施設における状況等の連絡体制の確保	○支所管内における公共施設に関する被災状況の確認	○支所からの被災箇所の報告確認及び集約
本部連絡係（本部詰連絡員、公共土木班連絡員）		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○公共施設部の職員参集状況の把握 ○災害対策本部との連携	○公共施設に関する被害状況の確認・集約を行い本部への報告 ○排水機場の運転状況や水位記録の本部への報告	○災害対策本部へ被災箇所の報告
各排水機場係		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○操作管理委託受注者との打合せ ○施設機器の状態確認 ○水位監視及び公共土木班への報告	○水位監視 ○ポンプ運転状況と水位状況を公共土木班へ報告 ○来場者対応	
浸水対策事業効果検証係		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○検証班の体制づくり ○検証箇所のルート確認	○浸水対策事業箇所の巡回、写真撮影、水位測定 ○被害が確認された場合の報告	○検証結果の整理 ○対策の検討及び事業計画に関すること。
道路・河川連絡員		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○道路における浸水危険箇所の確認と規制協力業者の把握 ○排水機場係からの水位等の報告を確認 ○災害対策本部への状況報告資料の作成準備	○通報等による浸水箇所の把握、及び道路規制の手配 ○排水機場係からの水位、運転状況の報告を確認	
道路規制係		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○道路における浸水危険箇所の把握と規制準備	○浸水箇所において、初動で規制を行い公共土木班への状況報告。人命を第一とした行動を行う。	○道路規制解除を行う。
仮設ポンプ係		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○仮設ポンプ設置個所の確認と運転協力業者の把握	○仮設ポンプの運転状況の確認と公共土木班への報告	
樋門(樋管)パトロール係(住宅課(兼)、農業土木課(兼))		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割

○樋門(樋管)管理者の把握及び指導	○樋門(樋管)のパトロールに関する こと。 ○樋門(樋管)の被害調査及び写真 記録に関すること。	○樋門(樋管)の被害調査及び写真 記録に関すること。
応急処置係		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○浸水・被災箇所の迅速な道路規制、倒木等処理、安全確保を行うための体制づくり ○使用機材の点検及び確認を行い、燃料等の補充を行う。	○浸水・被災箇所の迅速な道路規制、倒木等処理、安全確保を行う。 人命を第一に行動する。	○浸水・被災箇所の安全確認を行い、規制解除を行う。
都市計画班【(長)都市計画課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○指定緊急避難場所の指定への協力に関すること。 ○支援部隊集結地の選定への協力に関すること。	○都市計画に属する施設(公園、緑地及び市民広場)の共通事務に関すること。	○都市計画に属する施設(公園、緑地及び市民広場)の共通事務に関すること。
農林班【(長)農業土木課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○農業関連の各水門及び各排水機場の操作員の把握及び指導 ○他地域災害の農業被害に関する教訓事項の把握 ○ため池等を含む農業関係施設の共通事務に関すること。 ○ため池氾濫時の避難判断基準の策定に関すること。 ○ため池ハザードマップの作成に関すること。	○農業関連の各水門及び各排水機場の操作管理に関すること。 ○ため池等を含む農業関係施設の警戒巡視に関すること。 ○農業関連施設の応急修理及び復旧に関すること。 ○その他農業災害に関すること。	○農業関連の各水門及び各排水機場の操作管理に関すること。 ○ため池等を含む農業関係施設の共通事務に関すること。 ○農業関連施設の応急修理及び復旧に関すること。 ○その他農業災害に関すること。
建築住宅班【(長)建築課長、(副)住宅課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○市営住宅等の共通事務に関すること。 ○建築物等の耐震化に関すること。 ○応急仮設住宅建設候補地台帳の整備に関すること。 ○応急危険度判定の計画に関すること。 ○被災者支援システム(仮設住宅管理システム)に関すること。	○市営住宅等の共通事務に関すること。 ○応急仮設住宅の用地選定及び建設に関すること。 ○応急仮設住宅及び公営住宅等への入居者斡旋に関すること。 ○被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定に関すること。	○市営住宅等の共通事務に関すること。 ○応急仮設住宅の用地選定、建設及び維持管理に関すること。 ○応急仮設住宅及び公営住宅等への入居者斡旋に関すること。 ○被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定に関すること。

議会部		
(議会部長)議会事務局長、(副)議会事務局次長		
議会班【(長)議会事務局次長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○議員の防災研修の調整に関する事。 ○議員の防災計画に関する事。	○議会関係等への情報提供及び連絡調整に関する事。 ○議員との調整に関する事。	○議会関係等への情報提供及び連絡調整に関する事。 ○議員との調整に関する事。

教育対策部		
(教育対策部長) 教育部長、(副)教育総務課長		
教育施設班【(長)教育施設課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○教育施設の開閉及び管理(警備含む)の調整に関する事。	○教育機関に対する災害に関する通報連絡に関する事。 ○教育施設等の被害調査、写真記録及び報告に関する事。 ○教育再開に必要な教育施設・教育備品等の確保に関する事。 ○教育施設の開閉及び管理(警備含む)に関する事。	○教育再開に必要な教育施設・教育備品等の確保に関する事。 ○教育施設の開閉及び管理(警備含む)に関する事。 ○児童・生徒等の保健管理に関する事。 ○児童・生徒への就学援助(学用品等の給付含む)に関する事。 ○施設被害調査及び管理に関する事。
学校避難所班【(長)学校教育課長、(副)教育総務課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○小中学校における防災教育に関する事。 ○児童・生徒の避難計画及び避難訓練に関する事。 ○被災後の教育要領(応急的教育)の計画に関する事。 ○小・中学校避難所開設計画の作成に関する事。 ○生徒用備蓄食料品の確保に関する事。 ○炊き出し訓練に関する事。 ○児童クラブ入所児童の避難等に関する事。 ○児童クラブに在在する児童・保護者の避難訓練に関する事。	○教育中に被災した場合の、児童・生徒の避難に関する事。 ○教職員の協力要請に関する事。 ○児童クラブ入所児童の避難等に関する事。 ○施設被害調査及び管理に関する事。 ○児童クラブに在在する児童・保護者の安否情報の収集・伝達に関する事。 ○教育施設等を避難所として開設した場合の避難所班との調整に基づく避難所開設・運営に関する事。	○被災後の応急的教育のための教育実施者、学校給食用品の確保及び学校給食用品の管理に関する事。 ○応急的教育の計画・実施に関する事。 ○小・中学校において避難所を開設した場合の、避難所班や避難所運営本部との調整に基づく避難所開設・運営支援に関する事。 ○学校における避難所の避難所運営組織が構成される迄の避難所運営に関する事。 ○炊き出しに関する事。

と。	○避難所における災害時要配慮者相談窓口及び被災者相談窓口の開設・運営に関すること。	○児童クラブ入所児童の避難等に関すること。 ○児童クラブに在所する児童・保護者の安否情報の収集・伝達に関すること。
----	---	--

上下水道部		
(上下水道部長) 企業局次長、(副)上水道課長		
水道総務班【(長)企業管理課長】		
水道総務係(企業管理課)		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○上下水道業務全般の調整に関する こと。 ○上下水道関係の広報に関する こと。 ○上下水道復旧資材及び貯水タンク・水缶・貯水容器等の調達に関する こと。 ○上下水道部に係る業務のための配車計画等の車両管理に関する こと。 ○給水所の開設のための給水車・水タンクの調達・支援受けに関する こと。	○上下水道業務全般の調整に関する こと。 ○上下水道の被害調査、写真記録及び総務班への報告に関する こと。 ○部内の人員の掌握に関する こと。 ○上下水道関係の広報に関する こと。 ○上下水道復旧資材及び貯水タンク・水缶・貯水容器等の調達に関する こと。 ○上下水道部に係る業務のための配車計画等の車両管理に関する こと。 ○給水所の開設のための給水車・水タンクの調達・支援受けに関する こと。	○上下水道業務全般の調整に関する こと。 ○上下水道の被害調査、写真記録及び総務班への報告に関する こと。 ○部内の人員の掌握に関する こと。 ○上下水道関係の広報に関する こと。 ○上下水道復旧資材及び貯水タンク・水缶・貯水容器等の調達に関する こと。 ○上下水道部に係る業務のための配車計画等の車両管理に関する こと。 ○給水所の開設のための給水車・水タンクの調達・支援受けに関する こと。
水道業務係(企業管理課)		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○公共上下水道全般の修繕依頼等の受付及び取りまとめに関する こと。	○公共上下水道全般の修繕依頼等の受付及び取りまとめに関する こと。	○公共上下水道全般の修繕依頼等の受付及び取りまとめに関する こと。
水道対策班【(長)企業局次長、(副)企業管理課長、上水道課長、下水道課長】		
上水道対策係（上水道課）		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○上水道施設の安全性の強化に関する こと。 ○上水道の応急修理及び計画復旧に関する こと。 ○浄水・配水施設の巡回警備に	○上水道の被害調査、写真記録及び総務班への報告に関する こと。 ○上水道の応急修理及び計画復旧に関する こと。	○上水道の被害調査、写真記録及び総務班への報告に関する こと。 ○上水道の応急修理及び計画復旧に関する こと。

関すること。	○上水道の計画復旧における復旧指導に関すること。 ○浄水・配水施設の巡回警備に関すること。	○上水道の計画復旧における復旧指導に関すること。 ○浄水・配水施設の巡回警備に関すること。
下水道対策係（下水道課）		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○下水道施設の安全性の強化に関すること。 ○公共下水道の応急修理及び計画復旧に関すること。 ○下水道施設の巡回警備に関すること。	○公共下水道の被害調査、写真記録及び総務班への報告に関すること。 ○公共下水道の応急修理及び計画復旧に関すること。 ○公共下水道の計画復旧における復旧指導に関すること。 ○下水道施設の巡回警備に関すること。	○公共下水道の被害調査、写真記録及び総務班への報告に関すること。 ○公共下水道の応急修理及び計画復旧に関すること。 ○公共下水道の計画復旧における復旧指導に関すること。 ○下水道施設の巡回警備に関すること。
浄水係（上水道課）		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○浄水・配水施設の施設管理に関すること。 ○配水池の水量管理に関すること。	○浄水・配水施設の施設管理に関すること。 ○配水池の水量管理に関すること。 ○久保白ダム関連施設の被害調査及び復旧に関すること。	○浄水・配水施設の施設管理に関すること。 ○配水池の水量管理に関すること。 ○久保白ダム関連施設の被害調査及び復旧に関すること。
水質保全係（上水道課）		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○水質保全に関すること。	○災害時における水質保全に関すること。	○水質保全に関すること。
給水係（上水道課）		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○断水地域の調査に関すること。 ○断水地区の給水計画に関すること。 ○給水所による給水運営に関すること。 ○給水車の運用に関すること。	○断水地域の調査に関すること。 ○断水地区の給水計画に関すること。 ○給水所による給水運営に関すること。 ○給水車の運用に関すること。	○断水地域の調査に関すること。 ○断水地区の給水計画に関すること。 ○給水所による給水運営に関すること。 ○給水車の運用に関すること。
終末処理場係（下水道課）		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○終末処理場の維持・管理に関すること。 ○終末処理場被災時の計画に関すること。	○終末処理場の被害調査、写真記録及び総務班への報告に関すること。	○終末処理場の応急修理及び計画復旧に関すること。 ○終末処理場の計画復旧における復旧指導に関すること。 ○終末処理場被災時の代替処置に関すること。

支所対策部		
穂波・筑穂・庄内・鵜田支所対策部長（支所長）		
支所総括班【(長)市民窓口課長補佐】		
総務係(各支所市民窓口課)		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○職員の動員計画に関すること。 ○災害応急対策のための調整及び災害応急対策の取りまとめに関すること。 ○支所管轄エリアにおける気象、地震及び河川情報等の収集及び本部への報告に関すること。 ○本庁との連絡途絶時の地区内市民への避難に関する情報の判断に関すること。 ○地区内における防災行政無線の維持管理協力に関すること。 ○市民からの災害情報の受付に関すること。 ○自治会の自主防災活動の協力に関すること。 ○自治会長への連絡・通報に関すること。 ○防災功労者の候補者の推薦に関すること。	○本庁災害対策本部長命令の伝達及び同本部長への報告に関すること。 ○職員の動員配備に関すること。 ○支所災害対策本部の設置に関すること。 ○災害応急対策のための調整及び災害応急対策の取りまとめに関すること。 ○支所管轄エリアにおける気象、地震及び河川情報等の収集及び本部への報告に関すること。 ○本庁との連絡途絶時の地区内市民への避難に関する情報の判断に関すること。 ○地区内市民に対する水防警報、避難に関する情報等の伝達及び災害広報に関すること。 ○地区内市民に対する高齢者等避難、避難指示の周知に関すること。 ○地区内に対する防災行政無線の放送に関すること。 ○市民からの災害情報の受付(災害受信票の記入)に関すること。 ○被害状況の把握・分析による被害の拡大見積に関すること。 ○本庁災害対策本部との調整・報告に関すること（応援の要請、緊急措置実施の要請、被害状況等の報告）。 ○地区内の災害記録及び被災現地の写真記録等の資料の本庁への提出に関すること。 ○本庁災害対策本部からの視察対応依頼に基づく視察者への状況説明に関すること。	○地区内の被災者相談に関すること。 ○り災届出兼証明書、被害届出兼証明書の受理及び交付に関すること。 ○本庁の行う支所管内の復旧・復興業務の協力に関すること。

	○自治会長への連絡・通報に関すること。 ○本庁との連絡途絶時の地区内における避難所の開設指示 ○開設状況の把握・報告に関すること。 ○地区内における避難誘導に関すること。 ○防災功労者の候補者の推薦に関すること。 ○地区内被災地における緊急的対応が必要な状況での対応に関すること。	
調査・パトロール係（各支所市民窓口課）		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○国・県指定河川の重要水防箇所巡視（年１回）の協力に関すること。 ○広報車又は消防団方面隊を活用した警報や避難情報の周知徹底に関すること。	○本庁災害対策本部河川等パトロール班との調整に基づき、地区内において次のことを行う。 ・河川・水害等危険箇所等のパトロールに関すること。 ・地震発生時等の被害状況情報資料の収集、支所災害対策部への報告に関すること。 ・広報車又は消防団方面隊を活用した警報や避難情報の周知徹底に関すること。 ・本庁災害対策本部が行う民家・民有地の被害状況調査支援に関すること。 ・本庁災害対策本部が行う土砂崩れ・崖崩れに関する調査の支援に関すること。	○本庁の行う支所管内の復旧・復興業務の協力に関すること。
支援係（各支所市民窓口課）		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○避難所の備蓄に対する協力に関すること。 ○避難所における避難行動要支援者スペースの確保協力に関すること。	○本庁災害対策本部避難支援部避難所班及び支援班との調整により、地区内において、次のことを行う。 ・避難所における寝具その他生活必需品の配分に関すること。 ・障がい者、高齢者等災害時要	○本庁の行う支所管内の復旧・復興業務の協力に関すること。

	配慮者の支援に関する こと。 ・避難所の衛生状態の把握に 関すること。	
支所対策班 【(長)経済建設課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○水門の操作管理に関する こと。 ○土砂災害危険箇所の調査への 協力に関すること。	○本庁災害対策本部公共施設部 公共土木班との調整により、地 区内において、次のことを行 う。 ・水門の操作管理に関する こと。 ・河川等の被害状況調査及び 写真記録に関すること。 ・道路、橋梁等の被害調査・記 録、交通統制及び応急修理 に関すること。 ・河川、水路の被害調査・記録 及び応急修理に関する こと。 ・市営住宅等の応急修理及び 被害調査に関すること。 ・農業関係施設の被害調査に 関すること。 ・支所管内の被災現場の確認 支援	○本庁の行う支所管内の復旧・ 復興業務の協力に関する こと。

警防部		
(警防部長) 消防団長、(副)消防団副団長		
情報連絡班 【(長)防災安全課長、支所長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○本部決定事項の各部隊への司 令伝達に関すること。 ○各部隊からの情報収集及び本 部指示事項の確認に関する こと。	○本部決定事項の各部隊への司令伝達に関すること。 ○各部隊からの情報収集及び本部指示事項の確認に関すること。	
警防部 警防班飯塚方面隊 [(長)方面隊長、(副)第1分団長～第8分団長] (飯塚方面隊) 警防部 警防班穂波方面隊 [(長)方面隊長、(副)第1分団長～第6分団長] (穂波方面隊) 警防部 警防班筑穂方面隊 [(長)方面隊長、(副)第1分団長～第3分団長] (筑穂方面隊) 警防部 警防班庄内方面隊 [(長)方面隊長、(副)第1分団長～第3分団長] (庄内方面隊) 警防部 警防班颯田方面隊 [(長)方面隊長、(副)第1分団長～第4分団長] (颯田方面隊)		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割

○主として、各方面隊管内における次のことを行う。 ・災害の防災・減災に関すること。 ・重要水防箇所及び土砂災害警戒区域等の巡視に関すること。 ・消防団方面隊との連絡調整に関すること。 ・市民への警報、避難に関する情報等の周知に関すること。 ・災害の発生を災害対策本部への報告に関すること。 ※飯塚方面隊は防災安全課内、その他の方面隊については、各支所対策部内に本部班を設置する。	○主として、各方面隊管内における次のことを行う。 ・災害の防災・減災に関すること。 ・重要水防箇所及び土砂災害警戒区域等の巡視に関すること。 ・消防団方面隊との連絡調整に関すること。 ・市民への警報、避難に関する情報等の伝達に関すること。 ・被災者の避難誘導に関すること。 ・被災者の救出に関すること。 ・災害の発生及び避難に関する情報の市民への周知に関すること。 ・災害の発生を災害対策本部への報告に関すること。 ・救出現場での遺体の収容及び警察への届出に関すること。 ※飯塚方面隊は防災安全課内に本部班を設置する。その他の方面隊については、各支所対策部内に本部班を設置する。	
後方支援隊〔(長)女性分団長〕(女性分団)		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○各種イベントの場を活用した防災啓発活動	○被災者等の支援に関すること。 ○警防部の後方支援に関すること。	

災害ボランティア本部		
飯塚市社会福祉協議会		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○災害ボランティアの普及啓発に関すること。 ○災害ボランティア保険に関すること。 ○災害ボランティア受入計画の策定に関すること。 ○災害ボランティアリーダー等の育成に関すること。 ○災害ボランティア活動マニュアルに関すること。	○災害ボランティア本部の開設・運営に関すること。 ○災害ボランティア活動に関すること。	

4-6 飯塚市消防団の組織等に関する規則

平成 18 年 3 月 26 日

飯塚市規則第 205 号

改正 H18-238、H22-9、H22-26、H23-37

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 18 条第 2 項及び第 23 条第 2 項の規定に基づき、消防団の組織及び消防団員の階級等に関し必要な事項を定めるものとする。

(H18-238 一改)

(組織)

第 2 条 消防団は、消防団本部及び方面隊をもって組織する。

2 消防団本部は、団本部、分団(隊)、部(分隊)及び班をもって組織する。

3 方面隊は、分団(隊)、部(分隊)及び班をもって組織する。

4 方面隊は方面隊本部を置くことができる。

5 分団の名称及び区域は、別表第 1 のとおりとする。

6 消防団員は、飯塚市内に居住し、又は通勤若しくは通学する者とする。

(H22-9 一改)

(消防団本部の位置及び事務)

第 3 条 消防団本部は、飯塚市総務部防災安全課に置く。

2 消防団本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 消防団員の身分に関すること。

(2) 報告、通報及び連絡に関すること。

(3) 教育訓練に関すること。

(4) 消防団の諸計画に関すること。

(5) 会計及び経理に関すること。

(6) 設備、資材及び物品の管理に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、団長が必要と認める事項

(方面隊の事務)

第 4 条 方面隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 消防団員の身分に関すること。

(2) 報告、通報及び連絡に関すること。

(3) 設備、資材及び物品の管理に関すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、方面隊長が必要と認める事項

(階級)

第 5 条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

(H22-9 全改)

(職名及び職務)

第 6 条 消防団に団長、副団長、方面隊長、分団長、隊長、副分団長、副隊長、部長、副部長(筑穂方面隊に限る。)、班長及び団員の職を置く。

2 消防団員の職別の職務及び階級は、次の表のとおりとする。

職	職 務	階 級
団 長	消防団の事務を統括し、消防団員を指揮監督する。	団 長
副団長	団長を補佐し、団長に事故があるとき、又は団長が欠けたときは、その職務を代理する。	副団長

職	職 務	階 級
方面隊長	団長の命を受け、当該方面隊の事務を掌理し、所属の団員を指揮監督する。	方面隊長
分団長 隊 長	上司の命を受け、所属する分団(隊)の事務を掌理し、所属の団員を指揮監督する。	分団長
副分団長 副隊長	分団長若しくは隊長を補佐し、当該長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。	副分団長
部 長	上司の命を受け、所属する部(分隊)の事務をつかさどる。	部 長
副部長	部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。	班 長
班 長	上司の命を受け、所属する班の事務をつかさどる。	班 長
団 員	上司の命を受け、消防事務に従事する。	団 員

3 消防団員の所属及び職別の定員は、別表第2のとおりとする。ただし、各方面隊の現員が定員に満たない場合は、定員と現員の差の人数を限度に、消防団本部本部隊の定員にもって充てることができる。

4 団長及び副団長に共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ団長の指定する者が団長の職務を代理する。

(H22—9 一改)

(名誉団長)

第6条の2 前条に定めるもののほか、消防団に栄誉職として、飯塚市消防団名誉団長(以下「名誉団長」という。)を置くことができる。

2 前項の名誉団長は、消防団長として永年にわたり消防防災活動に尽力し、公共の福祉の増進に特に功労のあった者として市長が認めたものとする。

(H22—26 追加)

(設備及び資材の設置及び保管)

第7条 別に定めるところにより消防団に必要な設備及び資材(以下「設備等」という。)を設置する。

2 設備等は、団長が保管する。

3 貸与品は、服務以外これを使用し、又は他人に貸与してはならない。

4 機械器具その他設備等は、常に整備し、職務以外に使用してはならない。

5 設備等を損傷し、又は亡失したときは、団長は、その事由を付して市長に届け出なければならない。

6 故意又は重大な過失により設備等を損傷し、又は亡失した者に対しては、市長は、その損害を賠償させることができる。

(文書及び簿冊)

第8条 消防団は、消防団に関する文書及び簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならない。

(訓練)

第9条 団長は、消防の本質と責務とを自覚し、人格を磨き、実力を養い、公正かつ能率的に職務を遂行し得るよう定期的に教養訓練を行わなければならない。

(表彰)

第10条 消防団員又は消防協力者については、次の場合に表彰することができる。

(1) 災害の予防、警戒及び防ぎよ又は人命の救護について特段の功績があった場合

(2) 防災思想の普及又は消防施設の整備等について特に功労があった場合

2 前項の表彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(H22—9 一改)

(服制)

第 11 条 消防団員の服制は、消防団員服制基準(昭和 25 年国家公安委員会告示第 1 号)によるものとする。

(H22—9 一改)

附 則

この規則は、平成 18 年 3 月 26 日から施行する。

附 則(平成 18 年 10 月 13 日 規則第 238 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 19 日 規則第 9 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日 規則第 26 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日 規則第 37 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 6 月 27 日 規則第 34 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 26 日 規則第 12 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

(H22—9 全改)

消防団本部

分団別	区 域
本部隊	飯塚市の全域
女性分団	飯塚市の全域

飯塚方面隊

分団別	区 域
本部機動隊	この表の第1分団から第8分団までの区域
第1分団	飯塚、西町、宮町、本町、吉原町、東徳前、西徳前、徳前
第2分団	鯉田、目尾、吉北
第3分団	新立岩、新飯塚、芳雄町、柏の森、川島、立岩
第4分団	菰田、菰田東、菰田西、鶴三緒、上三緒、下三緒
第5分団	片島一丁目、片島二丁目、片島三丁目、川津、横田、伊岐須のうち井手浦、尾畑、台の下
第6分団	伊岐須(井手浦、尾畑、台の下を除く。)、相田、伊川
第7分団	幸袋、中、庄司、柳橋、津島
第8分団	潤野、明星寺、大日寺、蓮台寺、建花寺、花瀬、八木山

穂波方面隊

分団名	区域名
第1分団	楽市、楽市東区、天道、太郎丸一区、大陣
第2分団	太郎丸二区、棕本、安恒、椿、弁分、秋松西、振興、弁分彼岸原
第3分団	忠営、忠営二区、忠営三区、南尾、南尾二区、南尾迎坂、神の浦、神の浦々田、平恒、平恒新町、平恒本町、平恒中野、平恒原口、忠隈宮下町、忠隈北区
第4分団	小正一区、小正二区、小正三区、若菜、枝国一区、枝国二区、枝国三区、小正浦の原、小正高畑、日鉄枝国
第5分団	堀池、堀池東、秋松、忠隈一区、忠隈二区、松ヶ瀬、忠隈浦田、忠隈泉町
第6分団	久保白、津原、見田、舍利蔵、本谷、高田

筑穂方面隊

名 称	区 域
第1分団	大分、黒石、鶯塚、内住本村、切畑、大野、久保山、氷屋
第2分団	阿恵、長尾、馬敷、山口、筑穂元吉、北古賀、平塚、栄町、浦田
第3分団	三町、弥山、上揚、下揚、桑曲

庄内方面隊

名 称	区 域
第1分団	本村、赤松、立、栄町、旭町、大坪、持田、安丸、若草、関の台
第2分団	藤田、有安、多田、仁保、柿田、あさひ台、大門、庄内元吉、有井、有井二、有井三、鳥羽、雇用促進住宅
第3分団	高倉、筒野、赤坂、新町一、新町二、簾石、入水、山倉、勝島

顚田方面隊

名 称	区 域
第1分団	勢田
第2分団	口原
第3分団	佐与
第4分団	鹿毛馬

別表第2(第6条関係)

(H23—37 全改)

消防団本部 83人

所 属	職							計
	団 長	副団長	隊 長 分団長	副隊長 副分団長	部 長	班 長	団 員	
団本部	1	2						3
本部隊			1	1	5	10	23	40
女性分団			1	1	1	6	31	40
合 計	1	2	1	1	6	12	60	83

飯塚方面隊 359人

所 属	職						計
	方面隊長	隊 長	副隊長	部 長	班 長	団 員	

		分団長	副分団長				
方面隊長	1						1
本部機動隊		1	1	1	4	9	16
第1分団		1	1	2	8	33	45
第2分団		1	1	2	8	29	41
第3分団		1	1	1	4	16	23
第4分団		1	1	2	8	31	43
第5分団		1	1	2	8	26	38
第6分団		1	1	2	8	24	36
第7分団		1	1	2	8	33	45
第8分団		1	3	3	12	53	71
合 計	1	9	10	17	68	254	359

穂波方面隊 241人

所 属	職						計
	方面隊長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	
方面隊長	1						1
第1分団		1	1	1	7	30	40
第2分団		1	1	1	7	30	40
第3分団		1	1	1	7	30	40
第4分団		1	1	1	7	30	40
第5分団		1	1	1	7	30	40
第6分団		1	1	1	7	30	40
合 計	1	6	6	6	42	180	241

筑穂方面隊 338人

所 属	職							計
	方面隊長	分団長	副分団長	部 長	副部長	班 長	団 員	
方面隊長	1							1
第1分団		1	1	5	5	20	52	84
第2分団		1	1	9	9	37	113	170
第3分団		1	1	5	5	20	51	83
合 計	1	3	3	19	19	77	216	338

庄内方面隊 152人

所 属	職						計
	方面隊長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	
方面隊長	1						1
第1分団		1	1	2	6	39	49
第2分団		1	1	2	6	41	51
第3分団		1	1	2	6	41	51
合 計	1	3	3	6	18	121	152

顚田方面隊 113人

所 属	職						計
	方面隊長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	
方面隊長	1						1
第1分団		1	1	3	3	20	28
第2分団		1	1	3	3	20	28
第3分団		1	1	3	3	20	28
第4分団		1	1	3	3	20	28
合 計	1	4	4	12	12	80	113

総計 1,286

4-7 飯塚市火入れに関する条例

平成 18 年 3 月 26 日
飯塚市条例第 182 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、本市の森林又は森林の周囲 1 キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法(昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。)第 21 条の許可の手續その他必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第 2 条 法第 21 条第 1 項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入予定期間」という。)の開始する日の 7 日前までに、火入許可申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 火入れを行おうとする土地(以下「火入地」という。)及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図
- (2) 火入地が、申請者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書
- (3) 申請者が、請負契約又は委託契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負契約書又は委託契約書の写し

2 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者(以下「火入責任者」という。)を定め、申請書に明示しなければならない。

(許可の要件)

第 3 条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

- (1) 火入れの目的が、法第 21 条第 2 項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。
- (2) 火入地の周囲の現況、防火の設備計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

(許可証の交付等)

第 4 条 市長は、火入れの許可をするときは、法第 21 条第 1 項の規定に基づき、第 8 条から第 15 条まで及び第 16 条第 4 項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した火入許可証(様式第 2 号。以下「許可証」という。)を交付するものとする。

2 市長は、火入れを不許可とするときは、その旨及びその理由を記載した火入不許可通知書(様式第 3 号)を申請者に交付するものとする。

(許可後における指示)

第 5 条 市長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、法第 21 条の規定に基づき火入れの差止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を火入差止書(様式第 4 号)により行うことができる。

(許可の対象期間)

第 6 条 火入れの許可の対象期間は、1 件につき 14 日以内とする。

(許可の対象面積)

第 7 条 1 団地における 1 回の火入れの許可の対象面積は、1 ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を 1 ヘクタール以下に区画し、その 1 区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の 1 区画の火入れを行う場合にあっては、市長はこれを超えて許可をすることができる。

(火入れの通知)

第8条 火入れの許可を受けた者(以下「火入者」という。)は、火入れを行う日の前日までに、火入れの場所及び日時を火入届出書(様式第5号)により市長に通知しなければならない。

(許可証の返納)

第9条 火入者は、火入れが終了したとき、又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに市長に許可証を返納しなければならない。

(火入責任者の義務)

第10条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。

2 火入責任者は、火入れに際し、許可証を携帯しなければならない。

3 火入責任者は、次条に定める防火の設備及び第12条に定める火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。

(防火帯の設置)

第11条 火入責任者は、火入地の周囲に幅7メートル以上(火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については10メートル以上)の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、堰等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

(火入従事者)

第12条 火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者(以下「火入従事者」という。)を配置しなければならない。

(1) 0.5ヘクタールまでは10人以上

(2) 0.5ヘクタールを超える場合にあっては、10人にその超える面積0.1ヘクタールにつき1人を加えて得た人数以上

2 火入者は、消火に必要な器具を火入従事者に携行させなければならない。

3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

(火入れの方法)

第13条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。

2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、異常乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第15条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、市長及び消防署長に連絡することのできる体制を確保しておかななければならない。

(消防署長への通知等)

第 16 条 市長は、火入れの許可を行った場合には、火入(許可)通知書(様式第 6 号)により消防署長にその旨通知するものとする。

2 市長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、当該職員を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。

3 市長は、必要と認めるときは、当該職員を火入れに立ち会わせることができる。

4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。

(手数料)

第 17 条 市長は、火入れ申請 1 件につき 500 円の許可手数料を徴収するものとする。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 3 月 26 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までに、合併前の飯塚市火入れに関する条例(昭和 60 年飯塚市条例第 17 号。次項において「合併前の飯塚市条例」という。)、穂波町火入れに関する条例(昭和 59 年穂波町条例第 1 号)、筑穂町火入れに関する条例(昭和 59 年筑穂町条例第 2 号)、庄内町火入れに関する条例(昭和 59 年庄内町条例第 19 号)又は潁田町火入れに関する条例(昭和 59 年潁田町条例第 18 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までの利用許可に係る合併前の飯塚市条例の規定による手数料については、なお合併前の飯塚市条例の例による。

以下、様式省略

4－8 飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 18 年 3 月 26 日
飯塚市条例第 120 号
改正 H23－31

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 災害弔慰金の支給(第 3 条―第 8 条)
- 第 3 章 災害障がい見舞金の支給(第 9 条―第 11 条)
- 第 4 章 災害援護資金の貸付け(第 12 条―第 15 条)
- 第 5 章 雑則(第 16 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に災害障がい見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は全員に対しなされたものとみなす。

(H23—31 一改)

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障がい見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障がい見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障がい見舞金の支給

(災害障がい見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障がいがあるときは、当該住民(以下「障がい者」という。)に対し、災害障がい見舞金の支給を行うものとする。

(災害障がい見舞金の額)

第10条 障がい者1人当たりの災害障がい見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障がい見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害

の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150 万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円

ウ 住居が半壊した場合 270 万円

エ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250 万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350 万円

(3) 第 1 号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は 10 年とし、措置期間はそのうち 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合は 5 年)とする。

(利率)

第 14 条 災害援護資金は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

第 5 章 雑則

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 3 月 26 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年飯塚市条例第 22 号)、穂波町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年穂波町条例第 611 号)、筑穂町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 50 年筑穂町条例第 19 号)、庄内町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年庄内町条例第 18 号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年穎田町条例第 13 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 23 年 12 月 27 日 条例第 31 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

4-9 飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成 18 年 3 月 26 日
飯塚市規則第 88 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成 18 年飯塚市条例第 120 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障がい見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障がい見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害障がい見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障がい者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障がいの種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、本市の区域外で障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市は、障がい者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)別表に規定する障がいの有することを証明する医師の診断書(様式第 1 号)を提出させるものとする。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第 6 条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第 2 号。以下「借入申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨の決定をしたときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸付けしない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)により借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 災害援護資金貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第5号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)により当該借受人に通知するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、違約金の支払免除を認めない旨の決定をしたときは、違約金支払免除不承認通知書(様

式第 12 号)により当該借受人に通知するものとする。

(償還免除)

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第 13 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障がいを受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第 14 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨の決定をしたときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第 15 号)により当該償還免除申請者に通知するものとする。

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、その旨を市長に氏名等変更届(様式第 16 号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第 5 章 雑則

(補則)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障がい見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 3 月 26 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 50 年飯塚市規則第 4 号)、穂波町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 49 年穂波町規則第 6 号)、筑穂町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 50 年筑穂町規則第 1 号)、庄内町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 58 年庄内町規則第 1 号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 49 年穎田町規則第 4 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

以下、様式(第 1 号～第 16 号、参考)省略

4-10 被害想定箇所における避難指示等の発令基準と現況

【水害】記入例：現況編 ○：基準に到達した場合（時刻を付記）

区分	【警戒レベル 3】 高齢者等避難					
	発令基準①	発令基準② ※下記条件を満たす場合				現況
	指定河川 洪水予報	水位観測	河川監視 カメラ	雨量	その他	
庄司川流域地区 ⑤柳橋・庄司地区 ⑥幸袋郵便局地区	遠賀川上流部に、はん 濫注意情報が発表され た時	(川島) はん濫注意水 位に達し、避 難判断水位に 到達すること が見込まれる 時	庄司川 量水標「0」超 過	小河原・川島 2 時間 100 ミリ 見込	排水路の溢水 予想	
遠賀川水系椎の木川流域 地区 ⑦椎の木川地区			椎の木川 量水標「0」超 過	川島・潁田 2 時間 100 ミリ 見込		
遠賀川水系三緒浦川・新 川流域地区 ⑧学頭排水機場地区 ⑨新川地区			新川 溢水予想	飯塚・嘉穂 2 時間 100 ミリ 見込	三緒浦川 溢水予想	
熊添川流域地区 ⑪飯塚駅西地区			熊添川 量水標「0」超 過			
明星寺川流域地区 ⑩明星寺川地区		(秋松橋) はん濫注意水 位に達し、避 難判断水位に 到達すること が見込まれる 時	明星寺川 量水標「0」超 過	内野・小河原 2 時間 100 ミリ 見込		
穂波川流域地区 ⑫秋松西地区 ⑬楽市地区 ⑭平垣地区 ⑮天道地区		西秋松川 溢水予想				
鹿毛馬川・庄内川流域地 区 ⑯北勢田・上勢田地区		庄内川 (宮前橋) はん濫注意水 位に達し、避 難判断水位に 到達すること が見込まれる 時		潁田 2 時間 100 ミリ 見込	側溝溢れ 道路冠水予想	
建花寺川・大日寺地区 ①二瀬地区 ②片島・西川津地区 ③相田川地区 ④大日寺川地区		(井手浦橋) はん濫注意水 位に達し、避 難判断水位に 到達すること が見込まれる 時	建花寺川 量水標「0」超 過	小河原 2 時間 100 ミリ 見込	相田川 溢水予想	
					大日寺川 溢水予想	
上記以外の箇所 (遠賀川決壊時 2 m 以 上浸水予定地区: 遠賀川 河川事務所資料)	遠賀川上流 部に、はん 濫注意情報 が発表され た時	(井手浦橋) はん濫注意水 位に達し、避 難判断水位に 到達すること が見込まれる 時	各支流河川 量水標「3」超 過		その他支流河 川 溢水	

※ただし、「台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした避難指示の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）」(R3.6 飯塚市策定)に基づき、台風の接近・上陸が伴う場合においては「水防団待機水位」に到達した時点で高齢者等避難を発令する。

【水害】 記入例：現況編 ○：基準に到達した場合（時刻を付記）

区分	【警戒レベル 4】避難指示						【警戒レベル 5】緊急安全確保	
	発令基準①	発令基準② ※下記条件を満たす場合				現況	発令基準	現況
	指定河川洪水予報	水位観測	河川監視カメラ	雨量	その他			
庄司川流域地区 ⑤柳橋・庄司地区 ⑥幸袋郵便局地区	遠賀川上流部に、はん濫警戒情報が発表された時	(川島) 避難判断水位に達し、はん濫危険水位に到達することが見込まれる時	庄司川 量水標「3」超過	小河原・川島 2時間110ミリ超過見込 又は記録的短時間大雨情報発表	排水路の 溢水			
遠賀川水系椎の木川流域地区 ⑦椎の木川地区			椎の木川 量水標「3」超過	川島・穎田 2時間110ミリ超過見込 又は記録的短時間大雨情報発表				
遠賀川水系三緒浦川・新川流域地区 ⑧学頭排水機場地区 ⑨新川地区			新川 溢水	飯塚・嘉穂 2時間110ミリ超過見込 又は記録的短時間大雨情報発表	三緒浦川 溢水		①遠賀川上流部にはん濫危険情報が発表された時	
熊添川流域地区 ⑪飯塚駅西地区			熊添川 量水標「3」超過					②はん濫危険水位に到達しその後、更に水位の上昇が見込まれる時
明星寺川流域地区 ⑩明星寺川地区		(秋松橋) 避難判断水位に達し、はん濫危険水位に到達することが見込まれる時	明星寺川 量水標「3」超過	内野・小河原 2時間110ミリ超過見込 又は記録的短時間大雨情報発表			③各排水機場運転停止水位到達が予想された時 ④遠賀川穂波川に溢水・異常が発見された時	
穂波川流域地区 ⑫秋松西地区 ⑬楽市地区 ⑭平垣地区 ⑮天道地区			西秋松川 溢水		側溝溢れ 道路冠水			⑤支流河川の破堤が発生した時
鹿毛馬川・庄内川流域地区 ⑯北勢田・上勢田地区		庄内川 (宮前橋) 避難判断水位に達し、はん濫危険水位に到達することが見込まれる時		穎田 2時間110ミリ超過見込 又は記録的短時間大雨情報発表	庄内川北勢田地区 溢水			
建花寺川・大日寺地区 ①二瀬地区		(井手浦橋) 避難判断水位に達し、はん	建花寺川 量水標「3」超過	小河原 2時間110ミリ超過見込	相田川 溢水			

区分	【警戒レベル4】避難指示						【警戒レベル5】緊急安全確保	
	発令基準①	発令基準② ※下記条件を満たす場合				現況	発令基準	現況
	指定河川 洪水予報	水位観測	河川監視 カメラ	雨量	その他			
②片島・西川 津地区 ③相田川地 区 ④大日寺川 地区		濫危険水位に 到達すること が見込まれる 時		又は記録的短時 間大雨情報発表	大日寺川 溢水			
上記以外の 箇所 (遠賀川決 壊時2m以 上浸水予定 地区：遠賀 川河川事務 所資料)	遠賀川上 流部に、は ん 濫 危 険 情 報 が 発 表 され た 時			記録的短時間 大雨情報発表	各排水機 場運転停 止水位到 達予想			
	遠賀川、穂 波川に溢 水・異常が 発見され た時				支流河川 破堤			

<特記事項>

記録的短時間 大雨情報	近隣の市町村（特に河川の上流域）で記録的短時間大雨情報【時間雨量 110mm 以上】が発表された場合、短時間で急激に河川水位が上昇する可能性が高いため影響を受けると予想される時は、避難指示を発令する。	
情報入手先	福岡県	河川防災情報： http://www.kasen.pref.fukuoka.lg.jp/bousai/index.html 飯塚県土整備事務所
	福岡管区气象台	気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jma/index.html

【土砂災害】 記入例：現況編 ○：基準に到達した場合（時刻を付記）

該当地区	【警戒レベル3】 高齢者等避難		【警戒レベル4】避難指示		【警戒レベル5】 緊急安全確保		
	発令基準	現況	発令基準		現況	発令基準	現況
① 幸袋中地区	(1) 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ土砂災害危険度情報(スネークライン)がレベル2に達し、1時間後にレベル3に達すると見込まれるとき (2) 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 (3) 強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合		(1) 警戒レベル4相当情報が発表され、記録的短時間大雨情報発表 (2) 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ土砂災害危険度情報(スネークライン)がレベル3に達し、2時間後も引き続きレベル3にあると見込まれるとき (3) 土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害の兆候が明確なとき	小河原・川島 2時間 110 ミリ超過見込		(1) 人命に影響を及ぼすような土砂災害が発生したとき	
②相田・新相田地区				内野・小河原 2時間 110 ミリ超過見込			
③八木山・蓮台寺・建花寺地区							
④明星寺・舍利蔵地区							
⑤天道地区				川島・平嘉穂 2時間 110 ミリ超過見込			
⑥鶯塚・氷屋地区				内野 2時間 110 ミリ超過見込			
⑦内住地区							
⑧阿恵・下揚地区							
⑨内野・弥山地区							
⑩庄内元吉地区				平嘉穂・穎田 2時間 110 ミリ超過見込			
⑪勢田地区				穎田 2時間 110 ミリ超過見込			
⑫小峠地区							
土砂災害警戒区域	想定箇所に準じる		想定箇所に準じる	全区域 2時間 110 ミリ超過見込			

<特記事項>

記録的短時間大雨情報	近隣の市町村で記録的短時間大雨情報【時間雨量 110mm 以上】が発表された場合、雨雲の移動等に伴い影響を受けると予想される時は、避難指示を発令する。	
情報入手先	福岡県	土砂災害危険度情報： http://www.sabo.pref.fukuoka.lg.jp/dosya/index.html 飯塚県土整備事務所
	福岡管区気象台	気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jma/index.html

【土砂災害】

<想定される事態>

災害形態	想定される事態	種 別	箇所数
土砂災害	土石流	土砂災害警戒区域	251 箇所
		うち土砂災害特別警戒区域	226 箇所
	急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域	676 箇所

		うち土砂災害特別警戒区域	621 箇所
	地滑り	土砂災害警戒区域	1 箇所
		うち土砂災害特別警戒区域	0 箇所
	合 計	土砂災害警戒区域	928 箇所
		うち土砂災害特別警戒区域	847 箇所

5 国、県の例規、基準等

5-1 注意報及び警報の種類並びに発表の基準

福岡管区気象台から発表される注意報・警報等のうち、本市の防災活動に利用される主なものは次のとおりである。

区分	種類		発表基準	解説
注意報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数 15	大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。
		(土砂災害)	土壌雨量指数 108	
	洪水		○流域雨量指数基準 穂波川流域=24.9,泉河内川流域=10.9,山口川流域=6.9,内住川流域=10.5,碓川流域=6.4,建花寺川流域=10.4,明星寺川流域=7.5,庄内川流域=6.1,鹿毛馬川流域=7.7,八木山川流域=7.9,庄司川流域=5.9,畑川流域=4.5 ○複合基準*1 遠賀川流域=(14,22.9),穂波川流域=(8,24.9),泉河内川流域=(13.8.7),碓川流域=(8.5.1),建花寺川流域=(8.9),明星寺川流域=(8.5.6),庄内川流域=(8.6.1),鹿毛馬川流域=(8.6.5),庄司川流域=(8.5.9) ○指定河川洪水予報による基準 遠賀川上流部 [川島]	洪水によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数 24	大雨によって、重大な災害の起こるおそれがある旨を警告して行う予報。
		(土砂災害)	土壌雨量指数 162	
	洪水		○流域雨量指数基準 穂波川流域=31.2,泉河内川流域=13.7,山口川流域=8.7,内住川流域=13.2,碓川流域=8.1,建花寺川流域=13,明星寺川流域=9.4,庄内川流域=9.4,鹿毛馬川流域=9.7,八木山川流域=9.9,庄司川流域=7.4,畑川流域=5.7 ○複合基準*1 遠賀川流域=(14,25.8),碓川流域=(12.5.7),建花寺川流域=(12,10),明星寺川流域=(12.6.2),庄内川流域=(12.7.5),鹿毛馬川流域=(12.7.2),庄司川流域=(12.7.3) ○指定河川洪水予報による基準 遠賀川上流部 [川島]	洪水によって、重大な災害の起こるおそれがある旨を警告して行う予報。
	暴風		平均風速 20m/ s 以上	暴風によって、重大な災害の起こるおそれがある旨を警告して行う予報。
記録的短時間大雨情報			R1=110	

土砂災害警戒情報	2 時間後までに土砂災害警戒情報の発表基準線を超えると予測される場合	
----------	------------------------------------	--

＊1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生危険性を示す指標で、土壌中にたまっている雨水の量を示す指数。数値は基準の最低値を示す。

表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを示す指数。

流域雨量指数：降雨による洪水災害発生危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量をします指数。

5-2 気象庁震度階級解説関連表

平成 21 年 3 月 31 日改定

(1) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわいと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

（２）木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1）木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

（３）鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。
---	---	---

（注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

（4）地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

（5）ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくくなる。

	い状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

(6) 大規模構造物への影響

長周期地震動※ による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらな いと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

5-3 火災・災害等即報要領

			昭和59年10月15日
			消防災第267号消防庁長官
改正	平成6年12月	消防災第279号	
	平成7年4月	消防災第83号	
	平成8年4月	消防災第59号	
	平成9年3月	消防情第51号	
	平成12年11月	消防災第98号	
		消防情第125号	
	平成15年3月	消防災第78号	
		消防情第56号	
	平成16年9月	消防震第66号	
	平成20年9月	消防応第166号	
	平成24年5月	消防応第111号	
	平成29年2月	消防応第11号	
	平成31年4月	消防応第28号	
	令和元年6月	消防応第12号	

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によりできない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故を対象とする。ただし、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については、省略すること。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1) から (5) まではにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 「適マーク」を交付した防火対象物の火災（複合用途防火対象物で「適マーク」対象外の部分からの出火を含む。）
- 4) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 5) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 6) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
- イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故
(例示)
 - ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
 - 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
 - 3) 特定事業所内の火災(1)以外のもの。
- ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(例示)

 - 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
 - 2) 負傷者が5名以上発生したもの
 - 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
 - 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
 - 5) 海上、河川への危険物等流出事故
 - 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
- エ 原子力災害等
 - 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
 - 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
 - 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
 - 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
- オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害・事故であっても、報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む）

(例示)

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故

- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

- (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ

2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの

3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害

第2の1の(2)のエに同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であつて、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急処理事態への発展の可能性があるものを含む)。

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

2) バスの転落等による救急・救助事故

3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

5) その他報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

イ 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式(火災)

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動の状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) リ災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

＜救急・救助事故即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難の指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式—その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること

(1) 災害の概況

ア 発生の場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

（ア）風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

（イ）地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

（ウ）雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

（エ）火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

（オ）その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式—その2（被害状況即報）

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額について

は、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

災害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

以下、各号の様式は省略

5－4 福岡県災害調査報告実施要綱

制定 昭和39年 5月21日

改正 平成 6年 4月 1日

平成10年 4月 1日

(趣 旨)

第1 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条の規定による報告及び他関係法令又は各省（庁）の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定めるものとする。

(定 義)

第2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

(総括事務)

第3 この災害状況の調査についての総括事務は、次に掲げる区分により行うものとする。

- 1 災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災安全課において行う。
- 2 災害対策本部が設置されたときは、総合指令部（総括班）において行う。

(報告責任者)

第4 災害時における事務のふくそうをさけるため、市長村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者（この場合「災害報告主任」という。）及び副主任を定めておくものとする。

(報告すべき災害)

第5 市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。

- 1 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- 3 災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 4 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- 5 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるもの。

(報告及び提出部数)

第6 市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事（又は災害対策本部長）に報告するものとし、被害の判定基準は別表1によるものとする。

1 即 報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあっては、ただちに災害概況即報（様式第1号）を防災行政無線又は電話（ファクシミリを含む。）をもって報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第1号を提出するものとする。

前記報告のほか、判明した被害状況については様式第2号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後にあっては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区 分	報 告 時 間	
市長 村長	10 時 00 分	15 時 00 分
出先機関の長	10 時 30 分	15 時 30 分
各 部 長	11 時 00 分	16 時 00 分

2 詳 報

災害発生後市町村長にあつては5日以内に、関係出先機関の長にあつては7日以内に、それぞれの関係機関に様式第2号又は様式第3号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に揚げる事項を知事（又は災害対策本部長）に提出するものとする。

3 確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであつて、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付するものとする。

4 提出部数

(1) 出先機関の長は、各様式とも2部作成し関係部長に提出するものとする。

(2) 各部長は、1部を知事（対策本部長）又は総務部長に提出するものとする。

なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあつては、出先機関の長に準じ2部提出するものとする。

（報告の順序）

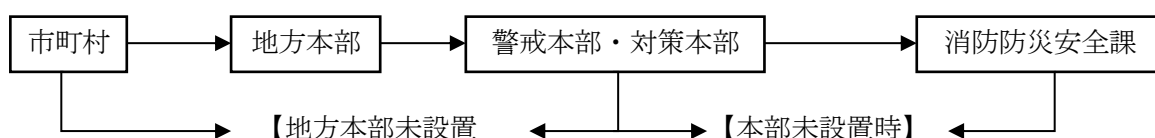
第7 市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害被序によるものとする。

但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

1 市町村長の報告

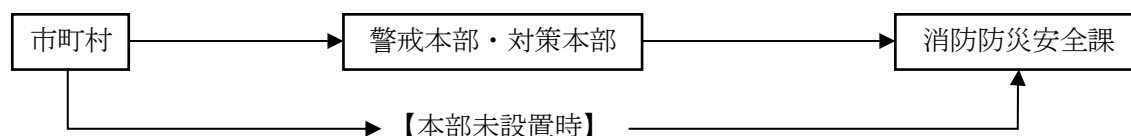
(1) 災害概況及び被害状況即報

（様式第1号・様式第2号の1）



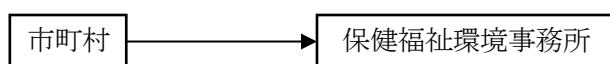
(2) 被害状況確定報告

（様式第2号の1）



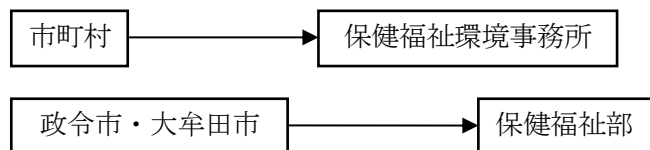
(3) 社会福祉施設関係被害即報

（様式第2号の2）



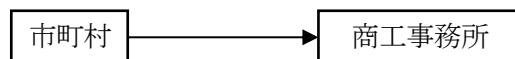
(4)保健環境関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の3、様式第3号の1)



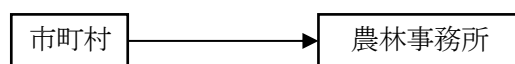
(5)商工業関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の4、様式第3号2)



(6)農業関係被害即報・詳報・確報告

(様式第2号の5、様式第3号の3～15)



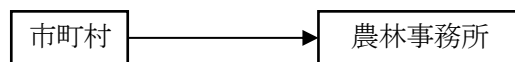
(7)林業関係被害即報・詳報・確報告

(様式第2号の6、7、8、9、10)



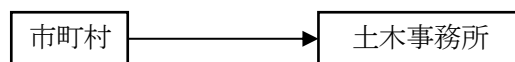
(8)水産関係被害即報・詳報・確報告

(様式第2号の11、12)



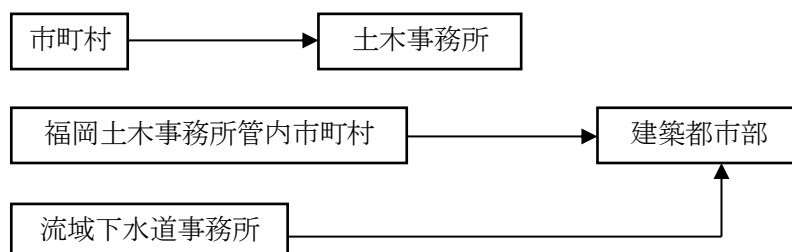
(9)土木関係被害即報・詳報・確報告

(様式第2号の13、様式第3号の16)



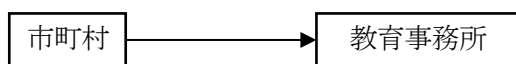
(10)建築都市関係被害即報・詳報・確告

(様式第2号14、15、様式第3号の17)



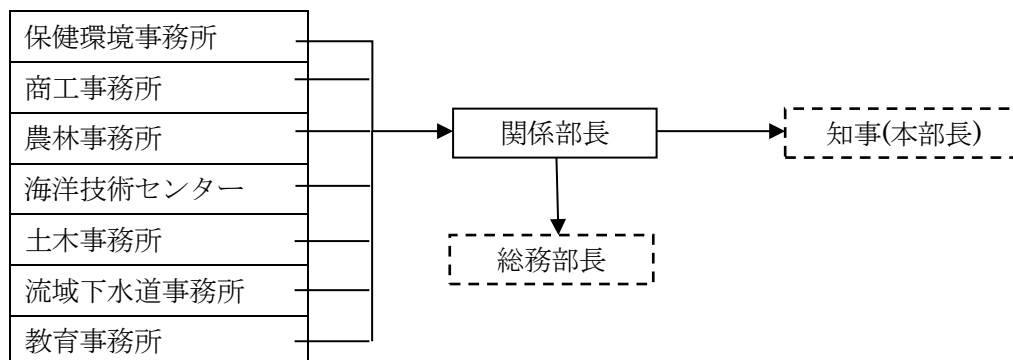
(11)教育関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の16)



2 出先機関の長の報告

市町村から報告を受けた出先機関の長は、速やかに関係部長に報告するものとする。



3 各部長の報告

- (1) 各部長は、出先機関の長からの報告を受けた後、速やかにその状況を書面をもって知事（又は災害対策本部長）に報告するものとする。
- (2) 被害額については、様式第4号により報告するものとする。
- (3) 災害対策本部が設置されないときは、災害ごとに様式第2号の1及び様式第4号を総務部長（消防防災安全課）に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

5-5 被害の判定基準

(その1) (福岡県地域防災計画より抜すい：福岡県災害調査報告実施要綱 別表1)

被害区分		備 考
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全 壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したものの、または住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半 壊	住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹林のたい積により、一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にはいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非 住 家	住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用、又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫・土蔵・車庫等の建物とする。
その他	田 の 流 出 埋 没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	畑の流出埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法〈昭和27年法律第180号〉第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

(その2)

(福岡県地域防災計画より抜すい：福岡県災害調査報告実施要綱 別表1)

被害区分		備 考
そ の 他	橋 り ょ う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法〈昭和 39 年法律第 167 号〉が適用され、もしくは準用される河川もしくは、その他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防・護岸・水利・床止その他の施設、もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法〈昭和 25 年法律第 218 号〉第 2 条第 5 号に規定する水域施設・外かく施設・けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 1 条に規定する砂防施設, 同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は第 3 条の 2 の規定によって天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	航空機被害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。
	電 話	災害により、通信不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀	倒壊したブロック塀、又は石塀の箇所数とする。
り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。	住居の一部破損及び床上浸水の被害世帯は含まない。
り 災 者	り災者世帯の構成員とする。	

(その3)

(福岡県地域防災計画より抜すい：福岡県災害調査報告実施要綱 別表1)

被害区分		備 考
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び協同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川・海岸・砂防施設・林地荒廃防止施設・道路・港湾及び漁港・下水道とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎・児童館・都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公立文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きとするものとする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。

5－6 福岡県災害救助法施行細則

昭和40年8月31日
福岡県規則第44号

福岡県災害救助法施行細則を制定し、ここに公布する。

福岡県災害救助法施行細則

福岡県災害救助法施行細則（昭和三十五年福岡県規則第二百十号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）の実施について、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第百二十五号。以下「政令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和二十二年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第一号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第二条 削除

（平一三規則三三）

（救助実施区域の告示）

第三条 知事は、法第二条の規定による救助（以下「救助」という。）を開始したときは、速やかに当該救助を適用する市町村（法第二条の二第一項に規定する救助実施市を除く。以下同じ。）の地域を告示するものとする。

（平一三規則三三・令元規則一四・一部改正）

（市町村長の緊急処置）

第四条 市町村長（法第二条の二第一項に規定する救助実施市の長を除く。以下同じ。）は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法第十三条第二項の規定に基づき救助に着手することができる。

（平一三規則三三・平二六規則一・令元規則一四・一部改正）

（救助の組織）

第四条の二 災害救助に関する事務を処理するため、福祉労働部に災害救助部（以下「部」という。）を置く。

2 部に部長及び副部長を置き、部長には福祉労働部長を、副部長には福祉労働部次長をもつて充てる。

3 部に別表の上欄に掲げる班を置き、同表の下欄に掲げる区域を管轄させる。

4 班に班長及び班員を置き、班長には別表の中欄に掲げる組織の長の職にある者をもつて充て、班員には同表の中欄に掲げる組織に所属する職員をもつて充てる。

（昭四七規則五五・追加、平一〇規則一九・平二〇規則三八・令二規則二二・一部改正）

（救助の程度、方法及び期間）

第五条 知事は、政令第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間を定めたときは、これを告示するものとする。

2 前項の規定により難い特別の事情があるときは、別に定めるところによるものとする。

（昭四六規則七一・昭四七規則五五・昭四八規則六四・平一三規則三三・平二六規則一・令元規則二五・一部改正）

（物資の収用等の場合の公用令書等）

第六条 省令第一条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 公用令書（様式第三号から様式第三号の四まで）

二 公用変更令書（様式第四号）

三 公用取消令書（様式第五号）

2 知事は、前項第一号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳（様式第六号）に、これを登録するものとする。

3 第一項第二号又は第三号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつては、変更事項を記録しなければならない。

第七条 削除

（平一三規則三三）

（物資の収用等の引渡しにおける所有者等の立会い）

第八条 省令第二条第三項の規定により、当該職員が収用又は使用すべき物資の引渡しを受け受領調書（様式第七号）を作成しようとするときは、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者の立ち会いの下で行わなければならない。ただし、やむをえない場合においては、この限りでない。

（平一三規則三三・平一九規則二一・一部改正）

（損失補償請求書）

第九条 省令第三条の規定により、損失補償請求書（様式第八号）の提出があつたとき及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、第六条第二項の強制物件台帳に所要の事項を記録するものとする。

（平一三規則三三・一部改正）

（従事命令の場合の公用令書等）

第十条 省令第四条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 公用令書（様式第九号）

二 公用取消令書（様式第十号）

2 前項第一号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳（様式第十一号）に、これを登録するものとする。

3 第一項第二号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に、その理由を詳細に記録してこれを抹消しなければならない。

（協力命令の場合の様式等）

第十一条 法第八条に規定する救助に関する業務に協力させる者には、協力令書（様式第十二号）を交付するものとする。ただし、そのいとまがないときはこの限りでない。

2 前項の協力令書を交付するときは、救助協力者台帳（様式第十三号）に、これを登録するものとする。

（平二六規則一・一部改正）

第十二条 削除

（平一三規則三三）

（従事命令に従事できない場合の届出）

第十三条 省令第四条第二項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

一 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

二 天災その他避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な機関の証明書

（平一三規則三三・令元規則一四・一部改正）

（実費弁償）

第十四条 知事は、政令第五条の規定による実費弁償に関して必要な事項を定めたときは、これを

告示するものとする。

(令二規則二二・全改)

(実費弁償請求書の様式)

第十五条 省令第五条に規定する実費弁償請求書は、様式第十四号による。

(立入検査証)

第十六条 法第十条第三項において準用する法第六条第四項の規定により、当該職員が立入検査にあたって、携帯する証票は様式第十五号による。

(昭五〇規則五九・平一九規則二一・平二六規則一・一部改正)

第十七条 削除

(平一三規則三三)

(扶助金支給申請書の様式等)

第十八条 省令第六条第一項の規定による扶助金支給申請書は様式第十八号による。

2 前項の扶助金申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

一 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類及び証明書等

二 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治ゆまでの見込期間等に関する医師の意見書

3 省令第六条第一項の規定により、扶助金支給申請書の提出があつたとき及びこれに基づき扶助金の支給を行つたときは、第十条第二項の救助従事者台帳又は第十一条第二項の救助協力者台帳に所要の事項を記載するものとする。

(平一三規則三三・令元規則一四・令元規則二五・一部改正)

(知事の権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする場合の通知)

第十九条 知事は、法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、様式第十九号により政令第十七条第一項の規定による通知を行うものとする。

(平一三規則三三・全改、平二六規則一・一部改正)

(繰替支弁)

第二十条 法第三十条の規定による市町村長の救助の実施に要する費用は、市町村において一時繰替支弁をするものとする。

(平一三規則三三・平二六規則一・令元規則一四・一部改正)

(繰替支弁金請求書及び提出期限)

第二十一条 市町村長は、前条の規定により一時繰替支弁をしたときは、救助に関する業務の完了後六十日以内に次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

一 災害救助費繰替支弁金請求書(様式第二十一号及び第二十一号の二)

二 救助業務に要した経費算出内訳(様式第二十二号)

三 被害状況調(様式第二十四号)

四 災害救助費繰替支弁状況調(様式第二十五号)

五 歳入歳出予算書抄本及び支払証拠書類の写し

2 市町村長は、前条に規定する費用について、概算払を受けようとするときは災害救助費繰替支弁金概算払請求書(様式第二十六号)を、精算を行うときは災害救助費繰替支弁金精算請求書(様式第二十七号)に前項第二号から五号までに掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

(昭四七規則七九・昭五〇規則五九・平一三規則三三・令二規則二二・一部改正)

第二十二條 削除

(平三〇規則三四)

(救助事務費)

第二十三條 知事は、法第十八條第一項に規定する救助の事務を行うのに必要な費用として支出できる範囲及び限度額等を定めたときは、これを告示するものとする。

(平三〇規則三四・全改、令二規則二二・一部改正)

(災害救助基金台帳)

第二十四條 法第二十二條の規定に基づき設置した福岡県災害救助基金に係る収入及び支出については、福岡県災害救助基金台帳(様式第四十三号及び様式第四十四号)に記載し、常時その状況を明らかにするものとする。

(昭四三規則七・追加、昭四五規則六七・旧第二十四條繰上、昭四七規則七九・旧第二十三條繰下・一部改正、昭五〇規則五九・平二六規則一・一部改正)

(補則)

第二十五條 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(昭四五規則六七・追加、昭四七規則七九・旧第二十四條繰下・一部改正) 福岡県災害救助法施行細則を制定し、ここに公布する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

(災害救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度等の廃止)

～中略～

附 則 (令和三年規則第二六号)

この規則は、公布の日から施行する。

～以下、別表第4、様式は省略～

5-7 災害救助法に基づく救助内容

○福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等

令和2年3月31日 福岡県告示第344号

(最新一部改正：令和7年4月16日福岡県告示第262号の2)

第1 救助の程度、方法及び期間

福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号。以下「規則」という。）第5条第1項の救助の程度、方法及び期間は、次に定めるところによる。

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

- ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。
- イ 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施する。
- ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり360円以内とする。
- エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。
- オ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- カ 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型応急住宅

- (イ) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能である。
- (ロ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて別に定め、その設置のため支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、7,089,000円以内とする。
- (ハ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。
- (ニ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。
- (ホ) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。
- (ヘ) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項による期限内（最長2年以内）とする。

(キ)建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域における実費とする。

イ 賃貸型応急住宅

(7)賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

(4)賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。

(ウ)賃貸型応急住宅を供与できる期間は、ア(カ)と同様の期間とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1)炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,390円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2)飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)若しくは全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失による被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を 増すごとに加 算する額
夏季	4月～9月	20,300円	26,100円	38,700円	46,200円	58,500円	8,500円
冬季	10月～3月	33,700円	43,500円	60,600円	70,900円	89,300円	12,300円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を 増すごとに加 算する額
夏季	4月～9月	6,700円	8,900円	13,400円	16,300円	20,500円	2,900円
冬季	10月～3月	10,700円	14,000円	19,900円	23,600円	29,800円	3,900円

- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。

イ 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。

ウ 医療は、次の範囲内にて行う。

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

オ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。

イ 助産は、次の範囲内において行う。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の2割引以内の額とする。

エ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 被災者の救出

- (1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明状態にある者を捜索し、救出するものとする。
- (2) 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

- (1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理
 - ア 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。
 - イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり53,900円以内とする。
 - ウ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
- (2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理
 - ア 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。
 - イ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。
 - (イ)に掲げる世帯以外の世帯 739,000円
 - (イ)半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円
 - ウ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3箇月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6箇月以内）に完了しなければならない。

7 生業に必要な資金の貸与

- (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。
- (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。
- (3) 生業に必要な資金の貸与として貸し付けることができる金額は、次の額以内とする。
 - ア 生業費 1件当たり 30,000円
 - イ 就職支度費 1件当たり 15,000円
- (4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付するものとする。
 - ア 貸与期間 2年以内
 - イ 利子 無利子
- (5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損

傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

- (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 教科書
イ 文房具
ウ 通学用品

- (3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具及び通学用品費

小学校児童 1 人当たり 5,500 円

中学校生徒 1 人当たり 5,800 円

高等学校等生徒 1 人当たり 6,300 円

- (4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については 1 箇月以内、その他の学用品については 15 日以内に完了しなければならない。

9 埋葬

- (1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

- (2) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

ア 棺（付属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ 骨つぼ及び骨箱

- (3) 埋葬のため支出できる費用は、1 体当たり大人 232,200 円、小人 185,700 円以内とする。

- (4) 埋葬は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

10 死体の搜索

- (1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

- (2) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

- (3) 死体の搜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

11 死体の処理

- (1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。
- (2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - イ 死体の一時保存
 - ウ 検案
- (3) 検案は、原則として救護班によって行う。
- (4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,700円以内とする。
 - イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合にあっては1体当たり5,900円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるものとする。
 - ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
- (5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

- (1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
- (2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が143,900円以内とする。
- (3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

13 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

- (1) 応急救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。
 - ア 被災者の避難に係る支援
 - イ 医療及び助産
 - ウ 被災者の救出
 - エ 飲料水の供給
 - オ 死体の搜索
 - カ 死体の処理
 - キ 救済用物資の整理配分
- (2) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第2 実費弁償

規則第14条の実費弁償に関して必要な事項は、次に定めるところによる。

- 1 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第4条第1号から第4号

までに掲げる者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 23,000 円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士、保健師及び助産師 1人1日当たり 17,100 円以内

ウ 看護師及び准看護師 1人1日当たり 15,300 円以内

エ 救急救命士 1人1日当たり 15,800 円以内

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 15,900 円以内

カ 大工 1人1日当たり 27,400 円以内

キ 左官 1人1日当たり 27,200 円以内

ク とび職 1人1日当たり 27,600 円以内

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号）第2条の職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

(3) 旅費

福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和32年福岡県条例第57号）の規定により支給すべき旅費に相当する額以内とする。

2 政令第4条第5号から第10号までに掲げる者

業者のその地域における慣行料金による支出実費に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

第3 救助事務費

規則第23条の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）として支出できる範囲及び限度等は、次に定めるところによる。

1 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

(1) 時間外勤務手当

(2) 賃金職員等雇上費

(3) 旅費

(4) 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）

(5) 使用料及び賃借料

(6) 通信運搬費

(7) 委託費

2 各年度において、救助事務費に支出できる費用は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る1の(1)から(7)までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分	割合
3千万円以下の部分	100分の10

3 千万円を超え 6 千万円以下の部分	100 分の 9
6 千万円を超え 1 億円以下の部分	100 分の 8
1 億円を超え 2 億円以下の部分	100 分の 7
2 億円を超え 3 億円以下の部分	100 分の 6
3 億円を超え 5 億円以下の部分	100 分の 5
5 億円を超える部分	100 分の 4

3 2 の「救助事務費以外の費用の額」とは、第 1 に定める救助の実施のために支出した費用及び第 2 に定める実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第 9 条第 2 項に規定する損失補償に要した費用の額、政令第 8 条第 2 項に定めるところにより算定した法第 12 条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第 19 条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第 20 条第 1 項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

6 応援協定等

6-1 応援協定等一覧

協 定 名	協 定 先	締結年月日 (改訂年月日)	備 考
福岡県消防相互応援協定	福岡県内の市町村及び、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合	H1.3.25 (R2.3.11)	全ての災害
災害時における福岡県市町村間の相互応援に関する基本協定	福岡県内の市町村	H17.4.1	全ての災害
二市一町消防相互応援協定	飯塚市、嘉麻市、桂川町	H19.8.1	全ての災害
筑豊地区常備消防相互応援協定	直方市、飯塚地区、田川地区、直方鞍手広域	S47.10.16 (S54.3.1)	全ての災害
飯塚地区消防組合、筑紫野大宰府消防組合消防相互応援協定	飯塚地区、筑紫野大宰府	S62.11.1	全ての災害
飯塚地区消防組合、粕屋南部消防組合消防相互応援協定	飯塚地区、粕屋南部	S63.10.17	全ての災害
甘木・朝倉広域市町村圏事務組合、飯塚地区消防組合消防相互応援協定	飯塚地区、甘木朝倉広域	H6.12.1	全ての災害
救急医療用ヘリコプター離着陸場に関する覚書	医療法人財団池友会	H21.6.23	全ての災害
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H26.3.11	全ての災害
筑豊緊急物資輸送センターの使用に関する協定	公益社団法人 福岡県トラック協会	H25.8.24	全ての災害
災害時の緊急救援物資輸送に関する協定	公益社団法人 福岡県トラック協会	H25.8.24	全ての災害
災害時における生活必需物資等の協定に関する特別協定	株式会社コメリ	H24.5.17	全ての災害
災害時における生活必需物資等の協定に関する特別協定	麻生芳雄商事株式会社 株式会社飯塚井筒屋 イオン九州株式会社 エフコープ生活協同組合 嘉徳無線株式会社 株式会社新生堂薬局 株式会社ナフコ 株式会社ハローデイ 株式会社トライアルカンパニー	H20.12.24	全ての災害

協 定 名	協 定 先	締結年月日 (改訂年月日)	備 考
河川管理者による水防管理団体 が行う水防のための活動への協 力に関する確認	国土交通省 速賀川河川事務 所	H25.7.11	全ての災害
飯塚市における大規模な災害時 の応援に関する協定	国土交通省 九州地方整備局	H23.8.24	大規模災害
災害時におけるボランティア活動 に関する協定	社会福祉法人 飯塚市社会福 祉協議会	H20.10.20	全ての災害
避難所施設利用に関する協定	福岡県立嘉穂高等学校	H26.11.26	全ての災害
避難所施設利用に関する協定	福岡県立嘉穂東高等学校	H26.11.26	全ての災害
風水災害時の緊急対策等に関 する協定	飯塚市 指名業者 108 社	H28.6.1	全ての災害
災害時における地図製品等の 供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	H27. 4. 28	全ての災害
特設公衆電話の設置・利用に 関する協定	西日本電信電話株式会社北九 州支店	H27. 9. 25	全ての災害
災害時における物資供給に関 する協定	株式会社エムオーテック	H27. 10. 14	全ての災害
災害廃棄物の処理等に関する 協定	公益社団法人 福岡県産業廃 棄物協会	H29. 10. 1	全ての災害
災害発生時における福祉避難 所の設置運営に関する協定	市内 27 施設	H29. 11. 24	全ての災害
災害時における電気設備等機 能復旧に関する協定書	飯塚電気工事業協同組合	H30. 1. 22	全ての災害
災害時における避難所施設利 用等に関する協定	国立大学法人九州工業大学	H30. 3. 7	全ての災害
防災啓発情報等に関する協定 書	N T T タウンページ株式会社	H30. 3. 19	全ての災害
災害時の医療救護活動に関す る協定書	一般社団法人飯塚医師会	H30. 3. 26	全ての災害
防災パートナーシップに関す る協定	九州朝日放送株式会社	H31. 1. 30	全ての災害
災害時における避難所施設利 用等に関する協定	株式会社福岡ソフトウェアセ ンター	H31. 2. 14	全ての災害
災害時における避難所施設利 用等に関する協定	株式会社 GOLD SEA HOLDINGS	H31. 3. 15	震災

協 定 名	協 定 先	締結年月日 (改訂年月日)	備 考
災害時における避難所施設利用等に関する協定	社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会	H31. 3. 20	全ての災害
災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定	株式会社 iZMA	H31. 3. 25	全ての災害
災害時における避難所施設利用等に関する協定	近畿大学九州短期大学	R1. 7. 31	風水害 その他事故災害
災害時における協力に関する協定	一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	R1. 11. 28	全ての災害
災害時における災害廃棄物の収集運搬に関する協定	飯塚市清掃事業協同組合	R2. 7. 2	全ての災害
災害時における資機材供給に関する協定	株式会社アクティオ	R2. 11. 25	全ての災害
災害時における避難場所利用等に関する協定	株式会社ダイナム	R3. 11. 29	震災
災害時における資機材供給に関する協定	太陽建機レンタル株式会社	R4. 3. 22	全ての災害
災害時における資機材供給に関する協定	株式会社ナガワ	R4. 3. 23	全ての災害
災害時における生活必需物資等の協定に関する特別協定	株式会社ゆめマート	R4.4.1	全ての災害
災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便株式会社	R4.6.24	全ての災害
遭難事故防止に向けた相互連携・協力に関する包括連携	株式会社ヤマップ	R4.8.11	遭難事故
災害時における電気自動車による電力供給に関する協定	龍王ガス株式会社	R5.1.27	全ての災害
災害時に避難所等で使用する資機材及び物資の供給に関する協定	アキレス株式会社	R5.11.1	全ての災害
災害時における包括連携に関する協定	大嘉産業株式会社	R5.12.20	全ての災害

【 各種様式 】

7 職員の参集

7-1 参集記録票

○参集後に各自が班単位で記入すること

整理番号 _____

■災害対策班名 _____ 班

■場 所 _____ ■報告日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

NO	氏 名	参 集 時 間	自 宅 等 の 状 況
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	

7-2 参集途上の被災状況記録票

○参集後に各自で記入し、班長へ提出すること

整理番号 _____

■報告者氏名	■災害対策班名	班
■参集報告		
○参集日時	年 月 日 時 分	
■見聞情報（参集時に見聞きした情報）		
○自宅付近の状況 ○道路の状況 ○建物被害の状況 ○救助者の有無 ○火災の発生状況 ○その他気づいたこと		
■地図・略図	火災や人命に関わる場合は、直接担当班に連絡する	

8 情報の収集・伝達

8-1 被害発生状況連絡票

被害発生状況連絡票				
受付 日時	年 月 日 時 分	被災者 または 通報者	住所 氏名	電話 ()
被害 発生 場所				
被害 状況				
記録者	氏名	班	送付先 送付 日時	年 月 日 時 分 班
関係 班 処 置 記 録				
本部 解散 後の 対応				

8-2 災害箇所一覧表

災害箇所一覧表 No. _____

番号	通報時刻 年 月 日 時 分	被害発生場所	災害の種類	調査担当	応急対策実施者	応急対策の概要
				班	班	
				班	班	
				班	班	
				班	班	
				班	班	
				班	班	
				班	班	
				班	班	
				班	班	
				班	班	

8-3 り災台帳

り 災 台 帳

(表)

(整理番号第 号)

り災場所				番地		家屋所有者				番地	
飯塚市				番 号		飯塚市				番 号	
		住 所				番地		避難所			
		飯塚市				番 号					
り 災 者		続柄	氏 名	性別	生年月日	職業又は 学 年 別	現 況				その他
							健在	軽傷	重傷	死亡	
	1										
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
	8										
	9										
10											
り 災 状 況	住家	☐ ／壊（焼） ☐ 床上浸水 ☐ 借家 ☐ 間借					その 他 の 事 項				
	家財	☐ ／流 失 ☐ 床下浸水 ☐ 自宅 ☐ ／壊（焼） ☐ ／き損 ☐ ／流 失									
調査員の意見		避難所収容		応急仮設住宅		炊き出し		その他			
		☐ 要 ☐ 否		☐ 要 ☐ 否		☐ 要 ☐ 否					
り 災	平成 年 月 日 時 分					調査員の職・氏名 印					
調 査	平成 年 月 日 時 分										

(裏)

[illegible]

8 - 4 人的被害報告

人 的 被 害 報 告						
発信日時	月 日 時 分		受信日時	月 日 時 分		
発信機関	班		発 信 者			
受信機関	班		受 信 者			
情報源	住民 消防団 その他 ()	行政区	確認	済 (どこで) 未	警 察 その他	
発生	日 時	月 日 時 分				
	場 所					
	原 因					
状 況 ・被害者の住所氏名 ・年令等						
対応措置						
死 者	行方不明者	負 傷 者				
人	人	重 傷	人		計	人
		軽 傷	人			
この情報は	第 号 その他 ()		で記者発表 済		未発表	

8－5 住家被害報告

住 家 被 害 報 告						
発信日時	月 日 時 分		受信日時	月 日 時 分		
発信機関	班		発 信 者			
受信機関	班		受 信 者			
情 報 源	住民	消防団	行政区	確	済（どこで）	警 察
	（	その他	）	認	未	その他
発 生	日 時	月 日 時 分				
	場 所					
	原 因					
状 況 ・住居者名 ・避難状況						
全壊		半壊	一部破壊	床上浸水	床下浸水	
棟		棟	棟	棟	棟	
世帯		世帯	世帯	世帯	世帯	
人		人	人	人	人	
この情報は	第 号 その他 （ ）			で記者発表 済	未発表	

8-6 その他被害報告

その他		道路・橋梁・河川・砂防・がけ崩れ・ 非住家・田畑・文教施設・病院・水道・ 電気・電話・その他（ ）				の被害報告	
発信日時		月 日 時 分		受信日時		月 日 時 分	
発信機関		班		発 信 者			
受信機関		班		受 信 者			
情 報 源	住民	消防団	行政区	確 認	済（どこで）	警 察	
	（ その他 ）				未	その他	
発 生	日 時	月 日 時 分					
	場 所						
	原 因						
状 況 ・路線、河川名等 ・被災延長、崩土 量等 ・被災の状況 ・規制内容 ・復旧見込							
対応措置							
この情報は		第 号 その他 （ ）				} で記者発表 済 未発表	

8-7 火災・災害等即報要領（様式）

第1号様式（火災）

		第 報	
報 告 日 時		年 月 日 時 分	
都 道 府 県			
市 町 村 (消防本部名)			
報 告 者 名			

消防庁受信者氏名 _____

※爆発除く

火 災 種 別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者(性別・年齢)		人	死者の生じた理由		
	負傷者	重 症 中等症 軽 症	人 人 人			
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼 損 程 度	焼 損 棟 数	全 焼 半 焼 部分焼 ほ や	棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟	計 棟	建物焼損床面積	m ²
					焼 損 面 積	建物焼損表面積
					林野焼損面積	a
り災世帯数			気 象 状 況			
消防活動状況	消防本部 (署)		台	人		
	消 防 団		台	人		
	そ の 他			人		
救 急・救 助 活 動 状 況						
災害対策本部等 の 設 置 状 況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後80分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれてない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

		第 報			
事故名 {	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報 告 日 時	年 月 日 時 分		
		都 道 府 県			
		市 町 村 (消防本部名)			
		報 告 者 名			
消防庁受信者氏名					
事 故 種 別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発 生 場 所					
事 業 所 名		特 別 防 災 区 域	{ レイアウト第一種、第一種 第二種、その他 }		
発 生 日 時 (覚知日時)	(月 日 時 分)	発 見 日 時	月 日 時 分		
		鎮 火 日 時 (処 理 完 了)	月 日 時 分		
消防覚知方法		気 象 状 況			
物資の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.R I 等 7.その他 ()	物 質 名			
施設の区分	1.危険物施設 2.高圧混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他 ()				
施設の概要		危 険 物 施 設 の 区 分			
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)		
		重 傷	人 (人)		
		中等症	人 (人)		
		軽 症	人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出 場 人 員	出 場 資 機 材	
		事 業 所	自 衛 防 災 組 織	人	
			共 同 防 災 組 織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)	台 人		
		消 防 団	台 人		
		海 上 保 安 庁	人		
		自 衛 隊	人		
そ の 他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
 (確認がとれていない事項については、確認がとれてない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

事 故 災 害 種 別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態																		
発 生 場 所																			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	<table border="1"> <tr> <td>月 日 時 分</td> <td>覚 知 方 法</td> </tr> <tr> <td>(月 日 時 分)</td> <td></td> </tr> </table>	月 日 時 分	覚 知 方 法	(月 日 時 分)															
月 日 時 分	覚 知 方 法																		
(月 日 時 分)																			
事 故 等 の 概 要																			
死 傷 者 等	<table border="1"> <tr> <td>死者（性別・年齢）</td> <td>負傷者等</td> <td>人（ 人）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>重 症</td> <td>人（ 人）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中等症</td> <td>人（ 人）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>軽 症</td> <td>人（ 人）</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td></td> <td>人</td> </tr> </table>	死者（性別・年齢）	負傷者等	人（ 人）		重 症	人（ 人）		中等症	人（ 人）		軽 症	人（ 人）	計		人	不明		人
死者（性別・年齢）	負傷者等	人（ 人）																	
	重 症	人（ 人）																	
	中等症	人（ 人）																	
	軽 症	人（ 人）																	
計		人																	
不明		人																	
救助活動の要否																			
要救護者数(見込)	救 助 人 員																		
消防・救急・救助 活 動 状 況																			
災害対策本部等 の 設 置 状 況																			
その他参考事項																			

（注）負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

（確認がとれない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名	報 告 日 時	年 月 日 時
	都 道 府 県	
	市 町 村 （消防本部名）	
	報 告 者 名	

災害名 (第 報)

災 害 の 概 況	発 生 場 所					発 生 日 時	月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不 明	人	住 家	全 焼	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半 壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設置状況		(都道府県)			(市町村)				

（注）第一報については、原則として、発知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その2）

（災害状況即報）

都 道 府 県					区 分		被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号			災 害 名 第 報 (月 日 時現在)		田	流 失 ・ 埋	ha	
						没	ha	
						冠	ha	
						水	ha	
報 告 者 名					畑	流 失 ・ 埋	ha	
						没	ha	
						冠	ha	
						水	ha	
区 分			被 害		そ	文 教 施 設	箇所	
						病 院	箇所	
						道 路	箇所	
						橋 り よ う	箇所	
人 的 被 害 者	死 者	人		の	河 川	箇所		
	行方不明者	人			港 湾	箇所		
	負 傷 者	重 傷	人			砂 防	箇所	
	軽 傷	人			清 掃 施 設	箇所		
住 家 被 害	全 壊	棟		他	崖 く ず れ	箇所		
		世帯			鉄 道 不 通	箇所		
		人			被 害 船 舶 隻			
	半 壊	棟			水 道 戸			
		世帯			電 話 回 線			
		人			電 気 戸			
	一 部 破 損	棟			ガ ス 戸			
		世帯			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
		人						
	床 上 浸 水	棟			り 災 世 帯 数	世 帯		
		世帯				り 災 者 数	人	
		人				火 災 発 生	建 物 件	
非 住 家	公 共 建 物	棟		火 災 発 生	危 険 物 件			
	そ の 他	棟			そ の 他 件			

8－8 福岡県災害調査報告実施要綱（様式）

様式第1号

〔災 害 概 況 即 報〕

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

災害名 (第 報)

(市町村→地方本部→県本部)

災 害 の 概 要	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被 害 の 状 況	死傷者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況					避 難 状 況					
					勧告・指示 自 主 の 別	日時	地区名	避難先	人員	

以下、省略

9 応援要請

9-1 自衛隊災害派遣要請依頼書

文書番号

年 月 日

福岡県知事 殿

飯塚市長

印

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第68条の2に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣方を要請します。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

9-2 自衛隊災害派遣撤収依頼書

文書番号

年 月 日

福岡県知事 殿

飯塚市長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。

記

- 1 撤収要請日時 年 月 日 時 分
- 2 派遣された部隊
- 3 派遣人員及び従事作業の内容
- 4 その他参考事項

9－3 九州地方整備局災害時応援要請依頼書

別紙－1

文 書 番 号
平成 年 月 日

国土交通省九州地方整備局長 殿

飯 塚 市 長

大規模な災害時の応援について（要請）

「飯塚市における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり応援を要請します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 要請内容
- 4 その他

10 避難所

この様式を使う場合は表面と裏面を両面コピーしてください。

10-1 避難者カード

ひなんじょりようしゃとうろくひょう

避難所利用者登録票

表面

避難所名		受付番号
記入日	年 月 日()	記入者氏名
住 所	〒 -	自治会・町内会名
電 話	() -	自宅の被害状況 ぜんかい / はんかい / いちぶそんかい ぜんしょう / はんしょう / ゆかうえんすい りゅうしゅつ / その他()
携帯電話	() -	
FAX	() -	避難所 □避難所敷地内に設営 □テント(避難所敷地内に設営) □車両(避難所敷地内に駐車) □避難所以外の場所 (自宅 / 他())
メール	@	
ほかの連絡先(親戚など)	〒 - () -	希望する場所
避難所を利用する人 (避難所以外の場所に滞在する人も記入)		けがや病氣・障がい・アレルギーの有無、妊娠中、使用できる言語など、特に配慮が必要なこと
氏名	生年月日・年齢	性別
世帯主	ふりがな	大/昭/平/令/西暦 年 月 日 (歳)
家族	ふりがな	大/昭/平/令/西暦 年 月 日 (歳)
	ふりがな	大/昭/平/令/西暦 年 月 日 (歳)
	ふりがな	大/昭/平/令/西暦 年 月 日 (歳)
	ふりがな	大/昭/平/令/西暦 年 月 日 (歳)
ペットの状況	□飼っていない □飼っている→右欄へ	種類(頭数)
同伴希望(ペット台帳に記入)	□置き去り	□行方不明
自家用車(避難所に駐車する場合)	車種	色
ナンバー		

●世帯(家族)ごとに記入して、総合受付に提出してください。

●ご記入いただいた情報は、食料や物資の配給や健康管理などの支援を行うため、避難所運営のために必要最低限の範囲で共有します。また飯塚市災害対策本部にも提供し、被災者支援のために飯塚市が作成する「被災者台帳」にも利用します。

※住所(〇〇町〇〇丁目まで)と氏名、ふりがなについては、被災者の安否確認について問い合わせがあった場合に使用しますので、原則公開とするよう御協力を願います。

避難所利用者登録票

裏面：運営側(受付担当)

裏

記入用

< 登録時 >

- 運営側（受付担当）は、記入者とともに表面の記載を確認する。
 - ・ 安否確認への対応（公開・非公開）個人ごとに○がついているか。
 - ・ けがや病気、障がい、アレルギーの有無、妊娠中、使用できる言語（または日本語が理解できるか）など、とくに配慮が必要なことはあるか。
- 詳細を聞き取ったら↓「本人からの申告・聞き取り事項」に記入

●受け入れ先

受け入れ先 (滞在先)	場所	☐ 避難所 ☐ テント（避難所敷地内に設営） ☐ 車 両（避難所敷地内に設営） ☐ 避難所以外の場所（ 自宅 / その他（ ））
	組名	
本人からの申告・聞き取り事項など		

< 転出・退出後 >

「退所届」受付後に記入し、「退所届」と合わせてファイルに綴じること

退所届	受付日	年 月 日（ ）
	受付番号	

10-2 避難者名簿

[illegible]

10-3 避難所運営記録

避難所運営記録							
年 月 日 時 分現在				受信日時		月 日 時 分	
発信機関	避難所			発信者			
受信機関				受信者			
避難者数		男	女	計		備考	
		人	人	人			
(運営状況)							
(問題点・要望等)							

10-4 物品の受払簿（避難所用）

[illegible]

10-5 避難所設置及び収容状況

避難所設置及び収容状況

市町村名: No.

避難所の名称	種別	開設期間 月日～月日	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備考
					品名	数量		
		月日～月日	人	人			円	
小計	既存建物	箇所	人	人			円	
合計	屋外仮設	箇所						
	天幕	箇所						

(注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品名、単価、数量を記入すること。
3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。(ただし、該当者が多く記入不可能の場合は、その「避難者名簿」の写しを添付し、その旨を「備考欄」に記すこと。)
4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線でけすこと。

1 1 救助・医療

1 1 - 1 行方不明者名簿

行方不明者名簿

整理番号	届出月日	行方不明者							届出者			備考
		住所	氏名	年齢	性別	身長 (cm)	体重 (kg)	着衣その他の特徴	住所	氏名	行方不明者との関係	
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											

1 1 - 2 医療救護所開設状況報告

医療救護所開設状況報告								
年 月 日 時 分現在				受信日時		月 日 時 分		
発信機関		部			発 信 者			
受信機関		部			受 信 者			
場 所								
従事者数				軽 症	中毒症	重 傷	計	左のうち 要搬送者
医 師	看護婦	その他	計					
人	人	人	人	人	人	人	人	人
状 況								
執 っ て い る 措 置								
処 理 状 況								

1 2 緊急輸送

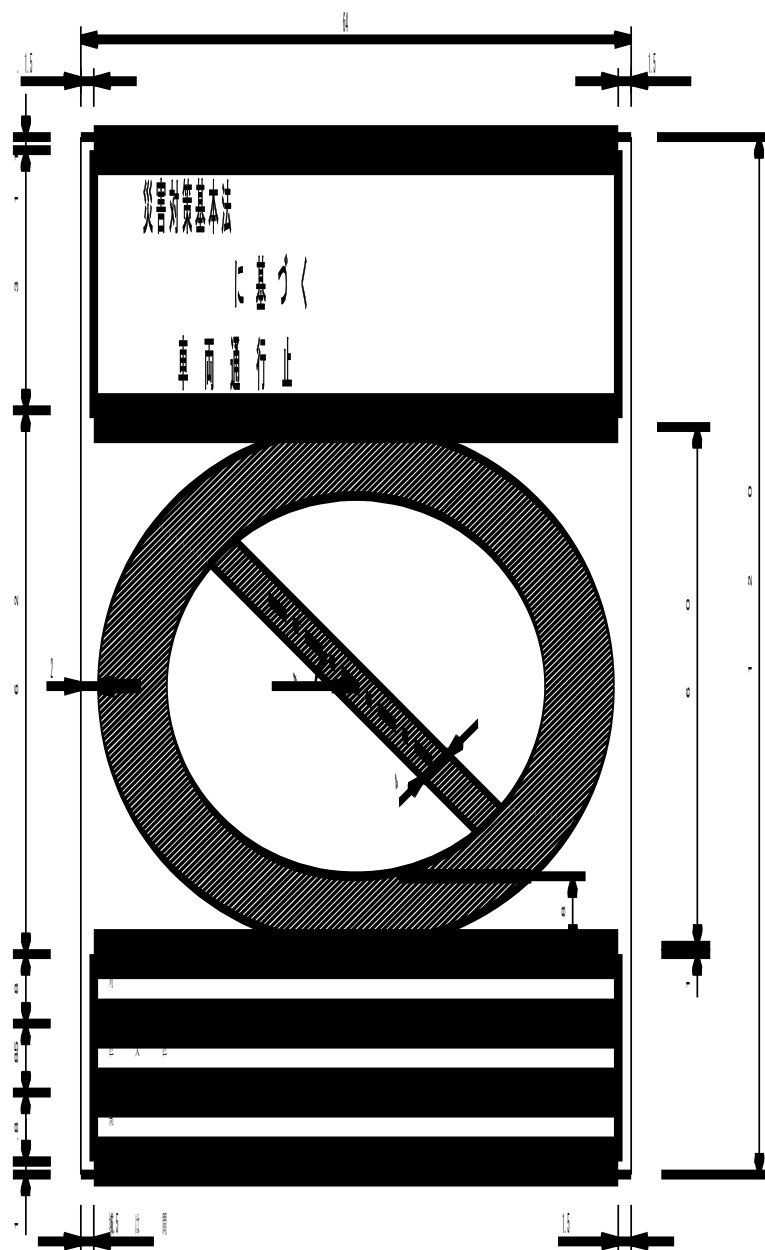
1 2 - 1 緊急通行車両事前届出書

別記様式第 1

災害応急対策用 緊急通行車両事前届出書		災害応急対策用 緊急通行車両事前届出済証		号
福岡県公安委員会 殿		左記のとおり事前届出を受けたことを証する。		年 月 日
申請者 住所 (電話) 氏名 印		福岡県公安委員会 印		
番号標に表示されている番号	(注)			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	1 災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。			
使用者	2 本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合には、公安委員会(警察本部又は警察署経由)に届け出て再交付を受けてください。			
住所	3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。			
氏名	(1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。			
出 発 地	(2) 緊急通行車両が廃車となったとき。			
	(3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。			
(注) この事前届出書は、2 通作成し、申請者が緊急通行車両として使用することを疎明する書類及び自動車検査証の写しをそれぞれ 1 通添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部交通規制課に提出してください。				

12-2 緊急車両以外の車両通行止め標示

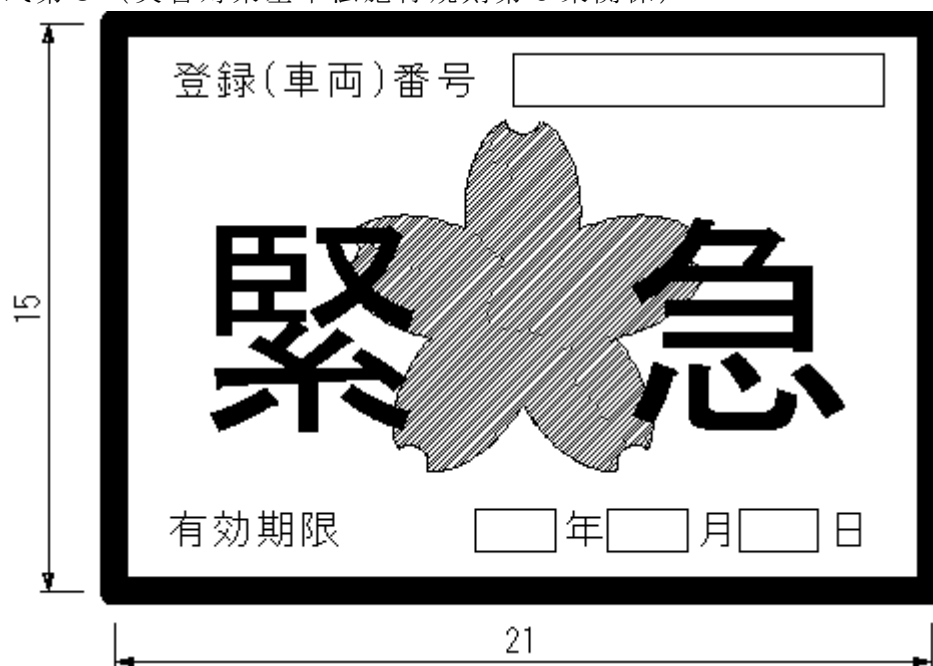
別記様式第2（災害対策基本法施行規則第5条係）



- 備考
- 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 - 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

1 2 - 3 緊急通行車両通行標章

別記様式第3（災害対策基本法施行規則第6条関係）



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画線が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

12-4 緊急通行車両確認証明書

別記様式第4（災害対策基本法施行規則第6条関係）

第 号			年 月 日	
緊急通行車両確認証明書				
知 事			印	
公安委員会			印	
番号票に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）				
使用者	住 所	() 局 番		
	氏 名			
通行日時				
通行経路	出 発 地	目 的 地		
備 考				

備考 用紙は日本工業規格A5とする

12-5 物品の受払簿（物資集配拠点用）

[illegible]

1 3 遺体の処理・埋葬

1 3 - 1 遺体処理票

遺 体 処 理 票

[飯塚市]

災 害 遺 体 番 号		第 号
死 亡 者	氏 名	
	住 所	
	遺 骨 処 理 番 号	第 号
	焼 骨 日 時 場 所	
引 取 人	氏 名	
	住 所	
	死 亡 者 と の 関 係	
	引 取 年 月 日	年 月 日
遺 留 品	処 理 番 号	第 号
	保 管 所	
備 考		
納 骨 場 所		

1 3 - 2 遺留品処理票

遺 留 品 処 理 票

[飯塚市]

災 害 遺 体 番 号		第 号
死亡者	氏 名	
	住 所	
	主 な 遺 留 品	
引取人	氏 名	
	住 所	
	死亡者との関係	
	引 取 年 月 日	年 月 日
遺留品	処 理 番 号	第 号
	保 管 所	
備 考		
遺留品保管場所		

1 4 市民生活の安定

1 4－1 罹災証明書交付申請書

(宛先) 飯 塚 市 長

罹災証明交付申請書

年 月 日

申請者住所 _____		
申請者氏名（自署） _____ 電話番号 _____		
被災物件との関係 1. 居住世帯主 2. 世帯主以外の居住者 3. 物件の所有者 4. 代理人（委任状が必要） 5. その他（ ）		
罹 災 日	令和 年 月 日	
被災物件 の所在地	飯塚市	
被害状況		
使用目的 及び 必要枚数	使用目的	必要枚数
		枚
		枚
		枚
その他		
【自己判定方式にて交付を希望する場合】 ☐ 「準半壊に至らない（一部損壊）」という調査結果に同意します。 ※自己判定方式の場合、持参いただいた写真で被害判定を行うため、実地調査を行いません。		

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
申請者住所 (申請者が世帯主と異なる場合のみ記載)	
申請者氏名 (申請者が世帯主と異なる場合のみ記載)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水
備 考	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

飯塚市長

14-3 被害届出証明書

(宛先) 飯 塚 市 長

被害届出証明交付申請書

下記のとおり、被害があったので届け出ます。

年 月 日

届 出 者	住 所		
	氏 名 (自署) (事業所名・代表者)		電話番号 ()
被害物件 の所有者	住 所		
	氏 名		
被 害 場 所	飯塚市		
被 害 日	年 月 日		
被 害 原 因			
被 害 の 状 況			
使用目的 及び 必要枚数	使用目的		必要枚数
			枚
			枚
			枚

第 号

被害届出証明書

上記のとおり、届出があったことを証明します。

年 月 日

飯塚市長

※この証明は、災害対策基本法第 2 条に規定する災害により受けた被害のうち、罹災証明の対象事項でなく市の調査確認が出来ていない被害について、本人の届出があったことを証明するものです。

1 4 - 4 義援金品受領書

義 援 金 品 受 領 書

No. _____

金 額 ¥ _____

品 名	数 量	備 考

以上のとおり受領致しました。
ご好意に厚く御礼申し上げます。

年 月 日

様

飯塚市災害対策本部長
飯塚市長

印

1 4 - 5 避難行動要支援者名簿等

避難行動要支援者名簿

[illegible]

同意を得るための様式例

フリガナ			
氏 名			
生年月日		性別	男 ・ 女
住 所			
避難支援等を必要とする事由	☐ 介護保険の認定を受けている 要介護状態分： ☐ 手帳所持 障害名：（ ） 等級： ☐ その他 【特記事項】		
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

※同意いただいた場合、 の欄に障害名等を記載し、避難支援等関係者に提供します。

避難行動要支援者は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者（地域等）から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために、上記内容（氏名、生年月日、性別、住所、障害種別等の内容、連絡先等）及び障害名や病名等を、市防災計画に定める避難支援等関係者に提供することに、

- ☐ 同意します
☐ 趣旨を十分理解した上で、同意しません
☐ 同意するかしないかを判断するために、市からの詳細な説明を求めます

令和 年 月 日 氏名_____

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

※避難行動要支援者情報を作成するため、避難支援等関係者が訪問調査を行いますので、その際は御協力ください。

個別計画の様式例

避難時に配慮しなくてはならない事項	(あてはまるものすべてに☑) ☐立つことや歩行ができない ☐音が聞こえない(聞き取りにくい) ☐物が見えない(見えにくい) ☐言葉や文字の理解がむずかしい ☐危険なことを判断できない ☐顔を見ても知人や家族とわからない ☐その他 { }
-------------------	---

同居家族等	
-------	--

緊急時の連絡先 ①	フリガナ	
	氏名(団体名)	
	住所	
	連絡先	電話番号 1 : 電話番号 2 : メールアドレス : その他 :
緊急時の連絡先 ②	フリガナ	
	氏名(団体名)	
	住所	
	連絡先	電話番号 1 : 電話番号 2 : メールアドレス : その他 :
【特記事項】 (普段いる部屋、寝室の位置) (不在の時の目印、避難済みの目印) など		

避難支援者情報 ①	フリガナ	
	氏名 (団体名及び代表者)	
	住所	
	連絡先	電話番号 1 : 電話番号 2 : メールアドレス : その他 :
避難支援者情報 ②	フリガナ	
	氏名 (団体名及び代表者)	
	住所	
	連絡先	電話番号 1 : 電話番号 2 : メールアドレス : その他 :

避難場所等情報 ※位置・経路・移動するまでの注意すべき事項など

令和 年 月 日

上記避難支援等関係者に提供した情報について、記載内容に誤りがないことを確認するとともに、市に報告することを了承します。

氏名 _____

飯塚市地域防災計画

－ 資 料 編 －

(平成 26 年 6 月) 初版発行

平成 27 年 6 月 改正

平成 28 年 6 月 改正

平成 29 年 6 月 改正

平成 30 年 6 月 改正

令和 1 年 6 月 改正

令和 2 年 6 月 改正

令和 3 年 5 月 改正

令和 4 年 5 月 改正

令和 5 年 5 月 改正

令和 6 年 5 月 改正

令和 7 年 5 月 改正

編集・発行 飯塚市防災会議

事務局 飯塚市 総務部 防災安全課

〒820-8501

福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号

TEL 0948-96-8243 (直通)

FAX 0948-22-5754